J A S R A C 80 年 史

_____音 楽で つな がる 未 来 へ ———

会長挨拶



JASRAC 80年史 発刊に寄せて

1939 (昭和14) 年11月18日、作詞者、作曲者ら48人 (発起人は68人) が集まり、大日本音楽著作権協会、現在のJASRACが誕生しました。往事の記録を読み解くと、テレビもない、レコード、ラジオなどでの音楽利用がメインだった時代でしたが、創作者の想いは今の私達以上に熱く、創作者の権利保護を訴える気持ちが、時を超えて伝わってきます。

80年が過ぎた今、インターネットでの音楽配信を中心に、音楽の利用方法もさまざまとなり、また瞬時に 国境を越えていく環境となりました。この間JASRACは、国際的な創作者の権利保護の基盤作りに尽力する 一方で、音楽を適正に利用され、音楽文化の発展を支えていただいている方々との良好な関係構築に努めて まいりました。

このたび、JASRAC創立80周年を、音楽の創作者、クリエーター団体の会長という立場で迎え思うことは、 先輩創作者が権利保護のため訴えてきた熱い想いを受け継ぎ、次世代の人達にこれを受け渡すこと。そして それを90、100周年へとさらなる発展につなげてほしい、という創作者としての願いです。

これからも音楽を利用される方々から信頼いただける「愛されるJASRAC」を目指し、常に誠実に、尽力してまいります。これまでの皆さまからのご厚意に深く御礼を申し上げるとともに、今後とも変わらぬご理解、ご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

一般社団法人日本音楽著作権協会(JASRAC)会長

いではく

役員一覧

会長 いで はく

理事長 浅石 道夫

常務理事 北田 暢也、宮脇 正弘、世古 和博

常任理事 齊藤 眞美、伊澤 一雅、中戸川 直史、増田 裕一

理事 作詞者/石原 信一、岡田 冨美子、喜多條 忠、

たきの えいじ、前田 たかひろ、山田 孝雄

作曲者/岡千秋、小六 禮次郎、千住 明、 徳久 広司、水森 英夫、渡辺 俊幸

音楽出版者/稲葉 豊(ユーズミュージック)

久保田 匠 (エムシーキャビン音楽出版)

桑波田 景信(日音)

小池 英彦 (フジパシフィックミュージック)

平野 達郎 (渡辺音楽出版) 堀 一貴 (大洋音楽)

学識経験者/上原 伸一、鈴木 寛、角田 政芳、宮武 久佳

監事 学識経験者等/宮内隆(常勤)、大井和人

正会員/聖川 湧、峰崎 林二郎

会計監査人 監査法人ナカチ

100年後も行動理念は変わらない



一般社団法人日本音楽著作権協会(JASRAC)理事長、 著作権協会国際連合(CISAC)理事、同理事会副議長

浅石 道夫

「失われた10年」を乗り越えて

私が理事長に就任した2016年6月当時、JASRACの使用料徴収額・分配額は伸び悩んでいました。私はこの低迷期を「JASRACの失われた10年」と称しています。

2008年に起きたリーマンショック、2009年に公正取引委員会から受けた「排除措置命令」、またその命令の取り消しを求める同年の「審判請求」申立て、さらに2011年に発生した東日本大震災の影響などが続いたことが、業績低迷の一因になっていました。私は早期に問題を解決し、本来の著作権管理業務に専念することが業績回復につながると考え、理事長就任の3か月後に審判請求取下げを決断しました。

その後、職員一丸となって著作権管理業務に注力した結果、2018年度の使用料徴収額および分配額は IASRAC史上第2位の業績を記録しました。

二つの意味で重要なテーマとなる「国際化」

80周年を迎えたJASRACの重要なテーマの一つが「国際化」です。我々は日本の音楽市場に大きな危機感を抱いています。世界第2位の音楽市場がもたらす内需だけでやっていける時代は終わり、さらなる国際化への取り組みが急務です。

我々の目指す「国際化」には、もう一つの側面があります。それは急成長を遂げるアジアの地で著作権管理の環境整備を支援することです。

我々も1951年におけるASCAPとの管理契約を皮切りに、欧米の主要団体との相互管理契約締結が、管理事業飛躍の契機となりました。さらに、職員を欧米の主要団体に派遣させて著作権管理のノウハウを学んだことが、管理事業の足場を固めたと考えています。

その"恩返し"をアジア諸国に対して行うことを当 然の務めと考えます。アジア諸国にJASRACに匹敵 あるいは凌駕する管理団体の創設を支援し、適正な 徴収分配が行われる環境を整備すれば、現地の管理 団体だけではなくJASRACにも国内の権利者にも 著作物使用料が分配されることになり、Win-Win-Winの関係になると考えるからです。

JASRACの挑戦~二つのエンジン

これまでJASRACは、著作権管理事業というエンジンを駆動させてきました、これからは「音楽文化の普及発展に寄与する」というJASRACの目的をより一層達成させるために、「委託者共通の目的にかなう事業」という二つ目のエンジンの駆動に挑戦します。

作家の信託財産の一部を基金として著作権思想の 普及、音楽文化の振興、国際的な研修・交流事業な どを実施することについて、社員総会の決議を得ま した。

コピーライトからオーサーズライトへ

2019年5月、東京で35年ぶりに開催されたCISAC 総会で、世界最古の音楽著作権管理団体であるフランスSACEMのジャン・ノエル・トロンCEOが「今まで使われていた"Copyright"には財産的価値を守るという意味があるが、本来我々が守らなくてはならないのは"Author's right" (創作者の権利)であり、文化である」と発言しました。

そもそも著作権とは、フランス革命で市民が命を 賭して王侯貴族から勝ち取った最も尊い権利の一つ と言われています。誰もが等しく持つ人権なのです。 ところが、日本では今も無許諾で楽曲を利用する行 為が横行しています。その背景には、楽曲の不正利 用が人権侵害にあたるという基本理念が浸透してい ないことにあります。その基本理念の浸透こそ、我々 JASRACに課せられた重要な使命だと考えます。 可法教養 び権利者 ません。 80年を 向き合い 利用の利 以口にあります。その基本理念が浸透してい ないことにあります。その基本理念の浸透こそ、我々 が、100年を ・100年を ・100年を

1958 (昭和33) 年に公募で選ばれた「人に人権 音

楽に著作権」という標語を、2018 (平成30) 年に改めて打ち出した背景には、我々自身も原点に立ち返る必要があるとの自戒も込められています。

JASRACの行動理念は変わらない

80周年を迎えJASRACはどこへ向かうのかという質問に対し、我々は一貫して「過去も現在も未来も一切変わらない」と答えています。

そのルーツは、1847年のパリ・シャンゼリゼ通りのカフェ・コンセール「アンバサドール」で、創作者が、自分の楽曲が無断で演奏されていることを事前に確認し「演奏の対価を支払わなければ飲食代を支払わない」と店主に申し立てた事件にあります。これを店主が拒否したため、創作者は裁判を起こし勝訴したのです。特筆すべきは、すでにこの時点で、演奏者ではなく、店舗の経営者に著作権手続きの責任を求めるという、今日の規範的利用主体論が採用されていることです。この後、彼らはSACEMを立ち上げました。

JASRACの業務は、この170年前のエピソードのエッセンスと基本的には変わっていません。ブロックチェーンやAI(人工知能)など新技術導入を研究していますが、無許諾の音楽利用を適正化するには、店舗のような閉ざされた空間に客として入店し音楽利用を把握する実態調査、利用主体の特定および利用主体との交渉、さらに交渉がまとまらない場合の司法救済、その後の楽曲利用に係る対価の収受および権利者への分配などは、現在も全く変わっておりません。

80年を振り返ると、JASRACは常に時代と社会に向き合い、著作権の保護、利用者にとっての著作物利用の利便性の確保に力を尽くしてきましたが、JASRACの行動理念自体は、80年経った今も変わらず、100年後も変わらないことを確信しています。

	会長挨拶	2
	役員一覧	3
	理事長インタビュー	4
	目次	6
	本史について	8
第1部 年	史	
第1章	草創期	10
2.0	JASRAC 設立~ベルヌ条約復帰前	
	前史・1939(昭和 14)年~ 1951(昭和 26)年	
第2章	台頭期	26
	テレビ放送開始、CISAC 加盟、音楽出版社の設立と入会	
	1952 (昭和 27) 年~1965 (昭和 40) 年	
第 3 章	躍進期	49
	著作権法全面改正、放送ブランケット交渉、貸与権新設、	
	カラオケ登場 1966(昭和 41)年~ 1986(昭和 61)年	
	1900 (四和 41) 中~ 1900 (四和 01) 中	
第4章	: 発展と混迷	81
	カラオケ管理開始、私的録音・録画補償金制度の導入、	
	本部事務所ビル移転問題	
	1987(昭和 62)年~1996(平成 8)年	
第 5 章	試練と改革	102
	附則 14 条の廃止、著作権等管理事業法施行、	
	ネット上の音楽利用の管理開始、公益法人制度改革	
	1997(平成 9)年~ 2008(平成 20)年	

第6章排	兆戦	127
	一般社団法人への移行、東日本大震災復興支援、	
	審判請求の取下げ、著作権保護期間延長 2009 (平成 21) 年~	
	2009 (十成 21) 中 -	
Special I	nterview	168
	加戸 守行 氏 片岡 史朗 氏	
	都倉俊一氏	
	角田 政芳 氏	
安 廹		176
EJ 11BJ	音楽家の拓いた道 近代日本の音楽	170
	戸ノ下 達也 氏	
第2部 法的	り措置の歴史	
	法的措置の歴史(解説)	180
	法的措置の歴史	183
第3部 資料	斗編	
	歴代会長	214
	歴代理事長	215
	歴代役員	216
	JASRAC の機関と組織	223
	出張所・支部の変遷	224
	海外の著作権管理団体との契約状況	228
	JASRAC 賞受賞作品一覧	232
	文化事業一覧	241
	JASRAC 音楽文化賞 ·······	250
	著作物使用料等の徴収額の推移	255
	著作権使用料等の分配額の推移	256
	信託者数の推移(各年度末時点)	257
	索引	258

本史について

- 1 第1部年史については、JASRAC80年の歴史を簡潔・正確に記録することを目的に作成した。第1章「草創期」から第5章「試練と改革」までは、JASRACの過去の年史をもとに、また2009 (平成21) 年11月から2019年11月までの10年間については、会報「JASRAC NOW」の主要記事をもとに掲載した。Special Interview、寄稿も掲載した。
- 2 第2部法的措置の歴史については、JASRACが提訴した主な事件を中心に掲載した。詳しくは別に発行される「判例でみる音楽著作権訴訟の論点80講」(日本評論社)を参照願いたい。
- 3 第3部資料編については、従来の巻末資料に、歴代役員、JASRACの機関と組織、出張所・支部の変遷、 文化事業一覧、JASRAC音楽文化賞受賞者一覧などを加えた。
- 4 文中における役員および会員・信託者の記載については、原則として敬称を省略した。
- 5 JASRACの名称の記述については、終戦の1945 (昭和30年)までは「協会」、翌年以降を「JASRAC」と表した。

第 1 部

PART 1





第1章 草創期

JASRAC設立~ベルヌ条約復帰前 前史・1939 (昭和14)年~1951 (昭和26)年

前史

(仲介業務法の成立まで)

条約改正

1858 (安政5) 年の日米修好通商条約など、開国 にあたって幕府が諸外国と締結した条約は、相手国 に治外法権を認めながら、日本の関税自主権が拒ま れるなど不平等なものだった。この不平等条約を改 正する条件として相手国側から求められたのが、日

本の法体制、法環境を近代国家にふさわしいものに 整備することだった。

政府はこの要求に応えるため、著作権の保護に関する条約「ベルヌ条約」への加入を約束し、同条約の水準を充たす著作権法の制定を図った。

出版条例~版権法

わが国の著作権に関する最初の法令は、1869 (明治2) 年の出版条例とされる。「図書ヲ出版スル者ハ官ヨリ之ヲ保護シテ専属ノ利ヲ収メシム」と定められ、図書を出版する者の権利が保護されるようになった。

1872 (明治5) 年の一部改正を経て1875 (明治8) 年に全面改正された出版条例で、初めて「版権」(福澤諭吉がcopyrightの訳語として造語したと言われる)の用語が使われた。この当時の版権は、現在の著作権とは異なり、著作物のうち図書等(概ね現行著作権法での「言語の著作物」)についての権利であって、脚本、音楽、写真、映画等はその対象とされていなかった。

また、図書等についての権利の内容も、現在の複製権、翻案権、出版権のように整理されたものではなかった。なお、版権の用語は1899 (明治32) 年に著作権法 (旧著作権法) が公布されるまで用いられている。その後も、出版条例は数次の改正が行われ、1887 (明治20) 年には出版条例、版権条例、脚本楽譜条例等が勅令により定められ、このとき初めて版権が (図書の出版者ではなく) 著作者に帰属することが明確となった。脚本楽譜条例では楽譜に興行権が与えられた。次いで、1893 (明治26) 年の版権法の制定をみるが、この版権法を含めて、これまでの権利は、官に免許を願い出ることにより保護されるものだった。

著作権法制定とベルヌ条約加入

1899 (明治32) 年の著作権法施行に伴い、同年4月18日、日本はベルヌ条約に加入、日英通商航海条約をはじめとする各国との改正条約が、その後、同年7月から8月にかけて相次いで発効した。

また、特許法、実用新案法、意匠法が著作権法と 同時期に施行され、日本は工業所有権の保護に関す る条約であるパリ条約に加入するが、これも条約改 正のための条件だった。

ベルヌ条約加入までの道のり

ベルヌ条約への加入を約束した明治政府は同条約締結国の国民が創作した書籍、音楽等の日本国内における著作権保護を約束するため、同条約の水準を満たす著作権法の制定を図らなければならなかった。

1897 (明治30) 年、政府は版権法の全面改正に着手した。当時内務省官僚だった水野錬太郎が欧州に赴き、各国の法制を調査。従来の「版権」という言葉を「著作権」に改め、1899 (明治32) 年1月13日に著作権法 (いわゆる旧著作権法) を立案、3月4日公布、7月15日施行が実現し、同年4月18日にベルヌ条約に加入することができた。

プラーゲ旋風

国際水準の著作権制度は整ったものの、日本の日常生活で著作権が意識されることはなく、いわば「著作権法あれど著作権なし」の時代が続いていた。

在日ドイツ人だったウィルヘルム・プラーゲは 1931 (昭和6) 年、まずBIEM (録音権協会国際事務局)の代理人として東京・神田に事務所を開設。次いで英国、ドイツ、フランス、オーストリア、イタリア5か国の音楽著作権団体で構成された「カルテル」の代理人となって、著作権の管理を開始した。

プラーゲはNHK (当時は大日本放送協会) とラジオの放送使用料について交渉したが、1933 (昭和8) 年8月1日以降の値上げ交渉が不調に終わり、以後ほぼ1年間、NHKはカルテルの管理する外国曲の放送を中止することとなった。

プラーゲの厳しい権利主張と使用料の取り立ては、 ジャーナリズムによって「プラーゲ旋風」と呼ばれ、 音楽界に不安を巻き起こすとともに、社会的反響を 呼んだ。

こうした状況のもと、1934(昭和9)年の著作権 法改正(翌年7月15日施行)に際して、プラーゲ対 策ともいうべき規定が設けられた。

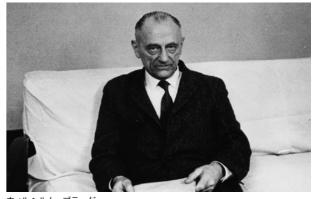
それが、「音ヲ機械的ニ複製スルノ用ニ供スル機器ニ著作物ノ適法ニ写調セラレタルモノヲ興行又ハ放送ノ用ニ供スルコト」、すなわち適法に録音された録音物を用いて演奏または放送する場合は、出所を明示すれば著作権侵害とみなさないという規定、いわゆる「30条8号」である。

諸外国に例のないこの著作権の制限規定は、1970 (昭和45)年の著作権法全面改正によって原則的に 廃止されたが、その後も附則14条に形を変え、1999 (平成11)年の法改正で廃止されるまで存続した。こ れら「プラーゲ旋風」の後遺症とも言うべき規定は、2002(平成14)年4月以降、JASRACにおける、飲食店等でのBGM利用(録音物の再生、有線放送の伝達)に係る許諾開始、ひいては演奏権管理全般に多大な影響を与えた。

さらに、プラーゲは、1937(昭和12)年に大日本 音楽作家出版者協会を設立し、日本人の作詞家、作 曲家らに勧誘の手を伸ばした。

こうした状況の中で、内務省警保局図書課で著作権を担当していた国塩耕一郎は、打開策として、日本の音楽家たちに著作権管理団体を設立させ、その団体が海外の著作権管理団体と契約を結んで外国曲を平等に管理し、国情に適った著作権管理を進めるべきとの構想を提案。作家側の積極的な賛同を得て、ここに、〈官民一体〉の事業が始まった。

日本の主だった作詞家・作曲家と、その団体の代表者たちが共同で音楽著作権管理団体の設立を進める一方、政府は、その団体の設立を法的に支える「著作権二関スル仲介業務二関スル法律」(仲介業務法)の制定に着手した。



ワイルヘルム・フフーケ

プラーゲの権利行使

プラーゲは、新聞から演奏会の情報を収集し、演奏会の主催者に対して内容証明郵便を送付して演奏曲目を知らせるように要請。要請に応じなかった演奏会については、演奏会場に足を運び、演奏楽曲を記録していたという。実際に無許諾の演奏会主催者に対して、演奏会の直前に楽譜を差し押さえ、損害賠償請求を行った。また、プラーゲは演奏会以外の分野においても、NHKに対して外国音楽の放送使用料を要求し、録音に係る使用料を支払っていないレコードを差し押さえ、オペラの無断上演を行った歌劇団に対しては損害賠償を請求し、楽譜の差し押さえを求めた。

昭和初期のわが国では、旧著作権法が制定・施行されてはいたものの、著作権順守の意識が国民には浸透していなかった。プラーゲの活動は、各所で大きな混乱を招いたが、一般国民に「著作権」という言葉を浸透させた功績は大きい。仲介業務法の制定、大日本音楽著作権協会設立の直接の要因ともなった。

1939 (昭和14) 年

仲介業務法の成立

「仲介業務法」は3月に第74回帝国議会を通過、12 月15日から施行された。

この法律に基づいて設立される音楽著作権管理団体には、次の内容が求められた。

- ①公益を目的とする非営利の法人として、作詞者、 作曲者の代表者をもって組織する。
- ②日本の実情に即した公正で妥当な料金を設定し、 漸進的に、円滑に料金を徴収する。
- ③外国の音楽著作権団体と相互契約を結び、内外 人平等の原則で、外国人の音楽著作権を保護す る。
- ④著作権思想の啓蒙普及に努める。

※昭和14年12月13日勅令第835号で、仲介業務法が適用される著作物は、「小説、脚本、楽曲 7年7場合ニオケル歌詞、楽曲」と定められた。また、政府は法律に明文化しないものの、著作権の管理団体は、著作物の1分野に1団体が適当との判断を示した。「公正妥当な料金であれば、一つの機関によって徴収されることに支障はない」「外国の管理機関と相互委任契約を結ぶのに国内の機関が一つのほうが合理的である」などが理由である。

協会の設立

団体の設立については、前年来、大日本音楽協会、 大日本作曲家協会、現代日本作曲家連盟、日本演奏 家連盟、日本作歌者協会や邦楽の団体も加わって内 務省と協議を重ねてきた。そして11月18日午後1時、 内務省第1会議室で社団法人大日本音楽著作権協会 の創立総会を開催。林照寿(柳波)を議長に会員や 役員選任、事業計画、資金などに関する議案が審議 された。出席者は、発起人68人中48人だった。 協会設立時における会員

- 1 作曲者 (50人)
- (1) 邦楽関係(25人) 今井慶松、豊竹巌太夫、常磐津文字兵衛、 常磐津文字太夫、岡本文弥、川瀬順輔、

吉田草紙庵、吉住小三郎、中尾都山、 中能島於一、歌沢寅右衛門、哥沢芝金、 野沢吉作、町田嘉章、富士松薩摩掾、 清元梅吉、清元延寿太夫、清元志寿太夫、 杵屋勝太郎、杵屋寒玉、杵屋栄蔵、 杵屋佐吉、稀音屋浄観、岸沢式左、宮城道雄 (2) 洋楽関係 (25人)

井上武士、池内友次郎、飯田信夫、服部正、 林松木、橋本国彦、堀内敬三、大木正夫、 中山晋平、梁田貞、山根銀二、松平頼則、 藤井清水、古賀政男、古関裕而、小出浩平、 小松耕輔、小松清、佐々木すぐる、清瀬保二、 弘田龍太郎、平尾貴四男、本居長世、 諸井三郎、杉山長谷夫 2 作詞者 (15人)

林柳波、大木惇夫、河井酔茗、與田準一、 高野辰之、長田幹彦、久保田宵二、葛原しげる、 松原至大、小林愛雄、渥美清太郎、西条八十、 佐藤惣之助、時雨音羽、清水かつら

3 定款5条2項による会員(3人) 今井二郎、松方正廣、増沢健美

初代理事長に増沢健美就任

理事長 增沢健美(初代)

理 事 渥美清太郎、今井二郎 (後に常務理事に就任)、久保田宵二、小松耕輔、林柳波、松方正廣、 諸井三郎

監 事 小林愛雄、中山晋平

事務所の開設

協会は11月20日、内務大臣に社団法人設立の許可 を申請し、12月20日に許可された。

12月22日には内務省で理事会を開き、事務所を東

京市淀橋区角筈1丁目765番地(現在の新宿区西新宿1丁目)新宿ビルディング内に置くことを決めた。

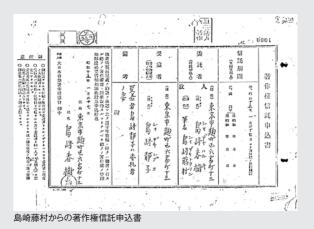
日本人の手になる音楽著作権団体を設立

11月18日午後1時、内務省5階第1会議室で開催された社団法人大日本音楽著作権協会設立総会。設立代表者(初代理事長)に選任された増沢健美は、「1938(昭和13)年の秋ごろ、内務省の国塩耕一郎事務官から、日本人の手になる音楽著作権団体をつくりたいので、協力してほしいといわれた。私は大日本音楽協会の会長大倉喜七郎氏の了解を得たうえで、承諾の返事をした」と協会設立参画の経緯を述べている。

設立に際する資金は、大日本作曲家協会、長唄研精会、社団法人日本作歌者協会、長唄協会会長杵屋佐吉、日本現代作曲家連盟から計4,500円(現在で約200万円に相当)を借用した。山縣茂太郎(作曲家、元大阪教育大学教授)は、大日本作曲家協会からの借用について、「1939(昭和14)年のおわり頃であろうか、あ

る日、会計理事の中山晋平さんから突然の呼び出しがあって中野のお宅に伺うと、100円札10枚入りの封筒を渡され、そのときちょっとこわばった表情の中山さんが『山縣さん、これは落とさないようにね』と、いつもの少々鼻につまった声で言葉少なに云われたことなど、今も記憶に残っている」と回想している。

1939 (昭和14) 年12月28日、仲介業務法2条の 規定に基づき仲介業務の許可が下り、大日本音楽著作 権協会が正式に設立された。著作権信託契約の第1号 は、1940 (昭和15) 年1月27日に協会の業務開始 に先立ち契約を交わした島崎春樹(藤村)だった。



12 第1部 年史

仲介業務および信託契約約款、分配方法手数料の許可

12月23日には、内務大臣に仲介業務法2条の規定 による仲介業務の許可申請を行い、同28日、許可さ れた。また同日付で、仲介業務法に定める著作権信 託契約約款、著作権者に対する著作物使用料の分配 方法、仲介人の手数料も許可された。この日、著作 物使用料規程の認可を申請した。



仲介業務許可証

使用料規程の認可

著作物使用料規程は、仲介業務法3条2項の規定に より、その要領が1月13日の官報に公告され、2月29 日に内務大臣から認可された。

この当初の使用料規程には、当時の音楽業界の実 情を反映して、写調(現在の録音)の規定は含まれ ていない。

9月14日の理事会では、翌年度に実施する著作物 使用料規程について審議、9月30日に認可申請し、11 月30日に認可された。当時は、仲介業務法施行規則 によって、使用料規程を事業年度ごとに定めていた。

3人の職員で業務を開始

仲介業務法施行規則10条に基づく届け出を行い、 3月1日に業務を開始した。業務を始めるにあたっ て、内務省警保局図書課の著作権係に勤務していた

里中彦志を職員として迎えた。職員は佐野数定、野 口みどりの両名を合わせ、計3人だった。

初代会長に水野錬太郎が就任

4月12日に開いた理事会で、会長に貴族院議員の 水野錬太郎を推薦することを決定、増沢理事長が同 氏宅を訪れて就任を懇請し、4月25日、承諾を得た。

水野はわが国の著作権法の立案者で、著作権法に よって法学博士となり、その後内務大臣、文部大臣 などを歴任していた。

会報を発行

12月25日に「大日本音楽著作権協会会報」第1号 を発行した(翌年9月、「音楽著作権月報」と改題)。 仲介業務法施行規則によって協会の事業年度は、 12月1日から翌年の11月30日までと定められており、 年度末信託者は463人を数えた。なお、この事業年 度は1958(昭和33)年3月31日まで継続された。



1941

初年度(前年度)の実績

1月27日、協会の初年度の決算と管理手数料の変 更を審議し、著作物使用料委員会の委員を選出する 会員総会が内務省で開かれた。

なお、発足当時の定款は、総会に出席して議決権 を行使できる「会員」と、単なる著作権の「信託者」 とを、経費上の理由もあって、区分していた。

初年度の決算の内容は、次のとおり。

- 1 著作物管理件数
- ① 利用者別総件数 238件
- ② 利用曲目別総件数 約20.000件
- 2 著作物使用料徵収額 28.201円62銭

(内訳) 放送 21.127円 30銭

上演 2.528円43銭

映画 2.020円

演奏 644円01銭

出版 1.856円88銭

写調(現在の録音) 25円

3 管理手数料収入 5,178円32銭

(内訳) ①2に係る管理手数料 3,178円32銭 ②レコード管理手数料 2.000円

この「レコード管理手数料」は、全国蓄音機レコー ド製造協会(現在の日本レコード協会)から一括し て支払いを受けたもので、当年度の事業報告書によ れば、次のような事情による。

日本では協会の設立に先行して、作家とレコード 会社との間に、著作物の録音をレコード会社に独占 的に認める、いわゆる専属契約や委嘱契約が結ばれ ており、録音使用料は専属料、委嘱料という名目の 下、レコード会社から作家に直接支払われていた。

こうした実情から協会は、当面はこのような作品 の録音使用料について、使用料規程に一律に定めて 支払いを受けることは困難と判断している。この 「2,000円」という数字は、寄付金としての性格がうか がえる。なお、初年度は2850円38銭の欠損となった。

総会で議決された管理手数料の変更については、 2月5日に許可申請をし、3月11日に許可された。

事務所を銀座・新田ビルに移転

業務が進展し、主務官庁や関係団体との折衝が増 加するにつれ、東京市淀橋区の事務所では不便と なったことから、8月10日、京橋区銀座西8丁目8番 地新田ビル4階に移転した。



初の出張所を開設

1940 (昭和15) 年11月1日、関西出張所を大阪市北区堂島に開設した。

1941 (昭和16) 年4月には名古屋、岐阜地区を一括して取り扱う中部出張所を岐阜市柳川町に開設。同 年8月には、小楢市稲穂町に北海道出張所を開設し、函館支部、札幌支部、旭川支部、室蘭支部をそれぞれ の市内に設置した。

当初は、全国各地への音楽著作権のPRを兼ねて、地方在住の信頼できる会員などに協会の仕事を委託した。

14 第1部 年史 第1章 草創期 ■ 15

太平洋戦争勃発

12月8日、日本は米英に官戦布告し、アジア・太平 珠湾を奇襲攻撃した。 洋戦争が開戦した。日本軍はハワイ・オアフ島の真

1942 (昭和17)年

戦時下の活動

奨励され、軍歌や戦時歌謡一色となり、事実上、自業務は継続された。 由な著作は不可能となった。また、男子職員の多く

太平洋戦争中は国策によって作品の献納、捧作がが召集され、職員の給料も保証しがたい状況下でも、

戦争が著作権管理に与えた影響

「大東亜戦争勃発以来、わずか3か月の間に、この戦争に関して何といふ多数の楽曲を我々はもったことか」と 1942 (昭和17) 年4月発行の音楽著作権月報16号に記載されたように、緒戦の大戦果を受けて数多くの"聖戦 賛美"の歌曲が生まれた。こうした風潮に対し林伊佐緒は、"聖戦貫徹"を鼓舞する音楽は「存在意義を誇示する立 派な歌」だが、そうした歌に対して「大衆は益々かたく口を閉ざして歌から遠ざかっていく」「何にしても歌ふ 歌が欲しい。楽しい時も悲しい時も本当に心の底から歌を歌ってなぐさめられ勇気を奮い起こされる本当の歌ふ 歌が欲しい | と音楽著作権月報 19号で発言している。こうした時局におもねらない発言が掲載されたことは、誇 るべきことといえる。

戦時下の日本では、国策によって作品の献納(著作権一切を被献納者に譲渡)、捧作(著作権の一部あるいは 全部を保有し、精神的な意味に於いて作品を捧げる)が奨励された。国家に献納される著作物の増加は、協会の 管理著作物の減少につながるため、協会としてはゆるがせにできない事態だったが、国難を憂いての至情であり 批判には当たらなかった。

▋音楽における冬の時代へ

1943 (昭和18) 年の年頭、増沢理事長は「今年度までの期間は、本 協会にとっていわば基礎整備の時代であり、これからがいよいよ飛躍発 展の時代に入る | と述べたが、音楽を巡る状況は次第に悪化していく。 連 合軍の反撃により、戦局は緊迫し、「国民精神作興」を目的として文化統 制が強化されてしまう。

同年1月13日、内務省と内閣情報局により米英音楽の演奏(レコード 演奏も)が禁止され、業界が蓄音機とレコードを回収した。増沢理事長 の「飛躍発展の時代にしたい」との祈念はむなしく、音楽のみならず、す べての文芸・学術・芸能は戦時一色に塗り込められ、冬の時代を迎えた。

1944 (昭和19) 年5月には、「苛烈な決戦下に重要資材確保の建前し から音楽著作権月報を休刊せざるを得なくなる。さらに9月1日には、音 楽の演奏または教授を業とする者に「技芸者証」の必携が義務付けられ、 音楽演奏の自由も失われてしまった。11月24日、約70機のB29が飛来 *英音楽の演



1943 (昭和18) 年

文化統制、思想統制の強化

もさらに強化され、1月13日には内務省と内閣情報 (レコード演奏を含む)を禁止した。

「国民精神作興」を旗印とした文化統制、思想統制 局は、米国、英国の音楽を「敵性音楽」として演奏

し、東京への空襲が本格的に始まった。翌年3月10日には、下町に大量の焼夷弾が投下された。

増沢理事長は、当時の協会の状況について次のように述べている。

「空襲が始まって来ると、どこがやられるかわからない。新田ビルの地下室にまだ何もなかったですから、空 襲警報が鳴ると、地下室へ逃げ込んだわけです。夜、預金通帳や重要書類はだれかの自宅へ持っていけば、そこ がやられないとも限らない。一体どこへ保管したらいいのかということで、非常に骨を折ったわけです。今から みれば額は大したことないにしても、とにかく全員に支払わなければならない使用料というものは、その預金通 帳に入っているわけですから、そいつをなくしてしまったんでは、どうにもならないですからね|

空襲下で協会運営に当たった佐々木常務理事は、次のように振り返っている。「1944(昭和19)年の秋、空 襲は日ごとに激しさを加えてきた。私たち2人(佐々木と中山晋平理事長)は防空頭巾を被り、協会(新田ビル) の廊下に柿をかじりながら退避していた。それは中山理事長と私との世にも哀れな姿であった。その頃の職員と いえば、男女合わせて僅か4、5人、その給料さえも満足に払えない時代だった。私たちのその哀れな姿が、当 時の協会の姿でもあったし

■日本敗戦、混乱を越えて

1945 (昭和20) 年5月、召集令状を受けて増沢理事長も戦地に赴く。その約3か月後の8月15日、日本はポ ツダム宣言を受諾し無条件降伏した。

9月22日、連合国最高司令官(SCAP)から「金融取引の統制に関する件 という覚書が日本帝国政府宛てに 発せられ、以降、著作権についても占領行政が始まった。

9月30日、協会は設立当初からわが国の著作権認識が低いことを鑑み、権利主張より著作権尊重の風潮を社会 的に普遍化するべく、著作物使用料を低く抑えていたが、「社会情勢ノ移転二遅レ余リニモ低廉二過ギ今日二於 テハ著作権者ノ最低生活スラ脅威ヲ感ゼセシムルニ至一ったとして、算定基準を上げるために著作物使用料規程 の許可を申請した。著作権審査会による審議の結果、「現行規定二対スル10割増ノ申請ヲ4-5割増」が妥当とさ れ、演奏は5割、放送は4割にそれぞれ修正され、1946(昭和21)年1月1日に認可された。

終戦により人々の生活に音楽が戻ってくる。ラジオで軽音楽と歌謡曲が復活し、米軍放送網(AFRS)の東京 局(WVTR)や大阪局(WVIQ)などがNHK第2放送施設を利用して開局し、ジャズやダンス音楽が放送され、 映画「そよかぜ」が封切られて主題歌の『リンゴの唄』が大流行した。

生活に音楽が戻り、協会の業務も正常化する時期を迎えたが、戦争により男性職員が徴兵され、女性職員が疎 開していたため、当時の在職職員は主事1人、書記3人のわずか4人、いずれも女性という状況だった。

16 第1部 年史 第1章 草創期 ■ 17

1944 (昭和19) 年

会報の休刊

物資の不足が深刻で、軍需優先の国策により紙の 入手が困難となり、会報「音楽著作権月報 | を5月

10日発行の第39号をもって休刊とした。

理事長に中山晋平が就任

8月31日、増沢健美理事長が辞任、9月1日付で中 山晋平が理事長に就任、あわせて同日、佐々木すぐ

る、林柳波両理事が常務理事に就任した。

1945 (昭和20) 年

著作物使用料規程変更の許可申請

終戦間もない9月30日、著作物使用料規程変更の 認可申請をした。変更理由は、これまで権利主張よ りも著作権思想の普及を目的としてきたので、使用料 も低く決められていたが、日本の文化の発展を期する には、著作者の権利が尊重されるとともに、著作者 の社会生活の最低限度の確保が必要なことから、算 定基準を現行の10割増としたい、というものだった。

著作権審議会の書面による審議の結果、現行規程 の4~5割増とすることが妥当とされ、翌年1月1日、 修正認可された。

第二次世界大戦の終結

日本、ドイツ、イタリアを中心とする枢軸国陣営 と、米国、英国、ソビエト連邦、オランダ、フラン ス、中華民国などの連合国陣営との間で1939(昭和

14) 年から始まった第二次世界大戦は、6年間にも及 ぶ戦いの末、連合国側の勝利で終戦した。

1946 (昭和21) 年

使用料規程の認可と管理手数料率の許可

1月1日付の使用料規程認可に続いて、2月には管 理手数料変更を申請し、3月18日、許可された。変 更の理由は、物価の急激な高騰に伴う諸経費の膨張

で、前年度の決算で大幅な赤字を計上、当年度も同 様の事態が予想されたためである。

会長に国塩耕一郎就任

6月11日に水野錬太郎会長が辞任、後任の第2代会 長に仲介業務法の生みの親である国塩耕一郎が就任 した。国塩は茨城県知事、経済安定本部監査局長な

どを経て、当時、終戦連絡中央事務局設営部長を務 めていた。

日本国憲法公布

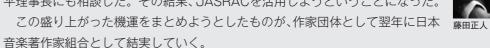
「国民主権 | 「基本的人権の尊重 | 「平和主義 | を基 本原理とする日本国憲法が、11月3日に公布され、翌

年5月3日に施行された。

作家の権利を守るべく日本音楽著作家組合が立ち上がる

この年、並木路子が歌った『リンゴの唄』が大ヒット。サトウハチローを訪ね た並木路子は、「先生の『リンゴの唄』を唄わせていただいて、千回唄ったら、 焼跡に家ができた」とお礼を言った。サトウハチローは、「唄い手は千回歌えば 家ができるが、書いたおれたちは犬小屋もできないとは何事だ」と嘆き、藤田正 人に何か方法はないものかと相談を持ちかけた。

JASRACと信託契約は締結していたものの、JASRACを身近には感じていな かった2人は、作家の権利を守る運動を行うべく、野村俊夫、大村主計、古関裕 而、古賀政男といった作詞家、作曲家を加えて会合を重ね、JASRACの中山晋 平理事長にも相談した。その結果、JASRACを活用しようということになった。





1947 (昭和22) 年

著作権行政が文部省に移管

GHQ (連合国軍最高司令官総司令部) の占領政策 が進むなか、官制が変更、5月には著作権行政も内務 省から文部省に移管され、7月からは社会教育局内に

設けられた著作権室が所管することとなった。内務 省はこの年12月26日に廃止された。

定款を変更、全信託者を会員に

戦後の民主化の流れのなかで、JASRACを作家の 臣に変更の認可申請をした。

変更の主眼は信託者全員を会員にすることで、 「本会に其の著作権の管理を委託したる者を以て会

員」とするとしたうえで、会員総会における選挙に 自主的な機関に衣替えするための定款変更が図られ、よって50人以内、理事会の推薦によって25人以内の 12月23日に開かれた会員総会の決議を経て、文部大 それぞれを代表会員とし、この代表会員総会で、会 長、理事(10人以内)、監事(3人以内)を選任し、理 事の互選で理事長、常務理事(3人以内)を選ぶこと とした。

放送使用料の改定

再出発したIASRACにとって、まず解決すべき課 題が放送使用料の改定だった。

交渉は藤田正人常務理事と日本放送協会(NHK) の春日由三庶務課長(後にJASRAC理事長)の間で

行われ、IASRACは数年間1曲10円のままに据え置 かれていた使用料を、物価の急上昇もあって60円と することを主張、結局、1曲30円とすることで妥結 1,70

18 第1部 年史 第1章 草創期 ■ 19

「赤本 | のヒットで出版使用料が大幅増収

もともと「赤本」あるいは「唄本(歌本)」と呼ばれていた楽譜集は、浅草の武井共同出版会が発行してい たもので、演歌師(流し)が仕入れて街頭販売し、生活の糧にしていた。当時は、一般的な出版流通から外 れた粗悪で安価なまがい物のように見られていたのだが、この「赤本」がよく売れていたことに目を付けた 講談社が、雑誌の新年号で付録に付けたことで注目され、その後、新潮社や中央公論社まで後追いするよう になり、人々の間で大量に出回ることになった。

この「赤本」の使用料徴収に努めた結果、1946(昭和21)年に26万2,586円92銭(現在で約1,147万 円に相当)だった出版使用料は、翌年には153万9.841円91銭と大幅に徴収額を伸ばす結果となった。

1948 (昭和23) 年

名称を社団法人日本音楽著作権協会と改める

1月30日、文部大臣から定款の変更が認可され、名 称を社団法人日本音楽著作権協会と改めた。

新定款による代表会員の選挙が行われ、5月4日の 代表会員総会で次の役員を選出した。

会長 中山晋平 (第3代) 理事長 增沢健美

初めて著作者である会長が誕生した。

使用料規程の変更

料の全面的な値上げを内容とする著作物使用料規程 の変更の認可申請をした。理由は、「今日の社会情勢 を勘案し最も社会的妥当性を有する著作物使用料規 程を設定し、文化財の供給者たる著作者の権利を尊 月20日、修正認可された。

インフレがなおも進行するなか、2月29日、使用 重すると共に、これが社会生活の最低限度を確保」 するためだった。

> この使用料規程は、著作権審議会の審議の後、物 価庁(1952(昭和27)年4月1日廃止)と協議し、8

社交場管理開始

1948 (昭和23) 年の4月1日、のちに東京キャバレー協会となる東京社交事業協会加盟の社交場との契約が 成立し、キャバレーなどのいわゆる社交場音楽利用(実演)からも使用料が入るようになった。

社交場との契約業務の指揮をとった大村主計常務理事(当時理事)は、次のように回想している。

「当時は実演(演奏)といえば音楽会であり、キャバレーは想定外。そのうち、海外の著作権管理団体が組織も機 能も充実していることが分かり、実演の管理に積極的に取り組むため、私が東京の社交場団体と契約交渉を始めた。 個々の店の実態調査に備えて、ポケットに入るドイツ製録音機(日本に3台くらいしかなかった)を当時13万 円で購入。客として入店し、演奏曲目を収録した。

団体の幹部の方々は『払うべきものは払わないといけない』とよく理解していただき、協力もしていただいた。 しかし現場の経営者の方々には理解を得られず、担当職員は苦労した。

1949 (昭和24) 年

文部省設置法の公布

5月31日に文部省設置法が公布され、著作権行政の所管は、文部省管理局著作権課となった。

信託者数1.000人を超える

年度末の信託者数は1.032人で、初めて1.000人の大台を超えた。

1950 (昭和25) 年

業務体制を整備

IASRAC設立の後、各地に開設された出張所は、 この年、押田良久(後の業務部長、監事)に大阪地 区の演奏権管理業務を委託、あわせてスタッフを再 編成するなど、ようやく体制が整い始めた。

この頃、IASRACの業務組織は、放送課、出版課、 実演課、映画課、庶務課、会計課の6課で、本部職 員は、嘱託を含めて20人だった。

朝鮮戦争勃発

大韓民国(韓国)に侵攻し、戦争となった。北朝鮮 受けたため、東西冷戦の代理戦争の様相を呈した。

6月25日に、朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)が は東側諸国の支援を受け、韓国は西側諸国の支援を

東京での取り組みが大阪、北海道にも波及し、全国的に管理体制が整備され、キャバレーの契約業務が前進し ていった

大村によれば、キャバレーの管理業務を促進するために、いわゆる「流し」(移動演奏者)の人たちからも使 用料を徴収しているという実績を作ろうと、自ら「流しの元締め」と交渉し、契約を締結したという。

後に九州出張所長、静岡出張所長を歴任する関根岩雄職員はこう振り返る。

「東京では占領軍専用のキャバレーとヤミ屋のアンチャン相手のダンスホールが乱立していた。まだ元気のい い頃だったので、兵隊時代からの軍の編上靴を引きずって、使用料の取り立てに歩いていた。当時、流行の一つ に後楽園球場などで開かれる野外ダンスパーティーがあった。社交ダンスのブームの時代だった。キャバレーに も日参し、ひどい思いで契約交渉をした」

著作権管理事業の歴史において、重要な位置を占める社交場での音楽利用の適正化に係る業務が、ここからス タートした。

20 第1部 年史 第1章 草創期 ◀ 21

フォルスター事務所の管理事業

JASRACは、設立目的の一つとして、海外の著作権管理団体と契約を結び、外国作品を国内作品と同様に保護 することを掲げていたが、第二次世界大戦の勃発により実現していなかった。

それが1950(昭和25)年、JASRACは初めて外国作品の演奏権管理を手がけることとなった。

米国の放送会社NBCの東京支社長(後に極東支局長)ジョージ・トーマス・フォルスターは、3月、連合国最 高司令官(SCAP)から著作権仲介業務の許可を受け、NBC東京支局内で業務を開始した。

ただし、フォルスター事務所の当初の業務は、主に海外の出版社から、日本語に翻訳出版する権利を取得のう え、日本の出版社に許諾するという仕事であった。

音楽著作権との関わりは、米国のヒット曲「ボタンとリボン(Buttons and Bows) | (歌詞中のタイトル部分 の聞こえ方から「バッテンボー」と親しまれた)の歌詞の翻訳権の管理からと言われている。

増沢理事長は、次のように振り返っている。

「鈴木大拙の息子の勝くんが『ボタンとリボン』を女房の池真理子に歌わせるために権利をとって、これをフォ ルスターに任せたわけなんだ。フォルスターはそれまでは音楽についてはなにもしていなかった|

フォルスター事務所は、このあとサザン・ミュージックのカタログを入手するなど録音権管理を進めていくこ とになるが、演奏権の管理事業には手が回らず。こうして同事務所からJASRACが委託を受け、1950(昭和 25) 年から変則的ではあるものの外国作品の演奏権管理が始まった。

1952 (昭和27) 年当時、ヨーロッパの録音権団体の一部は、日本や他 のアジア地域の録音権管理のために、現地に合同代理人を置くか、各団体 が個別に地域代表を派遣するなどして管理を委任していたが、同年、フォ ルスター事務所はBIEM(録音権協会国際事務局)の代理人となる。

この後、BIEMの代理事業は、1957(昭和32)年、在日フランス著作 権事務所のレオン・プルーが引き継ぎ、次いで1965(昭和40)年からは JASRACが務めることとなる。

フォルスター事務所は、1964(昭和39)年フォルスター氏が死去した 際も、文部省から未亡人のヘレン・J・フォルスターに対して「故フォルス ター氏が実施されていた範囲の業務を、従前の例によりひきつづき実施さ れることについては、別段の手続きを要しないものとして取り扱うこと」 とする通知が出され、その後も、夫人が事業を継承した。



ジョージ・トーマス・フォルスター

フォルスター事務所が録音権管理事業を継続していく一方、JASRACも、1953 (昭和28) 年、米国のHarry Fox Agency (ハリー・フォックス代理事務所) と録音権の管理契約 (Harry Fox作品をJASRACが管理する 片務契約)の締結を皮切りに、1965 (昭和40) 年には前述のとおりBIEMの代理人となるなど録音権の管理業 務の範囲を拡げていった。

こうして、わが国における音楽著作権の管理事業は、JASRACとフォルスター事務所が並走して担う時代がし ばらく続いた。

ところが、フォルスター事務所は、1974(昭和49)年末をもって廃業することを文化庁に届け出る。

ヘレン・J・フォルスターは、外国出版社等に対し「政府の許可が私個人に与えられたもので、恒久的に役務 を提供することができないことがわかった。私の選択すべきことは、当事務所の閉鎖である」とする文書を送付 し、11月には海外の出版社に対して、JASRACに業務引渡しが行われたことも伝えた。すでにJASRACとの間 では10月に業務引継の「協定」を取り交わしていた。

1973(昭和48)年度の徴収に係る使用料(そのほとんどが録音権)は、9億200万円余だった。

加戸守行元理事長(元文部省大臣官房長、元愛媛県知事)は後にこう述べている。

「フォルスターはわりとレパートリーを持っていました。楽曲数で20~25万曲だったようです。使用料収入に ついても、1970 (昭和45) 年度が6億7,700万円余、コミッションが1億100万余で、エクスペンスが4千 300万ですから、このコミッション、エクスペンスの差がフォルスターの純益とみると、けっこういい稼ぎが あったようです。JASRACも当時は収支差額金が出ていましたが、この比率においての額は出ておりませんでし たし

「また、これはちょっと古いんですが、『洋盤レコードの印税(著作権情報センター(CRIC)発行コピライト 第29号)』で「レコード会社の使用するレパートリーを昨年(1962(昭和37)年)の送金実績からみると、 JASRAC 40%、フォルスター48%]とあります。これでみるとフォルスターがいちばん録音権のレパートリー をもっていたということで、この比率は1974(昭和49)年までそう変わりはなかったと思います。」

また、フォルスター事務所に在籍し、その後JASRAC分配部などで勤務した臼井悦子職員は、当時のことを 次のように語っている。

「ビートルズの使用料が一番多かったようです。送金関係に4人、JASRACでいえば資料部にあたるチェッキ ングに10人ぐらい、分配作業と脱漏チェックに10人ぐらいと分れて仕事をしていました」

こうして、フォルスター事務所の著作権管理事業はこの年の末日をもって終了し、その残務と職員は1975(昭 和50) 年の1月1日付でJASRACに移った。

22 第1部 年史 第1章 草創期 23

戦後の外国著作権は事実上占領軍の管理下に

日本は1945 (昭和20) 年9月2日に降伏文書に調印して以降、1952 (昭和27) 年4月28日の平和条約 発効まで、行政のみならず外国の著作権保護についても、連合国軍の管理下に置かれていた。

1950 (昭和25) 年6月10日に文部省から各都道府県知事、教育委員会、日本出版協会等宛てに出された 「外国著作権に関する注意」という通達を参照すると、当時の外国著作権に関する事情が見えてくる。

文部省の通達は、GHQ(連合国最高司令官総司令部)から受領した「外国著作権の存する著作物に関する 権利侵害についてしという表題の覚書の内容を伝えるものだった。

この覚書は、当時日本の出版社が著作権の存する外国雑誌所蔵の写真を著作権者や総司令部に無連絡で利 用していた状況を重くみた司令部が、文部省に今後あらゆる手段を講じて同様の事件発生を防止することを 命ずるために発せられたものだった。

覚書には、外国人の著作権は、日本国における一切の外国の著作権を総司令部の管理下に置き、日本人が 外国人の著作物を利用する場合、1件ごとに総司令部の許可を受けなければならないことや、外国著作権の 保護期間は「原作者死亡の翌年より起算して満50年を経過した著作物については、著作権は公有に帰し、著 作権は消滅したものとなる | としたことから「50年フィクション | といわれる事態を招く。

翻訳権についても、日本の旧著作権法では翻訳権10年留保の原則を取っていたが、日米間著作権保護条約 によって死後50年内の翻訳出版は、許可を受けなければならなくなった。さらに、仲介業務法および同勅令 が無視され、英国、米国、フランス、イタリアなどの外国人に対し、外国著作権の仲介業務の免許が与えら れることになる。

このように当時の著作権をめぐる事情は、法律的に理解し得るものではなく、また、国際法上に定まった 基準があったわけでもなく、占領下における特殊な状況の中で、連合国最高司令官(SCAP。同時に米国極 東軍司令官)の命の下で、やむを得ず実施されたものであった。

これは、単なる財産権である著作権の管理というよりも、翻訳出版をコントロールすることによる情報管 理の性格を有していたものと考えられる。

国産LPレコード発売

国産初の塩化ビニル製LPレコードが、日本コロム 物館の未来技術遺産にも登録されている。 ビア㈱から3月に発売された。これは、国立科学博

民放ラジオ開局

9月1日午前6時30分、日本最初の民間ラジオ放送 として中部日本放送(名古屋)が、次いで同日正午、 いで開局した。 新日本放送 (大阪) が営業を開始した。

これを皮切りに、民放ラジオが、全国各地で相次

新たな状況に対応

況に対応するとともに、レコードとオルゴールの規 日に認可申請した。

ASCAPとの契約、民間放送の開局など、新たな状 定を新しく設ける著作物使用料規程の変更を9月30

第1回 NHK紅白歌合戦の放送

まった。当初はラジオ中継のみで、1953(昭和28) 中継も行われるようになった。

NHKの紅白歌合戦は、この年の大みそかから始 年2月1日にNHKのテレビが開局して以降、テレビ

ASCAPとの演奏権片務契約を締結

この年の3月27日、米国の演奏権団体ASCAPと片務契約を締結し、ASCAP管理楽曲の日本における演 奏権を管理することとなった。

この契約書の中で用いられた略称JASRACは、後に定款上の略称JASRACに転用され、通称として定着

この契約について、3月30日、毎日新聞(大阪)は、これまで無制限に米国の軽音楽を演奏していたとこ ろは1曲5分以内について400円の使用料を支払わねばならないと解説し、社交場事業者等に大きな衝撃を 与えた。

外国作品最大の供給国である米国の多くの楽曲を管理するようになったことにより、片務契約ではあった ものの、放送や社交場をはじめとする実演等の分野で、JASRACの演奏権管理事業は顕著な拡大をみせた。

このころ各地のキャバレー、ダンスホールでバンド演奏される音楽の8割は外国作品で、国内作品はわず か2割だった。当時の新聞は、日本作品については1店2.000円から3.000円の月額使用料が支払われてい るが、外国の作品は無断利用されていると報じており(1949(昭和24)年5月19日付東京新聞)、この当 時の日本での外国作品の利用状況が問題視されていたことが分かる。

1950 (昭和25) 年になると外国作品の使用料の徴収が始まるが、これはフォルスターからの演奏権管理 の委託分による使用料である。国立国会図書館調査立法考査局「国際関係からみた著作権問題」(1951 (昭 和26)年1月)によれば、「昭和25年3月以降、日本音楽著作権協会は、フォルスター氏より同氏が日本に おいて権利を有する米国通俗楽曲の委託を受けて管理している」とある。

前年の外国作品の使用料は34万円だったが、この年の同使用料は、ASCAPとの契約もあり91万円と3倍 近く増額している。

24 第1部 年史 第1章 草創期 ◀ 25

第2章 台頭期

テレビ放送開始、CISAC加盟、音楽出版社の設立と入会 1952 (昭和27)年~1965 (昭和40)年

1952 (昭和27) 年

サンフランシスコ平和条約が発効

4月28日、サンフランシスコ平和条約が発効、7年近くに及んだ占領時代が終わり、日本は国際社会に復帰した。著作権に関してもベルヌ条約の加入国の

立場を回復した。また前年に日本と米国が署名した安全保障条約が、同日発効した。

戦時加算義務の発生

サンフランシスコ平和条約の発効とともに、日本に著作権保護期間の「戦時加算」が義務づけられ(同

条約15条 (C))、「連合国及び連合国民の著作権の特例に関する法律」が8月8日に施行された。

信託契約約款の変更

5月11日、臨時代表会員総会を開き、著作権信託 契約約款の初めての一部変更を決議した。

変更の内容は、委託者(著作者)が行う著作権のの変更申請は、8月5日に許可された。

一部譲渡、管理範囲の留保・制限は、受託者 (JASRAC)の承認を経て行うことに改めたもの。この亦再申請は、8月5日に許可された

著作権課、社会教育局へ

8月1日、文部省管理局にあった著作権課が、社会教育局に移った。

JASRACマーク作成

現在も業務の一部で使用されている、JASRACの 文字をデザインしたマークは、杉山長谷夫常務理事 の子息である杉山長道氏によって、このころ作成さ れたものである。





JASRACマークと社員章

中山晋平会長が逝去

12月30日、中山晋平会長が逝去された。亨年66歳だった。

戦時加算問題~著作権軽視の代償の大きさ

戦時加算とは、戦時に相当する期間を、通常の著作権の保護期間に加算することで、戦争により失われた 著作権者の利益を回復しようとする制度のこと。第一次世界大戦後にフランス、ベルギー、ハンガリーなど の国々が国内法で独自に設けたのが始まりとされる。

ところが、現在、この戦時加算が行われている国は日本だけ。第2次世界大戦の戦時下で著作権行使が不可能だったことを前提に、連合国民の著作物の保護期間について、戦前に公表された著作物の場合は、日本が参戦した1941(昭和16)年から平和条約が発効した1952年(昭和27)4月28日の前日までの10年余りを加算する義務が課せられている。

この加算義務が、「連合国及び連合国民の著作権の特例に関する法律」(戦時加算特例法)という国内法として制定されるにあたって、1952(昭和27)年4月、参議院の文部委員会で、外務省条約局長が、戦時加算義務受諾の経緯を説明した。その中で同局長は、私見であることを断った後、次のように答弁している。

「皆様も御承知の通り、戦争前におきまする日本国内におきまする外国人の著作権の保護が、ベルヌ条約加盟各国から見まして頗る不完全である、日本の出版者、日本の翻訳者、殊に音楽、演芸方面におきまする外国音楽の使用という点が極めて条約の義務に違反するような形において行われておるというので、絶えず外交上の問題になつておりました。で極端に申しますれば、著作権の保護問題に関する限り日本はどうも不十分である(中略)。対日平和条約におきまする著作権関係の条項が、我々から見て不満足、又は満足だと言えない形に来た一つの原因であろうかと思います。|

この答弁における「音楽」の問題に関しては、録音物の再生問題が挙げられる。1970(昭和45)年の改正著作権法における「附則14条」制定以前から、旧法時代、録音物による再生演奏が、出所の明示(レコード製作者や著作者名を明らかにする)さえすれば、自由に放送や興行で使うことができたことを、「条約の義務に違反する形」と問題視されていたことがうかがえる。

「翻訳者」についても、旧法時代の「翻訳権 10年留保」(海外の著作物の翻訳が 10年出版されていないときは、その作家の翻訳、印刷を自由にできる)という、極めて異例な制限規定を指しているものと考えられる。著作権を軽視することの、代償の大きさを物語る発言であり、同局長は「今なお反省しておる次第でございます。」と答弁を結んだ。

JASRACは、戦時加算義務の解消に現在も取り組んでいる。2007年には、CISAC総会で「日本における 戦時加算に関する決議案」が採択された(→P124)。

1953 (昭和28) 年

ドイツ、英国等の団体と相互管理契約を締結

代理人や地域代表から管理を委託されていた一 部の国も含め、この年までに、外国の主要な音楽著 作権管理団体と演奏権相互管理契約が相次いで成 立した。

前年1月に西ドイツのGEMA、英国のPRS、デン

マークのKODAと、この年1月にフランスのSACEM、イタリアのSIAEと、6月に米国のBMI、12月にスペインのSGAEと、それぞれ演奏権の相互管理契約を締結した。

NHK・民放テレビ開局

2月1日、NHKが東京地域でテレビの放送を開始、 8月28日には、日本テレビ放送網が開局して、テレ

ビ時代が幕を開けた。

会長に西条八十就任

5月16日に臨時代表会員総会を開催、逝去した中 山晋平会長の後任として西条八十が第4代会長に選

ばれた。

Harry Foxと録音権片務契約の締結

5月20日には、Harry Fox Agencyと録音権の管理 契約を締結した。この契約によって、IASRACには 初めて管理団体との契約に基づく外国作品の録音権 の管理を行うこととなった。

ただし、このときの契約は相互に管理するもので はなく、Harry Foxの管理作品を IASRACが管理す る片務契約にとどまり、相互管理契約に移行するの は1973 (昭和48) 年である。

社交場を告訴

大阪地区で、初めて相当数の社交場を無断演奏に よる著作権侵害で告訴した。これは当地の社交場組 合連合会と増沢理事長との話し合いによって解決に

向かった。東京の本部も横浜の社交場を告訴したが、 起訴には至らず、示談で解決した。

放送ブランケット方式への第一歩

この年に始まったテレビ放送に伴い、JASRACはテレビ放送の規定を新設した使用料規程を整備した(翌 年7月21日認可)。当初からJASRACはブランケット方式(放送事業者の収入に一定の料率を掛け合わせた 額を使用料とする方式)の導入を目指したが、放送事業者の合意を得られず、1曲1回の使用料を基に算出す る方式となった。これは当時のラジオ放送使用料と同様の算出方式であった。

1956 (昭和31) 年に制定されたCISACの著作権憲章は「著作者は、産業及びその他の著作物利用者と の関係では、その著作権の経済的成果につき分与を受けるという原則、しかも、利用の態様の如何を問わず、 著作物の利用により発生した総収入に対して、可能な限り、百分比による分与を受けるという原則が設けら れなければならない | (9条)と定められており、JASRACはこれらも踏まえてテレビ放送使用料にブラン ケット方式を導入するための取り組みを進めていった。

しかしながら、放送使用料全体のブランケット方式の導入は、1979(昭和54)年3月26日に認可を受け るまで、25年もの年月を要した。契機は1970(昭和45)年の著作権法改正であった。この改正によって レコード放送が許諾の対象となったため、放送の中で大量に利用されるレコード放送についてはブランケッ ト方式が導入されたが、生演奏にはブランケット方式は導入されず、放送事業者の代表であるNHKおよび 日本民間放送連盟(民放連)との間で長年にわたり交渉を行い、1979年に生演奏も含めた放送使用料全体 のブランケット方式の導入に至った。

1954 (昭和29) 年

使用料規程の一部変更を認可申請

テレビ放送が前年から始まったため、これに対応 すること、1952 (昭和27) 年制定のレコード規定を

変更することを内容とする著作物使用料規程の一部 変更を、2月1日、認可申請した。

放送ブランケット方式を提案

テレビ放送の使用料について、IASRACは外国の 例を参考に、新しい方式を提案した。その内容は、放 送事業者の収入 (NHK は受信料収入の月平均額と政 府交付金の月平均額の合計額、民間放送は電波料月 額) に一定率を乗じて得た金額を使用料とする、い

わゆるブランケット方式だった。しかし、この規定 案は放送事業者側の同意を得られず、修正された結 果、実際にはラジオ放送の使用料と同様に、1曲1回 の使用料を基に算出することになった。

録音、料率と定額料金を併用

レコード規定に、「著作物1曲の使用料(作詞等に 対する使用料を含む) はレコード片面1枚につき当 該著作物が利用されているレコードの小売価格(物 品税額を控除したもの)の100分の2又はレコード片 面1枚につき法定換算率による米貨2セントの相当邦

貨額のうち、いずれか多い額以内とする | と、料率 と料金を明示した。

この著作物使用料規程は7月21日に修正認可され たが、認可の有効期限は翌年3月31日までに限定さ

池袋東映劇場事件/無断歌謡ショーに仮処分申立て

4月、池袋東映劇場で5日間の「歌謡ショー」を開 したものである。 催しようとした佐々木興業㈱と出演者に対して、演 奏禁止の仮処分を東京地方裁判所に申し立てた。

佐々木興業は同館で、それまで十数回にわたって 映画のアトラクションを開催、管理著作物を無断利 用していた。

この措置は、興行(営業)における音楽の利用責 任は出演者にあるとする、1916(大正5)年の千葉 地方裁判所判決の壁を打破する突破口として、まず、 支払いを申し出、解決した。 興行主と出演者を「共同侵害者」として捉えようと

前述の千葉地裁の判決では「如何なる楽譜を使用 するや否やの如きは各芸人の随意にして通常興行者 の関知する所にあらざればなり」と、興行者に責任 を認めなかったため、検察もこれに拘束され、容易 に興行者の起訴処分に踏み切れなかったという。

東京地裁が4月28日、IASRACの主張を認める決 定を下したため、佐々木興業がこれまでの使用料の

創立15周年を祝う

5月8日、東京・丸の内の日本工業倶楽部で創立15 周年記念祝賀会を催すとともに、記念のパンフレッ ト「15年の歩み」を作成、配布した。



第1部 年史 第 2 章 台頭期 ◀ 20

EP盤レコード発売

EP盤と呼ばれる規格(直径17cm/45回転)のレコードが、5月に日本ビクター㈱から日本で初めて

発売された。

1955 (昭和30) 年

使用料規程の修正認可

前年7月21日に認可された著作物使用料規程は、この年3月31日までの期限付きの認可だったことから、1月25日に、「昭和30年4月1日以降も引き続き実施」するための申請を行った。

この申請に対し、レコードの規定の中の、「法定換算率による米貨2セントの相当邦貨額」を「7円20銭」とするとして、3月16日、修正認可された。

業務組織を整備

4月1日付で職制(業務組織)を以下に整備した。 事務局長、外国課、庶務課、調査課、放送課、 出版課、実演課、映画課、経理課、計算課。

会報を復刊

会報は、終戦後も主に人手不足のためしばらく休刊していたが、この年9月、「日本音楽著作権協会会報」として復刊した。1951 (昭和26) 年にはASCAPと、1952 (昭和27) 年にはPRSと管理契約を締結す

るなど、業務が国際的に拡大していたことに加え、テレビ放送や録音テープなどの新しい音楽の利用形態も出現し始めた時代。複雑化する業務を分かりやすく説明し、1,200人以上の会員からの協力を得る方策の一つとして、会報の発行が求められた。復刊第1号には、「会員諸氏の団結こそは、諸氏の力であり即ち協会の力であります。この会報がそのために多少とも役立つであろうことを望みます」という増沢理事長の言葉が掲載されている。

復刊後の会報は、1958(昭和33)年7月発行の第11号まで不定期の発行だったが、同年9月発行の第12号からは月刊となった。1976(昭和51)年5月から4回にわたり、郵便料、印刷費等の高騰のため隔月発行を試みたが、同年12月から月刊に戻り、現在に至っている。1984(昭和59)年のCISAC東京総会など、会員に早急に報告すべき事案があった場合には、号外を発行した。



当時の諸問題

当時のJASRACもさまざまな問題を抱えていた。例えば、録音テープの出現による録音権の管理についてである。当時の旧著作権法では私的複製が認められる範囲が手書き等に限定されていたため、例え自分だけの楽しみに録音使用する場合でも、放送を録音したり演奏会の演奏を録音したりすることは、著作権者の許諾を得ていない場合は著作権侵害となった。しかしながら許諾の対象と捉えたとしても、使用料額の妥当性、あるいは同法30条8項(「音を機械的に複製するの用に供する機器に著作物の適法に写調せられたるものを興行又は放送の用に供する」方法で発行済みの著作物を複製するときは偽作と見做さない)の制限規定がネックとなり、管理開始に着手することはできなかった。

もう一つは、委託者がJASRACに作品を信託しているにもかかわらず、自ら出版社に利用を許諾し、使用料を直接受け取ってしまう事態が頻発していたことだ。当時の会報では、「事務の完全な二重手間」「皆さまの協会が大変な損失を被っている」として、委託者に向けて「どうぞ、皆さまの協会として愛情をお恵み下さる」ようお願いしている。

1956 (昭和31)年

万国著作権条約が発効

1月28日、万国著作権条約が公布され、4月28日、発 効した。

これに伴い、「万国著作権条約の実施に伴う著作権 法の特例に関する法律」が4月8日、公布・施行され、 あわせて著作権法の一部が改正された(第一発行年 月日の登録を新設)。

万国著作権条約は、著作権保護の条件として登録、 著作権表示等の方式を求めるパン・アメリカン条約 (モンテヴィデオ条約) に加入する米国などの国と、 著作権を無方式で保護するベルヌ条約加盟国とのか け橋として1952 (昭和27) 年に成立した条約で、さ まざまな著作物に©が表示されていたのは、これに 基づくものである。

日本と米国は、戦前は日米間著作権保護条約(2国間条約)で結ばれていた。同条約は対日平和条約の発効とともに廃止され、日米暫定協定がこれに代わっていたが、この年の4月28日からは、日米間は万国著作権条約によって律せられることになった。

なお、米国は1989 (平成元) 年3月1日にベルヌ条 約に加入したので、それ以降はベルヌ条約が優先す ることとなった。

キューシートの収集開始

このころから映画音楽のキューシートの収集を 始めた。これは日本映画の海外上映が増加したた めで、外国著作権団体からの要諸でもあった。

※キューシート

映画などの進行にかかわる指示書。テーマ曲、背景音楽と使用時間およびその関係権利者 が記載されており、分配資料として使われる。

もはや戦後ではない

この年の7月、経済企画庁『年次経済報告』(経済 白書)に、「もはや「戦後」ではない」という言葉が 用いられた。

経済白書に先立って、同年の「文藝春秋」2月号に、 が警句として用いられ、それを反映するように経済

英文学者・中野好夫が寄稿した「もはや *戦後、ではない」では、「「戦後」意識から抜け出て(中略) 未来への見通しに腰を据えるべき時」と、その言葉が警句として用いられ、それを反映するように経済

第1部 年史

りに出発することが当面喫緊の必要時ではないであ

白書でも、「回復を通じての成長は終わった | 「幸運 ろうか。 | などと楽観を戒めるものだったが、「もは のめぐり合わせによる数量景気の成果に酔うことな や「戦後」ではない」という言葉だけが一人歩きし、 く、世界技術革新の波に乗って、日本の新しい国造 戦後の混乱・復興期が終わったことを国民に印象づ け、流行語となった。

ASCAP事務局長来会

7月25日、海外の著作権団体としてJASRACと最 初に管理の契約を結んだ米国ASCAPのリチャー ド・マレー事務局長が来会した。

マレー事務局長は、2週間にわたって IASRACの 役員らと話し合い、レコード演奏への著作者の権利 を制限した著作権法30条8号の廃止など、著作権法 の改正、使用料規程の改定、管理手数料の是正、資 料の整備、外国団体との提携と交流の強化などにつ いて助言、勧告を行った。



リチャード・マレー事務局長との会食の様子

BIEM問題が起こる

BIEM(録音権協会国際事務局)は、音楽著作権のうち録音権と機械的複製権の効果的な管理を目指して 1929 (昭和4) 年にパリで設立された国際組織である。

現在は録音権と機械的複製権の保護および進展に国際レベルで取り組んでいるが、かつてはヨーロッパに おける録音権者から権利を預かり、作品使用料を徴収する実務を担っていた。

当時、BIEMは日本のレコード会社に対して自身が管理する音楽作品のレコード録音に関する許諾を与 え、日本のレコード会社は作品使用料を支払う契約をしていた。しかし、BIEMの代理人を務めていたフォ ルスターが、「税抜小売価格の2%又は7円20銭の高い方 | とされていた米国関係の楽曲の使用料率を、ヨー ロッパ音楽と同様の4%に値上げすることを各レコード会社へ申し入れたことで、いわゆる BIEM問題が始 まった。

4%の使用料率を拒絶するレコード会社に対し、フォルスターは管理する米国著作権について原盤提供を 差し止めるという最後通告を突きつけ、文部省(当時)に使用料率の変更を申請。しかし、文部省は1957 (昭和32) 年3月12日にこの申請を拒否した。

BIEMはフォルスターを解任したが、使用料率を巡る問題は引き続き残り、新たに代理人となったレオン・ ブルーの名前で4%の認可を求める申請書を文部省に提出した。しかし、このころ、ドイツの音楽著作権管 理団体、GEMAがBIEMを脱退し、録音使用料徴収がJASRACへ委託されることになった。これによって、 従来4%だったヨーロッパ音楽の使用料率も2%または7円20銭に値下げされた。

1961 (昭和36) 年4月、対立を続けるBIEMと各レコード会社は一時的に無契約の状態となったが、5月 になってBIEMは4%の認可を求める申請書を取り下げた。さらに、1962(昭和37)年1月、BIEMが譲歩 する形で契約を結び直し、BIEM問題は終結を迎えた。

1957 (昭和32) 年

事業年度が4月~翌年3月に

「仲介人の事業年度は4月1日より翌年3月31日まで」 と変更されたため、この年11月30日に終わる昭和32

文部省令5号による仲介業務法施行規則の改正で、 年度は、翌年3月31日まで延長され、JASRACの昭 和32年度の事業期間は1年4か月となった。

定款を変更

9月7日に開かれた代表会員臨時総会および会員臨 時総会は、IASRAC設立後2回目となる定款変更を 審議、議決し、同変更案は9月27日に認可申請、10 月5日、認可された。

この変更によって、理事長職に代わって専務理事 職が置かれた。また、代表会員制は廃止され、会員 以外からも学識経験者を役員に委嘱することなどが 導入された。

JASRACが正式略称に

日本音楽著作権協会名の英語表記を「Japanese Society for Rights of Authors and Composers \\ \text{\gentle}

し、略称を JASRACと定めた(英語表記は1977(昭 和52) 年に改称される)。

有線放送の出現

札幌市で、レコード音楽を有線によって放送・供 給する「ミュージック・サプライ」と称する新しい 営業が前年に出現し、著作権問題に発展した。

「ミュージック・サプライ」に対しては、レコード 告ともに控訴した。 会社9社がレコードの利用禁止を求めて札幌地方裁

判所に提訴していたが、同地裁は11月29日、レコー ドの出所を明示する限りは、レコード会社の許諾を 得なくても有線放送できるとの判断を示し、原告、被

民放連によるBMI構想

民放連は、前年の11月、「利用者代表もJASRACの運営に参画する|「放送局が個別に行っている支払い を民放連で一括化する | など8項目からなる要望をJASRACに申し入れており、JASRACは3月、申し入れ に応じかねると回答した。

その3か月後、民放連が新たな演奏権管理団体を構想していることが報じられた。「場合によっては放送音 楽著作権協会といった別な団体を作って対抗する | (6月20日朝日新聞)

これは、放送事業者によって設立された米国の演奏権管理団体BMIに倣って「BMI構想」とも呼ばれた。 BMIの設立は、音楽作家と出版社によって設立された米国の演奏権管理団体ASCAPが放送事業者と使用料 率をめぐって対立したことを契機としている。結果としてBMI構想は実現に至らなかったが、JASRACと 放送事業者との不協和音は、1979(昭和54)年の放送ブランケットの裁定受け入れまで、長く続くことと なる。

32 第1部 年史 第 2 章 台頭期 ■ 33

1958 (昭和33) 年

組織、業務の改革に着手

定款を変更し、新役員を迎えて、JASRACは業務 面での改革を図った。

1月28日の理事会では、経理を的確に処理するた

め公認会計士を会計顧問に委嘱すること、能率的な 業務組織とすること、会員の福利厚生を図ることな どを決議した。

4部6課制に

業務組織を整備するため新職制規定を定め、2月5 日から次の4部6課制となった。

総務部 (庶務課、経理課)

業務部 (契約課、収納課)

分配部 (審查課、計算課)

調查部

総務部長は金川義之常務理事に、分配部長は野村

俊夫常務理事に事務取扱を委嘱し、調査部長には北 川陽吉事務局長を、業務部長には押田良久関西出張 所長を任命した。

またこの年から、大学卒業予定者を採用する方針 が定められ、この採用方針と業務組織の変更が、 IASRACの改革と強化への具体的なステップと なった。

11月18日を創立記念日に

10月28日開催の理事会で、JASRACの創立記念日 を、1939 (昭和14) 年に創立総会を開いた11月18日

と定めた。

文部省講習会に講師を派遣

この年から、文部省主催の著作権思想普及講習会 (現在の文化庁主催・著作権セミナー) に協賛し、全 国7か所の講習会に、西条会長、藤田監事、門田理

事をはじめとする講師を派遣して、音楽著作権と IASRAC業務の啓発に努めた。

歌謡史博で「人に人権 音楽に著作権 | の標語が選ばれる

この年の3月16日から5月25日にかけて、愛 知県犬山の大自然公園同游園地を会場として 「明治、大正、昭和、歌謡史博」が開催された。 JASRACはこの催しに協賛し、会場の一室で JASRACの活動を紹介する資料を展示した。 「歌謡史博 | 開催に際して「音楽著作権のための 標語 | を募集。一等に選ばれたのが神戸市長田 区の清瀬秀男さんが応募した「人に人権 音楽に 著作権 | であった。この標語は、今も JASRAC のスローガンとして使われている。



1959 (昭和34) 年

外国団体トップが初の来会

1月17日、フランス SACEMのジョルジュ・オー リック会長が、ジャック・エノック理事長、レオン・ マラブラート事務局長と共に来日した。海外の音楽 著作権団体の会長が来日したのは、初めて (オー リック氏は映画音楽の名作も多い世界的な作曲家)。

SACEMは1851年 (嘉永4年。ペリー来航の2年前) に創立された世界最初の音楽著作権団体。オーリッ ク会長らは、JASRACの業務内容を視察し、助言、指 導しようという使命感を持って来訪した。

同会長らは、外国映画の上映使用料の徴収、演奏 権管理の姿勢、著作権法30条8号の廃止、無断出版 と不適法訳詞の処理、使用料規定の改定、手数料率 の設定基準など、広範にわたる問題点について IASRACの見解を質すとともに、「音楽著作権は音 楽家の正当な権利であり、必要な場合は、あくまで 主張し、追求し続けなければならないし「あえて訴訟 も辞さない勇気が大切」とJASRACを励まし、積極 的な気構えを強く促した。

これを受けて、JASRACは3月1日、外国団体との 連絡を緊密にするため、外国課を新設、同月18日の 理事会では、30条8号の廃止、CISACへの早期加盟、 著作物使用料の改定、出張所の整備などを決議し、4 月27日開催の総会でも、使用料改定と30条8号の廃 止を決議した。



来日したSACEMオーリック会長ら

中部観光事件

6月、長期にわたって無断利用を続けている名古屋 地区最大手の社交場事業者・中部観光㈱への法的措 置を講じた。これが、IASRACの演奏権管理の歴史 に重要な意味を持つことになる「中部観光事件」で ある。

IASRACは6月3日、中部観光に契約締結を申し入 れるが応答なく、同月20日名古屋地方裁判所に証拠 保全を申し立て、25日同地裁が、証拠保全を認めた。

IASRACは「楽団が興行しているのではなく、使 用料支払いの責任は興行主(中都観光)にある | と 主張。中部観光が使用料の支払いを拒否したため、7 月23日、著作権侵害で名古屋地方検察庁に告訴する とともに、演奏禁止の仮処分を名古屋地裁に申し立 てた。

同地裁は、IASRACの管理楽曲の演奏禁止および 演奏用楽器と譜面を執行吏の保管とする旨の仮処分 命令を12月11日に下し、翌日夜に執行した。

その後、IASRACは12月14日、同地裁に間接強制 を申し立て、同地裁は12月24日、間接強制の決定を 下した。

上記決定に対して、中部観光は名古屋高等裁判所 に抗告した。



中部観光事件を伝える新聞

34 第1部 年史 第2章 台頭期 ◀ 35

使用料規程変更で関係団体と協議

この年の11月に認可申請した著作物使用料規程の 全面的な変更は、利用者団体の理解を得るため、申 請に先立って公表し、7月末から放送、レコード、映 画、出版、実演等の関係団体と個別に説明会を開き、 は洋楽の軽音楽と同じに扱う、社交場の規定を新し 協議した。

この変更の主眼は、積年の物価の上昇に見合う使 ついて明確化する、などの変更を行った。

用料の適正化と、著作物の利用形態に対応した内容 の整備で、これまでの洋楽使用料と邦楽(三曲など の日本伝統音楽) 使用料の区分を改めて邦楽使用料 く設ける、テレビ放送におけるテレビ映画の放映に

管理手数料率を見直し

7月の臨時総会で、内外作品の管理手数料率を同 ーとする議案が決議された。これは、SACEM、 ASCAPなどから「内外の管理手数料が同一でない」 と指摘を受けていたことに対応したもの。外国作品

の管理手数料率の引き下げによる収入の不足分は、 国内作品の管理手数料率を各支分権にわたって3% 引き上げて対応することとした。

著作権資料研究所(現CRIC)を設立

NHK、民放連、日本蓄音機レコード協会(現在の 日本レコード協会) と共同出資して、著作権資料研 究所を設立した。

同研究所は後に著作権資料研究協会、著作権資料 協会と改称、改組され、現在の著作権情報センター (CRIC) へと成長していく。

ソノシートの登場

フランスで開発された、塩化ビニールなどを原料 とする薄くてやわらかく安価なレコードが日本でも

登場。第1号は11月発売の『Kodama歌う雑誌1号』 の付録だった。

水星社と信託契約を締結

7月1日、日本で最初のサブ・パブリッシャーである、㈱水星社と信託契約を結んだ。

戦後まもなく、水星社は、フランスのシャンソンに訳詞を付した楽譜集を、適法に出版する方法について 各方面に相談していたという。その苦労が実ってフランスの音楽出版社から契約書を入手することに成功し た。実はその契約書は、単に日本国内での印刷・頒布を認めるものではなく、同地域での著作権者の地位を 認識させるサブ・バブリッシング契約書だったものの、当時の日本では契約書の意味することが分からず、こ の年1月に来日した、SACEM会長のジョルジュ・オーリックらからの説明によって初めて知ることとなった。

オーリックらの来日の目的は、JASRACの管理事業の視察、また日本国内での管理強化の要請だった。そ の一団には、水星社にサブ・パブリッシングの契約書を送ったエノック出版の代表ジャック・エノックが SACEM理事長として加わっていた。

彼らはJASRACとの折衝や水星社への訪問の際、「サブ・パブリッシャー」や「サブ・パブリッシング契 約1の意味が把握されていないことに気づき、改めて管理事業者と音楽出版社との契約の必要性を説き、そ の半年後JASRACと水星社の契約が実現した。

この日本の状況を見て取った海外の音楽出版社、また海外の著作権管理団体は、次々に要人を日本に派遣 し、国内に音楽出版事業が芽吹くきっかけとなった。

196(昭和35) 年

中部観光事件で高裁判決~音楽の利用責任は経営者に

4月27日、名古屋高等裁判所が、中部観光㈱の抗 告を棄却した。

名古屋高裁はその決定の中で、「社交場営業の性格 から、音楽演奏は不可欠であり、営業主たる抗告人ある」と判示した。 は、音楽の利用によって多大の効果と収益をあげて いる。出演の楽団は抗告人の委嘱をうけ、その営業が、5月18日、名古屋高裁は、この申立てについては 計画にしたがい、その指図によって音楽演奏に従事 しているもので、演奏曲目の選定も、結局は、抗告

人の自由支配できるものである。社交場での音楽演 奏は、公開の場所において音楽著作物の興行をなす ものであって、その利用責任は営業主たる抗告人に

同社はこの後、最高裁判所に再抗告を申し立てた 最高裁に再抗告できないとして却下し、判決が確定 した。

音楽出版社設立の機運

7月22日、ASCAPから、ジェラルド・ド・ラ・シャ ペル国際代表が来日した。

同氏は、2か月間の滞在中、日本の著作権をめぐる 状況を調査し、録音物による放送に対する補償料、音 楽出版社の設立、JASRAC職員のASCAPでの研修 などについて、数々の提言を行った。



ジェラルド・ド・ラ・ シャペル国際代表

音楽出版社の設立

9月7日からスイスで開催されたCISAC総会終了 後、金川常務理事が渡米し、同地の著作権事情や管 理団体の組織・運営等を調査、特に多方面から音楽 作品のプロモーションを行うべき音楽出版社の役割 と重要性について強い示唆を受けた。このときの様 子はIASRAC50年史に記載がある。

金川常務理事はASCAPの理事会に招かれ、日本 の著作権事情を説明したところ、「日本では音楽の プロモーションは誰がやっているんだ。音楽出版社

なしに音楽が多方面で使われることは考えられない。 音楽出版社なしに米国楽曲のプロモーションはでき ない。それなのにJASRACには音楽出版社会員がい ないのはいかんともしがたい、そこを改めるべきで ある」とある。

このような経過の中で、IMP、新興楽譜、OMP、 アバーバック東京、ヤマハミュージック、EMPなど がこの年から翌年にかけて設立された。

創立20周年を祝う

JASRACは前年に業務に追われたために延期し ていた創立20周年の記念式典と祝賀会を、11月18日 に品川プリンスホテルで催した。



創立20周年記念式典で杯を上げる山田耕筰顧問

36 第1部 年史 第 2 章 台頭期 ◀ 37

信託約款の変更許可、手数料を実費精算に

日開催の通常総会で決議され、11月21日に変更許可 ようにしたことなど。 を申請、12月27日に許可された。

方式としたこと、委託を受けた著作物を管理するた解を避けるためのものだった。

2回目となる著作権信託契約約款の変更は、5月31 めの告訴等は、委託者の承諾を得ることなく行える

手数料を実費精算としたのは、IASRACが請負業 主な変更点は、管理手数料収入について実費精算 あるいは代理業的な収益事業を営んでいるような誤

60年安保闘争

日米安全保障条約(安保条約)に反対する大規模な反対運動が、前年からこの年にかけて巻き起こった。

中部観光事件判決の持つ意義

社交場における音楽著作権に関する最初の判決が、中部観光事件だった。しかも楽曲の利用責任が社交場 の経営者にあることが初めて示された点で、その後のJASRACの演奏権管理を大きく支えた。

事件は1952(昭和27)年以来、名古屋市内でキャバレー「スイングスイングスター」など5店の社交場 を経営していた中部観光㈱がJASRACの再三にわたる警告を無視し、店内で楽団などに無断演奏をさせてい たことに端を発する。

中部観光は「演奏により収益を得ているのは楽団。演奏が著作権の対象なら、支払い義務は楽団にある| と主張。さらに支払いを拒否するだけでなく、JASRACを誹謗中傷する冊子を独自に発行して同業者に頒 布・煽動するなど、JASRACの業務を妨害していた。

1959 (昭和34) 年6月、名古屋高裁で、JASRACによる本件証拠保全の申し立てが、著作権侵害事件で 初めて認められ、その判決で実現した、店内での演奏の録音、楽団員等への演奏曲目(被害楽曲)などの尋 問(供述調書)等を基に、JASRACは同地裁に演奏禁止の仮処分を申し立て、同年12月、同地裁が認めた。 JASRACが社交場に対して演奏禁止措置を取ったのは初めて。

しかし中部観光は、同社所有の楽器などが執行吏保管されたにもかかわらず、演奏を継続。そこでJASRAC は間接強制(債務者が債務を履行しない場合、一定の賠償を負わせる方法)を同地裁に申し立て、5日以内 の演奏禁止、またそれを履行しない場合1日につき7万円の支払いを命ずる決定が下された。著作権事件に ついて間接強制が認められたのも、国内では本件が初めてとなる。

この決定に対し、中部観光は即時抗告を名古屋高裁に申し立てるとともに、威力業務妨害でJASRACを告 訴、さらに無断演奏を続けたことから、JASRACは名古屋出張所(現在の中部支部)職員のほか、本部の職 員を動員して、本件5店の利用状況をくまなく調査。1960(昭和35)年4月、名古屋高裁は侵害の立証を 認めて即時抗告を棄却、音楽利用の責任は店側にあるとして、次の理由を示した。

①キャバレー、ダンスホール、音楽喫茶のような社交場の性格からみて、音楽演奏は営業に不可欠

②曲目の選定は店の指示で、楽団に権限がない。選曲は結局のところ、経営者の自由意思

③営業主は演奏によって多大な収益をあげている

中部観光は、最高裁に再抗告を申し立てるも最高裁は不適法と却下。これによりJASRACの勝訴が確定した。 当時の会報33号(同年5月20日発行)では、事件の詳細のほか、実際に実態調査をした職員のコメント を載せるなど、JASRACの歴史的勝訴を大きく報じている。調査は中部観光側が警戒するなか、困難を極め た。職員が調査に赴いたことが分かると、演奏曲目を変え、不要な飲食を強要した。このような中、東京の 本部からも職員が派遣され、名古屋に長期滞在して支援·加勢するなど、まさにJASRACが一丸となって勝 ち取った意義のある判決だった。

テレビのカラー放送開始

この年の9月10日から、それまで白黒放送だった テレビは松下電器(現パナソニック)製だった。 テレビが、カラー本放送を始めた。日本初のカラー

CISACの活動目的・意義

1960 (昭和35) 年、JASRACはCISACに加盟した。

CISACとは、非営利の国際組織である「著作権協会国際連合 | (International Confederation of Societies of Authors and Composers) の略称。著作者団体の 世界的ネットワークであり、世界の創作者の利益保護を使命としている。



1926 (大正15) 年、パリで設立された。2019年10月時点では、世界121か国における音楽、文芸、映画、 美術、演劇等、あらゆる芸術分野の著作者団体(238団体)を構成員としているため、世界400万人の創作者 を代表する組織といえる。会長は、電子音楽の先駆者であるフランス人のジャン・ミシェル・ジャールである。

日本からはJASRACのほか、正会員として日本美術著作権協会(JASPAR)が、また準会員として日本 美術著作権機構(APG-Japan)が加盟している。

1956(昭和31)年には、第19回総会で「CISAC憲章」が採択された。特に次の条項は、その後、著作 者や各国団体を励まし、勇気づけるものとなった。

- 第1条 「文芸、音楽、美術及び学術著作物の著作者は、社会において精神的かつ知的な役割を果たし、それ は人類に深く永続的な恩恵をもたらし、文明発展を形作る上で、決定的要素のひとつとなる。 そのため、国家は著作者に対して、単にその個人的業績のみならず、社会の福利に対する貢献も考 慮に入れて、最大の保護を与えるべきである|
- 第9条 (前段省略)「著作者はその著作物の富と結びつけられていなければならず、経済的成功における著 作者への分与の一般原則が、一方を著作者、他方を産業及び利用者とするすべてのそしていかなる 関係においても明言されなければならない。可能な限り、著作者は、著作物の表現及び複製の形式 及び態様を問わず、自己の著作物の活用や利用から発生する総収入に対して百分比の分与を受ける べきである

1984 (昭和59) 年には、アジアで初めてCISAC総会(東京総会)が開かれた。2019年の東京総会は 35年ぶりの開催となった。

2007年ブリュッセル総会では、JASRACらの要請により「日本における戦時加算に関する決議 | を採択 し、日本における著作権保護期間が死後70年までに延長されたときには、連合国の加盟団体が自己の会員に 対し戦時加算の権利を行使しないよう働きかけることを要請する決議を採択している。

CISAC加盟団体が2017年に徴収した使用料総額は、1兆2.310億円(前年比6.2%増)で、文化的創造 的産業(国際連合教育科学文化機関(UNESCO)の定義では書籍、音楽、映画など11分野の産業)の一翼 を担うと同時に、CISAC加盟団体が文化的創造的産業に従事する創作者の基盤を支えている。

JASRACは1980年から理事団体に選出され、現在は浅石理事長が副議長を務め、CISAC運営に責任を 負っている。

CISACは世界知的所有権機関(WIPO)、UNESCOなどの国際機関と連携して文化・芸術保護を推進して おり、国際的影響力を持つ。

知財推進を掲げる日本にとってCISACは重要な国際組織でありパートナーである。

38 第1部 年史 第2章 台頭期 ◀ 39

著作権法30条8号の廃止運動を開始

西条会長は1月18日の理事会で、この年度の基本方 針として、著作権法30条8号の廃止、放送使用料のブ ランケット方式の研究、定款の変更、広報の充実、事 務機構の整備拡充などを進めることを提唱した。

特に30条8号については、諸外国に例のない制限規 定であり、その廃止は音楽著作者の命運をかけた重要 課題であるとして、2月20日に著作権法30条8号廃止 促進委員会を設置し、3月10日に第1回会議を開いた。 5月30日開催の通常総会で、30条8号の廃止促進が 決議された。

6月16日、西条会長ら7人の代表が文部省に荒木万 寿夫文部大臣を訪ね、30条8号の即時廃止を求める 陳情を行った。



荒木文部大臣への陳

レコード使用料規定を変更

7月25日、78回転レコード (SP) 以外のEPやLP にも適用できるようレコード使用料規定を変更した 著作物使用料規程の一部変更が認可され、また、レ

コード会社の専属でない信託者の録音権の管理は、8 月1日以降JASRACが行うことを、レコード各社に

録音物による放送について補償額を提示

録音物の放送等についての制限規定・著作権法30 条8項に関し、録音物による放送への補償について、 ずつ引き上げて、第4年度(昭和39年4月から同40年 12月26日、NHKと民放連に対する申入れを行った。 この中で、補償金の額を、第1年度(昭和36年4月か

ら同37年3月まで) は約定使用料の25%、以降25% 3月まで)を100%とすることとした。

国税庁が非課税法人と認定

それまで法人税を納付していたIASRACの管理手 数料について、収益事業から生じる所得ではなく、課 税の対象とならないのではないか、として、2月25日 付で国税庁宛てに「音楽著作権の管理に関する事業 の収益事業の判定について」の照会を行った。

この照会に対して、5月30日、国税庁は「変更さ れた信託契約約款によって手数料を実費精算方式と

し、協会に帰属する対価がないことになったこと、業 務の内容が国が行う事業の代行的性格があること、 国際的に共通の事業で、国際信用上の問題が考慮さ れることなどから、協会の行う業務は収益事業に当 たらない」と判定した。

この判定によって、前年度分からのJASRACへの 法人税の賦課がなくなった。

音楽出版社の業務と仲介業務法

日本で音楽出版社が相次いで設立されると、音楽 出版社の著作権管理業務が、仲介業務法にいう仲介 業務に当たるのではないか、という疑義が生じた。

これについて、国塩耕一郎著作権制度調査会委員 が、10月26日、文部省の斉藤正社会教育局長宛てに 照会したところ、12月8日、同局長から、「条件付で 譲渡を受けた音楽著作物を自ら出版し、自ら写調物 を発行するなど、当該出版社自身が直接その著作権

を使用する行為のみにとどまり、他の使用者による 使用についての契約等はすべて日本音楽著作権協会 が行うものであるならば、そのような音楽出版社の 行為は仲介業務とはみなさない |との回答があり、こ れ以降、音楽出版社の入会が急増した。この回答は その後のJASRAC業務に非常に大きな影響を及ぼ すことになる。

JASRACによる録音使用料の管理

日本ではJASRAC設立以前から、作家とレコード会社との間で、著作物の録音をレコード会社に独占的に 認める、いわゆる専属契約や委嘱契約が結ばれており、録音使用料は専属料、委嘱料の名目により、レコー ド会社から作家に直接支払われていた。1940(昭和15)年の決算報告には「レコード管理手数料」として 2.000円と記載されているが、これは、全国蓄音機レコード製造協会(日本レコード協会の前身)から一括 して受領したものとされる。

当時の使用料規程にはまだ録音使用料の項目がなかった(映画録音を除く)。これは当時の業界の慣行か ら、録音使用料を定めて一律に支払いを受けることは困難と判断していたためと考えられる。しかしながら、 日本レコード協会とJASRAC、会員の三者によって、録音使用料の管理手数料相当額をレコード業界の団体 から受けることが合意されたという。JASRACの設立趣旨と信託契約の存在、あるいは音楽業界の在るべき 将来などを、業界代表者に熱く説いた役員、会員の存在が窺える。

1952 (昭和27) 年には、録音の使用料規定が制定された。専属以外の作家の作品に加えて、その前年の ASCAPとの契約に基づき、外国作品を管理する必要が生じたことによる。1961(昭和36)年7月25日の レコード使用料規定の改定認可の際には、レコード会社の専属でない信託者の録音権の管理について、8月 1日以降JASRACが行うことをレコード各社に通知している。

JASRAC職員、海を渡る

2月6日、澄みわたる冬晴れの下、羽田・東京国際空港には、出発の花束を抱え、西条八十会長以下JASRAC 役員から見送られる小島丈二、安田欣弘両課長の姿があった。

国際化を旗印に、海外団体への出張や、アジア地域などからの来会受け入れが相次いでいる現在、管理団 体職員の海外渡航はもはや日常の光景だが、約60年前の「初渡航」はJASRACを挙げての一大事業だった。

この日から約2か月間、外国課の小島課長、放送、録音等の業務に携わる業務部第一課の安田課長は、米 国の演奏権管理団体ASCAPの招きを受け、米国での膨大な音楽利用に係る徴収業務、機械化された分配処 理、日本にも続々と誕生した音楽出版社の役割などを調査・研究するために、海外派遣職員の第1号として 海を渡った。

この半年前、JASRACが正会員としてCISAC加盟の承認を受けて以降、海外団体との交流は頻繁になり、 ASCAPからはこの後も毎年、JASRAC職員の派遣受け入れが続いた。さらに1968 (昭和43) 年のBIEM 加盟後は、西ドイツ GEMA をはじめとする欧州団体への職員派遣も活発化していく。一方、1977 (昭和52)

年には、CISAC理事会で設置が決まった「CISAC東南アジア太平 洋地域著作権問題に関する検討委員会 | が、JASRACの協力のも と東京・虎ノ門で12月5日から4日間にわたって開かれた。

欧米の管理団体に「学ぶ」ことから始まった、JASRAC職員の 海外派遣。今度はJASRACがその「恩返し」に努めるべく、著作 権管理のインフラが整備途上のアジア各国、各地域への職員派遣 研修生の受け入れに力を注いでいる。



4() 第1部 年史 第 2 章 台頭期 ◀ 41

1962 (昭和37) 年

GEMA会長ら来日

3月8日、西ドイツGEMAのエーリック・シュルツ 会長と、駐米代表となっていたウィルヘルム・ブラー ゲが来目した。

両氏は、著作権法30条8号の不当性、外国映画上 映使用料の徴収、レコード使用料率の引き上げなど について、文部省に要望した。

シュルツ会長は、この来日を機に、著作権擁護の 功労者をたたえるためGEMAが制定したリヒャル ト・シュトラウス賞を、西条八十会長、城戸芳彦法 律顧問と勝本正晃著作権制度審議会委員に贈った。



GEMAシュルツ会長

CISAC第3連盟(録音権)に加盟

JASRACの録音権の管理活動はCISACからも評 価され、3月30日、JASRACはこれまでのCISAC第 2連盟 (演奏権協会の連盟) 正会員に続いて、第3連

盟 (機械的複製権協会の連盟) の正会員となること が承認された。

著作権制度審議会が発足

政府は著作権法の全面改正と著作権制度の見直し を行うため、3月31日に著作権法施行規則を改正し

て、著作権審議会を著作権制度審議会に改め、4月1 日には著作権制度審議会令を公布した。

保護期間を暫定延長

また政府は、著作権保護期間の改正作業に相当の 期間を要することが予想されることから、その間に 保護期間が満了する著作者の救済のため、4月5日に 関する意見書」の提出を求めた。 著作権法の一部を改正して、保護期間を30年から33

年に延長した。

文部省は関係各団体に対し「著作権制度の改正に

法改正に意見書提出

JASRACの意見書の要旨は、次のとおり。

- (1) 著作権法について 著作権保護の内実を国際水準に合致させるため、 30条8号を即時廃止すること
- (2) 仲介業務法について
 - 法人である唯一の団体に限って許可すること
 - ②主務大臣の許可を受けていない仲介業務者が 二次意見書 を提出した。
- 行う著作物利用に関する契約は無効とし、仲 介業務法違反の罰則を強化すること
- ③著作物使用料規程の認可を迅速に行いうるよ うにすること

さらに7月6日、著作物の自由利用その他を認めて ①日本国内で音楽著作権の保護を行う場合、公益 いる著作権の制限規定の改廃、著作権の保護期間の 延長、などを求める「著作権制度の改正に関する第

業務組織の変更

5月1日、録音権業務の急速な増大に対処するため、 監査部を設けた。 新しく録音部を設置するとともに、内部監査を行う

音楽利用者への窓口一本化(映画録音等)

いた、外国作品の出版と映画録音の許諾業務を IASRACが行うこととなり、利用者の窓口を一本化

10月1日以降、これまで音楽出版社が直接行ってした。ただし、使用料の額についは、出版社が指し 値を JASRAC経由で利用者に提示し、これに基づい て処理することとなった。

本部事務所を移転

5月15日、手狭になった本部事務所を東京都港区 赤坂溜池30番地所在の溜池明産ビルに移転した。



溜池明産ビル

キューバ危機

連邦の核ミサイル基地建設に反対し、米国がカリブ 戦争寸前の一触即発状態になった。

この年の10月、キューバにおける当時のソビエト 海の海上封鎖を実施。米国とソビエト連邦が全面核

「音楽Gメン | の存在が報道される

この年の10月以降、それまで音楽出版社が行っていた出版権および映画録音権の許諾業務をJASRACが 行うこととなり、利用者への窓口が一本化された。こうしたJASRACの業務は、週刊誌やラジオ、テレビで 取り上げられた。

NHKテレビ「それは私です」に出演した交渉調査員は、次のように自らの仕事を紹介している。

「私の仕事はキャバレーやクラブ、音楽会などを廻り、音楽の無断利用などの調査取締りや交渉にあたる、 いわゆる音楽Gメン、正式には日本音楽著作権協会の交渉調査員です。証拠のために、録音機を使って実情 を集めたりするこの仕事は想像以上に難しいもので、かつて私は元旦を除いて百三十日間、連日調査に廻っ たこともあります。著作権の尊重は文化のバロメーターといわれているだけに、一日も早く外国に負けない 音楽文化国になって欲しいものですし

"音楽Gメン"という呼称は、『週刊読売』同年5月27日号の記事で初めて使用された。JASRACの業務を 取材したこの記事のライターが命名したものであると思われるが、もしかすると当時の職員の気持ちの片隅 にそうした使命感のようなものがあったかもしれない。

42 第1部 年史 第 2 章 台頭期 ◀ 43

1963 (昭和38) 年

BIEMの代理人に内定

4月22日から26日までパリのCISAC本部で開かれた事務局長会議に出席した小島丈二録音部長は、会議終了後、各国録音権団体を歴訪してヨーロッパにおける録音権管理の状況を調査するとともに、BIEMを訪問し、BIEMとJASRACの契約について交

渉した。この結果、10月には、1965(昭和40)年1月1日以降、BIEMの日本における代理人をJASRACとすることが内定した。

※当時のBIEMはCISAC第3連盟(機械的複製権協会連盟)が加盟する団体の作品管理を世界各地域において行う代表窓口としての機能を担っていたが、1968(昭和43)年にBIEMが改組され、加盟団体相互管理契約方式に切り替えられた。従って今日のBIEMとは異なる。

ASCAPとの契約が片務から相互に

演奏権に関して、1951 (昭和26) 年以来、JASRAC が日本国内でASCAPの管理楽曲を管理するだけの 片務契約が、この年6月から相互管理契約に切り替 えられた。

これに伴い、JASRACが管理する日本楽曲は、 BMI会員の音楽出版社に下請契約されているものを 除き、米国ではASCAPが管理することとなった。



ASCAPと相互管理契約を結ぶ

分配規程を変更

著作物使用料の分配方法(分配規程)の変更が、7月12日に許可され、創立時に定めた分配規程を24年ぶりに変更した。

変更内容は、主に次のとおり。

- ①関係権利者として音楽出版者と訳詞者を加えた。
- ②分配率を、広義の演奏権と複製権の二つに大別した。
- ③複製権の場合、音楽出版者が関与する著作物は、 に、米国の慣行なども考慮して作成した。

原則として音楽出版者に100%分配することと した。

④外国著作物に係る下請出版著作物に適用する分 配率を定めた。

この頃にはすでに38の著作権管理団体と相互管理 契約を締結し、外国音楽の下請出版社も増えてきた。 規程変更は、CISACの標準方式に範をとるととも に、米国の慣行なども考慮して作成した。

映画上映使用料の規定変更

7月19日に、映画の上映使用料に関する著作物使 用料規程の一部変更の認可申請をした。

1960 (昭和35) 年に認可された上映使用料の規定は、当時の状況等から、上映使用料は「当該映画の製作者または配給事業者が支払うものとする」と定めていたので、JASRACは外国映画について、米国映画輸出協会や外国映画輪入協会などと上映使用料

について折衝を重ねてきた。

しかし、配給事業者は、音楽の利用者である上映館主が支払い義務者であるとの主張を繰り返したため、外国映画の上映使用料を上映者から徴収する場合について、上映1回ごとの使用料あるいは月額契約を締結するときの使用料を、規定に追加した。

警察庁が著作権法違反の取締りを指示

倉敷市の「キャバレー富士」でJASRAC管理の音楽著作物が営業に使われていたため、1962(昭和37) 年12月6日に中四国出張所員が同店を訪ね、使用許諾契約の締結について経営者に説明した。しかし、交渉 を進めていたところ、警察署員が現れ理由を示すことなく所員を逮捕、倉敷警察署川西巡査派出所に連行し、 長時間にわたって強制的に取り調べを行った。

こうした著作権法違反を助長するような行為に対して、JASRACは同年12月28日に特別公務員職権濫用と業務妨害で倉敷警察署員3人を岡山地検に告訴した。また、数次にわたる契約交渉にもかかわらず無断利用を重ねた「キャバレー富士」も著作権法違反で告訴した。

さらに1963 (昭和38) 年2月22日に西条会長と菊池専務理事は、警察庁に柏村信夫長官を訪ね、警察 署員を告訴した経緯とJASRACの業務を説明し、今後このような不祥事が続発しないよう要請するととも に、要望書を提出した。

その結果、警察庁では、同様の事犯が再び発生しないように「警察官実務提要」(警察庁総務課編集)に著作権法を登載すること、同年5月29日に開かれた全国防犯・保安関係課長会議において著作権法違反に対する取締りについて指示を行うなどの措置を講じることとなった。

1964 (昭和39) 年

審議会の仲介業務制度の検討へ意見書を提出

前年11月、著作権制度審議会に、仲介業務制度を 検討するための第6小委員会(主査・国塩耕一郎)が 設置されたことを受けて、JASRACは2月24日、「著 作権に関する仲介業務制度の改善に関する意見書」 を文部省社会教育局長に提出した。

提出した意見は、概ね次のとおり。

- ①音楽著作物の著作権に関する仲介業務に関する法律は、他の著作物の著作権に関する仲介業務に関する法律とは別個に独立して立法すること
- ②現行の仲介業務法で許可を受け、現に仲介業務 を行っている仲介人に限って、音楽著作権に関 する仲介業務を行えることとすること
- ③主務大臣から許可を受けていない仲介機関が締

- 結した著作物利用に関する契約は無効と規定し、 かつ、この者に対する罰則を強化すること
- ④音楽著作権のすべてを仲介業務機関が管理すべきであるが、著作権者自ら権利行使するのが常態になっているもの、人格的色彩が濃い翻訳、編曲などの改作をする権利については、仲介業務法の規制からはずしてよいこと
- ⑤仲介業務の「仲介人ノ手数料又ハ報酬」を「必要経費」と改めること
- 一方、利用者などの関係団体からは、仲介業務団体は複数(少なくとも2団体)が望ましい、協議が調わない場合の強制許諾制を存置させる、使用料規程の変更認可申請は、利用者の側からもなし得るよう定めること、などの意見が出された。

44 ■ 第1部 年史 45

悪質興行対策で警察と協力

くにあたって、大きな障害となったのが悪質な興行対する事件だった。 者あるいは反社会的勢力が開催する歌謡ショー等で、 担当の出張所職員に脅迫的な言動により対応し、管 理著作物の無断利用を繰り返していた。これを放置 することは、他の善良な利用者に悪影響を及ぼしか ねず、対策が急務となった。

そのころ警察庁は、反社会的勢力の取締りの強化 を推進するなかで、一部の興行師が反社会的勢力と 密接な関係にあり、また反社会的勢力が資金源とし て歌謡興行を手がけていることに注目していた。

そのような状況のもと、悪質な興行に関する JASRAC側の説明と相談を受けた警察庁と各県警 本部は、JASRACの対応策へ積極的に協力する姿勢

JASRACが演奏権の管理を全国的に徹底してい を示した。その初めての例が、広島での不二興業に



外国映画上映使用料の管理へ

経営する常設館で、外国映画を上映する場合の使用となった。

前年7月に変更認可の申請をした映画の上映使用 料規定を定めるものだった。JASRACは8月5日、全 料規定が、5月26日、修正認可された。修正は、全国 興連と外国映画上映に関する契約を締結し、これに 興行環境衛生同業組合連合会(全興連)の組合員が よって、外国映画上映使用料の管理を実施すること

使用料が10億円台に

この年度の使用料徴収額は、1,153,491,581円と、創立25周年にして、初めて10億円を超えた。

東京オリンピック開催

この年の10月10日から24日までの15日間、第18 ダルを獲得した。祝日の体育の日はオリンピック開 回オリンピック競技大会が東京で開催された。日本 催を記念して制定された。 は合計16個の金メダル、5個の銀メダル、8個の銅メ

コンパクトカセットの登場

オランダのフィリップス社が、オーディオ用の記 プ」として、その後広く普及した。 録媒体の規格として発表。いわゆる「カセットテー

黒い霧事件と刷新委員会

過年度の経理処理に端を発したこの事件を通して、JASRACは「刷新委員会」「過年度経理処理委員会」 を設置して運営体制の見直しを行った。

この見直しにより、定款改正委員会の設置、経理規程の整備(協会会計と信託会計とを区分して行うこと) など、現在の基礎となる制度等も作られた。

 「御挨拶」と題する文書が日本作曲家組合の服部正委員長名義で配付される
「日本音楽著作権協会会員各位に訴えます」という文書がJASRACの会員に配付される
服部正、諸井三郎らがJASRACの会計に不正が見られると文部省の記者クラブで発表したことが、東京放送ラジオ午前9時のニュースで流された
JASRACは日本作曲家組合の服部正委員長を名誉、信用毀損で告訴。9月10日、同組合が JASRACを背任罪、私文書偽造罪等で告訴
双方告訴を取り下げ、「刷新委員会」で問題の根本的解決を図る旨の共同声明を発表
刷新委員会が協会運営の根本基盤となる、定款改正と経理改善の要綱を提案勧告し、定款改正委員会が設置される。刷新委員会の勧告を受け、「協会会計」(1971年から「一般会計」)と「信託会計」とを区分して行うことを内容とする経理規程を作成し、1966年からこの規定に沿った会計処理を行うこととなった。刷新委員会は、20回にわたり51項目の事項を審議し、3月31日、解散した
執行役員が辞任
「過年度経理処理委員会」を設けることが理事会で決定され、法律顧問の高木常七氏(元最高裁判所判事)が委員長になり、過年度の経理の当否および責任の有無について検討することとなった(1967年7月27日解散)。「過年度経理処理委員会」は、本委員会、小委員会等84回の委員会を開き、1966年5月16日および8月2日に理事会に答申した。この答申を受け、春日理事長は10月27日の通常評議員会と11月22日の臨時総会で、「過去の協会の経理上の問題」について報告し、出席者全員の了承を得た
旧執行役員に対し、損害補填の責任を問う民事訴訟を提起
東京地方裁判所において、職権による和解勧告があり、裁判上の和解

46 第1部 年史 第 2 章 台頭期 ◀ 47

1965 (昭和40) 年

定款を変更、評議員会を設置

5月26日の臨時総会で、定款変更案と新定款に定め 定款変更の主な内容は、音楽出版者を会員にする こと、評議員会を設けること、法律上団体を代表し

ない特別の職として会長がJASRACを統裁するこ る評議員選挙規則案について審議され、承認された。と、理事長がIASRACを代表すること、常勤監事を 置くことなど。

初の評議員選挙

9月3日、新定款による初の評議員選挙(郵送に よる連記式投票)の開票が行われ、作詞者27人、作 曲者27人、音楽出版者6人、計60人の評議員を選出

役員の改選、会長に堀内敬三、理事長に春日由三が就任

9月15日、評議員会が開かれ、会長に堀内敬三を 選任した。

10月12日開催の理事会で、理事長に前NHK専務理 事の春日由三を委嘱することが承認された。

都響が設立

前年の東京オリンピックの記念文化事業として、東京都交響楽団(都響)が設立された。

文部省唱歌、著作権者の権利主張が認められる

昭和40年代初めまで、文部省唱歌として国定教科書に掲載されていたものは、文部省の教科書管理課へ申 し入れれば無償利用が認められていた。しかし、著作者の間では、文部省唱歌の権利がずっと論議されてい た。「文部省が教科書に掲載使用する場合に限って無償利用を著作者は承認しているのであって、文部省発行 の教科書以外での使用には権利が及ぶしというのが著作者側の主張だった。

この年7月1日、日本音楽著作家組合等5団体は連名で、文部省初等中等局長に対して「文部省唱歌の著作 権は著作者にあること。その著作権を譲渡することを承諾した著作者の作品であってもこれまでの子弟教育 に果した多大の貢献に照らして、著作権を著作者に返還して欲しい」と申し入れを行った。また、同日、著 作者およびその継承者30人も連名で申し入れを行った。

申し入れの内容を検討するため、JASRACは1966(昭和41)年10月に音楽教育委員会を発足。利用者 団体等とも話し合いを行い、1967(昭和42)年7月からNHKが、同年9月から民放連がJASRAC管理著 作物として70曲を取り扱うという了承を得た。これ以降、一般利用者にも管理著作物として取り扱うように なった。

第3章 躍進期

著作権法全面改正、放送ブランケット交渉、貸与権新設、 カラオケ登場

1966 (昭和41)年~1986 (昭和61)年

1966 (昭和41) 年

分配事務のシステム化が進展

事務量の増大に対応するため、コンピュータを利 から録音使用料のうちの洋楽レコードの請求・分配 計算について実施していたが、この年度から邦楽レ コードについても実施し、年度末には演奏権の一部 にも適用した。

当初は日本IBM傑にコンピュータ処理を委託して 用する、いわゆるシステム化が必要となり、前年度 いたが、翌年からは㈱三菱銀行のコンピュータ受託 計算部門(現在の三菱総研DCS(株))にその一部を、 1969 (昭和44) 年からは全面的に移してシステムを 改善した。

著作権制度審議会が答申

4月20日、著作権制度審議会が、以下を主な内容 とする、著作権法の改正について答申した。

- ①レコード等の録音物による演奏・放送には著作 権者の許諾を必要とする。
- ②著作権の保護期間を著作者の死後50年とする。
- ③著作隣接権制度を設ける。
- ④罰則を強化する。

著作権法改正を求めて文部大臣に陳情

5月1日付で文部省に文化局が設置され、著作権課 は同局に移管された。

10月18日、堀内会長、春日理事長らは文部大臣を 訪ね、審議会の答申を尊重し、速やかに著作権法を 改正するよう陳情し、要望書を提出した。



録音テープの管理開始

前年末から発売されたステレオ用のカートリッジ テープ、1962(昭和37)年にオランダのフィリップ ス社によって開発されたカセットテープなど録音

テープによる著作物の利用に対応するため、暫定的 に蓄音機用音盤の使用料規定を準用、7月から管理を 開始した。

48 第1部 年史

JASRAC史上かつてない大規模な訴訟

1964(昭和39)年11月頃から、関西地区社交場で、著作物使用料の値下げを要求する動きがあり、次 第に使用料の不払い運動へと発展していった。これは、同年8月に顕在化した過年度の経理処理問題と関連 するものとされる。

JASRACは、1966 (昭和41) 年の6月から7月にかけて、大阪府30事業者、兵庫県30事業者、和歌山 県7事業者を相手として、滞納使用料と違約金請求の民事訴訟をそれぞれの管轄地方裁判所に提起した。67 事業者による不払い使用料の総額は約3,800万円で、違約金を合計すると1億1,000万円以上だった。

相手方との交渉の結果、同年8月に5事業者と和解が成立した。それ以外の多くの事業者とも、同年11月 頃までには概ね和解した。和解に応じなかった大阪府のキャバレー「ゴールデンミカドー(ナニワ観光㈱)に ついては、1967(昭和42)年8月に大阪地方裁判所が、また兵庫県のカフェ「赤い靴」とキャバレー「処 女林 | については、同年12月に神戸地方裁判所が、それぞれ延滞使用料と違約金の支払いに加え、著作権侵 害行為の排除、予防として管理著作物の使用禁止を命じるなど、JASRACの主張を認めた。

無許諾店に対する演奏禁止を認めた判決はこれまでもあったが、著作物使用料を滞納している店舗への延 滞使用料と違約金を求める事件において、契約解除後の侵害行為を排除する目的で、裁判所がJASRACの管 理著作物の演奏禁止を認めたのはこの事件が初めてだった。

いざなぎ景気

1965 (昭和40) 年11月から好景気が続き、いざな 7月まで57か月続いた。 ぎ景気と呼ばれる。この好景気は1970 (昭和45) 年

1967 (昭和42) 年

「音楽と著作権」を発行

1月30日、広報紙「音楽と著作権 | 第1号を発行した。 伴って事務的、記録的性格が強まった会報の制約を補 この「音楽と著作権」は、IASRACの業務の拡張に い、会員に発言の場を提供することを企図したもの。

編曲の管理方法を明確化

この年度から原著作権がない編曲著作物について は、編曲審査委員会が「編曲著作物の審査基準」に 合致すると認めたものだけを管理することとした。 この制度は現在も継続して実施されており、現在

は原著作権がある編曲著作物について、原著作権者 の承諾があっても、編曲著作物として管理の適否を、 審査している。

審議会が仲介業務制度で答申

5月10日、著作権制度審議会第35回総会が開催さ れ、音楽の著作物については、その著作権に関する 仲介業務は従来どおり規制する方針を継持すること

が適当であるなど、著作権等に関する仲介業務制度 の在り方について、文部大臣に答申した。

使用料が20億円台に

この年度の使用料徴収額は22億8.047万円余となり、初めて20億円台に達した。

著作権侵害の証拠を保全

3月14日、広島地方裁判所はJASRACの申し立てにより、著作権侵害の証拠保全のため広島市内の観光 キャバレー「香港」で現場検証を行った。

この現場検証では、店内で楽譜や演奏状況の撮影、録音が行われ、18曲の著作権侵害が判明した。さらに 3月30日、広島地方裁判所は、法廷に「香港」の楽団責任者を呼び、本人尋問を実施。現場検証で提示され た楽譜は一部で、さらに多くの楽譜を使用していたとの証言が得られ、「香港」における著作権侵害の実態が 明らかになった。

それまで著作権侵害について証拠保全が行われた事例は数少なく、「香港」は中国地方以西で初めての事 例だった。この事例では「香港」の経営者が陳謝し、損害金を支払ったため示談が成立した。

GSブーム

プの影響を受け、日本でもグループ・サウンズと呼 パイダースやザ・タイガースなどが人気だった。

ベンチャーズやビートルズなどのロック・グルー ばれるロック・グループがブームになった。ザ・ス

1968 (昭和43) 年

録音テープの使用料規定認可

使用料規定が、6月14日、認可された。

それまではレコードの規定を準用していたが、こ の認可により、テープ自体の規定として、①一般市 販の録音テープ、②背景音楽 (BGM) 用貸出録音

前年12月22日に認可申請をしていた録音テープのテープ、③その他の録音テープ、についての料率が 定まった。

> この年度の録音テープ使用料徴収額は、前年度比 394.1%の3億5.000万円余、徴収使用料全体に占める 比率は9.8%となった。

海外向けPR冊子を配布

第26回CISAC総会に先立ち、IASRACの歴史、組 織、実績などを紹介する英文の広報冊子「This is

IASRAC | を作成、加盟団体に送付した。これは JASRACが行った初めての海外向けPR活動だった。

文化庁が発足、著作権行政を所管

6月15日、文部省文化局と文化財保護委員会が統 合されて文化庁が設置され、著作権行政は文化庁の

所管となった。

国民総生産が世界2位に

日本の国民総生産(GNP:国内の経済活動で生み フランス、翌年に英国を抜き、この年には西ドイツ 出された付加価値の総計)は、1966(昭和41)年に をも抜いて、米国に次ぐ第2位となった。

新著作権法案国会上程促進大会を開催

著作権法の全部を改正する法律案が文部省試案と して1月に発表され、4月2日の閣議で法案の第58回 通常国会への上程が決定されたにもかかわらず、上 程は見送られた。

12月11日、JASRACと日本音楽著作家組合など音 楽著作者6団体と日本芸能実演家団体協議会(芸団 協)の8団体は、新著作権法案国会上程促進大会を 開いた。

この大会には、自民党・文教調査会の著作権制度 小委員会の上村千一郎委員長ほか4人の代議士、文 化庁の安達健二次長らが来賓として出席、各出席者 からは、新法案の国会上程への決意や所信が表明さ れた。



新著作権法案国会上程促進大会

本部事務所ビル建設に協力金

業務の急激な拡張に伴って、専用できる事務所ビ ルへの移転を検討。2月28日開催の評議員会で、日本 音楽著作権会館建設協力金の調達方法が承認された。 その調達方法は、信託財産に係る原使用料から、 そこに含まれている未収手数料を限度として

JASRACが借り入れるというもの。

この承認を得て、共和ビルディング㈱に建設協力 金を貸し付け、同社が東京都港区西新橋1丁目7番13 号に建設するビルに入居することを決めた。

BIEMに正式加盟

10月8日、BIEMの総会で、JASRACのBIEM加盟が正式に承認された。これにより、JASRACは録音権 管理団体としても、BIEM加盟の各録音権協会と直接に管理契約を締結し、使用料の徴収・分配を自ら行え ることになった。

BIEMとの関係に関しては、1963 (昭和38) 年10月に、1965 (昭和40) 年1月以降、日本における BIEM代理人をJASRACが務めることが内定。1964(昭和39)年3月には、JASRACの管理作品の海外に おける録音権管理を、一部の国を除いてBIEMに委託する契約を締結し、翌年は内定どおり、BIEM代理人と なった。

当時のBIEMは、1968(昭和43)年に組織変更されるまで、CISAC第3連盟(機械的複製権協会連盟) に加盟する団体の作品管理を、世界各地域において行う代表窓口としての役割を担っており、加盟団体によ る相互管理契約方式ではなかった。このため、日本のレコード会社がBIEMの管理楽曲を録音した場合、 JASRACがその使用料をレコード会社から徴収し、代表窓口を務める BIEMに送金していた。

東海観光事件

JASRACが著作権訴訟事件で、初めて最高裁判決を得たのが東海観光事件だった。

1966(昭和41)年、神戸市の約20の使用料不払いの社交場事業者に対し、その支払いと違約金を請求 する訴訟を提起した。ほとんどの事業者とは和解が成立したが、예処女林は応じなかった。この訴訟中、店 が火災で焼失するが、経営者はその跡地に東海観光ビルを建て、新たに東海観光㈱名義で「ナイトタウン・ 白い森 | ほか2店を開店、無断で生演奏とレコード演奏を始めた。

1968 (昭和43) 年11月、この3店に対し、演奏禁止を求める仮処分申立てを行い、神戸地裁は仮処分執 行命令を決定。執行官保管の際に、楽器と楽譜以外にも、楽団ステージ、ピアノ、ジュークボックス、レコー ドプレイヤー、レコード盤などが差し押さえられたのは、この事件が初めてだった。

東海観光は執行後も、仮処分命令を無視して無断演奏を継続したため、JASRACは間接強制を申し立て、 同地裁は、3日以内に楽団演奏およびレコード演奏を停止すること、また停止しない場合は1日につき2万円 の支払いを命じた。レコード演奏について賠償金の支払いを命じたのも、本件が初めてだった。

翌年3月、間接強制の決定に対し、東海観光は即時抗告を申し立てるが大阪高裁は棄却。さらに抗告棄却 を不服として最高裁に特別抗告を申し立てたが、これも却下され判決が確定した。

判決の意義として次の4点が挙げられる。

- ①レコード演奏が生演奏と同様に扱われた
- ②東海観光事件における社交場での音楽演奏が興行にあたり、社交場経営者に著作物利用の責任があると 確認された
- ③JASRACが使用料不払いを理由に利用許諾契約を拒否、音楽演奏の禁止を求めたのは、権利の濫用に当 たらない
- ④レコード演奏について、その都度出所の明示を行うことを命ずるとともに賠償金も同一の基準での支払 いを命じた

この判決は、中部観光事件とともに、その後の演奏権管理業務を大きく飛躍させる礎となった。

なお、東海観光の経営者らを著作権侵害の疑いで告訴もしており、1970(昭和45)年、神戸地裁が有罪 判決を言い渡した。演奏権侵害に関して刑事罰が適用されたのも初めて。この刑事事件についても、大阪高 裁、最高裁が、被告人らの控訴、上告を棄却した。

信託契約約款の変更(収支差額金の扱いを変更)

3月27日、著作権信託契約約款改正委員会(藤田 正人委員長)が設置された。これは、過年度経理処 理とも関連する、当時の約款6条の見直しが目的 だった。

JASRACは1960 (昭和35) 年に信託契約約款を変 更、管理手数料を実費精算方式とした。

達するまではJASRACが保管することを定めた約

款6条の但し書きのままでは、年々使用料の徴収額 が増大し、これにつれて多額の収支差額金が IASRACに蓄積された場合、所得の発生と見なさざ るを得ず、法人税の課税が免れないこととなった。

このため、6条の但し書きを、収支差額金が生じた ときはこれを「翌会計年度中二受益者二交付ス」と しかし、収支差額金が使用料徴収額の100分の3に 改めるとともに、もう一つ問題となっていた、協会 収入の一部の会員信託者共済基金と職員共済基金へ

の繰り入れについて、前年度決算で基金額を凍結し、 以後協会収入を繰り入れないこととした。

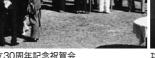
信託契約約款の変更は、5月31日、文化庁長官に 許可申請し、6月23日、許可された。

創立30周年を祝う

この年、JASRACは創立30周年を迎え、11月18日、 東京の高輪光輪閣で記念祝賀会を開催した。また、同 日、日本音楽著作権会館上棟式も行われた。

JASRACは30周年を記念して「(社) 日本音楽著 作権協会三十年史」を発行した。





增沢元理事長

著作権保護期間を暫定延長

12月8日、著作権の保護期間が著作者の死後38年 に暫定延長された。1962 (昭和37)年に3年間、1965 (昭和40) 年に2年間、1967 (昭和42) 年に2年間暫

定延長されたことに続く、4回目の暫定延長だった (合計8年間)。

使用料が40億円台に

前年度で30億円の大台に達した著作物使用料徴収 額は、この年度は、総額42億1.382万円余と、1年に

して40億円台に到達した。

本年度末の著作権信託者数は3.999者、職員は203人。

1970年(昭和45)年

新本部ビルに移転、業務組織変更 出張所を支部に

1968 (昭和43) 年12月に着工した 日本音楽著作権 会館が、この年3月20日に竣工、同31日から同会館 で業務を開始した。

また近年の業務の発展拡張に対処するため、4月1 日からこれまでの業務組織を大幅に変更するととも に、出張所の名称も支部と改めた。



著作権法全面改正法案、全会一致で成立

著作権法改正法案が4月10日、衆議院本会議で全 会一致により承認され、4月28日、参議院本会議で も全会一致で可決された(5月6日公布、翌年1月1日

IASRACが著作権法30条8号の即時廃止運動を開 始してから9年、改正作業が具体化してから8年にし て新しい著作権法が誕生したことになる。

この全面改正によって、1928 (昭和3) 年のベル ヌ条約 (ローマ改正条約) の水準にとどまっていた

わが国の著作権法が、ほぼ当時のベルヌ条約、1948 (昭和23) 年のブラッセル改正条約、1967 (昭和42) 年のストックホルム改正条約の水準にまで高められ、 わが国の実情に適合するように整備された。

新著作権法の主要点

この改正法の主要点は次のとおり。

- ①著作権の保護期間を著作者の生存中およびその 死後50年に延長したこと
- ②著作者人格権の保護を明確にしたこと
- ③著作権の制限に関する規定を整備し、自由利用

の範囲を厳密に定めたこと

④新たに著作隣接権制度を設け、実演家、レコー ド製作者および放送事業者の権利を、著作者に 準じて保護するとしたこと

新法への対応

新法の施行に対処するため、JASRACは著作物使 用料規程委員会の設置を決め、10月8日に第1回の会 議を開いて、レコードによる放送、有線放送、政令

で定める営利事業について、使用料規定を作成する ことになった。

ビデオテープの使用料規定認可

ビデオテープの使用料規定を作成、3月27日に認 可申請し、7月20日、「2年後に改定の措置を講ずるこ と一を条件に認可された。

10月23日、同じくビデオテープの管理手数料 (20% 以内)が許可された。

著作権法の歴史

1899 (明治32) 年、水野錬太郎 (JASRAC初代会長) の起草により、日本で初めての著作権法 (旧著 作権法)が制定された。旧著作権法は1970(昭和45)年に全面改正されるまで、70年間という非常に長 い間、一部改正を経ながら存続した。なお、著作権法制定のきっかけは、欧州諸国との不平等条約撤廃の交 換条件としてベルヌ条約加盟を強いられたことである。そのため、条文上は外国と同様の保護水準であった ものの、同条約に加入するために著作権法を制定する必要があったという性格が強く、著作者が権利保護を 要求して実現したものではなかった。

1962 (昭和37) 年4月、「著作権制度審議会」が文部大臣の諮問機関として設置され、旧著作権法の全面 改正に向けた検討が始まった。1968(昭和43)年6月の文化庁発足に伴い、法案作成の担当は文部省文化 局から文化庁著作権課に移り、新著作権法(現行法)は1970年4月に可決された。

この全面改正は、著作権の保護期間が著作者の死後50年に延長することなどを内容としていたが、旧30 条8号に関する問題については、急激な変化に対する経過措置として附則14条が置かれたため、三つの営利 事業(音楽喫茶、ダンスホール、ショーなど)のほかは従来どおり演奏権が及ばないこととされた。JASRAC は、レコード再生には演奏権が及ばないとされていた旧30条8号を廃止するという即時廃止運動を1961 (昭和36)年から行っていたが、この問題の全面的な解決は1999(平成11)年まで待たなければならな かった。

録音使用料の分配にGEMAの資料を導入

1968 (昭和43) 年に BIEMが改組され、BIEM事 務局による集中管理方式から加盟団体間の相互契約 方式に切り替わったことから、JASRACも外国楽曲 の録音使用料の徴収から分配全般の業務を行うこと が必要となったが、IASRACにはそのための権利 者、楽曲等の資料が不足していた。

このためJASRACは、西ドイツのGEMAが保有す る作品や権利者に関する資料カード約455万枚をマ イクロフィルムに撮影・収録して、提供を受けるこ ととなった。

70年安保騒動

日米安保条約が10年間の期限を迎えて自動延長す るタイミングで、自動延長を阻止して条約を破棄さ せようとする運動が起こった。全国の大学では、学

生らによるバリケード封鎖が行われ、国会前をはじ め全国でもデモが行われた。

大阪万博開幕

日本万国博覧会(大阪万博)が、大阪府吹田市で 開催された。参加国は77か国4国際機関で、期間は 3月15日から9月13日までの183日間。特にアポロ12

号が持ち帰った「月の石 | を展示したアメリカ館は 大変な行列だった。

新著作権法の施行

1月1日、新著作権法が施行された。

レコードの放送使用料はブランケット方式

レコードの放送使用料についてNHK、民放連と協 交わした。 議し、生演奏を含めた放送使用料全体をブランケッ ト方式(年間使用料を一括して算定)とすることも 議論されたが、レコード演奏の使用料のみをブラン ケット方式とすることで合意し、「商業用レコード による音楽著作物の放送使用料についての覚書 | を

このように新著作権法制定に件い、各放送局とレ コード演奏による放送使用料のブランケット化が合 意されたが、これ以降、生演奏を含めた放送使用料 のブランケット化、料率の定め方については、難航 を極めることとなる。

有線放送の使用料で合意

有線音楽放送の使用料について、全国有線音楽放 送協会と、最終の目標額を加入料収入の100分の1と

して、年次的に料率を改定していくことで合意。後 に日本有線放送連盟もこれに合意した。

楽曲のコード化など新システムを実施

管理する楽曲数と、利用者から申請される使用曲 数の急激な増加によって、録音権処理の機械システ ムの再検討が必要となったため、楽曲のコード化と 楽曲審査の機械処理化を骨子とする新システムを導 入し、12月から実施した。

この新システムの導入は、①レコード演奏使用料 分配の機械化、②社交場関係事務の機械処理、③録 音権新システムの実施など、徴収から分配までの諸 業務を一貫した大規模なシステムに改善するもので、 通常業務と並行して進めるという難事業だった。

定款変更が認可

新著作権法の施行もあって、質・量ともに大きく変表現を法令等にならって修正した。 化・拡張するIASRAC業務を、会員の意思を十分に 反映しつつ、迅速的確に執行するためのもので、旧 定款を全般にわたって見直し、会員資格の取得、役

6月14日、定款の変更が認可された。この変更は、 員、会務運営の組織、会計等について変更し、字句、

また新たに、評議員選挙規則、評議員会議長と副 議長の互選規則、会長、理事と監事の選任規程など の定款細則を制定した。

役員の改選、会長にサトウハチロー、理事長に酒井三郎が就任

10月9日に開かれた、新評議員による臨時評議員 会で、会長にサトウハチローを選出した。

次いで、10月15日の理事会で酒井三郎が理事長に 互選された。

沖縄返還協定調印

米国との間に沖縄返還協定(琉球諸島及び大東諸 島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定)

が、6月17日に調印された。この協定は翌年5月15日 に発効し、沖縄は日本に返還された。

最先端技術を取り入れ進化するカラオケ

今や世界中で楽しまれているカラオケは、日本発祥の娯楽として知られている。1970年代初めには、そ れまでBGM再生機として使われていたコインボックス内蔵の8トラック式小型ジュークボックスにマイク が付き、カラオケの原型が誕生した。また、国民皆唱運動を展開した山下年春氏(太洋レコード創業者)が 伴奏テープ(8トラック式)を販売。これは初のカラオケソフトといえる。

1971 (昭和46) 年には、井上大佑氏 (㈱クレセント創業者) が、マイク端子付き8トラックプレーヤー 「8ジューク」を自主製作した。弾き語りで録音した伴奏テープ10本(40曲)をセットして、店舗へのレン タル提供を開始。こうして始まったカラオケ事業は各地で注目を集めることになった。

1980年代になると、モニター画面を見て歌う「映像カラオケ」、リモコンだけで選曲ができる「オート チェンジャー | が相次いで開発され、カラオケファンのすそ野を広げていった。さらに、1985(昭和60) 年には船舶用コンテナを改造した屋外型カラオケボックスが岡山県に登場。カラオケボックスは若者の潜在 需要を満たし、それまでの酒場市場、バンケット(宴会場)市場に加え、新しい市場を開拓していく。

現在、カラオケ業界の主流となっているのは、1992(平成4)年に誕生した通信カラオケである。通信 カラオケは音楽と映像がネット経由で送られてくるため、レーザーディスクなどのソフトやオートチェン ジャーを必要としない。2002(平成14)年以降は、ブロードバンド環境の整備が進み、生音や動画など大 容量データを活用した新時代の通信カラオケが発売されるようになった。近年では、最先端技術を取り入れ、 地域を超えたリアルタイムのコミュニケーションが実現されている。

1972 (昭和47) 年

許諾シール偽造者を告訴

録音テープに貼付する、利用許諾の証であるシー ル(証紙)を偽造する者が、数年前から現れるよう になった。

JASRACは、このシール偽造者1人を前年の7月21

日、警視庁に私文書偽造で告訴、この年5月24日、東 京地方裁判所はこの偽造者に懲役1年6か月(執行猶 予4年)の判決を言い渡した。録音物に関する判決 は初めて。

新法の両罰規定を適用して法的措置

川口市のキャバレー「ゴールデン東京」における 無断演奏について、JASRACは、過去2回にわたっ て浦和地方検察庁に告訴していたが、この年3月、新 法に定める両罰規定の適用を求めて、同店を経営す る寿商事㈱と同社の役員2人を著作権法違反で告訴 した。

浦和地検は7月20日、同社とその代表者を起訴し、 川口簡易裁判所に略式命令を請求、同簡裁は7月31 日、同社と代表者にそれぞれ罰金を科す略式命令を 下した。

この略式命令により、新著作権法の両罰規定が初 めて適用された。

沖縄本土復帰

5月15日、沖縄が本土に復帰した。

これにより、本土と同じ著作権制度の下に置かれ、

IASRACの著作権管理が及ぶこととなった。

ブランケット徴収方式調査本部を設置

受けた際、「放送使用料については、将来における生があったことなどから、その準備を進めるため、5月 放送使用料をも含めたブランケット方式への移行に 1日、ブランケット徴収方式調査本部を設置した。

前年4月1日に著作物使用料規程の一部変更認可を ついて検討を進めるように」との文化庁次長の通知

札幌冬季オリンピック開催

ピックが開催された。35か国・地域から1.128人の選 銅メダルを独占した。 手が参加。日の丸飛行隊と呼ばれた日本のスキー

北海道札幌市で、2月3日から13日まで冬季オリンジャンプ選手たちが活躍し、70m級ジャンプの金銀

レコード協会との激しい交渉~録音使用料変更申入れ

1972(昭和47)年10月16日、JASRACは日本レコード協会に対して、次の内容の申入れを行った。

- (1) 市販用レコードの使用料率は、片面について定価の4%に、またテープの使用料率は定価の8%の定 率制に改める。定価の明示のないレコード、テープの1曲1枚(本)の使用料は10円80銭に改める。
- (2) 使用料の計算にあたっては、製造工場(または本社)の倉庫出庫枚(本)数を、製造(本)数に改 める。
- (3) 国内楽曲(個人作家分)の使用料は(1)の料率に改める。

この申入れは、1954(昭和29)年の認可以降維持されていた「著作物1曲の使用料は、レコード片面1 枚につき、レコードの小売価格(物品税額を控除したもの)の100分の2、または、レコード片面1枚につ き、法定換算率による米貨2セントの相当邦貨額(のち7円20銭に改訂)のうち、いずれか多い額以内 と の規定が、ヨーロッパを中心としたBIEMの標準契約条件(片面4%、1枚につき8%)と比較して非常に低 額であり、BIEM加盟の他の団体から批判を受けるようになったことや、日本のレコード産業が米国に次ぐ 世界第2位にまで成長発展したことが理由となっていた。

この申入れに対し、レコード協会は翌年2月26日の回答書において、現行料率は米国と比べて低くなく、 レコード業界が業績不振であるなどとして、使用料率引き上げを拒否した。

以降、文書や話し合いを継続するが合意には至らず、文化庁長官の斡旋によるレコード等録音使用料問題 懇談会や、同懇談会小委員会において、JASRAC、日本レコード協会、文化庁の3者協議が計7回行われた。 当初使用料率の引き上げを頑なに拒否していたレコード協会は、協議の過程で定率制を採用することに同意 したものの、双方が主張する料率についての隔たりは大きく、議論は平行線をたどった。

最終的には文化庁長官が双方個別に懇談を行った上で、長官の斡旋による使用料規定を受諾することとな り、1975(昭和50)年1月31日、前年4月30日に認可申請していた録音等の使用料規定について、一部 を修正して再申請を行い、同年4月1日、認可された。

録音(蓄音機用音盤、録音テープ)に係る当時の規定は、おおむね次のとおりである。

著作物 1曲、レコード 1枚(録音テープ 1本)の使用料は、次によって算出する。

レコード

- 1. 市販用レコード
- (1) レコードの定価(物品税額を控除したもの)の6/100をそのレコードに含まれている著作物数で除 して得た額以内。
- (2) 定価の明示のないレコードに著作物を利用する場合は、8円10銭以内。
- 2. その他のレコード(略)

録音テープ

- 1. 市販用録音テープ
- (1) 定価(物品税を控除したもの)の6/100をその録音テープに含まれている著作物数で除して得た額
- (2) 定価の明示のない録音テープに著作物を使用する場合は、8円10銭以内。
- 2. その他の録音テープ(略)

1973 (昭和48) 年

大阪有線放送社らを提訴

5月18日、㈱大阪有線放送社および同系列の㈱ゆ うせんに対し、①IASRACの管理する音楽著作物の 有線放送の禁止、②有線放送のために製作した録音 テープの廃棄、③著作権侵害に対し損害賠償を求め

る訴訟を大阪地方裁判所に提起した。

この著作権侵害排除、損害賠償請求の訴訟事件は、 翌年1月24日に和解が成立した。

サトウハチロー会長が逝去

11月13日、サトウハチロー会長が逝去された。享年70歳だった。

第一次オイルショックと狂乱物価

第二次オイルショックが起こった。トイレットペー 記録し、「狂乱物価」と呼ばれた。

原油価格の高騰に起因するこの年からの不況を第 パーの買い占めなどが起こった。また、第一次オイ 一次オイルショックと呼ぶ。1979 (昭和54) 年には ルショックをきっかけとして2ケタの物価上昇率も

MPA設立

この年9月、日本音楽出版社協会(NOSK)と、全日本音楽出版社連盟(JAMP)が統合され、日本音楽 出版社協会 (MPA) が生まれた。

日本において音楽出版社は、1950年代後半から、次々と設立された。1960(昭和35)年に、ASCAP の国際代表がJASRACに来会し、音楽出版社の役割と重要性を唱え、1962年頃には、外国作品の著作権譲 渡を受けた音楽出版社がぞくぞく登場し、JASRACと信託契約を結んだ。

それまでは、レコード会社が国内の作家と専属契約を結び、その作品をレコード会社が独占して販売する 業態が一般的だった。新たに興された音楽出版社は、海外の音楽ビジネスを研究し、専属契約を結んでいな い作家に創作を促し、それを各方面にプロモートするスタイルが生まれた。

NOSKは、1962(昭和37)年に音楽出版社間の意見交換や情報共有の場として、JASBACに信託した 10社(音楽之友社、新興楽譜、全音楽譜、水星社、ヤマハ・ミュージックなど)で設立された。音楽出版社 の活動が活発化するにつれ、JASRACの録音使用料の徴収額が急増、JASRACの運営に参画する必要性が 話し合われ、1965 (昭和40) 年、音楽出版社を会員にすることなどが盛り込まれた定款変更が成立。音楽 出版者20社が会員に、また、役員改選によって音楽出版者から理事2人が選出された。

一方、1968(昭和43)年、民放系出版社を中心とした音楽出版社が、民放各社の放送使用料について意 見を集約させるとして、JAMPを設立し、新興の出版社などが加盟した。

その後、同じ業種の中で二つの団体が共存するよりも、統合して音楽出版業界のさまざまな課題に当たる 必要性から、MPAに統合された。

MPAは、「内外の著作物の利用、開発を行う音楽出版計事業の健全な発達と音楽出版事業界全般の融和協 調を図ることにより音楽の著作物の普及に努め、音楽文化の発展に寄与することを目的 | (定款) として、 1980 (昭和55) 年に文部省から社団法人として認可された。現在も日本の音楽出版業界を代表する唯一の 団体として活動を続けている。創立時の会員は67社、現在は約320社で構成される。

1974 (昭和49) 年

放送ブランケット、合意に至らず

放送使用料のブランケット化について、放送事業 者の収入(NHKは受信料収入と政府交付金収入の合 計、民間放送は放送事業者の営業収入)の2%を基準 とする使用料率とすることを骨子とし、料率の適用

については年次的に段階を設けるという原案を、 NHKと民放連に提示して折衝を重ねたが、合意に至 らなかった。

役員の改選、会長に古賀政男が就任

任期満了に伴う評議員選挙が行われ、10月7日の 臨時評議員会で、会長に古賀政男を選出した。

次いで10月14日の理事会で、酒井理事長が再任さ れた。

経済マイナス成長

この年の経済成長率はマイナス1.2%だった。これ の日本の高度経済成長が終わったことになる。 は第二次世界大戦後初のマイナス成長で、それまで

1975 (昭和50) 年

録音等の使用料規定、修正認可

前年4月30日に認可申請した録音等の使用料規定 の一部変更については、1月31日付でその一部を修 正して再申請し、4月1日、認可された。

この使用料規定の認可に伴い、日本レコード協会 加盟の各社と、4月1日から2年間につき、新たな契

約を締結した。

また、認可された規定のうち、「電気通信設備を 用いて行う演奏(CCTV) は、申請どおりに、「有 線テレビジョン放送 (CATV)」は、修正後、認可 された。

放送使用料暫定料金で合意

として、NHKについては6,800万円、民放について NHK、民放連との間で合意が成立した。

11月に入って、この年度の放送使用料の暫定措置 は全体で年間使用料を約2億円引き上げることで、

使用料、118億円余に

この年度の使用料徴収額は118億2,500万円余と、初めて100億円の大台に達した。

放送ブランケット交渉、長期化へ

1970 (昭和45) 年の現行著作権法成立 (翌年1月1日施行) により、レコードを用いた放送にも権利が 及ぶようになった。

このため、利用許諾の対象となる放送利用が飛躍的に増大し、曲別処理は事実上不可能となった。このよ うな事情から、放送使用料についてブランケット方式に移行する必要性が確認された。ブランケット方式は、 テレビ放送の開局翌年に当たる1954 (昭和29) 年にすでに立案され、著作物使用料規程の認可申請にまで 踏み切ったが、放送事業者の猛反対に押し切られて叶わず、その後協議が断絶していた。

新たな案では、翌年から向こう3年間については暫定的な定額使用料を定め、ブランケット方式の具体的 な条件について協議することとなった。しかし1974 (昭和49) 年末の段階でも合意には至らず、年明け後 の協議に持ち越された。

1975 (昭和50) 年1月17日に民放連は具体案を提示したが、使用料算定の基礎となる営業収入の定義な ど使用料率をめぐる条件に、大きな乖離があった。使用曲目の報告についても、JASRACが全国ネット番組 について全曲報告を求めたのに対し、「使用曲目報告は必要な限度で行う」とされていた。

11月になっても合意には至らず、やむを得ず暫定な定額使用料を定め、翌年以降に協議をさらに継続する こととなった。

理事長と担当役員が挨拶に赴いた折、民放連側の交渉担当者から、失言に当たるかもしれないので予めお 詫びしておくとの断わりがあった後、「民放が放送で音楽を使うので、その作品がヒットするのだ。宣伝して いるのと同じだから、払うどころか宣伝料をもらいたいくらいだ」という発言があったという。この時期の 協議が、いかに困難を極めたかを、このエピソードが如実に物語っている。

『およげ!たいやきくん』の大ヒット

バーとして発表された。子門真人が歌ったシングル 録した。

フジテレビの番組「ひらけ!ポンキッキ」で利用 レコードは12月25日に発売され、オリコン史上初 された『およげ!たいやきくん』がオリジナルナン のシングルチャート初登場1位・11週連続1位を記

ベトナム戦争が終結

4月20日、南ベトナムのサイゴンが北ベトナム軍により陥落し、南ベトナム政府の敗北が決定した。

1976 (昭和51) 年

ソ連VAAPと契約

1973 (昭和48) 年5月に万国著作権条約に加入した ソビエト連邦の著作権機関VAAP(全ソ著作権協 会)との間で、3月29日に相互管理契約が成立し、7 月1日から発効することとなった。



酒井理事長とVAAP首脳

放送ブランケット交渉難航

この年度の事業計画の主眼は、放送の使用料規定 をブランケット方式に変更することだった。

NHKからは3月の時点で、制作費をベースとする 案が提示された。JASRACはこれに対し、国内放送 費に国際放送費を加えるという対案を示して交渉を 続けていたが、NHKの交渉責任者の異動などに よって中断した。

民放連からは6月に、みなし電波料収入が提示さ れたが、民放連内部でブランケット移行に異論が出 て、交渉は進展しなかった。

放送使用料、再び暫定料金で合意

ブランケット方式への移行を年度内に実施するこ とが困難となったため、再び暫定使用料の交渉とな り、この年度の使用料が決まった。前年度に比して、 NHKが3.700万円、民放が1億200万円余の増にとど まった。

上映使用料を引き上げ

外国映画の上映使用料を段階的に引き上げ、3年間 で倍額とすることについて全国興行環境衛生同業組

合連合会(全興連)と合意が成立し、12月20日に契 約を締結した。

社交場での利用楽曲の収集方法を改善

この年度から、社交場使用料の分配のための利用 楽曲資料の収集方法を、これまでの職員による直接 聴取方式から、対象店内に長時間録音可能なテープ レコーダーを置いて録音する方式に切り替えた。

「籠の鳥 | 事件で地裁判決

流行歌「籠の鳥」は自分の作詞・作曲であると主 張する男性が、作曲者・鳥取春陽の相続人ほか1人 とJASRACに対し、「著作権侵害による損害金等 3.000万円を支払い、新聞に謝罪広告を掲載せよしと 和歌山地方裁判所に訴えていた事件で、12月1日、同

地裁が男性の請求を棄却する判決を言い渡し、男性 はこれを不服として、大阪高等裁判所に控訴した。そ の後、この事件は、1980(昭和55)年、同高裁が控 訴を棄却し、終結した。

定款を変更(正会員・準会員制を導入)

12月15日の臨時総会で定款変更が承認され、同20 日付で認可申請をした(翌年1月19日付で認可)。

この定款変更の主な点は次のとおり。

- ①会員と会員以外の信託者の一体性を確保するた め、正会員・準会員制度を採用し、信託者を準 会員として法人の一員とする。
- ②役員を増員し、構成を改めて、音楽出版者理事 を作詞者、作曲者理事と同数とする。
- ③協会名の英文表記に音楽出版者を加えて、 Japanese Society for Rights of Authors, Composers and publishersに改める (ただし、略 称IASRACはすでに内外に定着していること から従前のとおりとする)。
- ④本会への入会には著作権信託契約の締結と入会 金(著作者は3万円、音楽出版者は10万円)の 納付を要件とする。

ロッキード事件

米航空機メーカーのロッキード社による大規模な 汚職事件が発覚。米国との外交問題にも発展し、政

財界から多くの逮捕者が出た。

オイルショックを受けて会報を隔月刊に変更

1973 (昭和48) 年、第四次中東戦争の勃発をきっかけとして、オイルショックが世界中を襲った。日本でも石油関係製品をはじめあらゆる商品が値上げされ、物価の異常な高騰は「狂乱物価」という言葉まで生み出した。政府によってインフレ抑制のための総需要抑制策が敷かれ、高度成長を続けてきた日本経済が低成長期を迎える。

「省エネルギー・省資源」が叫ばれる中、JASRACは経営における収入と経費に関連する事項の検討に乗り出した。これまで希薄だった原価意識を徹底させるため、1976 (昭和51年) に原価問題等研究会を設置。同研究会では、原価調査資料や海外の著作権団体の管理実態に関する資料などを基にして経営の改善を目的とした調査、研究を行った。

さらに、この年は会報の発行を5月以降隔月刊とし、原則として会員にのみ(信託者で送付を希望する場合は郵送料が必要)送付することとした。これは印刷費、郵送料の高騰に伴う措置だったが、会員・信託者へのサービス低下であるという批判もあり、同年12月以降は従来どおりに戻された。

1977 (昭和52) 年

オンライン・システムが稼働

事務処理をさらに効率化するためのオンライン・システムが1月11日稼働した。本部事務所内に設置した端末機とダイヤモンドコンピューターサービス(株)(現在の三菱総研DCS(株))の大型コンピュータを直接結んでデータ処理するもので、従来の作業ステップが大幅に省略された。



オンライン・システム稼働開始の式曲

役員の改選、会長に勝承夫就任

任期満了に伴う評議員選挙が行われ、10月4日に 開かれた臨時評議員会で、会長に勝承夫を選出した。 次いで10月14日の理事会で、酒井理事長が再任された。

海賊版音楽テープで実刑判決

11月22日、横浜地方裁判所川崎支部は、海賊版音楽テープ製造事業者に、求刑どおり懲役1年6か月の実刑判決を言い渡した。この事件は、28種類13万6,000本余の音楽カセットテープを川崎市内の事業

者に製造させて販売していた被告人を著作権法違反 で告訴したもので、同法違反による実刑判決はこの 分野で初めてだった。

放送使用料規定の変更を認可申請

放送使用料のブランケット化について、12月21日の会合で放送事業者から示された回答が、みなしタイム収入の0.28%を使用料率とするもので、従来の方式による使用料額を大幅に下回るものであったため、JASRACは当事者間の話し合いでは早期に解決できないと判断し、翌22日、文化庁長官に対して、著作物使用料規程の一部変更の認可申請をした。

申請の骨子は次のとおり。

- 1 一般放送事業者(民間放送)の使用料について は、営業収入の2/100の範囲内とする。
- 2日本放送協会(NHK)の使用料については、受

任天堂がテレビゲーム機発売

任天堂㈱初のテレビゲーム機「カラーテレビゲーム15」が7月に発売された。テレビに接続し、15種

信料収入および政府交付金の合算額の2/100の 範囲内とする。

なお、2/100については、年次的に段階を踏むこと とする。

1974 (昭和49)年に、放送事業者に対しブランケット方式についての原案を提示してから3年8か月余りにして、当事者間の合意を断念しての認可申請だった。

※みなしタイム収入

放送事業収入のうち、タイム料金のみを放送使用料の算定基礎とするにあたり、タイム料金 とスポット料金 (番組と番組の間の切替時間の電波料)とを区別する方法が放送事業者ごと に異なることから、これを平準化するために一定の計算方式により算出した収入を「みなし タイム収入」として、タイム料金とみなした。

類の内蔵ゲームが遊べた。

1978 (昭和53) 年

放送ブランケット、文化庁が裁定案

放送ブランケットについて、JASRACが前年12月 22日に認可申請した著作物使用料規程の一部変更の 内容が、仲介業務法に基づいて、1月7日付の官報に 公告された。

これに対してNHKと民放連からそれぞれ文化庁 長官に意見が具申され、JASRACもこの意見に対 し、補足説明書を文化庁に提出した。

また、ブランケット交渉が合意に至らなかったため、1977 (昭和52) 年度の放送使用料は、前年度使用料の5%増しとなるNHK2億3,700万円、民放8億2.111万円、とすることで合意した。

続いて1978 (昭和53) 年度の使用料の交渉が行われ、使用料規定が変更された場合は、精算することを条件として、前年度と同額で、まず4月1日から9月30日までの6か月間の許諾契約を、次いで10月1日から翌年3月31日までの6か月間の許諾契約を締結した。

この許諾契約書には、当年度内にブランケット方式による契約ができるよう努力するとあったが、実質的な進展は見られなかった。

文化庁は、両者が合意に達することは困難と判断、 積極的に斡旋、調停を行い、事態の打開を図った。

12月19日、文化庁はJASRAC、NHKおよび民放連に対して、次の内容の裁定案を提示し、翌年1月20日までに諾否の回答をするよう求めた。

- ①1978 (昭和53) 年度から翌々年度までの3年間 の規定とする。
- ②3年間、料率は固定するものとし、NHKは国内 放送費および国際放送費の合計額の0.69%、民 放は「みなしタイム収入」の0.65%とする。
- ③曲別方式を併置する。
- ④曲目報告は従前どおり行う。
- ⑤蓄音機用音盤と録音テープの使用料率に関する 承認年度の処理については努力する。

64 ■ 第1部 年史

レコード保護条約加入に伴い法改正

5月18日、著作権法の一部を改正する法律が公布 された。

この改正は、輸入盤レコードや外国盤レコードの海 賊版に対して、現行法では罰則の適用が及ばなかった ため、わが国も「許諾を得ないレコードの複製からの

レコード製作者の保護に関する条約(レコード保護 条約)」に加入するとともに、レコードの無断複製物 の作成、輸入、頒布に対して、他の条約締結国のレ コード製作者を保護するよう、法改正したもの。同改 正法は、条約が発効する10月14日から施行された。

日中平和友好条約締結

日中平和友好条約が8月12日に締結され、10月23 日に発効した。平和五原則を基に、覇権を求めない 本文5条で定められている。

ことや文化・経済の交流を図ることなどが、前文と

「留保制限 | を総会承認

録音テープの出現などによる著作物の利用媒体の増加、マスメディアの発達による利用形態の多様化など を受けて、1974 (昭和49) 年6月27日の通常総会で、実情に即した著作権信託契約約款(以下、約款)へ の変更を決議した。しかし、文化庁に(当時の仲介業務法上の)許可申請を行う際、約款に定めた著作権の 譲渡や留保制限に関する規定について、使用料のブランケット化への変更を協議していた放送事業者から 「CM、テーマ、背景音楽の著作権の譲渡を認めないことは問題である」などと強い反発を受けたため、放送 使用料規定のブランケット方式化を優先して実現させ、同方式への移行に合わせて約款を再修正することと し、許可申請を一日保留することとした。

1977 (昭和52) 年12月22日、放送事業者との使用料ブランケット方式化にかかる当事者間の合意を断 念し、文化庁に事態の打開を委ねる形で、使用料規程の変更を認可申請した。これに合わせて、翌年3月14 日、理事会で著作権信託契約約款改正委員会を設置。同委員会は計15回の委員会を開催して審議を重ね、7 月25日、理事会に答申した。

答申は、1974年の変更内容に、放送使用料のブランケット方式化に対応する「著作権の信託及び管理に 関する経過措置 | を追加して、次のとおり著作権の譲渡や管理の留保または制限を認めるものとした。

- ①CM、放送番組、劇場用映画のテーマ・背景音楽の著作権の譲渡については、これまでその実態がある ため、これら音楽の放送権および上映権に限り、当分の間、経過措置としてこれを認める。
- ②CM、放送番組、劇場用映画のテーマ・背景音楽の著作権の管理の留保または制限については、譲渡の場 合と同じく現にその実態があるため、一定の範囲の使用について、当分の間、経過措置としてこれを認める。
- ③録音権に関し、新約款の効力発生時に特定の留保または制限がなされているものについては、当分の間、 経過措置としてこれを認める。

この答申に基づく変更案は、同日の臨時理事会で決議され、9月5日の臨時評議員会の承認を経て、同19 日、臨時総会で承認された。その後、1979(昭和54)年3月の放送使用料規定の認可を待ち、同年10月に 約款の変更を文化庁に申請した。

しかし、約款の変更内容について放送事業者から「著作権の譲渡規定が限定的であり、業界慣行に反する」 などの異見が出されたことから、なかなか変更の許可を得られず、最終的にはJASRACと民放連が「経過措 置の改定は双方が合理的理由があると認めた場合に行う | などの覚書を交わすことによって、1980(昭和 55) 年3月、約款の変更が許可されることとなった。

「組織・運営規程 | を制定・実施

7月1日、業務上の組織および運営に関する規程を 制定、実施した。これは従来の職制を全面的に変更 したもので、業務組織を再編成するとともに、各部 署の分掌業務の範囲や各職位の権限を明確にした。

具体的には、徴収業務の強化を図るため、放送映

画部と録音出版部を設けたこと、広報活動を重視し て、会務部を会務広報部としたこと、支部に「地方 における協会 | の性格を持たせるため、その独立性 を強めたことなどである。

放送ブランケット裁定案を受け入れ

前年末に文化庁長官から示された放送ブランケッ トの裁定案について、NHKと民放連はともに、承諾 できない旨回答した。

一方JASRACは、「裁定案の内容については極め

て不満であるが、認可を前提とした提示であれば、こ れによって認可されるものと理解する | として、裁 定案を受け入れる旨回答した。

料率を修正して放送使用料規定が認可

1月31日、文化庁の裁定案に基づき、著作物使用 料規程の一部変更を再申請した。

3月9日の著作権審議会使用料部会では、この再申 請によって認可することを相当としたが、2度にわ たって開かれた審議会の総会で、3月26日、料金、料 率の修正を決定して答申。同日、文化庁長官はこれ に基づいて認可した。

認可された内容は、次のとおり(曲別と両建てで ブランケット方式を導入)。

①1978 (昭和53) 年度から3年間の時限規定とする。

- ②料率は3年間固定し、NHKは「国内放送費と国 際放送費の合算額」の0.66%、民放は「みなし タイム収入」の0.62%とする。
- ③曲別方式を併置する。
- ④曲目報告については、従来どおりとする。

この結果、1978 (昭和53) 年度の放送使用料は次 のとおりとなった。

NHK 3億2.685万7.000円 (対前年比137.5%) 民放 11億8.700万円 (対前年比144.5%)

酒井理事長と森田常務が辞任

月末日をもって辞任した。

酒井理事長の辞任に伴い、定款の定めにより、7月

酒井理事長と森田常務理事は、この修正認可後、6 1日から青木常務理事が理事長の職務を代行するこ ととなった。

ブランケット化に対応する分配方法等の制定

放送使用料のブランケット化に対応する分配方法 を定めるために、3月13日の理事会で著作物使用料 分配規程委員会を設置することを決めた。

同委員会は、放送に係る著作物使用料の分配方法 の特例に関する暫定規程(案)を作成、5月15日の 理事会に答申した。これは次年度までの放送ブラン ケット使用料に適用する暫定規程である。

同分配規程案は、8月3日、許可された。

著作権信託契約約款の変更については、放送ブラ ンケットとの関連で、著作権の譲渡および信託著作 権の管理範囲の留保制限に関する経過措置を講じる こととし、暫定的ながらブランケット契約が成立し たことから、10月30日、約款変更の許可申請をした。

理事長に国塩耕一郎が就任

国塩耕一郎を理事に委嘱、国塩理事は同日の理事

10月23日、勝会長は臨時評議員会の承認を得て、 会で理事長に互選され、11月1日から理事長に就任 した。

創立40周年を祝う

この年はIASRACの創立40周年にあたり、年史 「JASRAC40」を作成・配付するとともに、11月16 日、本部9階大会議室で記念祝賀会を催した。

この年度の著作物使用料徴収額は192億7.886万 6,674円、信託者数は 6,719者、職員数は 319人だった。



創立40周年記念祝賀会

ウォークマン発売

7月1日にソニー(株)から、カセットテープの再生専 用ポータブルオーディオプレーヤー「ウォークマ

ン」が初めて発売された。

信託契約約款の変更許可と経過措置

前年10月30日に許可申請した著作権信託契約約款 の変更が、3月21日、許可された。

この変更約款の経過措置に、「CM音楽および放送 番組や劇場用映画のテーマ音楽・背景音楽について は、委託者は、あらかじめ受託者の承認を得て、依 頼者に著作権の一部を譲渡し、あるいはJASRACが 行う管理の範囲について留保または制限をするこ

とができる」と定めたことに伴い、その取扱いの基 準などについて検討するため、6目10日の理事会は、 信託契約約款実施細則第一次審議委員会の設置を

同委員会は7回にわたる検討を経て、9月9日、理 事会に答申した。

貸レコード店が出現

6月、東京の三鷹に、貸レコード店「黎紅堂」が開 店した。

レコードの貸出し営業を行う店舗は、以後全国的 に増加の一途をたどったため、著作権法上の是非を

めぐって広く社会的な議論を喚起することとなった。 背景には、借りたレコードを聴くだけでなく、これ を手軽に録音して再利用できる複製・再生手段の普 及・浸透があった。

役員の改選、会長に服部良一が就任

任期満了に伴う評議員選挙が行われ、10月3日に 開かれた評議員会で、会長に服部良一を選出した。

さらに10月21日の理事会で国塩理事長が再任さ れた。

使用料、200億円台に

この年度の使用料徴収額は、217億4.054万円余(対 前年比112.8%) となり、200億円の大台を超えた。特

に録音テープの使用料は、前年より37.4%の伸びを みせた。

1981

輸入盤レコードの著作権問題を検討

1月8日、輸入録音物に関する調査研究会を設置 した。

この研究会は、増大する輸入盤レコード、特に米 国から輸入されるレコードについて、日本で録音使

用料を徴収することが可能か否か、IASRACがそれ を実施可能か否かを調査、研究することを目的とし て設置された。

放送使用料規定の変更を認可申請

昭和55年度までの3年間の時限が経過したことに より、当年度に適用するための放送使用料の改定に ついて、臨時評議員会の承認を経て、2月12日、著 作物使用料規程の一部変更を認可申請した。

変更の内容は、ブランケット料率として、NHKを 9.24/1000、民放を8.68/1000とし、曲別料金も料率引 上げに対応させたものだった。

JASRACの認可申請に対して、放送事業者からは 前年度どおりの料率にすべきであるとの意見書が提 出されたが、3月27日の著作権審議会使用料部会は、 この認可申請が単年度の使用料率で、過去3年間の

延長線上に位置することなどから、料率をこれまで より5%引き上げることが相当であると結論した。

使用料部会からこの審議結果の内示を受けた IASRACは、ブランケット委員会を開いてこれを検 討、権利者として不満ではあるが、状況からみて修 正案を了承せざるを得ないと判断した。

著作物使用料規程の一部変更は3月31日修正認可 された。

なお、当年度の放送ブランケット使用料の分配方 法については、7月29日に許可された。

無断カラオケテープに対処

この年、西日本各地に、無断複製したカラオケテー プが出回った。これは、正規商品であるカラオケテー プから利用頻度の高い曲を複製し、手製のラベルを 貼った海賊版を、カラオケスナックやバーなどに販 売、リースしていたものだった。

IASRACと日本レコード協会は、こうした著作 権・著作隣接権の侵害行為に対して、違法行為を行っ ている事業者に警告するとともに、8月と11月には 山口市、宮崎市などでこれらのテープを回収し、約 2500本を廃棄処分した。

国塩理事長が辞任、後任に芥川也寸志が就任

4月14日、国塩理事長は、当年度に適用する放送 使用料について、所期の目的を達成することができ なかったとして辞任した。

定款の定めにより、この年2月に常務理事に就任

した元札幌高検検事長の石井春水が理事長の職務を 代行、9月22日に開かれた理事会で、芥川也寸志が 理事長に互選され、11月1日に就任した。

レコード各社、貸レ事業者を提訴

10月13日、日本レコード協会加盟の13社が、大手

貸レコード事業者4社を相手取り、著作隣接権侵害

午

で東京地方裁判所に提訴した。

提訴の理由は、貸レコード店はレコードがコピーのだった。 されることを承知で貸し出しており、著作権法96条

(レコード製作者の複製権)に違反しているというも

貸レコード反対決起大会

11月18日には、全国レコード商組合連合会の主催・ 芸団協の協賛で、貸レコードに反対し、生活権を守る 趣旨の決起大会が開かれ、JASRACからも役員が出席

して、貸レコード問題が放置できないことを訴えた。 この時点で、貸レコード店は全国で800店に達し ていたといわれる。

レーザーディスク発売に対応

10月から「絵の出るレコード」と呼ばれたレー ザーディスクが発売され、新しい映像メディアの時 代を迎えた。JASRACは1970(昭和45)年7月に制

定したビデオテープの使用料規定中の「ビデオテー プ以外の同類異種の物に録音する場合 | を適用して、 許諾・徴収業務を実施し、これに対応した。

MIDI誕生

この年に、MIDI (Musical Instrument Digital 用のケーブルを用いて、電子楽器同士を接続するこ Interface) が、世界共通規格として策定された。専

とが可能になった。

1982 (昭和57) 年

放送使用料、当事者間の話し合いで合意

この年度以降に適用する放送使用料について、そ の骨子(方針)は、適用期間を3年とし、使用料算 定の仕組みは変えず、料率を年次的に平均15%ほど 引き上げるというものだった。

IASRACは著作物使用料規程の一部変更の認可 申請に先立ち、当時者間の話し合いによる合意を目

指したが、不調に終わったため、毎年平均12%を引 き上げるという JASRAC案をもって、1月30日、認 可申請をした。

認可申請後も放送事業者との折衝を続け、3月23 日の著作権審議会使用料部会の開催直前に年次平均 約5.5%の引上げで合意に達した。

「にほんの館」事件、小規模店を対象とする事件で初の判決

ナック「にほんの館」の経営者に対して、JASRAC の管理著作物の演奏禁止と損害金の支払い等を命じ る判決を言い渡した。

この事件は、1980(昭和55)年5月に福岡地方裁 判所が下した同様の判決を同経営者が不服として控 訴していたもの。同経営者はさらにこの高裁判決に

1月27日、福岡高等裁判所は、福岡市西中洲のス 対して上告したが、11月19日、最高裁判所第2小法 廷は上告を棄却した。

> この判決は、小規模社交場の音楽演奏に対する JASRACの著作権管理について、大規模なキャバ レー同様に認めたことが、実務上、大きな意義を持 つものだった。

貸レコード等著作権法改正の要望

3月11日に開かれた自由民主党文教部会の著作権 問題等プロジェクトチーム(森喜朗主査)の会議に 芥川理事長、渡邊美佐理事らが出席し、貸レコード

問題をはじめとする著作権問題と著作権法の改正に ついて意見を述べた。

録音の手数料率を引き下げ

4月1日から、録音の管理手数料実施料率を、これ までの11%から10%に引き下げた。録音権の管理の

ための事務効率が向上したことによるもので、以後、 手数料率の引下げが継続的に行われることになる。

貸レ大手事業者「黎紅堂」を提訴

7月1日、貸レコード事業者の最大手である黎紅堂 に対し、レコード貸与の差止めを求める訴えを東京

地方裁判所に起こした。

CISACが貸レコードに関する権利擁護について決議

芥川理事長は10月のCISAC総会で、日本における 貸レコードの実情とJASRACの対応、貸レコード規 制法案などについて報告した。

この報告に基づき、「日本における商業用レコード

の公衆への貸与に関する著作者等の権利擁護につい て」がCISAC決議として採択され、日本の関係官庁 に送達された。

JASRAC賞を制定

この年、IASRAC賞を制定し、国内と国外で年間 の使用料分配額が最も多かった楽曲の作詞者・作曲 者・音楽出版者を表彰することになった。第1回の 受賞は、国内利用では『奥飛騨慕情』の作詞・作曲 の竜鉄也と㈱ベストフレンド、国外利用では『上を 向いて歩こう」の作詞・永六輔、作曲・中村八大と 東芝イーエムアイ音楽出版㈱に贈られることにな り、創立記念パーティーの行われた11月17日に表彰 された。

IASRAC賞は、客観的な数字(分配実績)によっ て選出される音楽賞として、広く注目されるように なる。



第1回JASRAC賞贈呈式

CDの使用料について暫定対応

10月に新しい録音物、コンパクト・ディスク (CD) が発売された。JASRACはCDのみなし定価を2,500

円として使用料を算定することとした。

世界最初のCD発売

10月1日、世界初となるCDプレーヤーが日本で発 された。これを機に、音楽もアナログからデジタル 売された。それにあわせてCDも世界で初めて発売 へと急速に変わっていった。

発売後3年を経過した録音物の管理を開始

1月から、JASRACメンバーの作詞家・作曲家とレコード会社との専属契約の対象となる著作物のうち、1971 (昭和46) 年以降に発売されたレコードまたは録音テープに初めて使われ、かつ発売日から3年を経過したものについて、録音権の管理を開始した。

商業用レコード等の録音権については長らく、専属作家制度によりレコード会社が録音権を管理してきたが、1971年の新法の施行により、発売日から3年を経過したレコードまたは録音テープに初めて使われた著作物については、文化庁長官が定める額の補償金を著作権者に支払えば当該録音をすることができるようになっていた(69条)。しかし、長年専属作家制度によっていた専属作家の経済基盤に影響を与えるのではないかといった懸念などがあり、新法施行後も管理開始を保留していた。

その後、音楽出版社が専属契約のない作家を起用して原盤制作するなど専属作家制度に変化が見られたことや、カラオケ用録音テープの製作者から専属作品の利用許諾の要請が増加していたこともあり、管理を開始することになった。管理開始当初、1971年以降の著作物で該当の作品数は12,000曲に及び、JASRACの許諾を得ることで簡便に利用ができるようになった。

1983 (昭和58) 年

カラオケの著作権問題が表面化

1980 (昭和55) 年10月から、九州支部は管内の大手旅館、ホテルに対して、施設内でのカラオケ演奏について、利用許諾契約を結ぶよう求めていた。

これが著作権法上の問題となり、この年2月4日、 熊本県弁護士会が文化庁著作権課に、宴会場でカラ オケ装置を利用して客などが歌唱した場合、旅館等はJASRACに使用料を支払う必要があるか否かを 照会した。この経緯はマスコミで報道されるところ となった。

レコード・録音テープの使用料率を引き上げ

1975 (昭和50) 年4月1日付の改定以来、見直されていなかったレコード・録音テープの使用料が、この年度から引き上げられることとなった。市販用レコード1枚の著作物使用料は、レコードの定価の6%となったが、読替規定によって実際の適用は次表のとおりの料率となった(録音テープはLP盤と同率)。

発売期間	使用料率	
光光期间	LP盤	シングル盤
昭和50年度	5.2/100	4.4/100
昭和51年度から文化庁長官の承 認を得て定める年度 (承認年度**) の前年度まで	5.4/100	4.8/100
承認年度**	5.6/100	5.4/100
承認年度の翌年度	5.8/100	5.8/100

※文化庁長官が料率改正年度として承認した年度を、1977 (昭和52) 年度以降も認めない場合は、1976 (昭和51) 年度の料率がそのまま引き継がれる。

当初、日本レコード協会は、JASRACの放送使用 料徴収額が録音使用料と比較して低いことを理由に 引き上げに反対していた。文化庁長官から、本案件 は使用料規定変更と同様、権利者・利用者で合意に 達すべきとの主張があり、精力的に話し合った結果、 3月31日付で文化庁長官から、承認年度を4月1日と するとの承認を得た。

これに伴い、同規定の運用によって10月1日から、LP、録音テープは5.4%を5.5%に、シングルは4.8%を5%に、定価の明示のないレコード、録音テープは7円30銭を7円45銭に、それぞれ引き上げられることとなった。

出版物に係る初の判決

3月18日、東京地方裁判所は、音楽テープおよび 歌詞集の無断複製者2人に対して、それぞれ懲役1年 (執行猶予3年)の判決を言い渡した。この事件は、 前年3月、JASRACが愛宕警察署に著作権法違反で 告訴していたもので、出版物に係る初めての判決 だった。

「著隣協」を結成

4月21日、JASRAC、芸団協および日本レコード協会は、日本音楽著作権・著作隣接権団体協議会(著 隣協)設立の記者会見を、千代田区のザ・フォーラ ムで行った。

JASRACの芥川理事長は記者会見で、「技術革新 の現代、音楽の利用形態も多様化・複雑化し、各権 利者団体は個々の立場を超えて大集合しなければ権 利を守れなくなった」と設立趣旨を説明した。

著隣協は設立後最初の活動として、5月11、12日の両日、明治神宮外苑の日本青年会館で「著作権を考えるシンポジウム'83~コピー時代、音楽・芸能文化をどう守るか」を開催した。

著作権制度の見直しで審議会に要望

著作権審議会第1小委員会では、著作権制度の見直しについて、関係団体からの意見聴取を行うこととなり、6月9日、JASRACに対して、①著作物の貸与の取扱い、および映画の頒布権の見直し、②貸レコードに関する実演家、レコード製作者の権利の取扱い、③著作権法30条の明確化、について意見を聴取。これに対し、JASRACは次のように要望した。

①「著作物の著作者に複製物(映画、ビデオテープ、ビデオディスク、楽譜およびレコード、テー

プ等)の頒布権を認めることとし、複製物の頒布をする者は、著作者の許諾を得るものとする (後略)」の規定を新たに制定する。

- ②現行法制定の趣旨に基づき、レコード製作者、実 演家の権利を制定する。
- ③録音・録画機器および機材の製造事業者・輸入 事業者に対し、権利者が報酬を請求する権利を 規定に追加する。

録音分配規程を新たに制定(分配率を明示、詞曲の一体性を確認)

6月28日、新たに制定した録音使用料分配規程の 許可と、同規程を独立させたことに件う「著作権者 に対する著作物使用料の分配方法」の変更許可の申 請を行い、7月30日、許可された。

この変更ポイントは、1作品の関係権利者の分配 率を明確に表示したこと、録音物に歌曲(歌謡曲) の楽曲だけが利用された場合、これまで作曲者にの み分配していた使用料を作詞者にも分配すること としたことで、「歌曲(歌謡曲)にあっては、歌詞と 楽曲とは、その公表、プロモート、流布は一体と なって行われ、いわば運命共同体である」と分配委 員会の意見が一致したことが反映された。

収支差額金分配規程を制定

著作権信託契約約款14条に定める収支差額金の分配について、これまで発生する年度のつど、分配方法を定め、許可を得て実施していたものを、「収支差額金分配規程」を制定し、これによって分配を行うこととなった。

内容は、収支差額金が生じた会計年度で、管理手

数料を支払った委託者を分配対象とし、その対象者 の支払った管理手数料額に按分して、翌会計年度の 9月に分配する、というものだった。

同規程は、6月の通常総会の決議を経て、6月28日、 許可申請をし、7月22日許可された。

「貸レ暫定法」成立

前年の国会に議員立法で提出され、審議未了、継続審議となっていた「商業用レコードの公衆への貸

与に関する著作者等の権利に関する暫定措置法」、いわゆる貸レ暫定法が、11月28日、第100回国会で成

72 第1部 年史

立した。

同法は12月2日に公布され、翌年6月2日から施行 された。

また、11月30日、文化庁は、レコードなどのレン タル事業者、コイン式複写機や高速ダビング機を備 えたコピー事業者を規制することを目的とした著作 権法の一部を改正する法律草案を公表した。



4月27日、日本作曲家協会、日本歌手協会など権利者5団体が 「貸レ法案」早期成立を国会議員に陳情

使用料規程に「その他」を設定

12月1日、著作物使用料規程の一部変更が認可さ れた。

変更の主な点は、①出版の定額使用料を値上げし たこと、②蓄音機用音盤・録音テープについて、市

東京ディズニーランド開園

4月15日に東京ディズニーランドが開園。運営は 日本企業の㈱オリエンタルランド。現在の最寄り駅

販用で定価の明示のあるものに最低使用料を定めた こと、③「その他」の規定を設けて、ニューメディ アによる著作物利用に暫定的に対処すること、など であった。

のJR東日本の京葉線舞浜駅が開業したのは1988 (昭 和63) 年12月1日のこと。

附則14条廃止に向けて文化庁に陳情

1970(昭和45)年、旧著作権法の全面改正により、録音物の再生演奏については、同法の施行令附則3 条に定める三つの事業(音楽喫茶など音楽を鑑賞させる営業、客にダンスをさせる営業、音楽を伴う演劇・ 演芸・舞踊など芸能を見せる事業)において、生演奏と同様に利用許諾の対象となったが、その他の利用に ついては、経過措置として新設された同法附則14条により、依然として権利制限が続いていた。

法改正後、技術の発展により録音物の再生機器が発達・普及し、あらゆる業種で録音物の再生演奏が盛ん に行われるようになったことを踏まえて、JASRACは附則14条の廃止、また同条を直ちに廃止することが 困難な場合、暫定措置として施行令附則3条に定める事業の拡大を求めて、この年の5月10日、文化庁長官 へ陳情を行い、さらに12月26日、意見書を提出、改めて同条の廃止を訴えた。

国際的にも極めて異例の措置となる附則14条については、1996(平成8)年7月、WTO(世界貿易機関) 「TRIPS理事会」でベルヌ条約・TRIPS協定違反であると指摘され、当時は政府内でWTO提訴が懸念された。 一方で権利者と関係団体が一丸となって、附則14条廃止の必要性を訴え続けた結果、1998(平成10)年 12月、著作権審議会第1小委員会が、「早急に附則14条を廃止することが必要である」と審議のまとめを発 表。参議院文教・科学委員会での、遠藤会長による廃止の必要性に係る答弁などを経て、1999(平成11) 年6月15日、附則14条の廃止を含む著作権法改正案が衆議院本会議で全会一致により可決された。1970年 の法改正以来、約30年に及ぶ悲願の達成だった。

1984 (昭和59) 年

NHK BS放送開始

5月12日、世界初となる直接受信式の衛星放送 (BS) がNHKから開始された。

著作権法改正、貸与権を新設

著作権法の一部を改正する法案が5月18日に成立 し、5月25日に公布、翌年1月1日から施行された。 改正点は、貸レコード、貸テープをはじめ著作物 の複製物の貸与について貸与権を設けたこと、高速

ダビング機の提供者の責任を定めたこと、貸与に関 し実演家やレコード製作者の権利を定めたこと、な どであった。

高速ダビング店に法的措置

貸レコード店の一部には、店内に高速ダビング機 を設置して、貸し出したレコードや、客の持参した音 楽テープの録音を引き受け、さらに複写機も設置し て、歌詞カードを複写させるなどの営業を行うものが あり、前年12月、こうした営業を行っている全国116 店に、著作権侵害に当たるため、直ちに中止するよう 警告書を送付していた。このうち東京の貸音楽テー

プ店「原宿クリスタル」を経営する㈱クリスタルとその 経営者を被告として、4月4日、著作権侵害による損害 賠償請求の訴えを、東京地方裁判所に提起した。

この事件は、ダビング行為は複製権の侵害である ことを認めること、この営業を廃止し将来も再開し ないこと、和解金を支払うことを条件に、6月25日、 和解した。

貸レコード店「黎紅堂」と和解成立

(株)クリスタルとの和解成立前の5月30日、1982(昭 和57) 年7月に貸レコード店「黎紅堂」に対して著 作権侵害差止請求を行っていた事件は、IASRACの

許諾を尊重すること、正当な使用料を支払うことな どを条件に、東京地方裁判所で和解が成立した。

貸与の使用料規定認可、レコードレンタル事業者との契約開始

用料規程の一部変更が認可された。

翌2日には、貸レ暫定措置法が施行された。

JASRACは、貨レコード店の団体である日本レ コードレンタル協会 (1998 (平成10) 年、日本コン パクトディスク・ビデオレンタル商業組合に改称) と、利用許諾契約の締結や使用料額などについて交 渉を行い、同組合から、加盟事業者に対して、「黎紅 堂」との和解の趣旨を周知徹底させ、貸レ暫定措置 法施行後は、JASRACと許諾契約を速やかに締結す るよう指導する、との内容で合意した。

貸レ暫定措置法施行直後の6月14日からレコード

6月1日、新しく「貸与」の規定を設けた著作物使 レンタル事業者との許諾業務を開始し、8月末には、 1.554店と許諾契約を締結した。



契約店には店頭掲示用シールを配付した

「クラブキャツアイ」 事件/初のカラオケ判決

福岡高等裁判所は、7月5日、北九州市小倉北区で 「クラブキャッツアイ」「ミニクラブ水晶」など3店

の経営者に対し、生演奏の使用料支払いを命じた一 審判決を支持し、加えてカラオケ演奏使用料の支払

74 第1部 年史 第3章 躍進期 ◀ 75 いを命じる判決を言い渡した。

福岡高裁は、店側が歌唱の主体であり、営利を目 との判断を示した。 的として行っていると認められるならば、このよう これは、カラオケ な歌唱は、被控訴人(JASRAC)の許諾がない限り、 だった。 その管理著作物の演奏権を侵害するものと認められ

るなどとして、カラオケ歌唱について演奏権が及ぶ との判断を示した。

これは、カラオケ歌唱に著作権を認めた初の判決だった。

カラオケ判決をもとに環衛中央会と協議開始

カラオケ演奏の著作権管理について、福岡高裁の 判決後の8月6日、自由民主党の砂田重民、橋本龍太 郎両衆議員議員の斡旋により、社交場、旅館などの 利用者団体である全国環境衛生同業組合(環衛)中 央会とJASRACとの会合が自民党本部会議室で開かれ、カラオケ管理について今後協議を行うことで合意した。

出版、映画、ビデオ等の分配方法を変更

これまで、歌詞、楽曲別に微収、分配を行っていた出版、映画、ビデオテープの著作物使用料を「常に作詞者・作曲者に分配」することを主な内容とす

る「著作権者に対する著作物使用料の分配方法」の 変更が、8月4日付で許可された。

アジア初となるCISAC総会を東京で開催

この年の11月12日から17日まで「世界著作権大会」が東京で開催された。これはCISAC(著作権協会 国際連合)の34回目となる総会で、世界から49か国77団体から346人が参加。開会式には中曽根康弘内 閣総理大臣が出席し、祝辞を述べた。

大会初日には芥川理事長が「日本における私的録音・録画問題について」と題した基調報告を行い、2日 目以降、米国やラテン·アメリカ、ヨーロッパ、アフリカ、アジアなど、各地域における著作権事情をそれぞ れの代表者が報告した。

世界著作権大会の最終日には、「私的使用のための複製」をはじめ、過去最多となる13項目の決議文を採択。また、セネガルのBSDA会員で元大統領、世界的な詩人でもあるレオポール・セダール氏が次期CISAC

会長に、芥川理事長が同副会長にそれぞれ就任することが決定した。

この世界著作権大会はCISACの歴史上初めてアジアで開催された総会であり、その会期中には当時はまだ著作権制度の導入が進んでいなかったアジア地域を支援しようと「アジア著作権 懇談会」が開かれた。著作権管理団体が無い国の実情が報告されるなど、意見交換が行われ、総会から間もなくしてCISACアジア太平洋地域事務所が開設された。



CISAC東京総会

1985 (昭和60) 年

貸与使用料の分配規程許可

貸与の使用料徴収業務は、貸レ暫定措置法の施行によって、前年6月から開始。この使用料を分配するための貸与使用料等分配規程および前年12月20日

に許可申請していた「貸与」と「その他」の管理手 数料率が、1月16日、許可された。

放送とビデオの使用料規定を変更

3月27日、放送およびビデオグラムの規定を変更 する著作物使用料規程の一部変更が認可された。

放送の規定は、放送事業者と折衝の結果、ブラン 定した。 ケット料率について、4年後に、NHKは「受信料収 ビデオ 入」の1/100、民放は「放送収入」の1/100とし、そ ど)の規 れまでの間、年次的に引き上げていくこと、また、 オグラム 信託契約約款上の権利の譲渡または管理の留保制 用料の合 限のない放送番組のテーマ・背景音楽、局制作のCM

もブランケットの範囲に包含させることを定めた。 また、新たに放送大学学園の行う放送について規 完した

ビデオグラム (ビデオテープ、ビデオディスクなど) の規定は、市販用ビデオグラムとその他のビデオグラムに区分し、使用料を、基本使用料と複製使用料の合計額とすることとした。

科学万博の使用料で合意

3月17日から9月16日まで半年間にわたって茨城県 筑波研究学園都市で「科学万博つくば'85」が開かれ た。この催し物における音楽利用について、主催者 である国際科学技術博覧会協会との間で、同協会が 直接行う展示分とそれ以外の国内外出展者による展 示分を一括処理することで合意した。

コンピュータのプログラムの保護等で法改正

6月7日、著作権法の一部を改正する法律が成立し、 6月14日に公布された(翌年1月1日施行)。これによ り、コンピュータのプログラムの著作権保護が明確 になり、プログラム登録制度が整備された。

「日本の音楽・芸能文化の集い」開催

著隣協は7月4日、東京プリンスホテルで、音楽家・芸能家と政治や行政を担う人たちが一堂に会し、交流を深めるため「日本の音楽・芸能文化の集い'85」を開いた。

中曽根康弘内閣総理大臣、松永光文部大臣、村田 敬次郎通産大臣をはじめ、超党派の音楽議員連盟の 同会議員、三浦朱門文化庁長官らが出席した。

著隣協は小冊子「私たちの訴え」を配布して、私的録音・録画問題解決のための法改正とローマ隣接権条約加入の早期実現を訴えた。



日本の音楽・芸能文化の集い'85

76 ┃第1部 年史

カラオケ使用料徴収で環衛中央会と基本合意

前年8月から全国環境衛生同業組合(環衛)中央 会と協議を重ねてきたカラオケ演奏の使用料徴収に ついて、12月17日、当面、小規模な店舗や施設(5坪 以下の店や10坪以下の宴会場等)の使用料を免除と する条件付きで、基本的な合意に達した。次いで同 24日には、環衛の関係7業種の代表と協議し、同17 日の合意についての理解を得た。



イメージガールの採用

この年、音楽文化を守り育てる団体としてのイメージアップと、JASRACの業務、音楽著作権をPRする ため、「イメージガール」を採用した。オーディションの結果、初代イメージガールには当時小学6年生だっ た宮沢りえさんが選ばれ、ポスターをはじめ、JASRACのパンフレットやテレホンカードなどのグッズが制 作された。その後、1988 (昭和63) 年からは下平玲花さん、1993 (平成5) 年からは、ともさかりえさ んがイメージガールを務めた。

ファミコンソフト 「スーパーマリオブラザーズ | 発売

任天堂㈱が1983(昭和58)年7月から発売開始し た家庭用ゲーム機「ファミリーコンピュータ」の専 9月13日に発売され、爆発的な人気となった。

用ソフト「スーパーマリオブラザーズ」がこの年の

1986 (昭和61) 年

「音楽文化倶楽部 | 事件/貸与権で初の仮処分決定と判決

武蔵野市吉祥寺の貸テープ店「音楽文化倶楽部| に対し、前年5月に仮処分申請を行い、同7月に音楽 テープの差押えが執行され、引き続き同月、同店に 対して、著作権侵害差止めと損害賠償請求の民事訴 訟を東京地方裁判所に起こしていた。

1986 (昭和61) 年3月19日、同地裁は、①目録記 載の音楽テープを貸与してはならない、② 目録記載 の音楽テープを廃棄せよ、③JASRACに損害金を支 払え、との判決を言い渡した。これは、貸与に係る 初の判決だった。

日本音楽作家団体協議会(FCA)結成

音楽著作者によって構成された13の団体が、日本 音楽作家団体協議会(FCA)を結成し、4月22日、設 立総会を開いた。

同協議会の吉田正代表理事は「わが国の音楽作家 の健全な活動を促進し、作家団体の協調を図るとと もに、音楽作家の権利を擁護し、もって音楽文化の 発展に寄与することを目的として結成した」と述べ、 米国のソングライターズ・ギルドと同様な職能団体

を目指すこととなった。



FCA設立総会

不正商品対策協議会が発足

海賊版や偽ブランドなどの不正商品への積極的な 対策を実施するため、共通の立場にある8団体が集 まり、「不正商品対策協議会」が結成され、8月7日に 設立総会が開かれた。

同協議会は、この年4月に警視庁に設置された生 活経済課や不正商品取締官と協力して、不正商品追 放の活動を行うもので、JASRACのほか、日本レ コード協会、日本ビデオ協会、日本繊維協会、ユニ オン・デ・ファブリカン、アメリカ映画協会日本支 社、日本商品化権協会、日本パーソナルコンピュー タソフトウェア協会が参加した。

設立総会にはEC (欧州共同体) や米国大使館の関 係者も出席して協議会を激励するなど、国際的関心 の高さが伺われた。



不正商品対策協議会のポスター

自社コンピュータが稼働

8月20日、IASRACの自社コンピュータが稼働した。 59) 年12月に定まり、以来具体化を検討してきた。 まず1985 (昭和60) 年4月にシステム開発部を新設、

さらに、この年度の事業計画の柱として総合システ 自社コンピュータを導入する方針は、1984(昭和 ム化計画を立てるとともに、4月1日、総合システム 化推准本部を設置していた。

社交場における演奏の使用料規定認可

著作物使用料規程の見直しについて、1983(昭和 58) 年12月に「出版」の規定を23年ぶりに改定した のを皮切りに、前年までに「演奏」「放送」「ビデオ」 の各規定の変更を終え、この年8月13日、「社交場に おける演奏」の規定が認可された。

これは、「演奏会における演奏 | の旧規定を準用し ていた社交場における演奏について、独自の規定を

制定したもので、①社交場における演奏等を14の業 種に分類して、曲別使用料と包括使用料を定め、包 括使用料については分かりやすい料金一覧表を作成 したこと、②カラオケ伴奏による演奏について明確 に定めたこと、③ビデオグラムの上映について定め、 百貨店、宿泊施設のCCTV (閉回路テレビ) などに も対応したこと、などが主な内容だった。

「くらぶ明日香」事件/ビデオカラオケによる歌唱で初の判決

8月27日、広島県福山市の「くらぶ明日香」の経 営者に対し、広島地方裁判所は、IASRACの管理著 作物の演奏等の差止めと損害賠償の支払いを命じる 判決を言い渡した。

後はオーディオやビデオのカラオケ件奏による歌唱、 自動ピアノ演奏と、無断演奏を続けてきたが、同地 裁はそのいずれもが著作権侵害であるとした。

これは、ビデオカラオケによる歌唱を、演奏権侵 同店は長年にわたるピアノ演奏、それを中止した 害および上映権侵害であるとした初の判決となった。

78 第1部 年史 第3章 躍進期 ◀ 79

3団体による新聞広告が受賞

11月1日、JASRAC、芸団協および日本レコード 協会は連名で、朝日新聞夕刊に、「私的録音・録画問 題解決のための著作権法改正を訴える意見広告 | を 掲載した。

「夜霧に消える著作権。|というヘッドコピーは、音 楽の私的録音・録画 (ホームテーピング)による権利 侵害と被害をアピール、音楽の創造が危機に直面して いるとして、著作権への関心を喚起しようとしたもの。

なお、この広告は、この年度の「朝日広告」特別 賞、日本広告主協会の1987 (昭和62) 年度「第27 回・消費者のためになった広告コンクール」特別賞 の「地域広告賞」を受賞した。



「朝日広告」特別賞を受賞した意見広告

芥川理事長が再任

10月16日の臨時評議員会と理事会を経て、芥川理 事長が再任された。

なお、この年の評議員選挙の開票から、バーコー

ド・システムを導入して電算処理を行い、開票集計 作業の省力化、効率化を図った。

使用料、300億円台に

この年の使用料徴収額は、312億3.280万円と、300億円台に到達した。

チェルノブイリ原発事故発生

現地時間4月26日、旧ソ連(現ウクライナ)にあっ たチェルノブイリ原子力発電所が爆発。放射性物質 が大量に流出し、ヨーロッパにも影響を及ぼした。

現在も半径30キロ以内は立ち入り禁止区域になって

「いろはがるた」を制作

この年の1月、30年ぶりに制作されたJASRACの「いろはがるた」が発表された。

「斬捨ご免川柳いろはがるた」と題された1955(昭和30)年版では、「論に負けしぶしぶ払ふ使用料」「二 度三度通って駄目なら訴訟沙汰 | 「法律に守られながらこの苦労 | 「理屈言ふ奴に限って非協力 | 「同穴の狸キャ バレーの灯を囲む | 「争論は易し勘定取り難し | 「うやむやに改正案は葬られ | 「待てません今後の使用もお断り | 「非を人になすってまでも出し渋る|「税務署と間違へられて苦笑い」など、風刺や皮肉が盛り込まれていた。

一方、「新世代(ニュージェネレーション)いろはがるた」と題された1986(昭和61)年版では、「ホッ とする暇もなくニューメディア | 「東南アジアから海賊版 | 「中国も急ぐ著作権制度と条約加盟 | 「レコードは CD時代 | 「うなぎ登りのビデオ使用料 | 「野放しにはせぬぞビデオレンタル | 「まとまったカラオケ交渉 | 「ア ジア委員会今年も多忙 | 「有線も双方向性 | 「"私的"では済まされぬ録音・録画 | など、科学技術の発達で生 まれた新たな課題やアジア地域の動向などが紹介された。

第4章 発展と混迷

カラオケ管理開始、私的録音・録画補償金制度の導入、 本部事務所ビル移転問題

1987 (昭和62)年~1996 (平成8)年

データベースの保護等で法改正

データベースの保護と、「有線送信」の概念の導 入によるオンライン・サービスやビデオテックスな どのリクエスト型の送信、いわゆる有線系ニューメ

ディアへの対応を行うための著作権法の一部改正 法が、前年5月に成立し、この年1月1日から施行さ

分配規程を統合

著作物使用料分配のための規程としては、これま で、「著作権者に対する著作物使用料の分配方法」と 演奏、放送、録音、貸与の個別規定の計5規定があ り、これによって分配を行ってきたが、これらを整

理・統合して、一つの体系的な規程にまとめた著作 物使用料分配規程が2月27日に許可され、3月1日か ら施行した。

機構改革の実施

4月1日、許諾・徴収を担務する業務局を分割して、 送・録音関係業務を担当)の2局制とした。 第1業務局(地域的、個別的な処理を必要とする演 奏・貸与関係業務を担当)と、第2業務局(本部を 中心として利用者組織との包括的な処理の多い放

支部を第1業務局演奏権部から独立させたのは、 カラオケ管理をより機能的、効果的に実施するた めのものだった。

テレホンサービスから使用料徴収

4月1日から、テレホンサービスの音楽利用に対す る使用料徴収を開始した。

テレホンサービスは、この年の1月から施行され た改正著作権法の有線送信権の対象となるため、

NTTや日本テレホンサービス協会と使用料の交渉 を行い合意したもので、1送信1番組ごとの使用料を 電話回線数によって4区分し、年額使用料(12.000円 ~36.000円)を定めた。

「国塩耕一郎著作権論文集」を刊行

5月、前年6月に逝去された国塩耕一郎元会長、元 理事長の著作権に関する論文をまとめた「国塩耕一 郎著作権論文集 | を刊行した。立案者自身による仲

介業務法の解説や、プラーゲ旋風、IASRACの設立 などに関する貴重な証言資料である。

違法ビデオ製造・レンタル事業者を提訴

6月17日、JASRACは愛知県内で違法にビデオ製造・レンタル業を営んでいた5事業者を、著作権侵害で各地区の警察署に告訴、同29日には、岡崎市など6か所で無許諾のビデオレンタル店を営む経営者を告訴した。7月1日、豊田署員20人は、JASRAC、

日本ビデオ協会、ビデオ著作権保護・監視機構の職員が見守る中、6店舗を捜索し、違法ビデオテープ1,200本、ビデオデッキ31台を押収した。

ビデオに収録されている音楽の著作権侵害で告訴 したのは、これが初めて。

カラオケ使用料の分配を開始

9月分配期から、カラオケ演奏使用料の分配を開始 した。その分配資料の収集と分配方法は、カラオケ 利用店などの実態調査の結果を踏まえて、従来の社 交場における演奏とは異なる独自の方式によること とした。

内容は、調査資料(1四半期ごとに100店を抽出し、 て割り当てた。

各店の1日の利用曲目を収集)によって分配する曲と、出庫資料(分配期ごとにカラオケ用の録音・録画物に収録された1曲ごとの出庫数を集計)によって分配する曲に大別し、分配対象使用料のうち、前者に70%を、後者に30%をそれぞれの分配基金として割り当てた。

カラオケ管理業務、全国一斉に開始

1987(昭和62)年4月1日から社交場演奏等の使用料規定を変更し、カラオケ装置を備えて従業員や顧客に歌唱させる飲食店、旅館などから演奏使用料が徴収できることになった。

カラオケを利用している施設はスナック、クラブ、旅館、宴会場など多岐にわたっており、当初は使用料免除とされていた「客席面積5坪(宴会場面積10坪)以下の店」を除いても、管理対象となる件数は14万件~15万件と推定されていた。そこで規定変更に先駆けて1985(昭和60)年4月に演奏権管理推進本部を設置し、本部会議や支部長会議、支部職員研修などを重ね、新たな業務に備えた。大規模な事業を全国レベルで推進するため、支部の増設や支部職員の増員も進められた。

対象となる旅館や飲食店などに対しては、手続きを求めるダイレクトメールの発送、説明会の開催のほか、 全国環境衛生同業組合(環衛)の機関誌や関係業界誌、テレビスポットを通じてカラオケ管理の開始を告知 した。

管理業務を円滑に進めるには利用者団体の協力が欠かせず、JASRACは環衛連合会と協定を結び、組合加盟店との利用許諾契約の締結が都道府県の組合ごとに取りまとめられることとなった。

こうして、カラオケ演奏の利用許諾契約業務を開始して1か月の4月末までに、約25,000のカラオケ利用店と契約を締結。カラオケ管理開始1年間で徴収された使用料は10.8億円に上った。その5年後、カラオケからの使用料は1991(平成3)年度に50.7億円まで増加した。さらに、1998(平成10)年2月1日から



許諾ステッカー



東京での「カラオケ説明会」

「客席面積5坪(宴会場面積10坪)以下の店」も管理対象に加わり、音楽著作権の公平な管理に全力を挙げて取り組んできた。

1988

昭和63) 年

カラオケリース事業者の共同責任を認める内容で和解

前年12月15日、福山市所在の「メンバーズバーざくろ」に対する仮処分を広島地方裁判所に申し立てた事件で、1月18日、「カラオケ装置のリース事業者もカラオケ利用について、店側と共同責任がある」とするJASRACの主張を認める内容での和解が、同地裁福山支部で成立した。

またこれと同時に、同地裁でJASRACが全面勝訴 した「くらぶ明日香」の著作権侵害民事訴訟につい て、経営者(前述「メンバーズバーざくろ」と同一 経営者)が広島高等裁判所に行っていた控訴を取り 下げたことにより、カラオケ利用の著作権侵害につ いての判決が、初めて確定した。

これら一連の事件で特に重要なのは「当該リース会社が、今後飲食店との間にカラオケリース契約を結ぶときは、その契約条項に、飲食店はJASRACと利用許諾契約を締結する義務があることを明記し、その手続きをとるよう指導監督する」との内容で和解したことだった。

「キャッツアイ事件 | /カラオケ管理の正当性、最高裁で確定

3月15日、最高裁判所は、JASRACのカラオケ管理の正当性を認める判決を言い渡した。

1980 (昭和55) 年5月、北九州市所在の「キャッツアイ」など3店で無断生演奏を続けていた経営者夫妻に対して、損害賠償などを求める民事訴訟を起こし、一審、二審ともJASRACが勝訴した。

さらに、1982 (昭和57)年8月、一審の福岡地方裁判 所の判決を不服として相手方が福岡高等裁判所に控 訴した際、JASRACはこれら店舗におけるカラオケ歌 唱についても、演奏禁止と損害賠償を求める附帯控訴を行い、1984(昭和59)年7月、同高裁から一審の支持とともに、カラオケ歌唱の演奏権を認める判決を得た。

相手方はこの二審判決を不服として上告したが、 最高裁第3小法廷は、福岡高裁の判決を支持し、上 告を棄却した。

前年4月のカラオケ管理の開始から1年を経過した この時期に、その法的正当性が最終的に確定したこ との意義は大きかった。

ビデオの無断複製・頒布で刑事判決

3月24日、名古屋地方裁判所は、JASRACがビデオテープの複製権・頒布権の侵害で告訴していた名古屋市北区の「むうびいはうす uncle」の経営者に対

し、懲役1年6か月(執行猶予3年)を言い渡した。これは、ビデオテープの無断複製での初の刑事判決だった。

「管理手数料規程」を制定

それまでの「管理手数料率」を「管理手数料規程」 として規程化し、3月25日、許可された。この規程 により、手数料率の上限は実施手数料率と大差ない ものとした。 また、3月分配期から、これまでレコード使用料に適用していた手数料率10%を8.5%に引き下げ、6月分配期からは演奏等の手数料率25%を27%に、放送の手数料率18%を17%に変更した。

海賊版の所持罪の制定等で法改正

海賊版に対する規制の強化(所持罪の制定)と著作隣接権の保護期間の延長などを盛り込んだ著作権 法改正案が国会に提出され、5月13日、芥川理事長 が、法案を審議する衆議院文教委員会に参考人とし て出席、同法案の成立を要請した。

著作権法案は、国会で審議された後、10月26日に 成立、11月1日、公布され、同21日、施行された。

第4章 発展と混迷 ■ 83

FCAとMPA、統一契約書を作成

1986 (昭和61) 年4月に日本音楽作家団体協議会 (FCA) が結成されて間もなく、FCAの事業委員会 が、作家側の要望を盛り込んだ音楽出版社との統一 契約書の作成の検討を開始、成案を得て、翌年2月、 者の合意による任意のものの2書式)が完成した。 音楽出版社協会 (MPA) にこれを提示した。

MPAもOP委員会が積極的に対応し、同年3月から FCAとMPAによる交渉が始まり、1年をかけて本年 3月、著作権契約書(契約期間が5年のものと、当事

小規模コンサートの使用料に滅額措置

このころ、小規模会場でのコンサートが盛んにな り、主催者から、JASRACの演奏使用料規定の適用 に配慮が求められるようになった。

演奏使用料規定は定員数500名を最低区分として

いたが、小規模な音楽演奏の機会を広げ、使用料の 合理性を保つため、定員100名までの会場における 使用料について減額措置を講じることとし、5月11 日開催の理事会の承認を得て、実施した。

使用料が400億円台に

この年度の使用料徴収総額は、431億2.800万円余と、400億円台に達した。

リクルート事件

大問題となった。当時のリクルートの社長が子会社もの。

6月の新聞のスクープでリクルート事件が発覚し、 の未公開株を、政治家や官僚らに賄賂として贈った

盗難が相次いだJASRACポスター

この年、横尾忠則さんに依頼してポスターを制作した。全国のレコー ド店や貸レコード店に配布して掲示を依頼したところ話題を呼び、 JASRACのポスターとして初めて駅へ掲示することとなった。

11月3日の「文化の日」をはさんだ1週間、東京都内のJR主要駅、本 部付近の地下鉄駅などに掲示する計画だったが、はがして持ち去られる 被害が続出した。会報では次のように伝えている。

「ポスターは掲示されるやたちまち有楽町、池袋、新宿、渋谷の盛り 場の駅をはじめ、神田、秋葉原、御徒町と軒並みに盗難が発生。『せめ て文化の日までもって欲しい』と再度張るが、また盗まれる。JR飯田 橋駅では梯子がなければ届かない場所のものが消えてしまった。五十枚 ばかり補充したが、広告代理店の話では再掲出の作業中、あやしい人物 が遠巻きにたむろしていたとか。



ネルに入れて飾っていたのだが、その一枚がある日パネルごと持って行かれてしまった。以後の厳重な見張 りにもかかわらず、週末、もう一枚も姿を消した。まさに高価な美術品を狙う怪盗ルパンの手口である| ちなみにこのポスターは、ニューヨーク近代美術館(MoMA)に永久収蔵されている。



昭和から平成に

1月7日、天皇陛下が崩御。1月8日、元号が「平成」と改まった。

芥川理事長が急逝

1月31日、芥川理事長が急逝された。享年63歳だった。

理事長に石本美由起が就任

芥川理事長の逝去に伴い、2月1日、定款の定めに 職務を引き継いだ後、3月22日開催の理事会で、石 本美由起常務理事を理事長に互選した。

石本理事長は、IASRAC役職員への就任挨拶で よって舟本貞男常務理事が理事長代行者としてその 「集団指導体制を運営の基本とし、会員・職員一体と なって"愛される JASRAC"のイメージのもとに前進 を続けたい」と述べた。

カラオケ歌唱用貸室の管理を開始

このころ、新しいカラオケの利用形態として、運 送用のコンテナ等を改造し、防音装置を施した室内 にカラオケを据えつけ、空地等に並べて客に時間貸 しする 「カラオケキャビン | 「カラオケボックス | な どと呼ばれる営業形態が各地で出現、さらに、これ

より小型のカプセル形式のカラオケ設備もボウリン グ場などレジャー施設の一隅に登場した。

これを「カラオケ歌唱用貸室|(カラオケ歌唱室) と総称して管理を開始した。

「JASRACだより」を発行

IASRACと利用許諾契約を結んだ社交場やレ コードレンタル店に、JASRACや著作権、音楽につ いての話題や情報を提供する「JASRACだより」を

年2回制作、送付して、利用者とのコミュニケーショ ンを図ることとした(2013年度以降は年1回発行)。

収支差額金分配規程を変更

収支差額金を最小限の経費で、利用実績に応じて 合理的に委託者に分配するため、収支差額金分配規 程の一部を変更した。それまで当該会計年度で管理 手数料を支払った委託者を分配の対象者とし、その 対象者が支払った手数料額に按分して分配していた が、これを前年度の放送使用料と貸レコード使用料

の額によって按分し、翌会計年度の放送使用料と貸 レコード使用料の分配基金に合算して分配する、な どの変更を行った。

この変更規程は、6月の通常評議員会を経て通常総 会で承認され、8月16日付で許可された。

定款変更案を承認

業務規模の拡大に対応するため、定款改正委員会 で変更案を作成し、6月の評議員会と総会で承認さ れた。

変更点の主な内容は次のとおり。

- ①理事を23人以内から28人以内に、また常務理事 を4人以内から6人以内に、増員する。
- ②会長は、評議員を含めて他の役員を兼ねること

ができないこととする。

③会長に事故があるとき、また欠けたときは、評 議員のうちから選任した理事の中から、理事会 で選任した者が、会長を代理し、または会長の 職務を代行することとする(それまでは、理事 長が代理または代行することとなっていた)。

「チューリップ事件 | で地裁判決

8月16日、近藤宮子さんが『チューリップ』『コヒ ノボリ』等の歌詞の著作権の確認および小出浩平さ んの遺族とJASRACに対して損害賠償を求めて東 京地方裁判所に起こしていた裁判の判決が言い渡さ れた。

判決は、『チューリップ』『コヒノボリ』等の歌詞

について、原告である近藤宮子さんの著作者人格権 を認め、その氏名表示権侵害について、小出さんと IASRACに連帯して390万円を支払うよう命じたもの。 この判決に対してJASRACは損害賠償の責任は ないとして、8月23日、東京高等裁判所に控訴した。

役員の改選、会長に吉田正就任

10月13日までに役員の改選が行われ、会長に吉田 正が選出された。

なお、JASRACの発展に多大な貢献をした服部良 一前会長に、名誉会長の称号が贈られた。

使用料、500億円台に

この年度の使用料徴収額と分配額が、共に初めて500億円台に達した。

放送、貸与の手数料率を引き下げ

前々年来、各分野の管理手数料の実施料率の見直 しを進めてきたが、この年度の3月分配期から、放 送を 17%から15%、前年引き下げた貸与(貸レコー ド)を22%から20%にさらに引き下げた。

次いで6月分配期からは、オーディオディスクを 8.5%から7%に、ビデオグラムを14%から10%に引き 下げた。

記念切手の発行と「日本音楽著作権史」の刊行

JASRAC創立50周年を記念するこの年、JASRAC の創立が、日本の著作権管理制度の事実上の始まり であることから、「著作権管理制度50周年記念」と して切手が発行された。

また、記念事業の一環として、「日本音楽著作権協 会50年史」を発行するとともに明冶以降の日本にお ける音楽著作権の歴史を、幅広い文献資料や多くの 関係者の証言に基づいて明らかにする「日本音楽著 作権史」(全2巻)を刊行した。



消費税導入

4月1日から消費税が導入された。当初の税率は3%だった。

天安門事件

6月4日に中国で、民主化を求めて北京市の天安門 広場に集まっていた一般市民に対し、中国政府が軍 隊の武力行使によって鎮圧を図ったため、多くの死

傷者が出た。JASRACから北京大学に留学していた 石松一樹職員は、帰国を余儀なくされた。

創立50周年を迎える

11月18日、50回目の創立記念日を迎えた。記念日当日、東京・ 紀尾井町のホテルニューオータニで記念パーティーが開かれ、会 場には政界、官界、関係諸団体、大使館や海外の著作権団体の代 表、JASRACの正会員、現役の役職員やOBなど、約1.200人が 集まった。

セレモニーでは、吉田会長が「創立時わずか68人だった会員は、 現在8.376人になりました。これもここにお集まりいただいた皆 さまのお蔭です。今後も皆さまのご期待に副うよう会員一同良い 作品を作っていきたいと思いますのでよろしくお願いいたしま す」と会員を代表して挨拶した。続いて登壇した石本理事長は「私 たちは明日から、栄光の百年を目指して旅立ちます」と、新たな 決意を述べた。



祗園クラブ事件/仮処分執行、初めて機材を撤去

1月16日、京都地方裁判所は、前年9月のJASRAC 紙に掲載された。 の仮処分申請に基づき、京都市東山区で「サロン・ IASRACの管理著作物をカラオケ演奏歌唱しては ならない、②両店内のカラオケ機器を、京都地裁の 執行官に保管を命じる、との仮処分決定を下し、1月 23日午後、カラオケ装置の撤去が執行された。

この仮処分の決定と執行は、カラオケ管理を開始 して以来初めてのことで、このニュースは、全国各

この経営者は、その後も新しいカラオケ機器を店 ド・細雪」ほか1店を営業している経営者に対し、① 内に設置して無断演奏を続けたため、4月20日、 IASRACは京都地裁に、管理著作物の利用禁止と、 これに違反したときは、営業1日につき、1店は6.800 円、1店は2.200円の損害賠償金の支払いを求める間 接強制を申し立てた。

> カラオケ管理で間接強制を申し立てたのはこれが 初めてだった。

環衛との基本協定を更新

業務の円滑化を図るため、1986(昭和61)年秋に を、4月1日以降の3年間、同一内容によって更新す 飲食、社交、料理、旅館など8業種の全国環境衛生 ることで各団体と合意、6月までに調印を終えた。 同業組合(環衛)連合会との間に締結した基本協定

カラオケ管理初の逮捕者

5月18日、静岡県清水市の社交場経営者2人を、そ れぞれ著作権法違反で清水警察著に告訴した。

これを受けて、静岡県警生活保安課と清水署が自 コミで大きく報道された。 宅や店舗の家宅捜索を行い、5月21日と6月1日、そ

れぞれの経営者を逮捕した。カラオケ管理に関する 告訴事件での逮捕は全国で初の事例で、地元のマス

魅留来刑事事件

1988 (昭和63) 年11月、大阪地方検察庁に告訴し ていた大阪ミナミの社交場「魅留来」のビデオカラ オケによる無断演奏・上映に対する著作権法違反告 訴事件は、4月3日、経営者1人が大阪簡易裁判所に 起訴され、5月23日、第1回公判が開かれたが、被告

人から大阪地方裁判所への事件移送が請求されたた め、同地裁で審理されることになった。

カラオケに関する法的措置で、刑事責任を追及す る裁判が開かれたのはこれが初めて。

オーディオ録音使用料引上げで合意

懸案となっていたオーディオ録音(シングル盤、 LP盤、CD、アナログ録音テープ)に適用する使用 料率について、日本レコード協会と協議を続けてき た結果、この年の4月から1992(平成4)年3月までした。

はシングル盤(5.6%)を除いて5.8%に、同年4月か ら翌年9月までは一律5.9%に引き上げ、その翌月か らは、使用料規定どおりの6%とすることで合意に達

放送用録音の包括処理で合意

課題の一つだった放送用録音(民放局の行うコ マーシャル放送のための録音を除く)の著作権処理 を、それまでの曲別方式から包括方式に移行するこ とについて、前年来、NHKおよび民放連と協議して いたが、この年の4月から包括許諾・包括使用料と することで合意。あわせて以降3年間の使用料を決 めた。

この放送用録音については、著作権法44条(放送 事業者等による一時的固定) や放送番組製作者との 関係が未整理であったこと、一方でテレビについて 映画録音の取扱いをしていたため、外国曲の処理が 煩雑になるなど、実務上の問題点が多く、利用者と 権利者の双方にとって、その処理が大きな負担と なっていた。

東西ドイツ統一

第二次世界大戦後、ドイツはドイツ民主共和国 (東ドイツ)とドイツ連邦共和国(西ドイツ)に分断 されていた。その象徴であった「ベルリンの壁」が てドイツの祝日になっている。

前年11月9日に崩壊。この年の10月3日、東西ドイツ が統一された。10月3日は「ドイツ統一の日」とし

「作品・権利者データベースシステム」が稼働

1988 (昭和63) 年に策定された総合システム化計 画に基づく第1次開発対象のうち、著作権管理の基 本となる「作品・権利者データベースシステム」が 4月30日から稼働した。

続いて9月24日から「録音包括の許諾・請求・分 配システム」が稼働した。

MPAの「音楽著作権管理者養成講座 | がスタート

この年から、MPA主催の音楽著作権管理者養成講 座がスタートした。これは音楽出版業務に携わる者 の実務に必要な知識と著作権等の処理方法を習得さ

せることを目的とするもので、IASRACも全面的に 協力することになった。

湾岸戦争勃発

クウェートへ侵攻したイラクに対して、米英を中 心とした34か国から成る多国籍軍が1月17日にイラ

クへの攻撃を開始した。「砂漠の嵐作戦」とも呼ば れた。

ソ連崩壊

ソビエト共産党の解体やゴルバチョフ大統領の辞 任により、ソビエト社会主義共和国連邦が解体され、 連邦を構成していた15の共和国が分離・独立した。

バブル崩壊

日本は1986(昭和61)年12月から、この年の2月 いた。一転、政府の金融引き締め策の失敗等により、 まで、株や不動産などの価格が上昇し、好景気に沸

3月からは景気後退期に入った。

1992 (平成4) 年

使用料部会がJASRACに提言

著作権審議会の使用料部会は、JASRAC、芸団協、 日本レコード協会の3団体について、これら権利者 団体の権利の集中管理と権利行使の在り方を検討し ていたが、3月30日の審議会総会に報告書を提出し た。この中でJASRACについては、その著作権管理 は法律に従って適切に実施する一方で、利用者との 協議を重視し、著作権保護のためのPR活動にも努力 している、と評価したうえで、今後の課題として、次 の諸点についての検討が望まれる、とした。

①JASRACの管理対象となる利用行為はますま す広範となっていくので、これに対応する権利 処理方式の研究に努めるとともに、すでに管理 している利用形態とのバランスに十分留意し、 またこれまで以上に利用者の理解を得るための 活動に積極的に取り細むこと。

- ②近年、利用形態が多様化し、著作物の個別の権 利処理を行うことが困難となると予想されるの で、すでに導入した放送用録音の包括許諾のよ うな権利処理の可能性についても、十分に考慮 すること。
- ③今後、広範な利用者の理解を深めるため、著作 権思想の普及を推進するとともに、芸術・文化 の振興を図るなど、JASRACに対する社会的信 頼を高めることが重要であり、また、国際機関 等とも連携して、国際的な研修・交流などの事 業を推進することも必要である。そのためには、 例えば会費制度など一般会計への新たな財源措 置の導入や、CISAC標準契約書にある共通目的 のための控除の規定も参考にしつつ、分配の在 り方の見直しを検討すること。

著作権審議会がマルチメディア小委を設置

著作権審議会は、第1小委員会の提言を受け、6月 4日、マルチメディア小委員会を設置した。

映像、言語、音響などさまざまな手段を複合した 情報伝達媒体が「マルチメディア」と呼ばれ、実用 化されつつあったが、この媒体については著作権な

ど権利関係が複雑で、権利を保護しながら、一方で 著作物の円滑な利用を図るには、著作権制度や運用 全般にわたっての検討が必要と判断し、この小委員 会が設けられた。

有線音楽放送の使用料規定を21年ぶりに変更

21年間据置きとなっていた、有線音楽放送の使用 料率を営業収入の2%へ年次的に引き上げる著作物

使用料規程の一部変更が、3月31日、認可された。

衛星放送使用料で民放連と合意

日本初の有料衛星テレビ放送となる日本衛星放送 (ISB) に適用する翌年3月までの使用料が、民放連

との合意に達し、実施された。

歌舞伎町の飲食店で楽器やカラオケ装置に網をかけて封印

東京都新宿区歌舞伎町の系列社交場5店舗に対して 仮処分の執行が行われた。この仮処分の執行は、5店 文字どおりの一網打尽方式が採られたため、マスコ ミで大きく取り上げられたが、同事件は、その直後、 分野からの使用料の60%近くを占めるに至った。

6月24、25日の両日、JASRACの申立てを受けて、 和解金の支払いと各店舗の許諾契約を締結すること で和解が成立した。

こうした法的措置による効果やカラオケ歌唱室の 舗一斉に楽器やカラオケ装置に網をかけて封印する、 契約率の上昇などもあって、カラオケ使用料徴収額 は前年度比29.1%の増となり、演奏会、社交場等の

JASRACのラジオCMを開始

め、ラジオCMを開始した。TOKYO FMをキース

一般への音楽著作権と IASRACの周知を図るた テーションに全国ネットで放送されたほか、東京・ 大阪圏の主要AM局でも放送された。

本部事務所ビルの移転計画決まる

JASRACの本部事務所ビルを移転する具体案が2 月19日の通常評議員会で承認された。

1970 (昭和45) 年4月、本部事務所が東京都港区 西新橋の共和ビルに移転した当時、IASRACの使用 料徴収額は42億円、職員数は203人だった。

22年を経過して、徴収額は700億円、職員数は約2 倍に拡大、業務処理の機械化に伴って使用する機器 類も増加し、近辺に分室を設けるなどして対処して きたが、これにも限界があり、またビルの老朽化も 進んだため、本部事務所の移転の検討が急がれてい た。

(1) 古賀財団からの打診を検討

(財)古賀政男音楽文化振興財団から、東京 都渋谷区上原の記念博物館を改築し、音楽 ホールや、賃貸事務所の建設を計画しており、 これをJASRAC本部ビルとして使用するこ とについての打診があった。

役員会、理事会等で移転先の候補として検 討した結果、必要な面積が確保でき、経費面 でも、財団に建設資金を融資することにより、 長期的にみて、安定した有利な賃借料で入居 できるとの見通しを得た。

(2) 移転について総会等に付議

具体的な融資の額および方法については成 案を得しだい評議員会および総会に諮ること として、古賀財団が建設する予定のビルに本 部事務所を移転する議案を2月19日の通常評 議員会に提出。審議の結果、同案は全員替成 で承認された。

(3) 貸付け予定金額と方法

貸付けの金額および方法については、6月 10日の通常評議員会、および同22日の通常総 会に諮られ、評議員会では全員の、総会では 大多数の賛成で承認された。

古賀財団への建設資金の貸付けは信託財産 から77億7.000万円を貸し出すこととし、方法 は下記のとおりとした。

貸付け方法

- ①平成4年7月以降、4回に分けて貸し付ける。
- ②貸付金は無利子とし、平成6年7月竣工(予 定)後、入居時(同年秋予定)から30年間 で均等返済を受ける。
- ③貸付けに対する担保として、土地、建物に 抵当権を設定する。

MD発売

MD (MiniDisc) は、ソニーが開発した録音もで きるデジタルオーディオの光磁気ディスク。直径

64mm。カセットテープを置き換えるものという位 置づけだった。

1993 (平成5) 年

『チューリップ』『コヒノボリ』事件、判決確定

1989 (平成元) 年8月の東京地裁の一審判決を不 服としてJASRACが控訴していた『チューリップ』 『コヒノボリ』等の歌詞の著作権と著作者人格権の確 認をめぐる訴訟について、3月16日、東京高等裁判 所で判決が言い渡された。

控訴審では、小出浩平さんの遺族に対して30万円、

小出さんの遺族とJASRACに対して連帯して120万 円と、損害賠償金が減額されたほかは、一審とほぼ 同じ内容の判決となった。JASRACを含めて関係当 事者が上告しなかったことにより、3月12日、同判決 が確定した。

音楽産業・文化振興財団が発足

4月1日、日本レコード協会が推進役となり、 IASRAC、MPA、芸団協、音制連(音楽制作者連盟) などが協力して、前年来設立準備を進めてきた(財) 音楽産業・文化振興財団 (PROMIC)、現在の(財)日 本音楽産業・文化振興財団(IMCE)が発足した。

同財団は、内外の音楽産業や音楽文化に関する調 査・研究、シンポジウムやイベントの開催、国際交 流などの事業を通して、わが国やアジアの音楽産業 と音楽文化の振興を目的としている。

著作権法改正等について第1小委に要望

8月31日、著作権審議会第1小委員会の意見聴取に 応え、著作権に関する諸問題について意見を述べた。

同委員会が著作権をめぐる国際環境や社会情勢の 変化、技術の発達による新しい著作物利用形態の出 現などに対応し、制度上の問題や対応策等を総合的 に検討するため、JASRACをはじめ権利者団体に対 し、意見を求めたことに応じたもので、JASRACは 第1小委員会に出席、次のとおり要望した。

- (1) 著作権法の改正について
 - ①保護期間の50年から70年への延長
 - ②放送・録音についての、裁定による利用という 制限規定の見直し

- ③著作権または著作隣接権を侵害したものに対す る賠償請求額の増額
- ④罰則の強化
- ⑤営利を目的とする無線送信についての著作者の 権利の設定など
- (2) その他

①学校教育における著作権思想の普及、充実 このほか、録音物による演奏の経過措置に関して は、著作権審議会が附則14条の廃止の方針を出して いることから、管理を開始することになった場合の IASRACの体制等を説明した。

分配書類作成システムが稼働

許諾・徴収・分配システムを見直す総合システム 化計画の第2次開発対象のうち、分配書類作成シス テムが、9月から稼働した。

これにより、前々年に稼働を開始した作品・権利

者データベースシステム、録音包括の許諾・請求・ 分配システムとあわせて、使用料の請求から分配ま での一連の流れが完成した。

私的録音録画補償金制度 発足までの16年

私的録音録画補償金制度を導入した改正著作権法は、1993 (平成5) 年6月に施行した。私的録音補償金管理協会 (sarah)、私的録画補償金管理協会 (SARVH) の両指定管理団体が受けとる補償金は順調に推移し、2000 (平成12) 年には合計で約40億円に達した。制度発足までの歩みを振り返る。

■3団体による著作権法30条・改正要望と第5小委の設置

1977 (昭和52) 年3月31日、JASRACは芸団協、日本レコード協会とともに文化庁長官に対して、著作権法30条(私的使用のための複製)の改正を求める要望書を提出した。内容は、著作権者・実演家・レコード製作者が、録音・録画用の機器・媒体の製作者から、販売価格の一定率に相当する金額を補償金として受け取る権利を有することを規定すべきというもの。5月31日の著作権審議会では、メーカーの代表を交えた小委員会の設置を要望した。

これに先立ち、1974 (昭和49) 年7月、著作権審議会に設置された第4小委員会では、コピー機器やテープレコーダーの普及に伴う「複写複製」に関する問題の検討が始まり、1976 (昭和51) 年10月には、上記3団体が共同で、私的録音・録画の実態調査を行っていた。

1977 (昭和52) 年7月、著作権審議会は、この問題を専門に検討する第5小委員会の設置を決めた。

■著作権問題に関する懇談会と第10小委の設置

1981 (昭和56) 年6月、著作権審議会は第5小委員会での検討結果を公表した。内容は、私的録音に係る権利者の不利益を認めながらも、関係者間の合意が形成されておらず、国民の理解が不十分として、特定の対応策の採用は困難と結論づけた。約5年間、25回にわたる審議の結果だった。

これを受け、翌年2月、著作権資料協会(CRIC。現在の著作権情報センター)に権利者団体関係者、録音・録画機器・機材のメーカー団体関係者、学識経験者等からなる「著作権問題に関する懇談会」が設置されたが合意形成は叶わず、1987(昭和62)年4月、再度、制度的対応策を著作権審議会で検討するよう要請。翌月、第10小委員会が設置された。

【「ホーム・テーピング」対処を求めるCISAC決議と著隣協・要望書

1984(昭和59)年11月12日に開かれたCISAC総会初日、芥川理事長が「日本における私的録音・録画問題について」と題した基調講演を行った。当時「ホーム・テーピング」とも呼ばれた私的複製の実態、著作権者の置かれている法的環境を報告し、採るべき対策として、「賦課金制度」の導入こそ最良の解決策であることを説明。CISAC加盟団体に協力を要請した。最終日の17日には、ホーム・テーピングに対する適切な立法措置を求める決議案が採択された。

これを受けて、日本音楽著作権・著作隣接権団体協議会(著隣協)が、同28日、著作権問題に関する懇談会に、解決のための要望書を提出した。

▮芥川意見書

1988(昭和63)年8月、芥川理事長が「私的録音録画問題と報酬請求権制度の導入について」と題する意見書を第10小委員会に提出した。意見書は、芥川理事長が亡くなる5か月前、療養中の北軽井沢から届けられた。意見書では、ホーム・テーピングが、ベルヌ条約9条2項但し書き、また著作権法30条の許容範囲をはるかに超えるものであると指摘した上で、報酬請求権制度について、

①音楽文化の良い循環の形成と法的な権利の調整を考えられる最も滑らかな方法であり、経済の円滑な発展を 図るうえでも発足が急務である。

- ②進歩する技術の恩恵を生かして、ユーザーの自由を確保し、権利侵害のおそれをなくす適切な工夫である。
- ③最終的支払者であるユーザーにとってはプライバシーを侵害されない方法であり、経済的負担を求めうる唯一の地位に立つメーカーに事前に著作権処理を求めることにも合理性がある。現代の企業にはこのような社会的責任が求められる。

などを指摘。さらに、権利者が新しい技術の進歩でもたらされる利益にあずかることは、著作権等の内容として当然に含まれるべきものであり、比較衡量の名の下に、技術の進歩が権利者にもたらすメリットと、限度を超える著作物の複製により受ける不利益とを相殺する考え方は筋違いと断じた。

報酬の一部を、一般の共通利益になるような文化事業に使用することについては、それが一定の範囲にあり、 私権としての報酬請求権の性格に影響を及ぼさず、制度そのものの公平性、合理性が強化される場合は、私権の 本質に反するものではないとした。

■第10小委ワーキンググループの設置と録対協発足

1989(平成元)年11月、著作権審議会第10小委員会に、専門家で構成されるワーキンググループが設置され、法改正を前提とした検討が始まった。

翌年には権利者9団体が「私的録音録画問題対策協議会(録対協)」を結成。6月26日、千代田区のザ・フォーラムで記者会見を行った。録対協は「SAVE OUR MUSIC」と題したキャンペーンを11月から翌年1月にかけて展開。シンボルマーク、キャンペーンロゴ、ポスターを用いて広報したほか、11月22日、WIPO(世界知的所有権機関)のミハイリ・フィチョール著作権課長を講師に招き、千代田区のアーバンネット大手町ビルで講演会を開いた。

海外では10月、CISACのハンガリー総会で、関係諸国に対する報酬請求権制度導入の要請案が採択された。BIEMは9月、ニューヨーク総会で、同制度が導入されていない国での制度実現に向けた支援の継続を確認した。



SAVE OUR MUSICキャンペーンの広告

【米国AHRA法成立

1991 (平成3) 年7月、全米レコード協会 (RIAA)、全米音楽出版社協会 (NMPA) に代表される著作権協議会と、米国電子機械工業会 (NMPA) が「家庭内録音法 (AHRA法)」の内容に合意し、翌年10月、発効した。米国では、DATの発売以来、権利者とメーカーが対立していた。同法の主な内容は次のとおり。

- ①米国で製造または米国に輸入されるデジタル録音用機器の引渡し価格の2%、同じく媒体の3%を補償金とする。
- ②この補償金は製造事業者および輸入事業者が米国著作権局に支払い、著作権使用料審判所が配分する。
- ③補償金全体の3分の1は音楽著作物基金に割り当てられ、そこから権利者に分配される。3分の2は録音物基金に割り当てられ、そこから非主演実演家分の4%を引いた残り96%の60%がレコード製作者に、40%が主演実演家に分配される。

■第10小委による報告と私的録音録画問題協議会の発足

1991 (平成3) 年12月、著作権審議会が第10小委での審議結果を公表した。骨子は次のとおり。

92 ■ 第1部 年史 93

- ①私的録音・録画を従来どおり自由とする代償として「報酬請求権」を認める。
- ②報酬は、録音・録画の機器または媒体のメーカーがその価格に上乗せして利用者から集め、権利者に支払う。
- ③支払対象は、家庭内の録音・録画およびその機器・媒体。円滑な導入には、デジタル方式の機器・媒体に限定することが望ましい。
- ④報酬の額は、権利者、メーカーの各団体間の協議、著作権審議会の審議を経て、文化庁長官が認可する。
- ⑤報酬を受ける権利者は、著作権者・実演家・レコード製作者とする。
- ⑥報酬の徴収は、権利者で構成する単一の団体を通じて行う。

この報告を受けて、同月、文化庁長官の私的諮問機関「私的録音録画問題協議会」が発足した。JASRACなどの権利者、機器・媒体のメーカー、学識経験者などで構成され、対象機器・媒体の特定、具体的な報酬額、報酬の徴収・分配手続き等について協議することになった。

【メーカー側と合意

1992 (平成4) 年6月、JASRACに、制度を具体化させるための新法人設立準備室が設置された。

単一の団体が補償金を製造・輸入事業者から一括して受け取り、分配することについてメーカー側と合意したものの、額については両者の主張の隔たりが大きく、権利者3団体(JASRAC、芸団協、日本レコード協会)は、7月31日、私的録音委員会で「機器は卸売価格の2%、媒体は3%とする。ただし、当初2年間については、メーカー側の希望を考慮して経過措置を講ずる」という最終案をまとめた。

メーカー側は、9月8日、権利者側の提案を受け入れ、補償金問題が事実上解決した。合意の内容は次のとおり。

- ①当初の2年間は、機器・媒体とも出荷価格の1%。
- ②3年目は、機器2%、媒体3%。
- ③この間、機器には金額の上限を設け、シングルデッキは1,000円、ダブルデッキは1,500円。
- ④4年目以降については、協議して見直しを行う。

■私的録音録画補償金制度の発足

1992 (平成4) 年12月16日、私的録音録画補償金制度を導入する改正著作権法が公布、翌年6月1日に施行された (一部の規定は公布の日に施行)。

sarah設立

1993 (平成5) 年2月25日、改正著作権法に定められた「指定管理団体」として権利者3団体が設立準備を進めてきた私的録音補償金管理協会(sarah)の設立総会をJASRAC理事会室で開いた。初代理事長に石本理事長が就任した。



sarah設立総会での石本理事長

sarahは、3月3日、社団法人の許可を受けるとともに、文化庁長官による指定管理団体に指定された。11日には、私的録音補償金の額について文化庁長官に認可申請を行い、23日付で申請どおり認可された。認可された額は、次のとおり。

①1993 (平成5) ~1994 (平成6) 年度

特定機器

基準価格(製造事業者または輸入事業者が国内で最初に流通に供した際の価格に相当する額)に1%を乗じて得た額またはデジタル録音機能1個を内蔵する機器にあっては1,000円、同2個を内蔵する機器にあっては1,500円のいずれか少ない額。

特定記録媒体

基準価格に1%を乗じて得た額。

②1995 (平成7) 年度

特定機器

基準価格に2%を乗じて得た額または前述の1.000円、1.500円のいずれか少ない額

特定記録媒体

基準価格に3%を乗じて得た額。

③1996 (平成8) 年度以降については、3年目に見直しを行う。

指定管理団体が受け取る補償金は、その2割以内で、政令で定める一定額を著作権および著作隣接権の保護に

関する事業などの共通目的事業に用いることとされ (改正著作権法104条の8)、その額については2割 と決定された。

1998 (平成10) 年2月16日、sarah共通目的基金からの助成による初の催し「音楽創生~映像とのダイアローグ」が、新宿区の東京オペラシティコンサートホールで開かれた。



sarah助成によるコンサート「音楽創世~映像とのダイアローグ」

SARVH設立

1999(平成11)年3月1日、私的録画補償金管理協会(SARVH)の設立総会が千代田区の民放連事務所で開かれた。構成団体は、私的録画著作権者協議会(JASRAC、NHK、民放連などの原著作権者・映像制作者団体で構成された)と、日本レコード協会、芸団協の3団体。

SARVHは3月26日、文部・通産両大臣から社団法人設立が許可され、3月30日、文化庁長官による指定管理団体に指定された。

94 ■ 第1部 年史

有線カラオケにも法的措置

大阪北支部は、11月25日、大阪市北区所在の社交 場4店舗(うち1店については、有線放送の伝達差止 めを含む) に対して著作権侵害差止等を求める仮処 分を大阪地方裁判所に申し立てた。このころ、店外 のセンター施設から店のリクエストに応じて音声と

映像が有線で送信されるカラオケシステムが普及し 始めたが、送信される曲を店側が受信装置を用いて 客に伝えるには著作権者の許諾が必要であり、同店 がIASRACの許諾を受けずにこのシステムを利用し たため、伝達権の侵害を含めた差止めを求めたもの。

カラオケで環衛8団体と新協定

IASRACと、営業にカラオケを利用している飲食 業、社交業、旅館業などの全国組織である全国環境 衛生同業組合(環衛)連合会の8団体とは、1987(昭 和62) 年4月のカラオケ管理開始にあたって基本協

定を締結、1992 (平成4) 年12月からは、改定につ いて協議を重ね、この年12月21日のカラオケ演奏関 係団体連絡協議会で、翌年4月から3年間の協定を新 たに締結することで合意した。

Jリーグ開幕

サッカーのプロリーグである「「リーグ(日本プロ サッカーリーグ) | が発足。開幕戦は5月15日に行わ

れたヴェルディ川崎対横浜マリノスだった。

1994 (平成6) 年

組織の変更

演奏権に関する法的措置の重要性が年々増大して いたため、それまでの法務課を訟務部に昇格させ、業 務の充実を図った。

また、首都圏の演奏権管理業務をさらに効率的に

展開するため、7月1日、立川支部と東京イベント・ コンサート支部を設置、カラオケなど社交場の管理 とコンサートなどの管理とを分離した。

訳詞・編曲の入会申込みを受付

9月通常理事会は、訳詞、編曲のみを行う著作者に ついても、作品の公表実績をもち、一定の基準を満 たす場合には、入会の申込みを受け付けることを決 めた。

この決定は、訳詞や編曲は二次的著作物として、著

作権法上、原著作物と同様に保護されていること、ま た、IASRACがわが国で唯一、音楽著作権を管理す る仲介業務団体の立場にあることから、訳詞、編曲 のみを行う著作者の申込みを受け付けることが妥当 と判断したことによる。

会員数が1万を超える

この年9月1日付で、JASRACの会員数が10.003者 となり、創立以来55年目にして、1万の大台を超えた。

内訳は、承継者を含めた作詞者3.514、作曲者2.346、 作詞作曲者2.704、音楽出版者1.392、その他47。

WTO (世界貿易機関)協定締結に伴い法改正

12月14日、著作権法と万国著作権条約の実施に伴 う著作権法の特例に関する法律が改正された(1996 (平成8) 年1月1日施行)。

これは、著作権、特許、商標等、知的所有権の国 際的な保護基準を規定したTRIPS協定など、ウルグ アイ・ラウンド交渉の成果を含むWTO (世界貿易機 関)の設立協定を日本が締結するため、必要な箇所 について技術的な法改正をしたもの。

1995 (平成7) 年

阪神淡路大震災への対応

1月17日明け方、後に「阪神淡路大震災」と名付 けられた大地震が発生した。

JASRACは対策班を設置し、直ちに職員を現地に 派遣するなど、情報の収集と事後処理に当たったが、 神戸支部は事務所としての機能を回復するまでの間、 大阪支部内の仮事務所で業務を行うこととなった。

(1) 被災した社交場などの使用料免除

この地震で直接被害を受けた社交場、カラオ ケ歌唱室、CDレンタル店など年間の包括契約 を結んでいる利用者に対し、1月から6月まで 使用料を免除した。また、被災地区在住の会員 全員の無事を確認し、見舞金を贈った。

(2) 義援金1,000万円を兵庫県知事に贈る

地震で被災された方々を支援するため、全 国の会員に義援金を募ることとした。募金は5 月半ばまで続けられ、750万円に達した。これ に IASRACが拠出した金額を加えた1.000万円 を、5月24日、東京・平河町の兵庫県東京事務 所で兵庫県知事宛てに義援金として寄附した。

会費制の導入を検討

前々年12月に設置された定款改正委員会と、前年 4月に設置された文化活動委員会の合同委員会が、1 月19日に開かれた。

JASRACが文化活動を行うにあたっての財源に ついては、それまで文化活動委員会で検討され、会

費制の導入が必要との判断に達していたが、定款変 更とも関連するため、合同の委員会を開いたもの。こ の会議でも、財源確保には会費制の導入が最も妥当 な方法であることが確認された。

定款改正委が答申

定款改正委員会が8回にわたり開催され、6月7日

- ①JASRACの行うべき公益事業
- ②会費制の導入
- ③役員の選任に係る規定の変更

などの諮問事項に関する答申を理事会に行った。

理事会は、答申中の③について再検討を求めたた め、同委員会は引き続きこれを検討、8月21日開催 の理事会に再答申した。

文化庁に意見書を提出

著作権審議会マルチメディア小委員会のワーキン グ・グループがまとめた検討経過報告書に対して、 IASRACは4月28日、文化庁に意見書を提出した。要 望の内容は次のとおり

- ①著作権法における「複製」の定義に、電子的形 式による一時的な蓄積も含むよう明確に規定 する。
- ②衛星通信技術やインタラクティブ(双方向)方 式の放送・送信の発達に対応できるよう、「放 送 の定義を改める。
- ③著作者人格権について規制を弱める方向は、著

作物の無断改変を助長するおそれがあり、現時 点で法改正を行う必要性は認められない。

- ④私的使用のための複製についての権利制限規定 を、著作物のデジタル方式による複製に適用し ない (家庭用の録音・録画専用機器を除く) こ ととし、送信と一体となって行われるデジタル データの蓄積(複製)は、送信者が蓄積に責任 を負うことが適当であるので、これを条文上で 明らかにする。
- ⑤録音物による演奏に対して著作権を制限する附 則14条は、マルチメディアによって自由利用の

缶

範囲が拡大される懸念があるので、マルチメ ディアに関する著作権制度を検討する前に、条 件整備のため、同附則を早急に廃止する必要が ある。

⑥通信カラオケに見られるように、音楽データの 蓄積 (複製権)、装置の設置・送信 (有線送信 権)、受信データの蓄積(複製権)、店内におけ る音楽の演奏 (演奏権) など、一連の行為が相 互に依存する利用形態については、一部に著作 権侵害を残したまま他の行為に許諾を与えるこ とは認められないので、メーカー等関係利用者 の侵害責任が規定されるべきである。

マルチメディア対策~ DAWN、STEP構想へ

4月20日、JASRACのマルチメディア対策を促進するためのプロジェクトチーム、マルチメディア対策 本部が設置された。次いで翌年3月にマルチメディア委員会を発足させ、デジタル通信ネットワークの進展 による音楽の創作や利用方法の変化に対し、著作権管理と分配方法、著作権法制の在り方など、権利者擁護 の面からJASRACが採るべき方策の検討を開始した。

同委員会の答申内容の一部は1999(平成11)年、「DAWN2001|構想として発表し、記者会見を催し たほか、この構想は、CISACのCIS指針委員会で高い評価を受けた。

DAWN2001

インターネット上での利用許諾の有無に係る認証や権利情報を盛り込んだ電子透かしなど、著作権保護 のためにIT技術を活用し、適正な音楽配信を促すため、JASRACが2001年の実現に向けて提案したプラ ンの総称。Designs for the Administration of Works using New technologyの頭文字をとって命 名。今日のJASRACの業務を支える「JASRAC NETWORCHESTRA SYSTEM」の礎となった。

役員の改選、会長に遠藤実、理事長に加戸守行が就任

この年は通常の役員改選の年にあたり、9月の評議 就任した。 員選挙を経て、会長に遠藤実、理事長に加戸守行が

地下鉄サリン事件

京の地下鉄の複数の路線で、車両内でサリンがまか

3月20日朝、宗教団体のオウム真理教によって、東 れるという同時多発テロ事件が起こった。多くの犠 牲者が出た。

放送使用料規定を10年ぶりに変更

1月16日、第3回臨時評議員会で、放送に関する著 作物使用料規程の一部変更が承認された。

当時の放送使用料規定は、1985 (昭和60) 年に認 可されたが、放送事業者との協定で、同規定の適用 期間は1992年度までの8年間となっていた。

IASRACは、1992 (平成4) 年度に入って1993年度 以降適用する規定について、NHKおよび民放連に協 議を申し入れたが、協議が調わず、それまでの規定 がさらに2年間延長されていた。

変更のポイントは、使用料率を放送事業者の収入

および民放に対して、1995 (平成7) 年度から2000 (平成12) 年度までに段階的に適用する使用料率は、 次のとおりとなった。

		1995年度	1996年度	1997年度	1998年度	1999年度	2000年度
	NHK	1.10%	1.18%	1.26%	1.34%	1.42%	1.50%
	民放	1.00%	1.10%	1.20%	1.30%	1.40%	1.50%

の1%から1.5%に、6年間で引き上げることで、NHK ただし、「収入」とは、NHKの場合、「受信料収入」 から従来どおりの控除をしたものに52/100を、民放 の場合、「放送収入」から同じく控除したものに 50/100を乗じて算出した額を指す。

> この著作物使用料規程の一部変更は、1月29日付 で文化庁長官に認可申請し、3月25日、認可された。

コミュニティ放送等を管理

4月の理事会で、「コミュニティ放送」と「オフトー ク通信 | に適用する使用料など、具体的管理方針を 定めた。

「コミュニティ放送」は、これまでの放送局が放送 エリアを県域単位としているのに対し、市町村の特 定地域を対象とするもので、阪神淡路大震災で災害 時の地域情報の重要性が見直されたため、それ以降 開局が相次ぎ、この時点で32局に達していた。

「オフトーク通信」は、市町村などの地方公共団体 や農協などが、NTTの電話回線の空き時間を利用し て、行政や生活情報の送信やラジオ放送の再送信な どを行う有線放送で、利用者は宅内に接続装置とス ピーカーを設置して受信する。

いずれの使用料についても、事業者団体と協議を 重ねて合意に達した。

作品届データベースが稼働

音楽出版者から提出される膨大な数の外国作品の 作品届を効率的に管理するため、作品届データベー スを稼働させるとともに、6月21日からフロッピー ディスクによる作品届の受付を開始した。

CSテレビ放送の使用料について合意

これまで協議を続けていた、CSテレビ放送事業者で 構成されるCS放送協議会と合意に達した。

CSテレビ放送は、通信衛星を利用して、音楽、映

7月に、CSテレビ放送に適用する使用料について、 画、ニュースなど特定の情報(番組)を有料で提供 する専門放送で、この時点で13社13チャンネルの放 送が行われていた。

通信カラオケの使用料で合意

懸案となっていた通信カラオケの使用料について、 音楽電子事業協会(AMEI) との間で暫定協定が成立 し、7月19日には加戸理事長とAMEI日吉昭夫会長 との会談が開かれ、以後の取扱いについて、次のと おり合意した。

- ①1992 (平成4) 年9月1日以降、業務用通信カラ オケの使用料は1994 (平成6) 年3月末日までは 1曲あたり5.5円、1995年9月末日までは1曲あた り6.5円とし、データベースに蓄積された総管理 著作物数に実稼働端末機の台数を乗じた額と する。
- ②1995 (平成7) 年10月1日以降の取扱いについて は、家庭用通信カラオケを含めて協議のうえ、翌 年9月末日までに定める。

③受信先店舗での著作権侵害の解消と、適正利用 の周知・徹底のための協議を行い、具体的方策 を、同じく9月末日までに定める。

通信カラオケは、ホストコンピュータや端末機器 への蓄積については複製権、通信回線での送信につ いては有線送信権、受信店舗での演奏・歌唱につい ては演奏権が働くなど、一つの利用形態に複数の権 利が及ぶ著作物の新しい利用システムであるため、 協議が長期化していた。

この暫定合意に基づき、8月30日、IASRACは AMEIに、通信カラオケに適用する使用料として 「データベース利用による伝送系メディアの使用料 規定」を提示した。

業務用、家庭用通信カラオケだけでなく、広くコ

ンピュータの記憶装置に蓄積されたデータベースを 用いて行われる著作物利用に適用することを視野に 入れたため、規定案の名称を「データベース利用に よる伝送系メディアの使用料規定」とした。



日吉昭夫AMFI会長と加戸理事長

ゲームソフト使用料、ACCS等と合意

同じく協議を続けていたソフトメーカーで構成されと合意に達した。

9月に、ゲームソフトに適用する使用料について、 るコンピュータソフトウェア著作権協会 (ACCS) 等

著作権法正で文化庁に意見書

文化庁が5月、著作権法改正について検討事項を 関係団体に示し、意見を求めた。 IASRACは6月7日、 関係する三つの事項について、意見書を提出した。そ の要旨は、次のとおり。

- (1) 罰則規定の整備について
- ①刑事上の罰則規定の強化

現行法の規定は工業所有権法とのバランスを 欠いており、著作物利用の多様化に伴う侵害行 為の増加への対策として、罰則を強化する。

②民事上の(権利者)救済規定の強化

権利侵害による損害額を、現行の「通常受け るべき金銭の額に相当する額 | から「……倍額 算定のための書類を提出させることができる、 損害立証書類提出命令を導入する。

(2) 保護期間の延長について

国際的動向にあわせ、現行の著作者の死後50 年を、早期に70年に延長し、併せてこの機会に、 戦時加算の規定を廃止する。

(3) 録音物の再生演奏について (附則14条の廃止) デジタル化・ネットワーク化が進む中で、生 演奏と録音物の再生は識別困難な状況となって おり、また、カラオケ管理において、歌唱と伴 奏音楽の再生を分けて法律解釈せざるを得ない 弊害も生じていることから、一刻も早く同条を 廃止する。

この法改正には、意見書の(1)の要望が採り入 以上に相当する額」に改め、侵害者側に損害金れられ、年末の臨時国会で、罰則を強化するなど著 作権法の一部改正法が成立した(12月26日公布)。

ホームページを開設

11月13日、インターネット上でJASRACのホームページを開設した。

カラオケ歌唱室に初の司法判断

初めてカラオケボックスなどのカラオケ歌唱室に 定を下した。 法的措置を講じた。

方裁判所が12月6日、カラオケによる演奏禁止と関 連機器の執行官保管を命じる、全国で初の仮処分決

これにより、カラオケ歌唱室における音楽著作物 東京都保谷市のカラオケ歌唱室に対して、東京地の無断利用は著作権侵害に当たるという司法判断が 初めて下された。

Yahoo! JAPAN設立

この年1月にはソフトバンク㈱と共同で日本にヤ まった。

米国ヤフー・コーポレーションは前年3月に設立。 フー㈱を設立し、日本語によるYahoo! JAPANが始

本部事務所ビル移転問題

1994 (平成6) 年1月の新聞報道で顕在化した本部事務所ビル移転問題は、1996 (平成8) 年6月、本部 ビルの所有者である古賀政男音楽文化振興財団とJASRACとの間で訴訟上の和解が成立したことにより終 結した。

発端は1993(平成5)年11月、評議員の一部から、渋谷区上原の古賀政男邸の跡地に建設されるビルへ の入居決定について説明が尽くされていないとの指摘にあった。急遽設けられた説明会では、ビルの建設資 金貸付けに信託財産が無利子で充てられる点が問題視され、執行部が組織内の決定手順や計画内容に何ら法 的な瑕疵が存在しない事実を説明するも収まらず、吉田会長、石本理事長らは、1994(平成6)年1月、社 会的関心事に発展した混乱の終息を願い、任期半ばで退陣した。

同年2月、黛会長、なかにし理事長の新体制は、前執行部が残した任期を引き継ぐ形で早期解決を目指し、 移転の是非等を検討する建設委員会、また古賀財団との移転契約に至る経緯を確認する調査委員会を設置し た。さらに両委員会での検討、調査の結果が判明するまでは、建設資金の貸付けを凍結することとした。古 質財団はJASRACに対して、貸付けの履行を求める訴訟を東京地方裁判所に提訴。JASRACはすでに貸し 付けた資金の返還を求めて反訴を提起した。

両委員会での検討内容や二つの係争の進捗が会報等で詳しく会員に報じられる中、賛否が交錯した前執行 役員4人の刑事告訴という執行部の苦渋の決断も掲載され波紋を呼んだ。1995(平成7)年、通常の役員改 選の年度が到来し、9月の評議員選挙を経て、11月、遠藤会長、加戸理事長の新体制が発足した。

加戸理事長は、契約不履行による損害の増大を客観的事実と認め、同月に東京地裁裁判長から示された職 権による和解勧告を受け入れる方針を選択。1996(平成8)年5月、臨時理事会で和解案の受け入れが決定 され、和解に伴う信託財産の貸付けを翌月の通常評議員会および通常総会に諮ることになった。

6月19日開催の通常総会では3時間以上の審議を尽くした上、投票による表決が行われ、執行部提案を可 決。6月25日、JASRAC、古賀財団、利害関係人として参加した清水建設の3者が裁判所の和解案を受け入 れた。和解条項には、JASRACが賃借する部分の工事費相当額(貸し付け額)の減額、有利子への改定、賃 料の引き下げなどが盛り込まれた。審議を継続していた第二次調査委員会は、1997(平成9)年2月、答申 を理事会に提出。移転計画の立案・遂行に係る検討・交渉が不十分であった箇所が会員に共有された。

一連の騒動はJASRACの内紛などと報道され、演奏権管理を担う支部の現場に影響を与えた。対応に当 たった役職員にとっては、バブル崩壊の余波、阪神淡路大震災など、国民が乗り越えなければならなかった 同時期の試練と重ねて想起される事件となった。

1()() 第1部 年史 第4章 発展と混迷 ■ 1()1

第5章 試練と改革

附則14条の廃止、著作権等管理事業法施行、 ネット上の音楽利用の管理開始、公益法人制度改革 1997 (平成9)年~2008 (平成20)年

本部事務所が代々木上原に移転、業務組織変更

1月13日、新しい本部事務所で業務を開始した。業 務組織を簡素化し、これまでの室・局制を廃止、総 務本部、業務本部、管理本部の3本部制(本部の下

に21の部を置く)を敷くこととし、4月1日から実施

定款約款改正委に諮問

2月4日、加戸理事長は、定款約款改正委員会に、 前年9月に政府が閣議決定した「公益法人の設立許 可及び指導監督基準 | を受けて、改めて定款全般の 見直しを行い、これとともに、著作権信託契約約款 についても併せて審議するよう、諮問した。

定款約款改正委員会は、12回にわたる委員会で審 議し、10月8日、変更案を答申した。理事会はこれ に一部修正を加えて、11月19日開催の通常評議員会 に付議した。

主な変更点は、次のとおり。

1 定款の変更案

(1) 任意的入退会制度の導入

JASRACに入会し「会員」になることを著 作権の信託を受ける条件とする現行制度から、 著作権を信託したもののうち、JASRACの目 的に賛同してその事業運営に寄与する意思を 有するものが、JASRACの「会員」として任 意に入会し、また任意に退会できる制度に改 める。会員の種別は現行と同様、正会員と準 会員の2種とする。

(2) 会費制の導入

一般の社団法人と同様に、準会員を含む全 会員を対象として、会費制を導入する。

なお、この会費収入は、JASRACが新たに 行う公益的事業に要する支出に充てる。

(3) 事業項目の変更

IASRACが行う新たな公益的事業として、2 月の臨時総会で事業項目に追加された「音楽 文化の振興に関する事業」とあわせ、「著作権 思想の普及に関する事業 |を定款上明確にする。

- (4) 財産・会計制度の変更、「普及振興会計」の設置 会計区分として、従来の「信託会計」「一般 会計 | のほかに、「普及振興会計 | を設け、著 作権思想の普及や音楽文化の振興のための事 業に関する収支は、同会計により、信託会計 や一般会計と区分して経理する。
- (5) 総会の定足数の変更

前年9月に閣議決定された「公益法人の設 立許可及び指導監督基準」とその運用指針に 従い、総会の定足数を変更する。

- (6) 役員制度の変更
 - ①事業の拡大と多様化に対応するため、理事 の定員の上限と下限を3人増員して、21人 以上29人以内とし、その内訳を、選出理事 18人以内、その他の理事11人以内とする。
 - ②役員の再任制限と年齢制限の規定を設ける。

2 著作権信託契約約款の変更案

(1) 信託申込金の創設

定款における会費制度の導入に伴い、既存 の信託者との均衡を図るとともに、公平な受 益者負担を実現するため、新規の信託者から 信託引受けに際して「信託契約申込金」の支 払いを受けることとする。

- (2) 著作物使用料等の管理方法について 信託財産の管理方法の範囲を、具体的に規 定する。
- (3) 信託者に対する通知及び公告について 新しい会費制度の導入により、会員ではな

い信託者への公告方法を変更するとともに、 重要事項については個別に通知する。

この定款および信託約款の変更案は、11月19日の 通常評議員会で総会に付議することが、承認された。 12月10日の臨時総会では、定款変更案は賛成多数 で承認されたが、信託約款変更案は、変更案のうち の「信託著作権及び著作物使用料等の管理方法」を 定めた7条の変更については現行約款のままとする、 との修正動議が採択され、この修正された変更案が、 賛成多数で承認された。また総会では、「会費の額」

「魅留来 | 事件で高裁判決、リース事業者にも共同責任

2月27日、大阪高等裁判所で「魅留来 | 事件の控 訴審判決が言い渡された。

同店にカラオケ装置を設置していたリース事業者を

被告として、著作権侵害による共同不法行為に基づ く損害賠償を求めていたもので、同高裁はIASRAC この事件はカラオケスナック「魅留来」の経営者と、 が全面勝訴した1994(平成6)年の一審判決を支持 し、リース事業者の共同不法行為責任を認めた。

カラオケ教室不法録音物対策委が発足

5月7日、カラオケ教室で蔓延する不法録音物に本 格的に対処するため、JASRAC、MPA、日本音楽作 家団体協議会 (FCA)、日本レコード協会、芸団協、 日本レコード商業組合など音楽関係10団体は、カラ オケ教室不法録音物対策委員会を発足させた。

カラオケ教室で生徒の練習や講師の指導用などに、 権利者に無断で録音・頒布される不法録音物が後を 絶たないため、これら関係団体が協力して撲滅対策 に乗り出した。

カラオケ5坪まで店の使用料規定認可

1994 (平成6) 年6月の通常評議員会で承認されて いた、カラオケ5坪まで店などに適用する使用料を 柱とする著作物使用料規程の一部変更は、6月10日 に認可申請し、8月11日、認可された。

認可を受けたのは、①客席面積5坪までのバー、ス ナック等、および宴会場面積10坪までの宴会場使用 料、②カラオケ歌唱室の使用料、③団体割引などの

各種減額制度の基準。

についても承認された。

①について、施行日を1998 (平成10) 年1月1日と して申請したが、利用者団体から同年4月1日を希望 する意見書が提出され、最終的に同年2月1日からの 施行に修正、認可された。②と③は認可日からの施 行となった。

通信カラオケ使用料でAMEIと合意

9月26日、業務用通信カラオケに適用する使用料 規定について、音楽電子事業協会 (AMEI) と合意 に達した。

この規定は、著作物データのサーバへの複製から 店舗までの送信、さらに端末機器への複製を一つの 利用形態として捉え、著作物の利用の規模を評価す る①「基本使用料」、事業者の得る情報料収入を一 定率で評価する②「利用単位使用料」を合算する方

式のもので、1995 (平成7) 年10月に遡って適用。

①は利用可能な著作物数に応じて1か月ごとに定 めるものとし、包括的許諾契約を結ぶ場合は、アク セスコード数の範囲による。②について包括的利用 許諾契約を結ぶ場合の使用料は、店舗が通信カラオ ケ事業者に支払う1台あたりの月間情報料の10%の 額または1.050円のいずれか多い額。

JKAとカラオケ利用の適正化で協定

10月28日、JASRACは、カラオケ事業者の全国組織である全国カラオケ事業者協会(JKA)と「カラオケ利用の適正化事業に関する協定書」を取り交わした。

これによってカラオケ事業者との基本的な協力関係が成立したことから、以後は、カラオケ事業者が著作権侵害の解消と防止のために行う事項を定めた協定を各事業者と締結することとなった。

第二次調査委が第1次答申

本部事務所移転問題の経緯等を調査するため、第 一次調査委員会の後を受けて発足した第二次調査委 員会は、18回に及ぶ委員会を開催、元執行役員など からの事情聴取の結果を第1次答申にまとめ、理事会に提出した後、6月の通常評議員会と通常総会で報告した。

公表時編曲にも一定の分配

前年3月の発足以来、公表時編曲(作品が初めてCDなどで公表されるときに付される編曲)の取扱いを検討してきた編曲問題懇話会は、8月20日、公表時編曲者にも一定の分配を行うよう、著作物使用料分配規程の変更を提言する報告書を、加戸理事長に提出した。

これを受け加戸理事長は、9月24日、分配委員会

に公表時編曲者に一定の分配率を与えるための分配 規程の一部変更について諮問、分配委員会は公表時 編曲者に1/12の取り分(カラオケ演奏分)を与える ことなどを決め、10月の臨時理事会に答申を提出し た。この分配規程の一部変更は、評議員会を経て12 月の臨時総会で決議され、翌年3月18日、文化庁長 官から許可された後、4月1日から実施された。

公益的文化事業を推進するため「文化事業委員会」を発足

この年8月、著作権思想の普及を含む公益的文化事業の具体案を検討するため「文化事業委員会」を発足した。

公益的文化事業の必要性を最初に取り上げたのは、著作権審議会使用料部会であった。同部会は、1992 (平成4)年に取りまとめた報告書の中で、著作物利用の多様化に備え、利用者のより深い理解を促すため、著作権思想の普及を推し進めるとともに、芸術文化の振興を図るなど、社会的信頼を高めることが重要と訴えている。

1994(平成6)年には「文化活動委員会」を設置した。同委員会によって、社会に貢献できる文化活動として、「音楽文化遺産の保存及び支援活動」と「次代の音楽文化発展のための諸支援活動」が挙げられ、その活動資金は「会費制度」によるのが最も適当との答申が提出された。

また、1996 (平成8) 年には「公益法人の設立及び指導監督基準」が閣議決定され、この中でも「公益法人は、積極的に不特定多数の者の利益の実現を目的とするものでなければならず、新たに公益性の高い事業を付加すること」と言及された。

こうした経緯から、JASRACは1997 (平成9) 年2月の臨時総会で、定款の事業項目として「音楽文化の振興に資する事業」を追加することを決定し、「文化事業委員会」を設置。作詞者、作曲者、音楽出版者など12人のメンバーによって、JASRACが行う公益的文化事業はどのようなものが良いのか、具体案を検討していくことになった。

WIPO新条約加入に伴う法改正

6月10日、著作権法の一部改正法が成立した(翌年1月1日施行)。

この改正は、WIPO(世界知的所有権機関)新条

約の成立を踏まえ、デジタル・ネットワーク環境に おける著作物利用に対応することを目的としており、 「公衆送信権」と「送信可能化権」の新設が主な内容。

消費税率が5%に

4月1日から、消費税率がそれまでの3%から5%に引き上げられた。増税の名目は「福祉の充実」だった。

1998 (平成10) 年

カラオケ5坪まで店の管理を開始

2月1日、カラオケ5坪まで店などからの使用料徴収を開始した。

前年8月の免除措置の廃止を内容とする規定認可 以降、全国環境衛生同業組合(環衛)の協力を得て、 対象店へのDM送付、告知広告、各支部による連日 の説明・手続き会など徴収開始に向けて準備を精力 的に進めてきた。対象となる店舗はほぼ19万店に絞 り込まれ、事前手続きを済ませる店も徐々に増した。 これに先立ち、1月12日には、全国カラオケ事業

者協会(JKA)の毛塚昇之助会長と加戸理事長とのトップ会談がもたれ、カラオケ事業者によるリース 先店舗の許諾契約の促進など、音楽著作権の公平な 管理へ向けて協力関係が確認された。環衛組合に加 盟していない小規模店との契約締結を推進するため には、カラオケ事業者の協力が不可欠だった。

これらの結果、5坪まで店19万店のうち約3割の5万6,000店が事前に契約した。

ビッグエコー上尾店事件/カラオケ歌唱室で初めての本訴判決

前年9月22日、埼玉県上尾市のカラオケ歌唱室「ビッグエコー上尾店」の経営者3者に対して、管理著作物の利用禁止、カラオケ装置の撤去と損害金等の支払いを求める初の本案訴訟を、東京地方裁判所に提起。この年の8月27日、同地裁はJASRACの主張を全面的に認め、同店でのカラオケの利用差止め

と損害賠償の支払いを命じる判決を言い渡した。

カラオケ歌唱室での無断利用が著作権侵害に当たるとの司法判断は、これまでにも利用差止めを求める仮処分事件で下されてきたが、本案訴訟で判示されたのは初めて。

「スターデジオ」の使用料で第一興商と暫定合意

通信衛星を利用した100チャンネルのデジタル音 声放送「スターデジオ」での音楽利用に関し、(株)第 一興商と、前年3月の放送開始から1999(平成11) 年3月末までの使用料について暫定合意した。

また、使用料のほかにも、家庭内録音を助長しないよう、曲目ごとのタイムコード (放送時間) を事

前に知らせるFAXサービスを漸次削減することなどについて合意した。

なお、「スターデジオ」から延べ353曲の新曲を録音し、この違法録音物をインターネットを利用して販売していた男性が、5月11日、島根県警に逮捕された。

役員の改選 理事長に小野清子が就任

役員改選の年にあたるこの年、評議員の選挙をは じめ役員の選任が行われ、遠藤会長が再任され、理

事長に小野清子が就任した。

第5章 試練と改革 ■ 105

冬季長野オリンピック開催

技大会(長野オリンピック)が長野県長野市を中心 1個、銅4個のメダルを獲得した。 に開催され、7競技・68種目が行われた。72の国(地

2月7日から22日まで、第18回オリンピック冬季競 域)から選手·役員4.638人が参加。日本は金5個、銀

集中管理制度委員会発足

1994 (平成6) 年8月、文化庁著作権審議会に権利の集中管理小委員会が設定され、集中管理制度の見直 しに関する検討が進められていたことを受け、1998(平成10)年11月、作詞者、作曲者、音楽出版者の 代表11人で構成される集中管理制度委員会を発足した。

集中管理制度委員会は、新たな時代における著作権の管理制度の在り方について総合的な検討を行い、権 利の集中管理小委員会に対し意見を提出するなどした。

権利の集中管理小委員会は、2000(平成12)年1月に報告書を公表したが、報告書では「著作者は自ら の意思に基づき著作権管理の方法や著作権管理団体を選択できる必要があり、委託する権利の種類等の選択 権が尊重される必要がある。」という指摘がされていたことから、同年2月に信託契約約款改正委員会と管理 手数料規程検討委員会を設置し、委託範囲の選択制を導入するための著作権信託契約約款の見直し、支分権ご との委託を認めた場合の手数料規程の見直しを行い、2001(平成13)年3月にそれぞれ理事会に答申した。

理事会はこの答申を踏まえ同年6月総会に著作権信託契約約款の変更案を提出し、決議された(10月文化 庁長官へ届出、翌年4月1日施行)。この著作権信託契約約款の変更は、1980(昭和55)年の変更以来の大 幅な変更であった。

また、手数料に関しては、選択制に基づいた届出料率と実施料率を設定する管理手数料規程に変更した (2001年8月認可、同年9月1日施行)。

文化事業/シンポジウムの開催

1月25日、公益的文化事業のうち、初の著作権思 想の普及に関する事業として、シンポジウム「変革 期を迎えた音楽産業と著作権」を、著作権法100年 協賛事業として、千代田区のキャピトル東急ホテル で催した。

このシンポジウムは、ネットワーク上の音楽配信 などで音楽産業がどう変わるか、そのとき著作権を どう保護するかをテーマとしたもの。



著作権法100年協替事業のシンポジウム

附則14条廃止への道程

(1) 附則14条問題対策委員会を設置

前年7月に、著作権法附則14条の廃止を文化 庁長官に要望した後、その実現に向けた具体的 運動を実行するため、同10月に著作者・出版者 理事で構成される「附則14条問題対策委員会 | (三枝成彰委員長)を設置、その第1回会議が11 月4日に開かれた。

同委員会は11月20日、超党派で組織されてい る音楽議員連盟(音議連)との懇談会を持ち、附 則14条の廃止の必要を訴えた。この懇談会には、 音議連から櫻内義雄会長、斉藤斗志二事務局長 ほか同議連役員が、IASRACからは対策委員会 委員のほか遠藤会長、小野理事長らが出席した。

(2) 国会議員に陳情

1999 (平成11) 年2月3日、「附則14条問題対 策委員会」は第3回会議を開催、附則14条廃止 後の管理施策について検討するとともに、改正 法案の国会上程を控えて、早急に、衆参両院の 文教委員をはじめ関係議員への陳情を行うこと を決めた。

5月11日、自民党の国会議員で構成される「音 楽文化振興議員懇談会」に小野理事長、対策委 員会の三枝委員長、FCAの小森理事長らが出 席、附則14条廃止への理解と協力を求めたほか、 会長、理事長をはじめ各役員、対策委員会委員 を中心とした多数の会員が、延べ630人の国会 議員に陳情した。

(3) 遠藤会長が文教・科学委員会に出席

著作権法改正案が国会に上程され、審議が開 始された5月27日、遠藤会長が参議院文教・科 学委員会に参考人として出席、録音物の利用形 態の変化、JASRACの管理能力の充実、国際的 公平の必要等の諸点から、附則14条は廃止の時 機であることを強く訴えた。



参議院文教・科学委での遠藤会長

(4) 全会一致で法案可決

改正法案は6月1日に同委員会を、同2日に参 議院本会議を通過、次いで6月11日、衆議院文 教委員会で審議され同日可決、6月15日の衆議 院本会議に上程・可決された。いずれも全会一 致だった。附則14条は翌年1月1日に廃止された。

(5) 改正著作権法の内容

附則14条の廃止を盛り込んだ改正著作権法 は、デジタルネットワーク化などに対応した国 際的な枠組みとして1996 (平成8) 年に採択さ れた WIPO (世界知的所有権機関) 著作権条約 の批准に向けて、著作権管理の国際的動向を踏 まえて国内法を整備するものだった。

改正の主な内容は、次のとおり。

- ①無断複製を防止するコピープロテクションなどの技術的な保護手段を回避する専用装置を製造・販売したり、業として回避を行う者に罰則を設け、また技術的な保護手段を回避して行う私的複製には著作権等の権利を及ぼすこととした。
- ②電子透かしを用いるなどして著作物に権利管理情報(著作権者名や利用情報など)を埋め こみ、権利処理を自動的に行い、違法複製の
- 防止に活用できる技術を、故意に除去・改変 する行為を著作権侵害とみなすとともに、営 利目的でこれを行う者に罰則を設けた。
- ③映画の著作物にのみ認められていた譲渡に関する権利を、すべての著作物に権利として認めた(ただし、著作物の円滑な流通に配慮した制限あり)。
- ④映画の著作物にのみ認められていた上映権を、 美術・写真・言語の著作物をディスプレイに 映写する場合など、すべての著作物に認めた。

3団体、MINCを設立

JASRAC、日本レコード協会、芸団協の3団体は、1997 (平成9) 年から音楽作品、CD等の録音物、実演家、その他音楽に関連する総合的な情報をネットワーク上で発信、一般の人々や音楽産業に携わる関係者の利用に供し、音楽文化・産業の振興を図る構想を共同で研究してきた結果として、1月19日、「音楽情報ネットワーク協議会」(MINC) を設立した。その後、6月14日には、インターネット上にホームページを立ち上げ、音楽情報ポータルサイト「MusicForest (音楽の森)」を開設した。これは

JASRAC、日本レコード協会、芸団協の3団体は、 MINCの計画の第1段階にあたり、そのデータ量は 997 (平成9) 年から音楽作品、CD等の録音物、実 JASRACの作品データ120万曲、レコード各社から 発売されているCDなどのデータ13万件で、作品の 7ーク上で発信、一般の人々や音楽産業に携わる関 権利者、作品が収録されているCD、その製作会社、系者の利用に供し、音楽文化・産業の振興を図る構 品番、アーチスト名等から相互に検索できる。

このうち、JASRACの作品データは、「J-WID」と 名付けて、5月17日、一足先にホームページ上で公 開。これは、文化庁が推進している著作権の情報集 中システム「J-CIS」構想の中核部分となることも視 野に入れたものだった。

放送使用料変更に向け、放送問題検討委員会を設置

最重要課題の一つとなっていた放送使用料の変更について、NHK、民放連との協議開始を前に、1月13日の理事会で「放送問題検討委員会」の設置を決め、2月17日の理事会で、作詞者、作曲者、音楽出版者の会員17人の委員を委嘱した。

この放送使用料変更の協議は、2001 (平成13) 年度 以降の使用料について行ったもので、使用料の実質的 な引上げと利用曲目報告の見直しを二つの柱として いた。

日本映像事件/ビデオグラムの委嘱作品使用料で提訴

2月21日、日本映像㈱を被告として、録音使用料の 支払いを求める訴訟を東京地方裁判所に提起した。

この事件は、JASRAC会員がレンタル用のビデオグラムのために書き下ろした著作物の使用料の支払いをめぐる係争で、依頼した同社は、映像ソフト業界の慣行で、著作物使用料を含めた委嘱料を支払っていると主張、当初は会員本人が東京地裁に録音使用料の支払いを同社に請求する提訴を行った。しかし、裁判所から著作権信託契約約款により

訴権がJASRACに委譲されているとの指摘があり、 JASRACによる提訴が要請された。

委嘱作品に対し、依頼者に一定の範囲の利用を認めている著作権信託契約約款の経過措置には、ビデオシネマ用のビデオグラムは含まれておらず、JASRACは再三、使用料規定に基づく使用料の支払いを求めたが、同社が全面的に争う姿勢を示したため、この提訴に至った。

遠藤会長らが警察庁を訪問、カラオケ管理への協力を要請

遠藤会長と鈴木淳、中山大三郎、湯川れい子各理 事は、4月2日、警察庁で生活安全局長らと会見、カ ラオケ利用店などの無断音楽利用に対する JASRACの刑事告訴等に理解と協力を求める要望 書を手渡した。

これに対し、警視庁担当官は、「現在密接な協力関係にある不法録音物の摘発だけでなく、JASRACのカラオケ管理業務への協力にも力を入れたい」と応えた。



警察庁を訪問した遠藤会長(中央)ら

著作権法100年記念事業

(1) 著作権を広く PR

この年は、わが国で著作権法が施行されて100 年。これを記念して、さまざまな催しや企画が 実施された。

政府は、著作権法100年をPRするためのイメージキャラクター(ちよちゃん、さくちゃん、けんちゃん)を、やなせたかしさん(漫画家、JASRAC会員)に依頼して創作、シンボルマークとロゴマークも制作された。標語は広く一般から募集された「著作権、新たな文化のパスワード」が採用された。

(2) 記念式典に両陛下がご臨席

「著作権法百年記念式典」が7月22日、天皇・皇后両陛下のご臨席のもと、新国立劇場オペラ劇場で催された。

式典では文部大臣の式辞、著作権法百年記念・特別功労者の表彰、内閣総理大臣、衆参両院議長、最高裁判所長官の祝辞の後、天皇陛下から、「これからの高度情報化社会において、創作という知的な作業を尊重し、作品に対する創作者の権利を保護するとの意識が、一層高まっていくことが望まれます。そのうえに立って、著作権制度が今後とも創作者の権利を守るとともに、文化的所産の公正な利用を確保することによって、わが国の文化を支える基盤として、ますます大きな役割を果たしていくことを願います」

とのお言葉があった。

(3) 特別功労者を表彰

特別功労者として、JASRAC会員では、朝妻一郎、飯田三郎、伊藤翁介、江口浩司、小黒恵子、小森昭宏、すぎやまこういち、鈴木淳、服部克久、藤間哲郎、村上司、湯山昭、横井弘、渡邊美佐が表彰を受けた。

またこの日、著作権制度100周年の記念切手 が、全国の郵便局で発売された。





著作権制度100周年PRキャラクターの記念切手と消印



著作権法百年記念式典での両陛下

自動複製機を置いた徳島の3書店を書類送検

11月30日、徳島県警察本部生活保安課と徳島東署が、店内に音楽CDの自動複製機を置き、客の持ち込

んだCDやパソコンソフトをCD-Rに複製・販売していた徳島市内の書店3店の経営者3人を著作権法違反

の疑いで書類送検。IASRACはこれに先立つ10月20 日、刑事告訴していた。このような事例でIASRAC が刑事告訴したのは初めて。

販売会社の代表者は翌年1月12日、同県警と徳島 東署に複製権侵害の幇助および複製権侵害の著作権 法違反容疑で逮捕された。

カラオケ教室不法録音物対策委員会がトーク&コンサート

カラオケ教室不法録音物対策委員会主催のトーク &コンサートが12月6日に松山、16日に宇都宮、17 日に静岡で催された。このコンサートは、同委員会 が作詞家・作曲家らと音楽ファンとの交流を通じて、

音楽の著作権等への認識を深めてもらうことを目的 とするキャンペーンで、遠藤会長ほかIASRAC会員 が多数参加した。

東海村JCO臨界事故

9月30日午前、茨城県東海村にある(株)ジェー・シー・ オーの核燃料加工施設で、核燃料を加工中にウラン 溶液が臨界に達する事故が国内で初めて発生。10キ

ロ圏約31万人に屋内退避が求められた。作業員2人 が死亡し、600人超の住民らが被ばくした。

P2Pファイル共有ソフトが誕生

ユーザー同士でファイルを直接交換するP2P (Peer to Peer) 型のソフトウェアの第1号とされる 「Napster (ナップスター)」が米国で発表された。音

楽CDから違法コピーされたファイルのやりとりに 使用されたため、大きな社会問題となった。

J-WIDがIBM社のコンテストで最優秀賞に

前年5月に一般公開した作品データベース「J-WID」 のシステムを開発したダイヤモンドコンピューター ビジネス・ソリューションプロポーザルコンテスト で500社の事例の中から最優秀賞を受賞した。150万

曲に及ぶ作品データを検索できる社会的価値、多様 な検索手段を持つシステムの独創性などが評価され サービス㈱(現在の三菱総研DCS)がIBM社の「e-た。3月1日から3日間、幕張メッセで開催された「e-ビジネス最前線~IBM総合フェア2000 | でも同シス テムが紹介された。

信託契約申込みにおける公表実績取扱い基準を変更

入会申込における公表実績取扱基準を「信託契約 申込時の公表実績取扱い基準 | とし、4月1日から実 施した。公表の方法に「業務用通信カラオケ」を加 えたほか、いわゆるインディーズの録音・録画物の

場合でも累計1,000枚以上製造されていることなど が確認できれば一定の条件を付して公表実績と認め ることとした。

理事長に吉田茂が就任

4月19日、臨時評議員会が開かれ、吉田茂を新た に理事に委嘱することが承認された。この後、評議 員会を中断して開かれた理事会で、吉田理事長の 就任が決まった。吉田理事長は就任の挨拶で う一生懸命取り組んでいきたい と述べた。

「IASRACには現在、仲介業務法の見直しをはじめ さまぎまな大きな問題がある。この局面を切り開く べく、主張すべきことは主張し、対応を誤らないよ

ACPCと著作権手続きの一本化を合意

演奏会管理業務の効率化を図るため、全国コン サートツアー事業者協会(ACPC、現在のコンサー トプロモーターズ協会) 加盟事業者の主催するコン サートの著作権手続きを一本化して行うための手順 等について、4月11日、同協会と合意書を締結した。 が実現した。

適用期間はこの年の4月1日から9月30日まで。その 後、合意書に則り適正に処理された実績を踏まえ、10 月には協定を締結。加盟全事業者53社による、年間 10.000件に上るコンサートの著作権手続きの一本化

権利者の救済措置を強化する改正著作権法が成立

著作権侵害による権利者の被害を救済するための 措置を強化した改正著作権法が、4月27日、衆議院 本会議で成立した(翌年1月1日から施行)。著作権

侵害に対する損害賠償請求額の規準の変更や損害額 算定のための鑑定人制度の導入、法人に対する罰金 の大幅な引上げなど6項目が改められた。

管理事業法

この年11月29日、著作権等管理事業法(管理事業法)が公布され(施行日は翌年10月1日)、これによ り「著作権二関スル仲介業務二関スル法律|(仲介業務法)が廃止されることとなった。

これは、1994(平成6)年8月に政府が設置した権利の集中管理小委員会(主査・紋谷暢男成蹊大学教 授)における検討によるものであり、同委員会は、2000年1月にまとめた報告書において、著作者が自ら の意思に基づいて著作権管理の方法や管理事業者を選択できる必要があるとの観点から、複数の著作権管理 団体の参入を認めるために登録制を採用すること、使用料規程を認可制から届出制とすることなどを提言し ていた。また、当時、委託者は全ての権利をJASRACに委託することとされていたJASRACの著作権信託 契約約款について、「委託する作品や権利の選択権を委託者に認めておらず、(略)同協会の信託契約約款は、 見直しの必要がある」とし、委託する作品や権利の選択権を委託者に認めるようJASRACに求めた。

JASRACにおいては、1998(平成10)年11月、作詞者、作曲者、音楽出版者の代表11人で構成され る集中管理制度委員会(服部克久委員長)を発足させ、新たな時代における著作権の管理制度の在り方につ いて総合的な検討を行っていた。同委員会は、2000年1月28日、理事会に次の点について答申した。

- ・信託契約約款の変更を検討する委員会を設置すること。
- ・すべての権利の委託を前提に決められている管理手数料率を見直す委員会を設置すること。

これを受け理事会は信託契約約款改正委員会(2001年1月から諮問事項が追加され定款・信託契約約款 改正委員会に改称)と管理手数料規程検討委員会を設置し、それぞれの委員会において検討が行われた。管 理手数料規程検討委員会は2001年3月8日に、定款・信託契約約款改正委員会は3月21日にそれぞれ答申 した。

これを受け、2001年6月20日の通常総会において著作権信託契約約款が変更された。支分権等の選択制 を導入し、また、この他にも信託契約期間を原則5年とするなど管理事業法に対応するための変更だった。

この他、管理事業法施行に関する取り組みとして、2000年9月、新たな管理団体等の参入を視野に入れ、 会員・信託者、音楽の利用者により質の高いサービスを提供していく改善の指針とするためのアンケートを 実施し、その結果をまとめた冊子を2001年会報3月号に同封して配付した。

作品届通知システムを開始

著作権契約に関する諸問題を解決するために設置 された「音楽の著作及び著作権契約に関する懇話 会 | から前年12月8日に提出された報告書を受け、1 月12日の理事会で承認された「音楽出版者からの作 品届に係る著作者への通知システム | が7月18日か

ら開始した。音楽出版者から新たに提出された作品 届の契約内容等を、委託者である関係著作者に通知 することにより、著作者と音楽出版者間の著作権契 約に関するトラブルを防ぐことを目的とするもの。

日韓文化人セミナーで遠藤会長が「日本語放送の開放」を要請

金大中(キム・デジュン)韓国大統領の来日に合 わせ、日韓両国の文化人を招いた日韓文化人懇談会 が9月22日、都内で開かれ、遠藤会長をはじめ、渡 邊美佐MPA会長、野村萬芸団協会長、松尾修吾 PROMIC (現IMCE) 理事長らが出席した。引き続

き行われた日韓文化人セミナー「日韓文化交流・協 力のための新しい方向の模索」で、遠藤会長が日本 語による放送が韓国内で可能になるよう、池明觀 (チ・ミョングァン) 韓日文化交流会議韓国側委員長 らに要請した。

カラオケボックス集団訴訟でJASRACが全面勝訴

全国各地でカラオケ歌唱室を経営する29事業者 (78店舗) らが、1997 (平成9) 年11月20日、JASRAC を被告として、カラオケボックス営業における著作 物使用料支払債務の不存在確認を求めて提訴し、

の差止めと損害賠償等を求めて反訴していた本案訴 訟で、12月26日、東京地方裁判所は、JASRACの主 張を全面的に認め、原告(反訴被告)らに対してカ ラオケ利用の禁止、カラオケ機器の撤去、総額で約 IASRACもこれに応訴するとともにカラオケ利用 3億2,000万円の損害賠償を命じる判決を言い渡した。

全曲報告に向け、民放連加盟5社と共同実験

民放連と協議していた利用曲目の全曲報告に向け た取り組みの一環として、㈱電通が開発した音楽許 諾権利情報管理システム「メロディーズ」を利用し て共同実験を行うことになった。

実験は「メロディーズ」のキューシート情報を電

子化する機能を利用して行われ、同機能が曲目報告 に利用できるかどうかを検証。実験にはテレビ局3 社、ラジオ局2社が参加し、1月中旬から3月中旬ま で行われた。

ビデオメイツ事件/最高裁でJASRAC全面勝訴、カラオケリース事業者の注 意義務を判示

貸したカラオケリース事業者の法的責任について IASRACの主張を全面的に認め、リース事業者の責 任を限定的にしか認めていなかった原審(東京高等 裁判所) の判決を変更し、カラオケリース事業者に

許諾を得ないでスナックなどにカラオケ装置を賃 全リース期間の損害賠償を命じる判決を言い渡した。 判決理由の中で、リース事業者は店の経営者が 争っていた裁判の上告審で、3月2日、最高裁判所が IASRACと許諾契約を締結または申込みしたこと を確認したうえでカラオケ装置を引き渡すべきと、 リース事業者の注意義務が明確に判示された。

臨時評議員会で信託契約約款の変更と管理手数料率を承認

10月施行の著作権等管理事業法に対応するための 著作権信託契約約款の変更と管理手数料の届出料率 を審議する臨時評議員会が4月18日に開催され、両 議案とも賛成多数で承認された(いずれも翌年4月 から施行)。著作権信託契約約款の変更は6月の通常

総会でも承認された。変更の最大のポイントは、 JASRACに委託する支分権の範囲を委託者が選択 できるようになり、5年ごとにその範囲を見直すこと ができるようになったことだった。

民放連と放送使用料規定合意

1999 (平成11) 年7月以来約2年にわたって民放連 と交渉してきた放送等使用料の規定案について、放 理事会に答申を提出。理事会は答申に示された規定 案を承認した。これにより継続協議になった事項は

あるものの、すでに2月7日の理事会で承認されてい たNHKとほぼ同じ増加率を確保することとなった。 送問題検討委員会(星野哲郎委員長)が、4月18日、 この規定は2001年度から5年間適用されることと

通常評議員会を開催、BGM使用料規定を承認

通常評議員会が6月6日に開催され、翌年4月1日か らの管理開始予定の録音物や有線音楽放送のBGM 使用料規定について、音源提供事業者などが元栓処

理で使用料を支払う方法とそれ以外の個別契約によ り支払う方法の2種類の使用料を定める規定を承認

通常総会を開催、信託契約の変更等を承認

10月施行の著作権等管理事業法に対応した著作権 信託契約約款の変更などを審議する通常総会を6月 20日にけやきホールで開催。前年度事業報告書・決

算報告書を承認後、信託契約約款の変更案のほか、分 配規程の一部変更やBGMの使用料規定などを賛成 多数で承認した。

星野哲郎を会長に選出

10月1日、臨時評議員会が開かれ、星野哲郎を第 13代会長に選出した。

吉田理事長は、「管理事業法の施行という新たな環境

のもと、より一層効率的な運営と利用者の利便性の 向上を求められている。公益法人としての社会的使 また、10月12日の理事会で吉田理事長を再選した。 命を達成させるよう、さまざまな課題に全力で取り 組んでいく」と挨拶した。

CATV事件/ケーブルテレビ会社に使用料の支払いを求める本案訴訟を提起

IASRACと契約を結ばずに営業するケーブルテレ ビ会社3社と、契約を結びながら使用料を支払わない 2社に対して、使用料の支払いを求める損害賠償請求 訴訟を、10月1日、東京地方裁判所に提起した。

米国同時多発テロ事件発生

9月11日にイスラム過激派テロ組織アルカイダに よる四つのテロ攻撃が同時に発生した。そのうちの 一つは高層ビルの世界貿易センタービル北棟にハイ

ジャックされた旅客機が突入。ビルが崩壊し、多数 の犠牲者が出た。

USJ開業

3月31日、大阪府大阪市にハリウッド映画のテー マパークである「ユニバーサル・スタジオ・ジャパ

ン(USI)」がグランドオープンした。

iPod発売

ヤー「iPod (アイポッド)」を発表。約185グラムで 日本での発売は11月17日。

10月24日に米国のアップル社は小型音楽プレー 内蔵ハードディスクにMP3を記録する仕様だった。

2002 (平成14) 年

知財戦略会議に13団体が連名で提言

IASRACなど著作権関係13団体は、4月10日、政 府の知的財産戦略会議に対し、著作権を含む知的財 産権の保護強化を求める「我が国の知的財産戦略に 関する提言 | を提出した。提言では、知的財産の保

護に関する基本法の制定、権利者と省庁の枠組みを 超えた総合的な組織「アジア知的財産戦略機構」の 創設などを求めた。

生衛8業種との基本協定、全国カラオケ事業者協会との協定を更新

社交業、飲食業、旅館業など8業種の全国生活衛 生同業組合(生衛。旧・環衛)連合会との間で、店 舗等での音楽利用について許諾契約を促進するため に交わしている基本協定を2年間更新することが、4 月10日の理事会で承認された。

また、全国カラオケ事業者協会(IKA)と交わし ている「カラオケ利用の適正化事業に関する協定」 を2年間更新することが、同日の理事会で承認され た。なお、IKAは新たに、IASRACの利用許諾契約 申込書とカラオケ機器のリース契約書が一体化した 書類を作成し、新規開業の顧客店舗での違法利用の 発生を未然に防止する取り組みを始めた。



梶喜代三郎JKA会長(左)と吉田理事長

分配規程の一部変更を答申

分配委員会の答申に基づく放送等使用料の分配規 程変更案が5月22日の臨時総会で承認された。前年、 放送の包括使用料に放送用録音使用料を含む使用料 規程改定が行われたため、分配基金を演奏権の関係 権利者に分配するための「放送分配基金」、録音権の

関係権利者に分配するための「放送用録音分配基 金|「分配補償資金|の三つに区分することとした。 変更案は評議員会、総会の承認を経て、文化庁長官 に変更の届出を行い、12月分配期から適用された。

著作権法の一部改正案が成立

放送および有線放送事業者と実演家の著作隣接権 を強化して、WPPT(実演およびレコードに関する 世界知的所有権機関条約)の締結を目指す「著作権 法の一部を改正する法律案 | が6月11日、衆議院本 会議で全会一致で可決、成立した。

改正の要点は次のとおり。

- ①放送・有線放送事業者に送信可能化権を付与す る。
- ②実演家に人格権(同一性保持権、氏名表示権) を付与する。
- ③レコードの保護期間の起算点を、「最初の録音から 50年」から「最初の発行から50年」に変更する。

プロバイダ責任制限法が施行

5月27日、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律、通称「プ ロバイダ責任制限法」が施行された。JASRACは送信されている情報が違法であることをプロバイダに変 わって的確に判断・確認できる「信頼性確認団体」として認定を受け、10月からJ-MUSEで発見した違法 ファイルがアップロードされているプロバイダに対し、送信防止措置の請求を行っている。

また、プロバイダ責任制限法が及ばない海外のプロバイダに対しても同様の措置を講じており、2019(令 和元)年7月31日までの間、累計で867(国内:853 海外:14)のプロバイダに対して送信防止措置の 請求を行い、違法ファイル 1.168.820件の侵害を停止している。

ヒットワン事件/

カラオケリース事業者に無許諾店への配信停止を求める本案訴訟

カラオケの無許諾利用店にカラオケ楽曲用データ 同社のリース先無許諾利用店におけるIASRAC管理 楽曲の「カラオケ用楽曲データの使用禁止措置」を 求める木案訴訟を、9月19日、大阪地方裁判所に提起

した。同地裁は翌年2月13日、同社に対し、無許諾 の提供と機器をリースしていた㈱ヒットワンに対し、 のままIASRAC管理楽曲を利用しているリース先93 店舗へのカラオケ楽曲データの提供を禁止する判決 を言い渡した。カラオケリース事業者に楽曲データ の提供を禁止する判決は全国で初めて。

日韓ワールドカップサッカー

男子ナショナルチームによるサッカーの世界選手 権大会「FIFAワールドカップ」が5月31日から6月

30日にかけて、日韓共催のかたちで開催された。こ の大会で優勝したのはブラジル代表だった。

日朝首脳会議

9月17日に第1回日朝首脳会談が平壌で行われ、小 泉純一郎内閣総理大臣と朝鮮民主主義人民共和国 (北朝鮮) の金正日 (キム・ジョンイル) 国防委員長

(朝鮮労働党総書記)が会談。北朝鮮は拉致問題を認 め、謝罪した。また、日朝平壌宣言が署名された。

2003 (平成15) 年

ダンス教授所事件/利用差止めと損害賠償命令

長期間にわたり使用料を支払わないままJASRAC 管理楽曲を無断利用していた愛知県の七つの社交ダ ンス教授所の9人の経営者に対して、管理楽曲の利 用差止めと過去の無断利用に関する損害賠償を求め、 前年5月31日に名古屋地方裁判所に提起した本案訴

訟の判決が2月7日に言い渡された。判決では、経営 者に対し、JASRAC管理楽曲の利用禁止と損害賠償 の支払いを命じたが、賠償額が大幅に減額されたた め、2月20日、JASRACは名古屋高等裁判所に控訴 した。

演奏会等の使用料規定を一部変更

2月19日の通常評議員会で、演奏会等の使用料規 定の一部変更が承認された。この変更規定は、文化

庁長官への届出を経て、10月から実施された。 【演奏会における演奏】

- ①純音楽と軽音楽の区分を廃止する。
- ②1公演あたりの使用料(包括使用料)を入場料 収入相当額(通常は入場料×定員数の50%)の 5%とする。
- ③旧規定との差が大きい大規模公演については、 入場料収入相当額を算出する際、「入場料×定員 数」の額が800万円を超える場合に減額措置を 設ける。
- ④1曲あたりの使用料は、5分までごとに包括使用 料の10%の額とする。

⑤旧規定からの急激な増加率を緩和させるため、 使用料率は2%から始め、9年間の経過措置を設 ける。

【上演形式による演奏】

- ①1公演あたりの使用料(包括使用料)を入場料 収入相当額(通常は入場料×定員数の50%)の 10%の額とする。
- ②新たに1曲あたりの使用料を設けることとし、そ の使用料は5分までごとに包括使用料の10%の 額とする。

鈴木英人さん描き下ろしのポスターを制作

演奏会場でのポスター掲示により、演奏会主催者 や来場者にJASRACと音楽著作権への理解を深め てもらうため、イラストレーターの鈴木英人さんに 制作を依頼したポスターが完成した。ポスターは、全 国公立文化施設協会加盟の会館約1.400施設に送付 して掲示を依頼した。また、同ポスターのデザイン を利用して3月中旬から、JASRAC本部最寄りの 代々木上原駅のホーム壁面に広告として掲出したほ か、アドカードを製作し、首都圏・関西圏のCDショッ プ、ライブハウス、飲食店などに7万枚配布した。



イラク戦争

3月20日、米軍はイラクの大量破壊兵器保有を疑 い、首都バグダッドへ空爆を開始。国連安保理の決した。

議がないまま、米国と英国がイラクとの戦争に突入

ヒットワン事件/

リース事業者にリース先店舗の損害賠償を求める初の本案訴訟を提起

先にカラオケ用楽曲データ提供の禁止判決が出さ れていた大阪のカラオケリース事業者、㈱ヒットワ ンと代表者に対し、同社がカラオケ機器をリースし ている店舗のうち、JASRACと利用許諾契約を結ば

ずにカラオケを利用している79店舗分の使用料相当 損害金の賠償を求める本案訴訟を5月7日、大阪地方 裁判所に提起した。リース先店舗の損害賠償をリー ス事業者に求める訴訟は、全国で初めて。

映画の著作物の保護期間が公表後70年に 著作権法の一部改正案が可決

知的財産基本法などを踏まえ、知的財産戦略を具 体化するための内容を盛り込んだ著作権法の一部改 正案が、6月12日、衆議院本会議で可決、成立した (施行は翌年1月11日)。

主な改正点は次のとおり。

- ①映画の著作物の保護期間を公表後50年から公表 後70年に変更
- ②教育機関での活用促進のため自由利用の範囲を 拡大
- ③著作権侵害に対する司法救済制度を拡充

「演奏等|「業務用通信カラオケ|の管理手数料率を引き下げ

10月22日の理事会で、「演奏等」「業務用通信カラ オケ」の管理手数料実施料率を12月分配期から次の とおり引き下げることを決めた。 演奏等:30%から29%

業務用通信カラオケ:15%から12%

カラオケ教室での違法複製 那覇市のカラオケ教室講師に対し全国初の刑事告訴

不法録音物対策委員会の5年以上にわたる調査に 基づき、沖縄県那覇市でカラオケ教室を開いていた 男性を IASRACが告訴した事件で、11月25日、沖縄 県警察本部と那覇警察署生活安全課はこの男性を著 作権侵害(頒布および頒布目的所持)の疑いで書類 送検した。カラオケ教室の講師を刑事告訴したのは これが初めて。

この男性は、教室を開講した1997 (平成9) 年か ら継続して、無断複製のカセットテープを1本あた り500円から1.000円で生徒に販売していたほか、無 断コピーした歌詞カードも販売、配布していた。同 対策委員会からの再三の警告や指導にも改善がみ られず、極めて悪質だったため告訴、この摘発に 至った。

地上波デジタル放送開始

のテレビ放送がデジタル化された。デジタル化に ビス、テレビ番組ガイド(EPG)などが実現した。

12月1日から、まずは関東・近畿・中京で地上波 よって、高画質・高音質、データ放送、双方向サー

音楽ファイル交換サービスによる著作権侵害に対抗

12月17日、東京地方裁判所は音楽ファイル交換サービス「ファイルローグ」を運営していた街日本エム・ エム・オー(日本MMO)と松田道人代表に対して、音楽ファイルの送信差し止めと3.450万円の損害賠償 の支払いを命ずる判決を下した。

日本MMOは2001 (平成13) 年11月からインターネット上で「ファイルローグ」を公開。ユーザーは音 楽CDをMP3形式で複製していた。当時、JASRACが行った調査では、少なくとも月に6万3.000曲の JASRAC管理楽曲が利用され、その損害額は2億1,000万円余りであったと試算されている。

2002 (平成14) 年1月、日本MMOに対してサービスの停止を求める仮処分を東京地方裁判所に申し立 て、2月には損害賠償を求める訴訟を提起した。仮処分は4月に下され、日本MMOは決定に従いサービスを 停止。2003 (平成15) 年1月には著作権侵害を認める中間判決が下され、同年12 月に損害賠償額が決定 し終局判決を迎えることとなった。また、東京地方裁判所は日本MMOに同様の訴えを起こしたレコード会 社19社に対しても3.689万円を支払うよう命じた。

インターネット時代を象徴する「ファイルローグ事件」は報道機関の関心も高く、デジタル社会のモラル とルール、そして著作権の重要性を見つめ直す契機となった。

日本ケーブルテレビ連盟と使用料の取扱いについて合意

扱いについて1月15日付で合意、全ての事業者と許 用することとなった。

日本ケーブルテレビ連盟と、2002 (平成14) 年度 諾契約を結んで使用料請求を開始した。合意内容は から2004 (平成16) 年度までの使用料の実務上の取 同連盟加盟の約350社のほか非加盟の事業者にも適

文化庁に著作権法改正の要望書を提出

8月31日、著作権法改正に関する要望を以下五つ の項目にまとめ、文化庁に提出した。

- ①著作権の保護期間を、著作者の死後70年に延長すること
- ②著作権の侵害行為に間接的に関与する行為を、 一定の場合に著作権侵害とみなす規定を導入す ること
- ③インターネットを利用した自動公衆送信権の侵

害について「法定賠償制度」を設けること

- ④パソコン内蔵のCD-R/RWやハードディスク内 蔵型オーディオプレーヤーを、私的録音補償金 の対象とすること
- ⑤私的録音補償金の対象機器・媒体を政令指定する方式を、より実効性が高く迅速に対応できる 方式に改めること

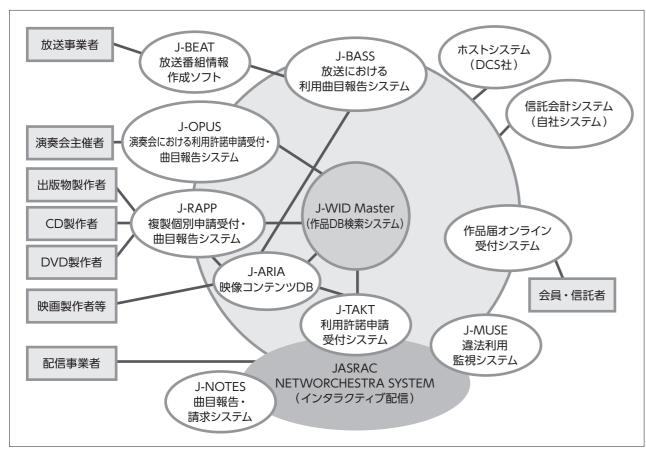
会長に船村徹を選出

臨時評議員会が10月1日に開かれ、会長(第14代) に船村徹を選出した。 また、10月13日の理事会で、吉田理事長を再選した。

業務のEDI化が進む

映像コンテンツのデータベース「J-ARIA」と複製 個別の申請受付・曲目報告システム「J-RAPP」、またコンサート・イベントなどの演奏個別申請受付シ

ステム「J-OPUS」が、4月から6月の間に次々と稼働するなど、業務のEDI(電子データ交換)化が進



FDI関連システム

デジタル・ネットワーク環境での著作権管理について、1999 (平成11) 年にシステムプラン「DAWN2001」

を発表し、この構想のもと、違法サイトの監視から、利用 申請の受付、許諾、請求、分配までの情報をより正確に、 迅速、低コストで処理する「NETWORCHESTRA-SYSTEM (ネットワーケストラシステム)」など、各 種システムを開発してきた。

EDI関連システムの運用開始一覧 1999年 5月 J-WID 作品 DB検索システム

(一般公開用)

 2000年10月 J-MUSE インタラクティブ配信における違法利用の監視システム

2001年 7月 J-TAKT インタラクティブ配信における利用許諾申請受付システム

2001年 7月 J-CLEF インタラクティブ配信における 許諾マーク自動発行システム

2001年 8月 作品届受付システム

2002年4月 J-BASS 放送における利用曲目報告システム2002年5月 J-NOTES インタラクティブ配信における曲目報告・請求システム

2003年 9月 J-BEAT 放送番組情報作成ソフト2004年 4月 J-WID Master 作品 DB検索システム(業務用)

2004年 4月 J-ARIA 映像コンテンツ DB

2004年 4月 J-RAPP 複製個別申請受付・曲目報告シ ステム(出版の申請受付開始)

2004年 5月 J-OPUS 演奏会における利用許諾申請 受付・曲目報告システム

2004年 6月 J-RAPP 複製個別申請受付・曲目報告システム (録音個別・ビデオ個別の申請受付開始)

新潟県中越地震、台風23号の被災地区(兵庫県3市)に対応

新潟県中越地震で被災し、災害救助法が適用された被災地域と、台風23号で被害を受けた兵庫県の三つの市に所在するカラオケ飲食店、カラオケ歌唱室、CDレンタル店等の契約店から、一定期間、使用料を徴収しないことなどを決めた。

また、地震等の被災者に入場料収入を寄附する目的で行うチャリティ演奏会等の使用料の減額につい

て、より柔軟な対応が図れるよう使用料規程の取扱 基準の変更を、12月の理事会で決めた。

なお、新潟県中越地震で被災した方々への義援金を会報11月号で呼びかけたところ、会員・信託者から計260万円が寄せられた。これにJASRAC役職員等からの義援金などを加えた総額500万円を、12月27日、船村会長が新潟県東京事務所に届けた。

「冬のソナタ」がブームに

韓国ドラマ「冬のソナタ」が前年にNHK BSで放送され、この年4月からはNHK総合テレビでも放送

された。これをきっかけに日本で「冬のソナタ」がブームとなり、主演のペ・ヨンジュンは人気者となった。

海外版CDの還流を防止

6月3日、"日本販売禁止レコード"の還流防止措置の導入などを盛り込んだ著作権法の改正案が衆議院本会議で可決され、翌年1月から施行されることとなった。

還流防止措置は、JASRAC、日本レコード協会など音楽関係8団体による提言を受けて、法制化が進められた。業界が一丸となって動いた背景には、海外で生産された"日本販売禁止レコード"が逆輸入されることで、著作権者や著作隣接権者の経済的利益に大きな影響を与え、日本の音楽文化の振興と海外展開の障害になるという危機感があった。日本のアーティストの楽曲は、アジア地域において販売地域を限定してライセンス生産される。しかし、現地の物価水準で制作された海外版CDが日本に還流し、国内版より安い価格で販売されることで日本の音楽業界に影響を与えることが危惧されていた。

改正法では、アジア諸国などおいて現地販売を目的として国内版音楽CDと同一の内容で生産した商品を、日本販売禁止の表示があるにもかかわらず日本で販売するため輸入・所持することで、当該の音楽CDに関わる権利者の利益を不当に害するおそれがある場合、その行為を権利侵害とみなし、差し止めができるようになった。

第5章 試練と改革 ▼ 119

2005 (平成17) 年

「インタラクティブ配信丨「ビデオグラム丨管理手数料実施料率引き下げ

1月12日の理事会で、「インタラクティブ配信」と 「ビデオグラム」の管理手数料実施料率を、3月分配 期から次のとおり引き下げることを決めた。

インタラクティブ配信:12%から11% ビデオグラム:13%から10%

「記念樹 | 事件/控訴審でJASRAC逆転勝訴の判決

作品『どこまでも行こう』の著作権者で正会員の (有)金井音楽出版が IASRACに対し損害賠償を請求 していた「記念樹」事件の控訴審で、2月17日、東 京高等裁判所はIASRACの主張を全面的に認め、一

審判決のJASRAC敗訴部分を取り消し、同社の請求 を棄却する判決を言い渡した。その後、同社側から 最高裁判所への上告の申立てはなく、JASRACの勝 訴が確定した。

インフォメーションデスクを新設

部署を特定できない問合せが多く寄せられることと なり、このような問合せや質問に的確な対応ができ

著作権を含めた知的財産権関連の事件等の急増で、 るよう、4月1日、広報部内に「インフォメーション デスク」を設置し、専任の担当者を置いた。

著作権信託契約約款の一部変更案が可決

信託契約約款改正委員会は、著作権信託契約約款 の変更案を5月11日の通常理事会に答申、この答申 に基づく変更案(信託期間の見直し、個人情報保護 法への対応など)が5月18日の臨時理事会で可決さ れ、6月1日の評議員会および16日の総会で承認され た。

この変更約款は、6月24日、文化庁長官に届出をを変更した。

行い、同日から施行された。

この変更では、著作権法28条の権利が信託財産と してIASRACに移転していることの確認的な明記、 信託契約の期間の見直し、必要な範囲内での信託著 作権の委託者への返還、個人情報保護法への対応な ど、実務上早急な対応が必要な事項等について規定

社交ダンス教授所の2利用者団体と団体契約

社交ダンス教授所での音楽の無許諾利用等を 解消させるため、日本ボールルームダンス連盟 (JBDF) および日本ダンス技術検定機構 (NDLS) と、 社交ダンス教授所での音楽利用に伴う利用許諾手続 きおよび使用料支払いについて、5月31日、基本合 意書を締結した。

また、社交ダンス教授所での音楽利用に関し、 NDLSならびに全日本ダンス協会連合会(全ダ連)と 団体契約を締結することについて、翌年1月の理事 会で承認された。

団体契約締結により、全国約2.800の社交ダンス教 授所のうち80%以上の手続きが完了した。

CATV事件/逆転勝訴判決

許諾を得ずに管理著作物をCATVの自主放送や CS放送の再送信等により利用していたCATV事業 者2社と、利用許諾契約は締結しているが使用料を 支払わないCATV事業者1社に対し、JASRACが管 理著作物の利用差止めと損害賠償を求めていた控訴 審で、8月30日、知的財産高等裁判所は、一審判決

を覆し、JASRACの主張を全面的に認める判決を言 い渡した。IASRACのほか、日本脚本家連盟、芸団 協などの放送番組に関係する権利者5団体も逆転勝 訴判決を得た。この判決を不服としてCATV事業者 は9月7日、最高裁判所に上告受理の申立てをした。

(株)ダイヤモンド社を提訴

9月17日付「週刊ダイヤモンド」特大号に掲載さ れたJASRACに関する記事は、虚偽または歪曲され た事実を記載したり、根拠もなくJASRACの業務を 一方的に中傷するなど、JASRACの業務があたかも 不適正、不公正に行われているとの印象を与えるも のであり、記者の取材についても2日間、延べ5時間 にもわたって対応したにもかかわらず、「いっさいの

取材に応じてはもらえなかった | と記述するなど、意 図的にJASRACの社会的名誉と信用を失墜させ、業 務を妨害しようとするものであることから、㈱ダイ ヤモンド社と記事を執筆した記者1人に対し、不法 行為(名誉毀損)に基づく損害賠償の支払い等を求 め、11月11日、東京地方裁判所に訴訟を提起した。

YouTube登場

動画共有サイトYouTubeが2月に米国カリフォル ニア州で設立された。その後、翌年10月9日に株式

交換でのGoogle社への買収に同意した。

愛知万博開催

3月25日から9月25日に、日本国際博覧会が愛知県 で開催された。愛称は「愛・地球博」で"自然の叡智"

をテーマとした。121か国4国際機関が参加し、会期 中の185日間に約2.200万人が来場した。

社交場の使用料規程取扱細則を一部変更

1月11日の理事会で、社交場での音楽利用に適用 される使用料規程取扱細則を一部変更し、新たな使 用料算定方式を設けることを決めた。この措置は、月 1回または週末などに限定して演奏を行う飲食店や、 出演者が主に自作品を演奏するライブハウスなど、

演奏回数やJASRACの管理楽曲の利用が少ない形 態の店舗に対応したもの。利用者などからも「より 実態に即した使用料算定が行えるようにすべき」と の声があり、その取扱いについて検討を進めていた。

R.シュトラウス作品事件/日本ショットに対し分配使用料の返還を命じる判決

音楽出版社である日本ショット㈱の届出に基づき 「戦時加算」の対象として管理していたリヒャルト・ シュトラウス作品の分配使用料の返還を同社に求め

ていた事件で、東京地方裁判所は3月22日、IASRAC の主張を全面的に認める判決を言い渡した。 JASRACは前年2月15日に同地裁に提訴していた。

放送分野の全曲報告に向けて使用料規程取扱細則を制定

9月11日の理事会で、放送事業者が行う利用楽曲 報告を速やかに全曲・電子化させるため、著作物使 用料規程取扱細則(第2節放送等)を新たに制定し、

全曲・電子データ報告を実施した事業者に対して使 用料の減額措置を講じることを決めた。

CATV事件/最高裁が上告受理の申立ての不受理を決定

(1) IASRACの主張を全面的に認めた控訴審判決が 確定

JASRACとケーブルテレビ (CATV) 事業者

3社との間で争われていた裁判および JASRAC など放送番組に関係する5団体とCATV事業者 3社との間で争われていた裁判について、最高裁

午

判所第三小法廷は10月10日、いずれの裁判につ いてもCATV事業者側の上告受理の申立てを 受理しないことを決定した。この決定により、 JASRACなど権利者側の主張を全面的に認め た知的財産高等裁判所による前年8月30日の二 つの控訴審判決が確定した。

利用差止め等を認めた判決の確定後も、無許 諾で管理著作物の利用を続けていたCATV事業 者2社に対し、JASRACは2007 (平成19) 年2月 9日、確定判決に基づく間接強制を東京地方裁判 所に申し立てた。東京地裁は3月22日、JASRAC の訴えを全面的に認める決定を下した。

(2) 間接強制を認容

改正信託法が公布、信託契約約款改正委員会を設置

165回国会で成立し、同15日に公布された。改正の 骨子は、①受託者の義務の内容を一定の要件のもと に任意規定化、②受益者の権利の実効性を高めるた めの規定の整備、③委託者・受益者の多様なニーズ に対応するための制度の整備、など。

この改正により、信託財産の分別管理の方法を明 記することや、分配請求権の消滅時効に関する文言 の調整など、JASRACの著作権信託契約約款を改正

信託法を抜本的に改める改正信託法が12月8日、第 信託法に適合させる必要性が生じたため、12月6日 に開かれた理事会で信託契約約款改正委員会を設置 することを決めた。委員会では、著作権信託契約約 款を改正信託法に適合させるための事項のほか、こ の年4月まで行われた前期の委員会でも議論された 「受益者の指定と分配請求権の譲渡についての規定 の見直し」についてあらためて調査、審議すること とした。

著作権法を一部改正

著作権法の一部を改正する法律が12月22日に公布 された。改正の要点は、①放送の同時再送信の円滑 化、②時代の変化に対応した権利の制限等、③著作 権等保護の実効性の確保など。

この法改正を踏まえ、翌年1月の理事会で、視覚

に障害のある児童・生徒向けの拡大教科書、点字教 科書、音声読み上げ用ソフトを利用した教科書に準 じる教材の普及を支援するため、管理著作物の複製 に係る使用料を無償で許諾する取扱いを定めた。

YouTube社と協議開始

当時、動画投稿サービス You Tube 上には権利者に無断で放送番組等の動画が大量にアップロードされて いたことから、10月2日から6日までの5日間を「YouTube対策強化週間」と定め、国内23の著作権関係 権利者の団体・事業者(23団体、翌年8月以降は24団体)が、これらの動画を削除するよう一斉に削除要 請を行った。また、12月4日、著作権侵害防止策を講じるよう要請する文書をYouTube社に送付した。

これに対し、12月15日、同社から回答書が届き、2007(平成19)年2月6日には、YouTube社の共同 創設者である最高経営責任者チャド・ハーリー氏、最高技術責任者スティーブ・チェン氏と、YouTube社 の親会社であるGoogle社のコンテンツ提携担当副社長デービッド・ユン氏らがJASRACを訪れ、23団体 の代表と協議した。同社側からは、根本的な著作権侵害防止対策へ向け努力していくとの表明があり、この 後も協議を継続することを確認した。協議終了後には、記者会見で協議の内容を発表し、会見の模様は大き く報道された。

同年7月31日には、Google社のコンテンツ提携担当副社長らと著作権侵害防止策との協議を行い、同年 8月2日には、再び24団体が記者会見を行い、協議の内容や以後の対応などを説明した。

これらの経緯を経て、2008(平成20)年10月20日、Google社と包括的な利用許諾契約を締結した。

2007 (平成19) 年

初代iPhone発売

スマートフォンの初代iPhoneが1月にアップル社から発表され、6月に米国で販売が開始された。

CATV事業者との5団体契約が終了

地上波テレビ放送およびBSテレビ放送をCATV で同時再送信する際の権利処理に関する権利者5団 体と各CATV事業者との契約(5団体契約)が3月末 日で終了した。

5団体契約は、1970(昭和45)年の著作権法改正 で、放送の同時再送信を有線放送で行う場合にも著 作権者に権利が及ぶことになったことを受け、

JASRAC、日本放送作家組合(現:日本脚本家連盟)、 日本シナリオ作家組合、日本文芸著作権保護同盟 (現継承先:日本文藝家協会)、芸団協とCATV事業 者の間で1973 (昭和48) 年に合意した一元的な権利 処理の仕組み。

5団体契約により許諾していた範囲は、4月から IASRAC単独の契約に含まれることとなった。

通常総会で定款、信託契約約款の一部変更を承認

6月21日、都内で通常総会が開かれ、①前年度事業 報告書・決算報告書、②定款の一部変更、③著作権 信託契約約款の一部変更が可決・承認された。

定款の一部変更は、公益法人制度改革への対応の 一環として総会出席率の向上を図ることを目的とし たもので、連続して2回総会を欠席した正会員につ

いて、定められた手続きにおいていずれの欠席も正 当な理由があると認められなかった場合は、その正 会員資格を取り消し、準会員とする制度を導入した。

また、約款の一部変更は、信託財産の分別管理の 方法と分配請求権の消滅時効について、改正信託法 に適合させた。

定款細則1号「会員資格に関する規程」の一部を変更

9月の理事会で、通常総会で可決された定款の一部 変更により新設される定款11条の2総会連続欠席に よる正会員資格の取消について、欠席に係る「正当

な理由しの判断の枠組みや具体的な手続きなどを整 備するため、定款細則1号会員資格に関する規程の 一部を変更することを決めた。

船村会長を再選、加藤衛が理事長に就任

10月1日、臨時評議員会が開かれ、船村会長が再 選された。

また10月10日の理事会で、互選により、理事長に

加藤衛常務理事を選任した。職員出身の理事長は JASRAC創立以来初めて。

社交場使用料規定の一部を変更

社交飲食店等における演奏等の使用料規定の一部 を20年ぶりに変更し、10月1日から実施した。制定 当時と比べて音楽の利用実態が大きく変化している

ことや、レコード演奏使用料の特例措置を廃止した ことなどに対応するため、使用料区分を整理、統合 し、少量利用に即した使用料を設定した。

「消費者のためになった広告コンクール」でJASRACのラジオCMが銅賞を受賞

費者のためになった広告コンクール | のラジオ広告 部門(21秒以上ブロック)で、JASRACのラジオCM

11月、消費者・有識者代表が審査する第47回「消」「シャボン玉」が、同ブロックの応募168作品の中か ら銅賞に選ばれた。

郵政民営化

日本政府は行政改革の一環として国の事業の一つ だった郵政三事業(郵便・簡易保険・郵便貯金)の 民営化を進めた。10月1日、東京・霞が関にある日

本郵政の本社で「日本郵政グループ発足式」が行わ れた。

歴史的音源をアーカイブ化

4月27日、歴史的・文化的資産である初期のレコード(SP盤)および原盤の劣化、散逸などによる音源 の喪失を防ぐため、JASRACは、NHK、芸団協、日本伝統文化振興財団、映像産業振興機構(VIPO)、日 本レコード協会とともに「歴史的音盤アーカイブ推進協議会(HiRAC) | を発足した。

SP盤音源のデジタル・アーカイブは参加団体にとって未経験の部分が多い領域であったため、初年度は音 源収録方法や技術関連の事前調査・検討を行い、翌年度からメタデータ(音源に関するデータ)の整備と音 源のデジタル化を開始。明治以降、国内で製造されたSPレコードと原盤に収録された音楽・演説・演芸な どの歴史的音源を、国立国会図書館のデジタルライブリーに納入した。

国立国会図書館では、2011(平成23)年5月から歴史的音源の提供を始め、2013(平成25)年9月ま でに約5万点の音源の公開が完了した。そのうち著作権および著作隣接権の保護期間が満了したものは、イ ンターネット上でも提供されている。

CISACが戦時加算に関する決議案を採択

この年、ベルギー・ブリュッセルで開かれたCISAC総会最終日の6月1日、「日本における戦時加算に関す る決議案」が全会一致で採択された。決議案には「CISACは、加盟団体が会員に対し、戦時加算の権利を行 使しないよう働きかけることを要請する」ことなどが明記された。

決議にあたっては、都倉特別顧問(当時は理事)が日本のCISAC加盟団体を代表して、「世界トップクラ スの著作権保護水準である日本に対して、今もなおこのような加算義務が課せられていることは誠に遺憾で あり、この問題が早期に解消されることを強く願う | とスピーチし、決議案採択後、各国団体から賛同と共 感の大きな拍手が寄せられた。

戦時加算については、その後、2016(平成28)年2月、環太平洋パートナーシップ協定(TPP協定)の 交渉の中で、戦時加算対象国である米国、オーストラリア、カナダ、ニュージーランドとの個別の政府間書 簡で、戦時加算義務解消に係る管理団体の取り組みを奨励すること、また政府間で後押しすることが確認さ れた。その直後、オーストラリアに関しては、政府から戦時加算に係る権利の放棄が表明された。2018(平 成30) 年7月には、日本とEUの経済連携協定(EPA)の交渉において、対象国の英国、オランダ、ギリ シャ、フランス、ベルギーとの間で、TPP協定交渉時と同様の書簡による確認が行われた。

2018 (平成30) 年12月30日、著作権保護期間の延長等を含めた改正著作権法が施行されたが、JASRAC は、戦時加算が一刻も早く解消されるよう、各国の管理団体と有効な施策について、引き続き協議を続けて いる。

KOMCAとの相互管理契約の締結と 「JASRAC/KOMCAパートナーシップ共同声明」に調印

長年の懸案だった韓国音楽著作権協会 (KOMCA) との相互管理契約が前年12月10日に締結され、1月 から発効した。

また、KOMCAとの相互管理契約締結を機に、今 後、両団体の連携を深め、両国の文化交流の促進に 寄与するため、1月21日、都内で「JASRAC/KOMCA パートナーシップ共同声明 | 調印式が、KOMCAの 池明吉 (チ・ミョンギル) 会長らが来日して執り行 われた。調印式終了後に行われた祝賀懇親会には、韓 国大使館、国会議員、関係官庁、音楽利用者団体、関



JASRAC/KOMCAパートナーシップ共同声明を発表

ダイヤモンド社事件/東京地裁がJASRACの主張を全面的に認める判决

2005 (平成17) 年11月にJASRACが提訴した週刊 ダイヤモンド訴訟で、東京地方裁判所は、2月13日、 JASRACの主張を全面的に認め、㈱ダイヤモンド社

らに損害賠償を命じる判決を言い渡した。同社はこ の判決を不服として、2月19日、東京高等裁判所に 控訴した。

有線放送の使用料規定の一部を変更

8月1日、有線放送の使用料規定の一部を変更した。 主な変更は、①「有線ラジオ放送等」の規定を新 設。有線音楽放送を「有線ラジオ放送等」の中の一 区分として定め、使用料率はそれまでの2%を3%と

する、②使用料算定の基礎となる収入、控除などに ついては、使用料規程「第2節放送等」の「3衛星放 送を行う一般放送事業者」と同様とする。

ダイヤモンド社事件/東京高裁も出版社らの責任を認定

8月7日、週刊ダイヤモンド訴訟で、東京高等裁判 所は、㈱ダイヤモンド社らに損害賠償を命じる判決 をに言い渡した。

この判決のうち記事の違法性を否定した部分に ついて、JASRACは過去の最高裁判例と判断が相違 するとして8月21日、最高裁に上告受理の申立てを 行った。

12月19日、最高裁は、JASRAC、㈱ダイヤモンド 社ら双方の上告受理申立てを受理しないことを決定。 これにより、㈱ダイヤモンド社らの名誉毀損を認め、 同社らに損害賠償の支払いを命じ、JASRACの主張 をほぼ認めた東京高裁判決が確定した。

デサフィナード事件/管理楽曲の演奏禁止、損害賠償などを命じる判決

JASRACの管理楽曲を和歌山市の飲食店「デサ フィナード」でピアノ演奏などにより無断利用して いた経営者に対し、大阪高等裁判所は、9月17日、管 理楽曲の演奏禁止等と損害賠償の支払いを命じる判 決を言い渡した。

この高裁判決は、飲食店経営者の著作権侵害を認 め、管理楽曲の演奏禁止等と損害賠償の支払いを命 じたものの、経営者の責任範囲について前年の一審

判決(大阪地裁)より後退した判断が下されたため、 10月1日、最高裁判所に上告受理の申立てを行った。

なお、この経営者がJASRACに対し、実態調査が 違法であると主張して提起した損害賠償請求事件に ついて、大阪高裁は経営者の請求を棄却し、 JASRACの業務遂行の適法性、正当性を明確に認め る判断を下した。

権利者7団体が「日本版フェアユース」について 知的財産戦略推進事務局に要望書を提出

JASRACなど音楽著作権関係の権利者7団体は、政府の知的財産戦略本部に設置された「デジタル・ネット時代における知財制度専門調査会」で行われていた権利制限の一般規定、いわゆる「日本版フェアユース」の検討に対する要望書を、10月1日、知

的財産戦略推進事務局に提出した。要望書では、調査会に権利者の代表が参加しておらず、意見聴取もない中で議論が行われていることに対し、調査会に権利者の意見が十分反映されるよう、あらためて議論することを求めた。

公正取引委員会の立入検査

4月23日、公正取引委員会(公取委)がJASRACに対する立入検査を実施し、翌年2月27日に排除措置命令をJASRACに送達した。この命令の内容は、放送事業者から徴収する包括使用料に「放送等利用割合」が反映されていないことから、他の管理事業者の管理楽曲の利用が回避され、他の管理事業者の事業活動が著しく困難になっており、包括徴収が「排

除型私的独占」(独占禁止法3条違反) に該当すると し、この徴収方法の変更等を求めたものであった。

これに対しJASRACは、この命令の前提となっている認定・判断に誤りがあること、ごく一部の放送事業者しか全曲報告を行っていない状況では命令内容の実現が不可能であることを理由に、2009(平成21)年4月28日、公取委に審判を請求した。

ニューヨーク証券取引所の株価暴落

9月29日にニューヨーク証券取引所のダウ平均株価はそれまでの史上最大の777ドルの下落を記録。こ

れを契機として世界中で株価が暴落し、世界金融危機が起こった。

第6章 挑戦

一般社団法人への移行、東日本大震災復興支援、 審判請求の取下げ、著作権保護期間延長 2009 (平成21)年~

2009(平成21)年

「著作権情報集中処理機構」が設立

3月6日、「一般社団法人著作権情報集中処理機構 (CDC)」が設立された。CDCは、インターネットや 携帯電話での音楽配信事業の普及・発展により、利 用楽曲数が急増していることを踏まえ、音楽配信事 業者と著作権管理事業者の作業負荷の軽減、コスト の抑制およびフィンガープリント技術を用いた楽曲 特定等による処理作業の促進を目的に、利用者団体 と権利者団体が共同で設立した非営利の組織。



CDC設立の記者会見

著作権信託契約約款の一部を変更

信託契約約款改正委員会の答申に基づいて策定された著作権信託契約約款の一部変更案が、5月13日の理事会で協議、同20日の理事会で審議され、6月3日の通常評議員会での審議を経て6月18日の通常総会で承認された。

内容は、①これまで原則禁止としてきた受益者の 指定・変更および受益権・分配請求権の譲渡・質入 について、委託者の意思を尊重し原則として認める よう変更する、②音楽出版者と事業部を単位として 二つ以上の信託契約を締結する際、そのうち一つの 事業部との契約について全支分権の委託を要すると 定めている6条後段を削除する、③関係権利者全員 の同意があること等を条件に、新曲のプロモーショ ンを目的としたCM、劇場用映画(テーマ曲に限る) での一定範囲の利用について、委託者が著作権の管 理の留保または制限することを認める、など。

インターネット等での違法な流通防止を規定した著作権法の一部改正が成立

6月12日、参議院本会議で改正著作権法が可決、成立し、翌年1月1日から施行されることとなった。 改正の主な要点は次のとおり。

①ネット検索サービスを提供する際、必要と認められる限度内で著作物を記録または翻案して自動公衆送信することができるなど、権利者の許諾を要せず著作物を利用できる範囲を新たに規定として整備。

- ②裁定制度について、担保金を供託した場合には 裁定前の審査期間中であっても著作物を利用で きるよう簡略化する。
- ③著作権を侵害する配信であることを知りながら ダウンロードする場合には、私的複製であって も複製権が及ぶ。また、海賊版であることを知 りながら、ネットオークション等に出品するこ とを、著作権等を侵害する行為とみなす。

126 ■ 第1部 年史

④録音図書作成が可能な施設を公共図書館にも拡 大し、映画や放送番組等に字幕や手話を付する

ことを可能にするなど、障害者の情報利用の機 会を確保するための権利制限を行う。

東京高裁が公正取引委員会の排除措置命令について執行免除を決定

2月27日に東京高等裁判所に命令の執行免除の申立 てを行っていたが、7月9日に東京高裁から保証金1 億円の供託を条件にその執行を免除するとの決定が 下された。JASRACは保証金を供託したことから、

公正取引委員会から受けた排除措置命令について、 JASRACと許諾契約を締結して管理楽曲を利用し ている放送事業者は、当面、命令の影響を受けずに 従前どおりの手続きで管理楽曲を利用できることと

「CCIF」が啓発メール送付の実証実験を開始

ファイル共有ソフトを悪用した著作権侵害対策協 議会(CCIF)は8月17日、ファイル共有ソフトの問 題点、著作権法の解説のほか、利用者に向けたファ イルの削除方法などを掲載したホームページを公開。 また、Winnvを悪用して著作権侵害を行っている ユーザーに対して啓発メールを送付する実証実験を 開始した。

CCIFは、ファイル共有ソフトを悪用した著作権侵

害が大きな社会問題となっていることから、警察庁 総合セキュリティ対策会議の提言を受けて、 IASRACやコンピュータソフトウェア著作権協会 (ACCS) などの権利者団体と、インターネットサー ビスプロバイダ (ISP) 事業者団体が被害防止のた めの対策、必要な手続きを定めること等を目的に前 年5月に設立した。

東京地裁が動画投稿(共有)サイトにおけるJASRACの主張を認める判決

11月13日、東京地裁はJASRACの主張を認め、管 理楽曲を含む動画ファイルの送信差止めと、ジャス トオンライン(株)および代表者に対し連帯して著作権 侵害による損害賠償金9.000万円余の支払いを命じ る判決を言い渡した。

この判決では、動画投稿(共有)サイトの運営事 業者に利用主体としての責任が及ぶことが明確に示 された。

米国連邦議会下院でマクマホン議員がJASRAC70周年を祝福

9月8日、米国連邦議会下院において、ニューヨー ク州選出のマイケル・マクマホン下院議員が次のよ うに発言した。

「本日は、JASRACの創立70周年を祝賀し、ここ に発言させていただきます。JASRACは、米国作曲 作詞出版者協会 (ASCAP) との長きにわたる実り多

き国際的パートナーシップのもと、音楽著作者の権 利を保護し、日本および世界各地での著作権に関す る規範の普及および発展に尽力し、先導してまいり ました。日本の皆さまの知的財産および創造的財産 の保護において、その目的におけるJASRACの大い なる成功を心からお祈り申し上げます|

2009年度臨時総会で一般社団法人への移行のための定款変更案など 4議案を可決、一般社団法人への移行認可を申請

10月21日、新宿区の京王プラザホテルで臨時総会 を開催し、新法に基づく一般社団法人への移行認可 申請のために必要な定款変更案と、これに関連する 3議案が審議され、いずれも可決された。

これを受け、11月4日の通常理事会で移行認可申

請に必要な申請書および添付書類を確認し、同27日 に一般社団法人への移行認可を申請した。

この後、翌年3月19日に内閣総理大臣から移行の 許可を受け、4月1日、移行の登記を完了した。

CISAC・BIEMと親交を深める

11月16日、CISAC・BIEMウェルカムディナーを

港区南麻布の「有栖川清水」で開催。CISAC理事会、

BIEM執行委員会の出席者、IASRACの役職員など えましたが、80年、100年とフレンドシップ、パート 約70人が参加した。

冒頭、船村会長が「私ども JASRACは70周年を迎

ナーシップをもってお付き合いをさせていただきた い」と挨拶した。

創立70周年記念祝賀会と感謝状贈呈式を開催

11月18日、JASRAC創立70周年の記念祝賀会を千 代田区のグランドプリンスホテル赤坂で開催した。

祝賀会には、鳩山由紀夫内閣総理大臣、森喜朗元 内閣総理大臣・衆議院議員らの国会議員をはじめ、文 部科学省、文化庁など関係省庁、駐日大使館、 CISAC・BIEMの国際会議で来日した海外の著作権 管理団体、著作権関係団体、利用者団体、音楽産業 界、報道機関などからの来賓のほか、JASRACの役 員、OBなど、約1.000人が出席した。

祝賀会の出席者には、創立70周年を記念して IASRACにおけるその年の主な出来事や、法的措置 の歴史、各種データなどを紹介した「IASRAC70年 史―音楽文化の発展を願って」を渡した。

また、祝賀会に先立ち、「創立70周年記念感謝状 贈呈式」が行われ、船村会長をはじめ役員、表彰者 の関係者、CISACアジア太平洋委員会委員など約 100人が出席した。

贈呈式では、音楽を利用する業界において、著作 権保護のため、それぞれの立場から一方ならぬ尽力 をいただいた佐々木隆一さん、片岡史朗さん、西村 勝沼さん、アジア太平洋地域の著作権の普及と啓発 に貢献されたエドムンド・ラムさん、ならびに永年 にわたりJASRACの事業運営に取り組まれた故三 木たかし正会員に、IASRACとして深く感謝の意を 表するため、それぞれ感謝状をお贈りした。

裁判員制度開始

「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律(裁判 員法) | が5月21日に施行され、市民から選ばれた裁

判員が審理に参加する初の裁判が8月3日に東京地方 裁判所で行われた。

公益法人制度改革

2006 (平成18) 年5月26日、公益法人制度改革関連3法(①一般社団法人及び一般財団法人に関する法 律、②公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律、③前2法律の施行に伴う関係法律の整備等に 関する法律)が成立し、6月2日に公布された(2008(平成20)年12月1日施行)。これは、1896(明治 29) 年に民法で定められた公益法人制度を110年ぶりに見直すものだった。なお、この見直しは2000(平 成12) 年12月に閣議決定された「行政改革大綱」から始まったものである。

JASRACは、定款改正委員会において、公益法人制度の抜本的改革への対応を検討するとともに、職員か ら成る法人改革本部において、組織改革および業務改善について検討を行った。

これらの検討の結果、2009(平成21)年10月の臨時総会決議による定款変更等により、主に次のよう な変更を行った。

- ①会費の使途及び額の見直し、これまで文化事業を実施するための費用に充てられてきた会費を、会員の ためにのみかかる費用に充てるよう改め、会費の額を3/4に減額する)
- ②JASRACの各機関を法に適合する形に変更(社員総会、理事会と任意機関(会長や評議員会)の権限や 役割の整理、役員等の選任手続き・任期などの見直しなど)
- ③評議員会の廃止とそれに伴う会長・正会員監事の推薦方法の見直し等

なお、当初は6月の定時社員総会で機関設計の見直しと会費の使途・額の変更を中心とする変更案を提出 する予定であったが、6月の理事会直前になって変更案以外にも見直すべき点があることが分かったため、 10月に臨時総会を開き変更を行うこととなった。

128 第1部 年史 第6章 挑戦 ◀ 129

2010 (平成22) 年

総務省の「サイバー特区プロジェクト」に菅原常務理事が参加

総務省が前年度に実施した「サイバー特区プロジェクト」に、菅原瑞夫常務理事が委員として参加した。プロジェクトの正式名称は、「メタバース*1空間を利用したデジタルコンテンツの管理流通ルール整備促進のための調査研究」(座長:杉山知之デジタルハリウッド学校長)。

これは総務省の情報通信国際戦略局が実施した「ICT*2利活用整備促進事業 (サイバー特区)」の一つとして民間委託されたもので、インターネット上の三次元仮想世界「メタバース」におけるユーザー

同士の交流や経済活動の可能性を探る実証実験の実施と、新たな配信モデルを図るうえでの著作権を中心とした諸課題への対応を目的としていることから、利用許諾を出す権利者の立場としてJASRACに参加要請があったもの。

- ※1 メタバース: Metaverse メタ (meta) とユニバース (universe) の合成語で、インターネット上に存在する三次元仮想世界のこと。利用者はアバターと呼ばれる自分の分身を介して空間内で活動し、そこに参加している他の利用者との交流や、この空間内で有効な通貨を用いた取引や広告表示などの経済活動を行う。
- ※2 ICT: Information and Communication Technology 情報 (information) や通信 (communication) に関する技術の終练。

「CCIF」がガイドラインを記者発表

ファイル共有ソフトを悪用した著作権侵害対策協議会 (CCIF) は、2月22日、記者会見を開き、ファイル共有ソフトを悪用した著作権侵害への対応に関するガイドライン (2月8日公表) に基づき、3月1日からWinnyを悪用して著作権を侵害するユーザーに対し啓発メールを送信する取り組みを開始することを発表した。

ガイドラインでは、権利者団体がファイル共有ソフトを悪用した著作権侵害の中止を促す警告メールの発信をインターネットサービスプロバイダ(ISP)に要請する手順や、その要請に基づき ISPが発信者にファイルの削除を求める警告メールを送るための手順などが定められている。

著作権情報集中処理機構(CDC)が「Fluzo」システムの運用開始を発表

効率的な著作権処理を推進するため、音楽配信事業者と著作権管理事業者により設立された一般社団法人著作権情報集中処理機構(CDC)が3月31日、千代田区のルポール麹町で記者会見を開き、「Fluzo(フルゾ)」(著作権情報集中処理システム)の運用を4月1日から開始することを発表した。

このシステムでは、複数の著作権管理事業者の管理楽曲情報を集約したデータベースを構築して、楽曲の権利情報を確認しやすくしたほか、フィンガープリント(電子指紋)技術を用いた楽曲検索や、利用曲目報告データの一括作成などを可能にした。

動画投稿 (共有) サービスにおける許諾条件を一部変更

2007 (平成19) 年7月、動画投稿(共有) サービスにおける利用許諾条件を公表し、同サービス運営事業者に対し、個人制作の投稿動画について、これまで国内曲に限って管理楽曲の利用を許諾してきた

この条件を4月から一部変更し、日本国内の利用 においてIASRACが著作権を管理する外国曲も許 諾の範囲に含めることとした。許諾期間は、この年 4月1日から9月30日までで、適用する使用料率は、月 間の情報料及び広告料等収入の2%。

10月以降の許諾条件については、ネットワーク音楽著作権連絡協議会(NMRC)、またこの変更を既に受け入れている動画投稿(共有)サービス運営事業者と、改めて協議を行うことについても合意した。

日本行政書士会連合会と協定を締結

5月13日、日本行政書士会連合会と、著作権制度 の普及・発展のための協定を締結した。

日本行政書士会連合会は、一般向け講習会として「著作権フォーラム」を開催するなど、著作権の啓発 に尽力してきた。一方、JASRACは各都道府県の行 政書士会の要請に応じて、行政書士向けの研修会に 講師を派遣するなど、協力関係を構築してきた。

今回の協定は、こうした協力関係の強化・継続を 確認するためのもの。

動画投稿(共有)サイトの控訴審知財高裁もJASRACの主張を認める

知的財産高等裁判所は9月8日、JASRACの主張を 認めた2009年11月の東京地方裁判所の一審判決を支 持し、控訴を棄却する判決を言い渡した。 ジャストオンライン(株)および代表者は今回の判決 も不服として、9月22日、最高裁判所に上告受理の 申立てを行った。

TBSラジオとニッポン放送で広報活動を開始

TBSラジオで4月から9月までの間、毎週金曜日の「大沢悠里のゆうゆうワイド」内に「悠里と学ぼう著作権」と題するコーナーを設けて著作権について解説するとともに、JASRACをPRする20秒CMを放送した。また、10月から翌年3月までの間は、同番組で週3日(月・水・金)、引き続きCMを放送。さらに、4月から9月までの毎週水曜日の「エキサイト

ベースボール」でも、同様のCMを放送した。

ニッポン放送では、「オールナイトニッポン」で週 3日 (火・木・土)、著作権やJASRACの業務に関する疑問に答える内容のCMを放送した。

これらに加え、創立記念日を迎える11月に、TBS ラジオでの特別番組と、ニッポン放送のインターネットラジオでの特別企画を実施した。

会長に都倉俊一を選出 船村徹前会長に名誉会長の称号

7月の会長選挙を経て、都倉俊一が8月12日付で第 15代会長に就任した。 船村徹前会長に名誉会長の称号を贈ることが、8 月4日、理事会で決定した。

2010年度臨時社員総会を開催、菅原瑞夫が理事長に就任

9月29日、2010年度臨時社員総会を新宿区の京王プラザホテルで開催した。

都倉会長は、開会の挨拶で「今日選ばれる新しい 執行部とともに、多くの問題を抱えるJASRACを前 に進めるべく全力で努力したい」と述べ、一層の支 援を会員に求めた。

当日は、一般社団法人への移行後初めてとなる理

事・監事の選任が行われ、その後開かれた臨時理事 会で理事長に菅原瑞夫常務理事を選任したほか、常 務理事、常任理事が決まり、新執行部が発足した。

菅原理事長は、「音楽創りのプロである会員と著作権管理のプロである職員が噛み合うことにより、 JASRACは新たな進歩を遂げることができる」と抱 負を述べた。

利用許諾条項を変更し、無許諾複製物の発生防止を強化

10月1日から、録音物、映像ソフト、出版物に管理著作物を利用する際の個別契約に関する利用許諾条項を変更した。今回の変更は、これまで利用者の協力のもとに運用してきた事項を許諾条項に明示することで、無許諾複製物の発生防止をより強化するためのもの。

主な変更点は次のとおり。

① JASRACに利用申込みがされていない製品の

資料をJASRACが確認できることを明記した (録音、映像、出版)。

- ②利用者にプレス事業者名の報告を義務づけた (録音、映像)。
- ③JASRACとプレス事業者間で製造数などの情報を交換することについて、利用者か了承することを明記した(録音、映像)。

130 ┃第1部 年史

社員への事業報告会を開催

11月29日、けやきホールで社員(正会員)への事業報告会を開催し、上半期の徴収・分配などの状況を報告した。

この報告会は、一般社団法人への移行に伴う定款とを目的として、新たに開催したもの。

変更により評議員制度が廃止され、事業報告の機会が年1回の定時社員総会の場のみとなったため、正会員に向けてJASRACの運営の現状を報告することを目的として、新たに開催したもの。

フィットネスクラブでの音楽利用について、使用料規定を文化庁長官に届出

12月1日の第11回理事会で、フィットネスクラブでの音楽利用について使用料規定を新設することが決まり、同24日、文化庁長官に届け出た。管理開始は翌年4月から。

この規定は、エアロビクスなどの運動プログラム と合わせて行われる演奏等を対象としており、スタ ジオやプールなど、音楽が利用される場所の総面積 と施設利用者の月会費に応じて、月額の「包括使用 料 | と「1曲1回の使用料 | を定めている。

この規定の内容については、全国の総合フィットネスクラブのうち6割以上の施設が加盟する利用者代表の社団法人日本フィットネス産業協会(FIA)と協議を重ねてきたもので、FIAは管理開始までに加盟事業者の利用許諾契約申込書を取りまとめることとなった。

SNSが人気に

この年から「Twitter」が雑誌やテレビなどでも紹介されるようになり、注目を集める。「Facebook」な

どとともに、この頃からSNS (Social Networking Service) が一般的になった。

ファイル共有ソフト利用者への法的措置

インターネットで不特定多数の利用者とファイルをやりとりするためのファイル共有ソフト(P2Pソフト)を悪用した著作権侵害が大きな社会問題となっていた。この件を含めた警察庁と産業界との間の連携の在り方などを検討する総合セキュリティ対策会議の提言を受け、JASRAC、コンピュータソフトウェア著作権協会(ACCS)などの権利者団体とインターネットサービスプロバイダ(ISP)事業者団体等は、ファイル共有ソフトを悪用した著作権侵害対策協議会(CCIF)を設立し、この年6月から、ファイル共有ソフトによる著作権侵害の防止に向けた取り組みをスタートさせた。この取り組みは権利者団体からの著作権侵害の中止を求める警告メールの発信要請に基づき、ISPがファイル共有ソフトユーザーに違法ファイルを自主的に削除するよう求めるもので、6月から9月までの間、警告メールが送信された635アドレスのうち同年10月に再検知された件数は31アドレスまで減少したことから、警告メールの送信に一定の抑止力があることが実証された。

JASRACはファイル共有ソフトによる著作権侵害に対して、2018 (平成30) 年度末まで通算で56,921 件の警告メールを送信したほか、刑事事件129件、民事事件1件の法的措置を実施している。

2011 (平成23) 年

有線テレビジョン放送 (CATV) 等使用料の分配細則を制定

1月12日、第12回理事会で、有線テレビジョン放送 (CATV) 等使用料の分配細則の制定が決議された。

有線テレビジョン放送 (CATV) 等使用料 (CSテレビ放送の再送信および自主制作放送分) については、2007 (平成19) 年度使用分までは使用年度単位の入金状況等を勘案し、その都度暫定的な分配規程細則を定めて分配していたが、2010 (平成22) 年度使用分以降については、毎年3月を分配期とする細則を制定した。

なお、2008 (平成20) 年度および2009 (平成21) 年度使用分として徴収した使用料は、この細則の附 則に経過措置を定めて分配する (2008年度使用分に 関する使用料は2011年3月期に、2009年度使用分に 関する使用料は2011年6月期に、それぞれ分配)。

「有線テレビジョン放送 (CATV) 等使用料の分配 細則」の概要 (1) 分配期

毎年度3月に、前年度使用分として徴収した使用料を分配。

(2) 分配基金等

CATV等放送分配基金とCATV等放送用 録音分配基金に区分して分配。配分比率は、 99:1。

- (3) 分配対象著作物
 - ① 前年度に、CSテレビ放送の再送信および CATV事業者の自主制作放送で使用され たもの。
 - ② CATV等放送用録音分配基金の分配対象 著作物は、CATV事業者の自主制作放送で 使用されたもの。
- (4) 分配計算方法等

分配率、分配点数、分配計算方法は、著作物使用料分配規程の本則および同細則に定める放送等使用料分配規定を準用。

ホームページで新コンテンツ「音人工房」を開設

ホームページで、新コンテンツ「音人工房」を開設した。このコンテンツは、創作者に係る苦労や、やりがい、著作権の大切さ、JASRACの役割等を広く伝えることを目的として、若手創作者に創作の現場や機材等を紹介してもらい、、併せてJASRACのメンバーになったきっかけなどをインタビューする内容。

また、ホームページと連動して、インタビューを 基にしたメッセージ広告を音楽専門誌に掲載するこ

とにより、その雑誌の購読者である若年層の音楽愛 好家や、JASRACメンバーになっていない若手創作 者などに向け、一層のPRを図った。

第1回は、西野カナさんが歌ってヒットした『会いたくて会いたくて』の作詞、作曲を手掛けたジョルジョ・カンチェーミさんへのインタビューで、「サウンド&レコーディング・マガジン」2011(平成23)年1月号と「ロッキング・オン・ジャパン」2月号に広告を掲載した。

書き下ろし楽曲を利用したゲームソフトのインタラクティブ配信に特例措置

書き下ろし楽曲のみを利用するゲームソフトをインタラクティブ配信する場合の使用料の取扱いに、 暫定的な特例措置を設けることとした。

この措置は、JASRAC管理となる書き下ろし楽曲の利用が、インタラクティブ配信されるゲームソフトにおいて進んでいないことから、コンピュータソフトウェア著作権協会(ACCS)と協議のうえ、利用の促進を図るために設けたもの。なお、既製楽曲

を利用したゲームソフトの配信については、従来ど おりの取扱いを継続する。

期間は1月から2014 (平成26) 年3月まで。利用楽曲すべてがそのゲームソフトのために書き下ろされた場合に適用する。料率は次のとおり。

①ダウンロード形式

1コンテンツの情報料の1%または2円のいずれか高い額

132 ┃第1部 年史

②月額定額(サービス加入期間に限りダウンロード 利用できる)形式

月間の情報料の1%または2円のいずれか高い額

③ストリーム形式

月間の情報料および広告料等収入の1%または月 額5.000円のいずれか高い額

音楽作品による東日本大震災復興支援

3月11日、宮城県沖を震源とするマグニチュード9.0の東日本大震災が発生した。仙台市青葉区に所在す る仙台支部で働く職員・派遣スタッフは全員無事だったが、交通機関や水道、ガスなどライフラインが断た れたため、事務所を一時閉鎖し、同年3月24日から5月9日まで本部内に仮事務所を置くこととなった。

甚大な被害を受けた地域を支援するため、JASRACは被災地の飲食店等からの著作物使用料の徴収を一定 期間中止したり、被災地支援・復興のためのチャリティコンサート等での演奏を無償で許諾したり、特別な措 置を講じることを決めた。また、公共図書館からの要請に応じて、被災地の子どもたちへの読み聞かせなど、 一定の要件を満たす場合に限り蔵書の複製またはFAX・電子メールでの提供を無償で許諾することとした。

さらに、義援金として一般会計から3.000万円を拠出することを決め、同年5月に日本赤十字社に寄付。 会員・信託者からも義援金を募り、同年10月に449万円を日本赤十字社に送金した。

このほか、JASRACでは会員・信託者から著作物使用料の一部を震災復興支援基金として拠出する仕組み を設け、音楽作品を通じた復興支援策「こころ・音プロジェクト」に取り組んできた。震災直後より、海外の 著作権管理団体からお見舞い・激励のメッセージが多数届いたが、「こころ音プロジェクト」にも国外からの 支援が寄せられた。

都倉会長と菅原理事長が日本赤十字社を訪問 東日本大震災義援金3,000万円を拠出

5月19日、東日本大震災で被災された方々への義を手渡した。 援金として3,000万円を拠出した。

当日は、都倉会長と菅原理事長が、港区の日本赤 十字社本社を訪れ、近衛忠煇社長に義援金(目録)

この義援金はJASRACの一般会計から拠出した もので、会員・信託者の方々から募っている義援金 は、後日寄付した。

文化芸術推進フォーラムが「私たちの文化芸術ビジョン2011」を策定

JASRACなど12団体で構成される文化芸術推進 フォーラムは、「私たちの文化芸術ビジョン2011」を 策定し、7月6日、超党派の国会議員で構成される音 楽議員連盟(音議連)の役員会に提出した。

同フォーラムでは、2007 (平成19) 年に構成団体 が抱えている政策要望を「私たちの文化芸術ビジョ ン2007-2011」としてまとめ、音議連への請願活動等 を行ってきた。

新たに策定したビジョンは、2011 (平成23) 年3 月までに行ってきた請願活動の結果を踏まえ決定し たもので、JASRACが要望している私的録音・録画 補償金制度の見直し、著作権保護期間の延長、戦時 加算義務の解消のほか、違法ダウンロードに対する 罰則の導入等の法整備や映像・音楽アーカイブの充 実等の要望が盛り込まれている。

「こころ音プロジェクト」がスタート

東日本大震災からの復興と被災地の音楽文化の振 興を音楽作品によって継続的に支援する「こころ音 プロジェクト」の特設ページを8月31日に開設した。

特設ページでは、プロジェクトの概要のほか、プ ロジェクトの趣旨に替同して著作物使用料の一部を 「こころ音基金」に拠出いただく会員・信託者の方々

や参加作品などを紹介するとともに、この取り組み に賛同いただいた都倉俊一会長、川口真理事、弦哲 也理事からの動画メッセージも掲載した。

また、震災復興支援基金(「こころ音基金」)への 著作物使用料の拠出を9月分配から開始した。

定款変更に関する説明会を開催

9月14日、定款変更に関する説明会をけやきホー ルで開催した。これは、定款改正委員会(川口真委 員長)が、2011(平成23)年2月から7月にかけて9 回開催した委員会の検討結果をまとめた中間答申 (8月3日の理事会に提出)の内容などを正会員に説 明するとともに、最終的な答申をまとめるにあたっ て意見を聴取するために開いたもので、76人の正会 員が出席した。

説明会では、中間答申の概要等について、①社員 総会の議長を理事長が務めること、②正会員理事の 選任にあたり、立候補者をそのまま社員総会に諮る 現行制度を改め、社員総会の前に、作詞者・作曲者・ 音楽出版者の各区分の立候補者を定数まで絞り込む ための「正会員理事候補者選挙 (候補者選挙)」を実 施することなどを説明した。

「カルチャーセンターにおける演奏等」の使用料規定を文化庁長官に届出

9月7日の第7回理事会で、カルチャーセンターで の音楽利用に関する使用料規定を新設することが決 まり、同30日、文化庁長官に届け出た。管理開始は 2012 (平成24) 年4月から。

この規定は、カルチャーセンターの講座で行われ る、音楽鑑賞、楽器・歌唱等の教授、ダンス指導等 での演奏などが対象で、利用者代表である全国民間

カルチャー事業協議会と協議を重ねて合意したもの。 以下の使用料を定めた。

- (1) 年間の包括的利用許諾契約を結ぶ場合の1施 設あたりの年額使用料(管理著作物を利用し ている講座の前年度の受講料収入の1%)
- (2) 講座1回あたりの使用料
- (3) 著作物1曲1回の使用料

「演奏等 | 使用料規定の一部変更を文化庁長官に届出

11月18日、「使用料規程第2章第1節演奏等 | の一 部変更を文化庁長官に届け出た。

変更したのは「1上演形式による演奏」および「3演 奏会以外の催物における演奏 | の規定の一部。このほ か、大規模な催し物の総入場料算定基準額について、 表会など、音楽の提供が重要な要素となる催し物で 翌年4月以降の時限的逓減措置を備考に規定した。

いずれも利用者団体と協議を重ね、合意したもの で、翌年4月から適用を開始した。主な変更内容は 次のとおり。

【上演形式による演奏】

諸外国における同分野の料率を踏まえ、総入場料

算定基準額(「入場料×定員数」の80%)の「10%」 としていた公演1回ごとの使用料率を「5%」に変更。 【演奏会以外の催物における演奏】

レビューショー、アイススケートショー、舞踊発 の演奏に限り、入場料と定員による「定額」を「定 率 | に変更。料率は総入場料算定基準額の4%とす る(当初3年間を3%、次の3年間を3.5%とする経過 措置を設ける)。

なお、上記以外の催し物の取扱いについては従来 どおりとした。

2011年度臨時社員総会を開催 定款一部変更を決議

11月22日、2011年度臨時社員総会を港区の第一ホ テル東京で開催し、定款一部変更が決議されたほか、 平成23年度事業計画・収支予算の上半期執行状況が 報告された。

定款一部変更は、前年9月の臨時社員総会におい て、役員改選の手続きや表決に係る書類の開示など に関し、正会員から改善を求める意見が出されたこ

とを踏まえ検討した定款改正委員会の答申に基づく もので、社員総会の議長(理事長が務める)、社員総 会前に理事候補者を定数まで絞り込むための正会員 理事候補者選挙 (候補者選挙) の実施のほか、候補 者選挙の導入に合わせた会長選挙の変更、学識経験 者等区分の監事の選任に係る年齢制限の緩和、など を内容としている。

134 第1部 年史 第6章 挑戦 ◀ 135

議案は、法人法および定款が定める定款変更の可 決要件である総正会員数の3分の2以上の賛成を得て 1日を施行日とすることを理事会が決定した。 可決された。

なお、この決議によって変更された定款は、12月

ニコニコ動画にJASRAC公式チャンネルを開設

11月28日、㈱ニワンゴ (2015 (平成27) 年に㈱ド ワンゴへ吸収合併) が運営する動画投稿(共有)サ イトのニコニコ動画内に「JASRACちゃんねる」を 開設した。これは、視聴者に向けてIASRACが情報

を直接発信する場を設け、双方向のやりとりを通じ て、著作権とIASRACの事業について理解を深めて もらうことが目的。

CCIFがShareユーザーに対する啓発メールの送付を開始

ファイル共有ソフトを悪用した著作権侵害対策 協議会(CCIF)は、新たにShareを悪用して著作 権侵害ファイルを共有(公開)している利用者に対 して、啓発メールを送付する活動を12月から開始 した。

CCIFは、前年3月から、Winnvを悪用している利 用者に対し、著作権侵害ファイルの削除を要請する 啓発メールの送付を開始し、その数はこの年9月ま でで、延べ1万通を超えた。

Shareは、その大半が日本国内で利用されており、 このソフトによる無許諾著作物の流通により、著作 権者等が甚大な被害を受けていることから、Share の利用者も啓発メール送付の対象に加えることと

文化芸術振興基本法施行10周年記念シンポジウムを開催

IASRACなど12団体で構成される文化芸術推進 フォーラムと超党派の国会議員で組織される音楽議 員連盟(音議連)は、12月7日、文化芸術振興基本 法の公布・施行10周年を記念して、「文化芸術振興 基本法10年を検証し、これからの文化芸術政策を展 望する | をテーマに、港区のホテルオークラ東京で

シンポジウムを開催した。

同基本法は、文化芸術に関する活動を行う者の自 主的な活動を促進するため、国や地方公共団体が実 施すべき基本方針を定めた法律で、2001 (平成13) 年12月7日に公布・施行された。

明治大学から感謝状

明治大学創立130周年を記念し、11月1日付で明治 大学からIASRACに感謝状が贈られた。

IASRACは2004 (平成16) 年から5年間、著作権

思想の普及を目的とし、同大学法科大学院に著作権 に関する寄附講座を開設していた。

サッカーなでしこジャパンW杯優勝

6月から7月にかけて行われたFIFA女子ワールド カップのドイツ大会で、日本代表(愛称・なでしこ

ジャパン)が米国代表を破り初優勝。歴史的快挙と たたえられた。

2012 (平成24) 年

文化芸術による復興推進コンソーシアム設立の記者会見

JASRACなどの団体、国、芸術家、文化施設、企 業などが連携し、文化芸術の面から東日本大震災の

被災地を支援することを目的として、文化芸術によ る復興推進コンソーシアムが設立されることとなり、

設立呼びかけ人とその賛同者が3月13日、東京国立 博物館で記者会見を開いた。

会見の席で都倉会長は、「被災地を訪問したとき、 『楽しみたい。こころをなごませたい』という切実な 要望を聞いた。被災者のこころの復興に少しでも役 立ちたいしと語った。

記者会見終了後、「文化芸術を復興の力に」と題す るシンポジウムも開催された。

■呼びかけ人「五十音順敬称略] 近藤誠一(文化庁長官)

都倉俊一(IASRAC会長)

野村萬(日本芸能実演家団体協議会会長) 日枝久(全国公立文化施設協会会長) 福原義春(企業メセナ協議会会長)

宮田亮平 (東京藝術大学学長) 茂木賢三郎 (日本芸術文化振興会理事長)

■会見に出席した賛同者「敬称略] コシノジュンコ (デザイナー) 紺野美沙子 (俳優/朗読座主宰/国連開発計画親

分配委員会の答申に基づき放送等使用料に関する分配規程の一部を変更

善大使)

4月4日の理事会で、分配委員会(弦哲也委員長) の答申に基づき、放送等使用料に関する分配規程の 一部変更および細則の制定が決議され、4月16日、文 化庁に届け出た。実施は12月分配期から。

分配委員会は、前回の委員会答申(2009(平成21) 年12月2日) において、「全曲利用報告と利用時間報 告の精度の進捗状況、分配額の変動状況を定期的に 検証し、相当の変化が認められた場合には、分配点 数の取り扱いを検討するべきこと」が付記されたこ とから、諮問を受けた前年2月以降これらを検証・検 討し、審議結果を答申した。

答申の趣旨は、テレビ放送における「通常の放送 番組」と「映画の放送番組」について、放送時間の 割合と分配額の割合との差異を是正することと、放 送用録音の現況に即して分配対象作品の範囲を変更 することの2点。変更の骨子は次のとおり。

1. テレビ放送の放送分配基金の分割

テレビ放送分配基金について、「通常の放送番 組 | と「映画の放送番組 | の放送時間の割合と分 配額の割合に差異が生じていることから、放送時 間の割合等により基金を通常放送分配基金と映画 放送分配基金に分割区分し、分配対象作品の分配 計算を行う。

2. ラジオ放送の放送用録音分配基金の分配対象著 作物の変更

ラジオ放送における放送用録音使用料の分配対 象作品について、放送用録音の実態に基づいて、商 業用レコードにより利用された作品を分配対象に 加える。

なお、分配委員会は今回の答申にあたり、テレ ビ放送の放送分配基金の分割区分は暫定的な取扱 いであり、引き続き検証・検討するべきことを付 記した。

動画投稿(共有)サイトの上告受理申立てを最高裁が不受理

IASRAC管理楽曲を含む動画を無断で配信してい たジャストオンライン(株)に対し、JASRACが動画 ファイルの送信差止め等を求めていた裁判で、最高 裁判所は3月29日、同社の上告不受理を決定した。 これにより、同社が本件サイトにおける著作物の

動画投稿(共有)サイト「TVブレイク」において、 利用主体であり、プロバイダ責任制限法における情 報の発信者(サーバーに情報を記録・入力した者) であることを認めるとともに、同社に動画ファイル の送信差止めと、同社および同社代表者に損害賠償 金の支払いを命じた知的財産高等裁判所の判決が確 定した。

放送・インタラクティブ配信の分配に係る利用明細データの提供を開始

2012 (平成24) 年6月分配期から、放送・インタ ラクティブ配信の一部について、インターネットで 分配対象楽曲を確認できる利用明細データの提供を 開始した。

IASRACでは、放送局やインタラクティブ配信

での利用楽曲について、それぞれ「I-BASS」 「I-NOTES」システムにより曲目報告を受け付けて おり、これらのシステムでの曲目報告データを利用 したデータ提供が可能となった。

提供する項目は、作品コード、作品名ごとに、放

136 第1部 年史 第6章 挑戦 ◀ 137 送では、放送局名、放送年月日、番組名、音源区分(生、レコード)、利用回数。インタラクティブ配信では、ダウンロード形式の曲別請求種目(アクセス回数がサービスごとに1か月あたり10回以上の場合

に限る)の、利用者名(配信事業者名)、利用年月、 サービス名、配信種別(音楽ダウンロード、着メロ 等)、リクエスト回数。

排除措置命令を取り消す審決と㈱イーライセンスによる審決取消訴訟の提起

2009 (平成21) 年2月に公正取引委員会から受けた排除措置命令の取消しを求めた審判について、6月12日、公正取引委員会はJASRACの請求を全面的に認める審決を下し、命令は取り消された。

この審決に対して、これを不服とする(株)イーライセンスが公正取引委員会を相手方として、7月10日、

審決取消訴訟を提起した。これに対しJASRACは、9月6日、訴訟参加の申立てを行い、第1回口頭弁論(9月24日)において申立てが認められた。これにより、JASRACは参加人としてこの訴訟における主張・立証ができることとなった。

違法ダウンロードの刑事罰化など著作権法の一部が改正

6月20日、次の項目に関して、著作権法の一部改 正法案が国会で可決された。

- (1) いわゆる「写り込み」(付随対象著作物の利用) 等に係る規定の整備
- (2) 国立国会図書館による図書館資料の自動公衆送

信等に係る規定の整備

- (3) 公文書等の管理に関する法律等に基づく利用に 係る規定の整備
- (4) 著作権等の技術的保護手段に係る規定の整備
- (5) 違法ダウンロードの刑事罰化に係る規定の整備

文化芸術推進フォーラムと音議連がイベントを開催

10月17日、千代田区の憲政記念館で「文化芸術政策を国の基本政策に」と題するイベントが開催され、都倉会長が戦時加算義務の解消について広く理解を求めた。

主催したのは、JASRACなど15団体で構成される 文化芸術推進フォーラムと、超党派の国会議員で組 織される音楽議員連盟(音議連)。この年の通常国 会では、国会史上で初めて文化芸術政策の充実を求 める請願*¹が採択されたほか、「劇場、音楽堂等の 活性化に関する法律」(劇場法)*²が成立するなど、 文化芸術政策に大きな進展が見られた。このイベン トは、これらの意義と今後の課題を幅広く社会に訴 えるためのもので、前半は、鈴木寛音議連幹事長 (参議院議員)の報告に続いて、音議連副会長を務 める各国会議員が文化芸術政策の具体化に向けて 意見を述べた。

文化芸術推進フォーラムはこの日、政策提言として「私たちの文化芸術ビジョン2012」を発表してお

り、イベントの後半では、都倉会長の戦時加算義務 解消の訴えのほか、いではく日本音楽作家団体協議 会 (FCA) 理事長が著作権保護期間の延長を訴える など、同フォーラムの構成団体から7団体の代表が 同ビジョンで提言している政策の実現を求めた。

※1文化芸術政策の充実を求める国会請願

国民の実演芸術創造と享受の機会を拡充することや、多彩・多様な文化芸術の振興を国 の成長戦略として位置づけることなど、6項目を求めている。

※2劇場、音楽堂等の活性化に関する法律:

劇場、音楽堂等を、実演芸術の公演や人材養成の機能などの面から定義し、その役割、 国や地方公共団体が取り組むべき事項などを明確化した法律。



都倉会長が戦時加算義務解消を要望

全国カラオケ事業者協会の保志名誉会長に感謝状を贈呈

全国カラオケ事業者協会(JKA)との間で結んでいる「カラオケ利用の適正化事業に関する協定」が15周年の節目を迎えたことを機に、JKAの創設に尽

力した保志忠彦名誉会長に感謝状を贈った。

1997 (平成9) 年に初めて締結された同協定は、 JASRACとJKAが協力して飲食店等での音楽の適 正利用を推進していくことを取り決めたもので、2年 ごとに更新している。この協定に基づき、JASRAC への利用許諾契約申込書と一体となったカラオケ リース契約書が導入されるなどして、カラオケ利用 店の適法利用率が大きく向上した。

ニコニコ生放送で「THE JASRAC SHOW!」の配信を開始

11月27日、ライブ動画配信サービス「ニコニコ生放送」でJASRACの情報を提供する番組「THE JASRAC SHOW!」の配信を始めた。JASRACが番組を制作し、生放送で配信するのは今回が初めて。

この番組では、ゲストにJASRACの会員を招いて、著作権の大切さや創作活動に関するエピソードなどを語ってもらうほか、JASRACの役職員が著作権制度やJASRACの業務について解説していく。

案内役は、広報事業検討委員会インターネット広報小委員会の委員を務める作曲家の大森俊之さんと

作詞家の木本慶子さん。ゲストに作詞家の及川眠子さんを迎えた初回は、及川さんが作詞し、大森さんが編曲した『残酷な天使のテーゼ』(作曲:佐藤英敏、2011年JASRAC賞金賞受賞曲)に関するエピソードをはじめ、及川さんの作詞の方法や仕事場の様子、JASRACに入会したきっかけなどに話が及んだ。

この番組の「80回スペシャル」を2019 (令和元) 年8月21日、さだまさしさん、渡辺俊幸JASRAC理 事をゲストに迎え、配信した。

JASRAC賞30回記念事業「JASRAC賞30年の歩み」

この年、「JASRAC賞」が30回目を迎えたことを 記念して、11月5日、けやきホールで「JASRAC賞 30年の歩み」を開催した。

前年度の分配額により毎年顕彰している JASRAC賞に対し、特別表彰ではJASRAC賞が創設 された1982(昭和57)年から各年度の上位100作品 の分配額を集計し、30年間を通した1位から3位まで の作品の作詞者・作曲者・音楽出版者を表彰した。こ の特別表彰は、テレビ・新聞・Webニュースなどで 多数取り上げられた。

金賞	世界に一つだけの花	作詞・作曲者 槇原敬之 音楽出版者 (株)ジャニーズ出版
銀賞	居酒屋	作詞者 阿久悠 作曲者 大野克夫 音楽出版者 ㈱テレビ朝日ミュージック
銅賞	ふたりの大阪	作詞者 吉岡治 作曲者 市川昭介 音楽出版者 ㈱プロデュースハウス者



記念事業での座談会



金賞の槇原敬之さん



賞状を受け取る稲垣吾郎さん

個人のブログ等での歌詞掲載についてサービス運営事業者と包括契約を締結

12月12日、個人ブログ等での歌詞掲載について、 ブログ等のサービス運営事業者が包括的に利用許諾 契約を結ぶ場合の許諾条件を公表し、同月、この条 件に基づき「ライブドアブログ」などを運営する NHN Japan(株)と契約を締結した。

ユーザーが作成するブログなどで歌詞を掲載する場合は、ユーザーが個別にJASRACに手続きする必要があるが、サービス運営事業者がJASRACと契約することで、そのサービスを利用するユーザーは、個

別に手続きすることなく、その許諾範囲において歌詞を掲載できるようになる。主な許諾条件は次のとおり。

- (1) 許諾範囲は、非商用のストリーミング配信に限定
- (2) 大量の歌詞を掲載する歌詞閲覧サービスを除く
- (3) 楽曲情報の管理体制を構築し利用曲目を報告

アフィリエイト広告収入を目的とする違法音楽配信に新たな対策を実施

アフィリエイト広告**収入を目的とする違法音楽配信の解消と発生防止を図るため、広告料の支払停止をはじめとする著作権侵害対策を広告のサービス提供事業者と連携して実施することについて、12月、日本アフィリエイト協議会と合意した。具体的な内容は次のとおり。

- (1) 広告を掲載している違法音楽配信サイトに関する情報共有
- (2) 同サイトの運営者に対する警告
- (3) 同サイトへの広告の掲載停止

(4) 同サイトの運営者に対する広告料の支払停止 これまでの著作権侵害対策は、プロバイダ責任制 限法に基づき、インターネットサービスプロバイダ (ISP) に対して違法ファイルの削除を要請するな ど、事後的な対応が中心だった。

今回の合意は、サイト運営者への直接的な対策となるため、著作権侵害の解消と発生防止に向け大きな前進となることが期待される。

※アフィリエイト広告:

ウェブサイト・プログ等に広告のリンクを貼り付け、ユーザーがそのリンクを経由して商品を 購入した場合や、会員登録をした場合等に、そのリンク元のサイト運営者に報酬が支払われ る広告の手法。

東京スカイツリー竣工

東京タワーに替わる新電波塔として、東京都墨田 区に「東京スカイツリー」が2月29日に竣工した。高 さは634mで、世界一高いタワーとしてギネス世界記録の認定を受けている。

ジャスラの着ぐるみを制作

それまでホームページやパンフレットに登場していたJASRACの公式キャラクター「ジャスラ」の着ぐるみを制作した。これは、協賛イベントや音楽文化振興事業での活用やメディアへの露出により公式キャラクターをアピールすることを通じて、特に若年層に対して、とかく難しいと思われがちな著作権制度やJASRACの役割に対して興味・関心を抱いてもらうことを目的として製作したもの。

ジャスラは、通常は本部ビル6階に常駐し、修学旅行生や外国政府関係者など多くの来会者との記念撮影に応じており、コミュニケーションのきっかけにも一役買っている。また、全国各地で開催される音楽文化振興事業に出張し、子どもから大人まで来場するお客様を笑顔で出迎えているなど、多忙な日々を過ごしている。

翌年に商標登録が完了したジャスラは、着ぐるみのほかにもぬいぐるみや多くのノベルティグッズが制作され、公式動画コンテンツにも出演するなど、JASRACのシンボルとして内外から愛されている。

2013 (平成25) 年

「貸与」の使用料規定を変更

「貸与」(レンタルCD・貸レコード)の使用料規定を変更し、2月18日、文化庁長官に届け出た。実施は4月1日から。

1施設あたりの月額使用料は、これまでの貸与回数による定額方式から基本使用料に営業収入の額の一定率を加算する方式に変更し、「基本使用料9万円+基準月(3か月前)の月間営業収入の2.5%」*となる。

今回の変更は、POSシステムなど、店舗のシステ

ム環境が整備され、より利用実態に即した使用料算 定が可能となったことから、利用者代表である日本 コンパクトディスク・ビデオレンタル商業組合 (CDVJ)と協議し合意したもの。CDVJとは、電子 データによる全貸出実績の報告についても合意して おり、今後は分配の精度がより高まることになる。

※ インターネットで注文を受け自宅等に配送するサービス(オンラインレンタル)の月額使用料は、基準月の月間貸与回数に36円を乗じて得た額または9万円のいずれか多い額。

著作者の筆名数の制限廃止

4月から、著作者(作詞者、作曲者)の筆名について、それまでの原則二つまでから、筆名数の制限を廃止することとした。

新たな筆名は「その筆名で公表した作品があること」が条件で、「筆名追加届」の提出が必要となる。

インターネットCMに関する使用料規定を変更

6月5日、理事会で、インターネットCMに関する 使用料規定の変更が決議され、6月11日、文化庁に 届け出た。実施は8月1日から。

ネットワーク音楽著作権連絡協議会(NMRC)およびインターネット広告推進協議会ほか広告関係団体と協議し合意したもので、広告関係事業者が使用料を支払う場合の特例として、引き続き使用料規定の「インタラクティブ配信の備考」での取り扱いとした。変更内容の概要は以下のとおり。

(1) 使用料算出方式を、媒体費をベースにした定

率方式からリクエスト回数をベースにした単価方式に変更し、1曲1CMコンテンツ1,000リクエスト回数ごとに50円を加算して得た額または5,000円のいずれか多い額。

(2) 同一のCMコンテンツを継続反復して配信する場合は、その使用料を減額できる。

なお、NMRCおよび上記広告関係団体とは、この 取扱いを4月1日に遡って適用することについても合 意した。

著作権信託契約約款の変更

6月26日、定時社員総会において、著作権信託契約 約款の変更が可決された。主な変更点は次のとおり。 ①演劇等用委嘱作品およびゲーム用委嘱作品に係 る管理の留保または制限に関する規定の新設 ②委託者が使用料額を指定できる利用形態として 広告利用目的の出版を追加

著作物使用料分配規程等の一部を変更

7月3日、理事会で、著作物使用料分配規程等の一部変更が決議され、7月11日、文化庁に届け出た。実施は8月1日から(ただし、インタラクティブ配信に関する規定は、12月分配期から適用)。

分配委員会は、諮問を受けた今年1月以降、諮問 事項の一つである「分配方法の基本的な在り方」に 関する検討課題のうち、①インタラクティブ配信に おける品揃え楽曲に対する評価、②分配規程本則と 細則の整理、について先行して検討し、6月5日、理 事会で審議結果を答申した。今回の変更は、この第 一次答申を受け行われたもの。骨子は次のとおり。

(1) インタラクティブ配信の品揃え楽曲に対する 分配の廃止

インタラクティブ配信は、実際に配信され

 た楽曲のほか、配信できるようサーバーに蓄積した品揃え楽曲にも分配している。しかし、品揃え楽曲数は増加の一途をたどっており、かつ、9割以上が利用実績のない楽曲で占められているなど、規定制定時とは状況が変化していることから、これに対応するため、品揃え楽曲に対する分配を廃止し、使用料は全て

利用実績に応じて分配する。

(2) 分配規程本則と細則の整理

40以上ある細則や実施基準の内容を精査し、可能な限り本則に明記した。併せて、使用料規程との整合性を図りつつ、規程全体の表現の統一・修正を行うことにより、より透明性のあるわかりやすい規程にした。

大船渡市立第一中学校の生徒が来会

9月5日、岩手県大船渡市立第一中学校の生徒6人が修学旅行の自主研修として来会した。同校の今回の自主研修は「震災復興支援への感謝と私たちの未来を伝えよう」をテーマとしており、6月に開催した「音楽職人が創るステージ気仙沼・大船渡公演」に際し、スタジオ・ミュージシャンによる演奏指導で同校を訪問したこと、および同公演に生徒たちを招待

したことに対するお礼のため来会したもの。

生徒からは、大船渡市内や隣接する陸前高田市の 現在の状況のほか、「希望隊」と名付けて仮設住宅の 清掃や住民への合唱披露などのボランティア活動を 行っていることが紹介され、「今後は支援していただ いた方々に恩返しをしていきたい。復興までの歩み を見守ってほしい」と手作りの大漁旗が贈られた。

映画上映に関する使用料規定を変更

11月6日、理事会で、使用料規程「第3節映画」の うち、「2上映(1)」の規定の変更が決議され、同月 11日、文化庁に届け出た。実施は翌年1月1日から。

この変更は、主に単発の映画上映会に適用する映画上映1回あたりの使用料に関するもの。それまでの使用料は、映画上映会の入場料が「300円以上」になると金額が一律となり、実態と乖離していた。こ

のため、備考に加算規定を置くことにより、入場料に応じて増額されるように改めた。また、前年2月に変更した「第3節映画」の「1録音」の規定にあわせ、「劇映画」「ニュース映画」「文化映画」としていた類別を「一般娯楽」と「その他」とし、旧類別との関係を明確にするためのなお書きを加えた。

音楽議員連盟から文化芸術振興議員連盟へ

5月9日、音楽議員連盟は総会で規約を変更し、文化省創設と文化予算増額を目標に掲げ、文化芸術振興議員連盟に名称を変更した。

音楽議員連盟は、1977 (昭和52) 年、文化政策について立法府、行政府の抜本的な意識改革を目指し、超党派の衆参国会議員36人を会員として結成された。連盟の総会にはJASRACのほか、日本レコード協会や日本芸能実演家団体協議会などの権利団体も参加しており、音楽だけでなく演劇、映画、美術等の文化芸術が直面する課題に取り組んできた。

過去には、議員立法で貸しレコード暫定措置法、音楽文化の振興のための学習環境の整備等に関する法律 文化芸術振興基本法、劇場、音楽堂等の活性化に関する法律を成立させたほか、著作権の保護期間の延長や 私的録音録画補償金制度など、権利者側に立った政策を立案してきた。

なお、以降は文化省創設を訴え、数々のシンポジウムや勉強会を開催。2018 (平成30) 年12月には文化芸術関係20団体からなる文化芸術推進フォーラムとともに首相官邸を訪ね、菅義偉内閣官房長官に文化芸術省創設の提言書を手渡すなど、文化芸術立国の実現に向けて意欲的に取り組んでいる。

審決取消訴訟 最高裁に上告

11月1日、東京高裁は、公正取引委員会が前年6月 12日に下した排除措置命令を取り消す旨の審決を取 り消す判決を下した。 公正取引委員会と訴訟参加人であるJASRACは この判決を不服として、11月13日、上告した。

2014 (平成26) 年

演劇用、ゲーム用等の委嘱取扱いに関する約款を変更

委嘱作品に係る管理の留保または制限に関する著作権信託契約約款の規定を新設し、1月1日に施行した。 演劇等用委嘱作品とゲーム用委嘱作品を対象として、それぞれ一定の範囲の利用について、委託者が 管理を留保・制限することが可能になった。

◎演劇等用委嘱作品

(公演の製作者または主催者の依頼による作品) 演劇、ミュージカル、バレエ、オペラ等が対象 留保または制限の内容

- ・上演、演劇での演奏
- ・上演、演劇の告知用 CM
- ◎ゲーム用委嘱作品

(ゲーム製作者の依頼による作品) 留保または制限の内容

- ・ゲームソフトへの録音
- ・ゲームソフトの配信
- ・ゲームソフトの告知用CM
- ・ゲーム製作者が行うその他の利用

信託期間に関する取扱規準を変更

信託期間に関する取扱規準の変更を1月8日、理事 会で決議し、翌9日、文化庁長官に届け出た。

それまで信託期間の更新月までの6分配期内に分配実績がないと信託が終了していたところ、音楽の利用者に対してより多くの楽曲を許諾できる環境を

整えるという集中管理団体としてのJASRACの役割等に鑑み、委託者および管理楽曲の減少は望ましくないとの観点から、信託期間の更新条件を変更し、分配実績がなくても信託期間の更新を可能とした。

BGM管理の推進に向け全国約30万施設に音楽利用状況確認のDMを送付

2月3日、店舗などでのBGM利用に関する管理を さらに推進していくため、全国の商用施設に音楽の 利用状況を確認するためのアンケートを送付した。 送付対象はBGMの利用が想定される美容室、理容

店、衣料・雑貨等の小売店など約30万施設で、各施設における音楽の利用状況を確認するとともに、契約対象施設に対して手続きの必要性を案内することが目的。

都倉会長が再選

2014 (平成26) 年3月執行の会長選挙、正会員理 事候補者選挙の立候補の届出が、定款および定款細 則「役員及び会長の選任に関する規程」に基づき2 月17日で締め切られた。

会長選挙の立候補者は、現会長のみだったため、定 款細則「役員及び会長の選任に関する規程」第9条 第3項に基づき投票は行われず、4月1日付で同氏が 会長に再就任した。

分配規程等の一部を変更し、分配請求期間を延長

4月9日、理事会で著作物使用料分配規程および同 細則の一部変更を決議し、4月11日、文化庁に届け 出た。実施は5月1日から。

この変更は、新たに制定されたCISAC(著作権協

第6章 挑戰◀ 143

会国際連合)の国際基準に適合させるため、分配資 料の報告漏れ等で分配対象とならなかった場合の請 求期間を、請求日から3年前までの分配に延長する

もの。対象は、放送、業務用通信カラオケ、インタ ラクティブ配信、社交場の各種目で、これまで1~2 年の請求期間だったものがいずれも3年になる。

業務用通信カラオケの使用料規定を一部変更

5月14日、理事会で、業務用通信カラオケの使用料 規定の一部変更を決議し、5月28日、文化庁長官に届 け出た。実施は7月1日から。この変更は、業務用通 信カラオケ事業における管理楽曲の利用実態を踏ま え、音楽電子事業協会 (AMEI) と合意したもの。 変更内容の概要は次のとおり。

(1) 曲別利用単位使用料の規定額を40円から3円

文化芸術推進フォーラムが新たな提言

IASRACなど15団体で構成する文化芸術推進 フォーラムは、「2020年東京オリンピック・パラリン ピックに向け、文化基盤の整備、飛躍的な文化予算 充実を通し、文化芸術を誇りとする国に」と題した 2014年度の提言を新たにまとめ、6月19日、文化芸 術振興議員連盟の総会に政策要望として提出した。

この提言には、IASRACが従前から要望している 三つの課題(著作権保護期間の延長、戦時加算義務 の解消、私的録音録画補償金制度の見直し)に加え、 に変更。

- (2) 曲別使用料を適用する際の基本使用料および 利用単位使用料について、5分単位の時間加算 を廃止。
- (3) 月額基本使用料の逓減措置の適用範囲を最低 区分(5万コードまで)の品揃えに限定。

クラウドサービスにおける創作者への正当な対価還 元を実現する著作権法上のルールの確立も盛り込ま れた。骨子は次のとおり。

- (1) 文化芸術の活動基盤整備による文化政策の充 実および著作権をめぐる諸課題の解決
- (2) 文化予算の飛躍的な拡充
- (3) わが国の文化芸術の外交、観光、国際交流へ の展開
- (4) 文化省の創設

出版等の使用料規定を変更

出版等の使用料規定の変更を8月6日の理事会で決 議し、翌7日、文化庁に届け出た。実施は10月1日か

この変更は、物価の変動や利用形態等の変化に対 応するため、日本楽譜出版協会、日本書籍出版協会、 日本雑誌協会、日本新聞協会と2011(平成23)年度 に開始した協議が合意に至ったもの。変更内容の概 要は次のとおり。

- (1)「1書籍」「2雑誌、新聞」「3その他の出版物等」 としていた規定の構成を、「1販売用出版物等 | と「2その他の出版物等」に改めた。
- (2) 主たる内容が歌詞または楽曲である出版物等 に適用する定率規定に最低使用料(12円)を

導入。

- (3) 定額規定の使用料を平均8.7%値上げしたほ か、発行部数区分に下位2区分、上位2区分を 追加。
- (4) 規定の構成を改めたことに伴い、現行規定「3 (2) その他の出版物等 | で扱っていた販売用 商品等を区分けして扱えるよう、新たな定額 規定として「その他の商品等」を新設。
- (5) 従来の外国作品の利用に加え、広告目的での 利用の場合も、委託者が使用料の額を定める ことができる旨を備考に定めた(この年1月 1日実施の著作権信託契約約款15条2項5号に 対応)。

広告目的の出版利用において会員・信託者による使用料額の指定が可能に

1月1日施行の信託契約約款附則第1条において、理日、理事会で決議した。 事会が施行期日を定めることとしていた同約款15条 更実施に伴い、10月1日から施行することを、8月6 することが可能になった。

これにより、申請受付が10月1日以降の広告目的 2項5号の規定が、使用料規程第2章第4節出版等の変の出版利用から、会員・信託者が使用料の額を指定

【広告目的の出版利用とは】

業内容、企業イメージ等を、広告主が必要とする間、著作物を複製すること。 広く一般に知らしめるため、広告主の発意により制

作する広告、広報、意見広告等に利用することを目 広告主の名称・商品名・商標・標語、企業形態、企 的として、書籍、雑誌、新聞、ポスター等の媒体に

ブライダルコンテンツ製作事業者に向け説明会を開催

結婚披露宴等の演出・記録を目的として製作する ブライダルコンテンツ(新郎新婦のプロフィール ムービーや披露宴のダイジェストムービーなど)で の音楽の適正利用を促進するため、「ブライダルコン テンツ利用許諾スキーム説明会」を8月4日、 IASRAC本部で開催し、映像・録音事業者約70人が 出席した。

録音・録画物の製作にあたり、市販CDなどを音

源にする場合は、著作権とは別に、音源の権利(著 作隣接権)について、レコード会社等に許諾を得る 必要がある。この説明会は、一般社団法人音楽特定 利用促進機構(ISUM)が、IASRAC、日本レコー ド協会(RIAJ)の協力により、ブライダルコンテン ツの製作に係る一部の音源について、著作権と著作 隣接権の許諾申請事務をまとめて代行する業務を開 始したことを機に行われたもの。

BGMの適正利用促進に関する説明会を開催

10月10日、けやきホールで、有線放送などのBGM 音源を提供する事業者を対象に、「BGMの適正利用 促進に関する説明会 を開催した。

商業施設でのBGM利用についてJASRACでは、 BGM音源提供事業者が利用施設に代わり手続きを する「元栓契約」と、市販のCDを流す場合など利 用施設が直接手続きする「個別契約」により管理し ており、個別契約対象店の管理を推進するため元栓 契約事業者の加盟する団体と連携を進めている。

この説明会は、連携内容の周知を目的とするもの で、個別契約対象店への手続きの案内方法などを説 明した。



消費税率8%に

消費税率が4月から、それまでの5%から8%へ引き上げられた。

創立75周年記念祝賀会を開催、二つの顕賞制度を新設

11月18日、JASRACは創立75周年を迎えた。1939(昭和14)年の創立総会時の発起人は68人だった が、2014 (平成26) 年までに会員・信託者の数は1万7千人まで増え、122もの海外の著作権管理団体と 協力関係を築いてきた。創立75周年記念祝賀会には、高円宮妃殿下をはじめ国会議員、文部科学省、文化庁 など関係省庁、駐日大使館、CISACやBIEMの国際会議のため来日していた著作権管理団体、国内の著作権 管理団体、利用者団体、音楽産業界、報道機関、協会の正会員・役員など約1.000人が出席した。

祝賀会に先立って開催された記念式典では、創立75周年を記念して創設された「永年正会員表彰」と 「JASRAC音楽文化賞」の表彰を行った。

永年正会員表彰では、この年4月1日時点で50年以上、 JASRACの正会員として在籍している48人を表彰し、長 年にわたるJASRACへの貢献に感謝の意を表した。

JASRAC音楽文化賞では、売上や利用実績など数字に 表れない地道な活動により音楽文化の普及発展に寄与し ている個人・団体・作品を顕彰。第1回の受賞者として、 岩﨑花奈絵さん、木戸敏郎さん、映画「アオギリにたく して 制作委員会の3者に賞を贈呈した。



5 JASRAC創立75周年記念式典

2015 (平成27) 年

ライブハウスの利用曲目報告システムを開始

利用許諾契約を結んでいるライブハウスがイン ターネット上で利用曲目を報告できるシステムの運 用を4月から開始した。ライブハウスを含めた社交 場分野においては、サンプリング調査に加え、ライ ブハウス契約店や演奏者である会員・信託者から郵 送で提出された曲目報告を分配のための資料として いたが、さらに利便性の向上を図るため、システム の開発を進めていた。

新たに開発した報告システムは、ライブハウス契 約店がIASRACホームページ内の専用メニューに ログインし、利用曲目や演奏日などを入力するだけ で電子データによる報告が行える。曲目リストを一 度作成すると、以降は同じものを繰り返し使用する ことができるコピー機能や、作品検索システム (J-WID) と連携し、検索した曲目を取り込む機能な どを備えている。

BGM管理の推進に向け全国約20万施設に文書を送付

2月3日付で全国の商用施設に音楽の利用状況を確 認するためのアンケートを、また、2月5日付でBGM の利用が確認できている施設に手続きを案内する文 書を送付した。

送付対象は、美容室、理容店、衣料・雑貨等の小

売店および飲食店などを中心に約20万施設で、BGM の利用が想定される施設の利用状況確認と、実際に 利用がある契約対象施設の許諾手続きを進めること が目的。

社交ダンス以外のダンス教室での音楽利用の管理を開始

社交ダンス教授所以外のダンス教室での音楽利用 について、4月から管理を開始した。

ダンス教室のうち、社交ダンス教室やカルチャー センターでの音楽利用については、従前から管理を 行ってきた。今回の対象は、ストリートダンス、ジャ ズダンスなど社交ダンス以外のダンス専門教室。

これらの施設において年間の包括的利用許諾契約

を締結する場合の使用料額は、先行して管理してい る社交ダンス教授所やカルチャーセンターなどに適 用する使用料額とのバランスを考慮し、当分の間、 「社交ダンス教授所以外のダンス教室などの教授所」 の規定の範囲内で定めた運用基準を適用する。

創立75周年記念特別番組

「メイド・イン・ジャパン解体新書~音楽と文化をめぐる旅~」を放送

IASRAC創立75周年を記念して制作されたテレ ビ番組「メイド・イン・ジャパン解体新書~音楽と 文化をめぐる旅~」がBS日テレで3月22日に放送さ

出演者は、麻生太郎副総理、都倉会長、俳優の佐 野史郎さん、藤本泉さん、黒澤はるかさん、福田勝 洋さん。

前年12月24日付の読売新聞に掲載した都倉会長と

麻牛太郎副総理の対談を入り口として、ゼミで論文 を書くことになった音大生・高梨みさを (藤本泉) が、音楽好きな喫茶店のマスター(佐野史郎)との 会話や自身のリサーチを通じて、日本のポップ&サ ブカルチャーの歴史や日本文化の素晴らしさ、ポッ プ&サブカルチャーの創り手・担い手たちの情熱と 才能のきらめき、その貴さに気づくまでを描いた。

審決取消等請求事件 公取委とJASRACの上告を最高裁が棄却

公正取引委員会とIASRACによる上告の提起お よび上告受理の申立てについて、最高裁判所(岡部 喜代子裁判長) は4月28日、上告を棄却する判決を 下した。

これにより東京高裁の判決が確定し、JASRACの

審判請求 (2009 (平成21) 年4月28日) に対して行 われた審決 (2012 (平成24) 年6月12日送達) が取 り消されたため、公取委において改めて審決を行う ために審判手続が再開されることとなった。

分配規程と同細則の一部を変更

訳詞者への分配の取扱いに関する著作物使用料分 配規程と同細則の一部変更を4月8日、理事会で決議 し、同27日、文化庁に届け出た。適用は12月分配期 から。

今回の変更は、前年6月のCISAC総会で変更され た訳詞者の演奏使用料の分配に関する国際基準に適 合させるためのもの。それまでは、1991 (平成3) 年 4月にCISACで定められた国際基準(アマルフィ決 議)に従って取り扱ってきたが、訳詞(原権利者か ら許諾を得て付された訳詞) が利用されたときにの み分配対象とする原則を徹底すべきとの意見が国際 的に大勢を占めるようになった。こうした中、国際 基準が変更され、遅くとも翌年1月の分配までに実 施することとされた。規程変更の骨子は次のとおり。

- (1) 分配の対象者に関する規定の変更(分配規程 第3条第3項)
 - 訳詞者は、その訳詞が利用されたときにのみ 演奏権使用料の分配の対象とする。
- (2) 訳詞者の分配率に関する規定の変更(細則 「下請出版著作物等の関係権利者に対する分 配方法 | 第3条)

訳詞付きの外国作品が器楽演奏されたとき、 または原詞・訳詞のいずれが利用されたか不 明のときは、原詞利用の分配率を適用(訳詞 者は分配対象とならない)。

定款および著作権信託契約約款の変更

6月25日、定時社員総会において、定款および著 作権信託契約約款の変更が決議された。主な変更点 は次のとおり。

1 定款

改正された法人法に対応するために次の変更を 行った。

①法人法73条1項の規定に合わせ、会計監査人の 選解任等に関する社員総会議案の内容は、監事

が決定。

- ②法人法115条1項の規定と定款の規定を合わせるため責任限定契約の締結可能範囲を拡大。
- 2 約款
- ①信託契約更新規準(分配額規準)の廃止に伴い

規定を整備。

- ②指し値の対象に広告利用目的の複製全般、業務 用ゲーム機器等への録音を追加。
- ③マイナンバー制度の開始に伴い規定を整備。

定款細則などの規程の一部を変更

7月1日、理事会で、定款細則などの規程の一部変 更を決議した。

概要は次のとおり。

- 1. 定款細則「役員及び会長の選任に関する規程」
- (1) 定款の変更に伴う変更

責任限定契約の締結可能範囲を一部改正後の 法人法に準拠して改める定款の変更が定時社 員総会で決議されたことにより、定款上、「外 部理事」「外部監事」という用語を用いる規定 がなくなった。これに伴い、役員選任議案を 社員総会に提出するにあたり、社員総会参考 書類に「外部理事」「外部監事」の候補者を特 定して明示することとしている規定を削除。

(2) 正会員理事候補者選挙・会長選挙における無 効投票判断基準の変更

小封筒に投票用紙以外の封入物があった場合、 直ちに無効とせず、その封入物が投票の無記 名性を損なう場合に限り無効とする。

2. 定款細則「会員資格に関する規程」

入管法等改正法の経過措置の終了により、外国 人登録証明書がこの年7月8日で完全に廃止され ることに対応し、入会申込時に「日本国籍を有し ない者については、外国人登録証明書の写し」の 提出を求めることとしている規定を改めた。

3. 信託期間に関する取扱規準

著作権信託契約約款の変更が定時社員総会で決議され、信託期間の更新条件のうち、「分配実績が別に定める信託期間に関する取扱規準に規定する額」以上であることを求める規定が削除されたことに対応し、分配実績による更新規準を定めた規定を削除。

また、外国籍を有する委託者に対して信託期間 更新時に外国人登録証明書の提出を求めることが できる旨の規定を改めた。

インタラクティブ配信の使用料規定を変更

サブスクリプション(会員制聴き放題)サービスに関するインタラクティブ配信の使用料規定変更について、利用者代表であるネットワーク音楽著作権連絡協議会(NMRC)との協議が合意に至り、この合意を踏まえた内容を、12月2日、理事会が承認した。同4日、文化庁長官に改めて届出を行い、翌年2月1日から実施。月額使用料は、次のとおり。

- (1) 月間情報料および広告料等収入の7.7%、または77円×月間総加入者数、のいずれか多い額。
- (2) プログラム単位で選択させるなど楽曲の選択 方法に一定の制約を設ける場合は、月間情報 料および広告料等収入の4.5%、または13.5円

×月間総加入者数、のいずれか多い額。

- (3) 月を超えて情報料を免除する場合や、受信者 以外に利用させる(共有)など(1)を超える 機能を提供する場合は、月間情報料および広 告料等収入の12%、または120円×月間総加 入者数、のいずれか多い額。
- (4) 月間利用時間、月間利用曲数など制限がある場合、また、ストリーム形式のサービスで、品揃えが10万曲以内の場合や試聴用音源の配信など、一定の条件に該当する場合は、取扱いの特例を適用。

SARVH解散~機能不全に陥った私的録音録画補償金制度

それまで補償金の対象とされていたMDなどの録音機器・記録媒体に替わって、iPodなどのポータブルオーディオプレーヤー(ハードディスク内蔵型録音機器等)など、補償金の対象とされていない機器・媒体が台頭した結果、私的録音録画補償金の総額は2000(平成12)年をピークに下降した。このうち録画補償金は2012(平成24)年に徴収が途絶え、2015(平成27)年3月には、私的録画補償金管理協会(SARVH)が解散した。

文化審議会著作権分科会に設けられた「著作物等の適切な保護と利用·流通に関する小委員会」で、2014 (平成26) 年以降、本格的な議論が再開されたが、解決策は定まっていない。制度が機能不全に陥った経緯を振り返る。

【ハードディスク内蔵型録音機器等、政令指定の見送り

2004 (平成16) 年6月から、著作権分科会の法制問題小委員会で、私的録音録画に係る制度の定義、枠組みなどの見直しの議論が始まった。翌年12月1日、小委員会は、「現時点でハードディスク内蔵型録音機器等を補償金の対象として追加指定することは必ずしも適切でない」「(制度の在り方も) 廃止や骨組みの見直し、更には他の措置の導入も視野に入れ、抜本的な検討を行うべき」とし、パソコン等の汎用機器の取扱いを含め、2007 (平成19) 年度中には一定の具体的結論を得るよう検討する必要性がある、と報告書(案) にまとめた。

音楽関係7団体(JASRAC、芸団協、日本レコード協会、日本音楽事業者協会、日本音楽出版社協会、日本音楽制作者連盟、日本音楽作家団体協議会)は、報告に先立つ7月28日、千代田区の如水会館で共同記者会見を開き、吉田理事長が7団体の声明文「私たちの考え」を発表したほか、8月3日の衆議院文部科学委員会では「ハードディスク内蔵型録音機器等を私的録音補償金の対象として早急に政令指定することが、消費者、メーカー、権利者の利益のバランスをとり、文化の振興、著作権の普及につながる良い方策である」と訴えていた。9月8日には、法制問題小委員会が「審議の経過」を著作権分科会に報告したため、同月からホームページに補償金の見直しに対する「JASRACの考え」とFAQを掲載し、早期の指定について理解を呼びかけていた。

■分科会の報告書にJASRACが意見書。私的録音録画小委員会が発足

2006 (平成18) 年2月3日、著作権分科会が、第40回文化審議会総会で、ハードディスク内蔵型録音機器等について現時点で私的録音補償金の対象としない方針などを報告書にまとめた。JASRACは要旨次の意見書を公表した。

「日本が世界有数のデジタル録音機器の市場であるにもかかわらず、問題解決を先延ばししたことは、国内外の著作者等に経済的不利益をさらに強いることとなる。具体的な提案がないまま、現行法制上当然に認められるべき補償を認めない決定がなされたことは、国際条約との関係を十分審議されていないとも考えられ、大きな問題を残したと言わざるを得ない。ハードディスク内蔵型録音機器等を早急に私的録音補償金の対象とすべき。今後もその対応を求めていく|

翌月、著作権分科会は、私的録音録画小委員会を設置し、4月から制度の抜本的な見直しについて審議を始めた。

■デジタル私的録画問題に関する権利者会議が緊急声明

2007 (平成 19) 年7月、総務省の「情報通信審議会デジタル・コンテンツの流通の促進等に関する検討委員会」が「ダビング 10」方式を提言した。検討委員会では、BS放送や地上デジタル放送のDRM (コピー制御技術) として2004 (平成 16) 年に導入された「コピーワンス」方式の改善策を議論していた、これを受けて、7月 17日、映像制作事業者やJASRACなど私的録画補償金関係の権利者団体で構成する「デジタ

148 ■ 第1部 年史

ル私的録画問題に関する権利者会議」が、千代田区の丸ビルで緊急声明を発表した。権利者側がダビング10を 許容した背景には、私的な録画の自由を支える補償金制度の維持が前提にあること、また制度の維持を否定する。 見解が検討委員会の一部に見られ遺憾であることなどを訴えた。

■補償金不要の見解に対して、権利者会議が公開質問状

2007 (平成19) 年10月、電子技術産業協会(JEITA)が「地デジ放送が始まる2011年には、私的録画補 償金制度を廃止すべき」と発表した。私的録音録画小委員会が前月に示した中間まとめを受けての行動だった。 11月9日、デジタル私的録画問題に関する権利者会議は新宿区のオペラシティ会議室で記者会見を行い、JEITA に対し同日、公開質問状を送付すると発表した。制度廃止を想定した場合にもたらされる、さまざまな矛盾等を 7項目にわたって質す内容。12月17日、権利者会議は千代田区の都市センターホテルで記者会見を行い、公開 質問状に回答がない事実を報告、加えて権利者側の意見を表明した。

【CULTURE FIRST運動

2008 (平成20) 年1月15日、「デジタル私的録画問題に関する権利者会議 | および賛同する59団体が都内 でイベントを催し、「CULTURE FIRST~はじめに文化ありき」の行動理念等を発表した。「CULTURE FIRST」 は、ヨーロッパにおける私的録音録画補償金制度の段階的な廃止計画を放棄させるために成果を上げた 「CULTURE FIRST!連合」の活動を参考に、権利者の結束の旗印として掲げられた行動理念を指す。6月24日 には、第2弾のイベントが開かれ、両日ともCISACのエリック・バティスト事務局長が応援に駆けつけた。

日本における CULTURE FIRSTの行動理念は次の三つ。

- ①文化の振興こそが、真の知財立国の実現につながることについて、国民の理解を求めるとともに、その役割 を担っていくことを表明する。
- ②経済の発展や情報社会の拡大を目的としたどんな提案や計画も、文化の担い手を犠牲にして進められること のないよう、関係者および政府の理解を求める。
- ③知財先進国の経済発展を支えるのは、市場を賑わす種々の製品だけでなく、文化の 担い手によって生み出される作品やコン テンツの豊かさと多様性でもあることを 強調する。

デジタル私的録画問題に関する権利者会議 および賛同団体は、以降「CULTURE FIRST」 を活動主体の名称に用いた。



「CULTURE FIRST ~はじめに文化ありき」発表イベント 講演するバティスト事務局長



■私的録音録画小委員会での検討結果を公表

2009 (平成21) 年1月、著作権分科会が、私的録音録画小委員会において3年にわたる議論を報告書にまと め、公表した。著作権保護技術と補償金制度の関係が整理され、補償金制度の見直しに係る事務局の提案等が示 されたが、メーカーと権利者間の合意を示す内容は見られなかった。メディアの一部は、議論が暗礁に乗り上げ ていることを報道した。

SARVHが東芝を提訴

2009 (平成21) 年11月、SARVHが、私的録画補償金の納付を拒絶している㈱東芝を被告として、補償金 相当額1億4,600万円余の支払いを求める訴訟を東京地方裁判所に提起した。東芝は、デジタル放送はダビング 10などの著作権保護技術によりコピーが制御されていることから、デジタル放送専用のDVDレコーダーを補償 金制度の対象とすべきでないと主張した。

■SARVHの敗訴が確定

2010 (平成22) 年12月27日、SARVHと東芝の係争事件について、東京地裁が判決を言い渡した。判決で は、デジタル放送専用のDVDレコーダーが著作権法施行令に定められた補償金制度の特定機器に当たることを 認めたものの、メーカーに求める協力義務は法的拘束力を伴わないとして、SARVHの請求が退けられた。翌日、 SARVHは知的財産高等裁判所に控訴した。

翌年11月22日、知財高裁は、協力義務にメーカーが違反した場合、その経緯や態様によっては補償金相当額 を請求できるとしたが、デジタル放送専用のDVDレコーダーは特定機器の要件を充足しないとして、東京地裁 とは異なる判断によりSARVHの請求を退けた。

2012 (平成24) 年11月8日、最高裁判所は、SARVHによる上告受理申し立てを棄却し、SARVHの敗訴が 確定した。

【文化芸術推進フォーラムが音議連に要望

2011 (平成23) 年7月6日、JASRACなど12団体で構成される文化芸術推進フォーラムが、私的録音録画 補償金制度の見直しなどを盛り込んだ政策要望書「私たちの文化芸術ビジョン2011」を音楽議員連盟に提出し た。2014(平成26)年6月19日に提出された要望書にも盛り込まれた。

【CULTURE FIRSTが新たな補償金制度創設を提言

2013 (平成25) 年11月14日、「CULTURE FIRST」が、千代田区の東海大学校友会館で記者会見を開いた。 SARVHの敗訴により私的録画に係る補償金制度の機能がほぼ停止したため、現行の私的録画補償金制度に代わ る新たな補償制度の創設として、次の二つを提言した。

- ①補償の対象は私的複製に供される複製機能とする。
- ②新たな補償の支払い義務者は複製機能を提供する事業者とする。

■本格的な議論が再開

2014(平成26)年7月、著作権分科会に設置された著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会で、 私的録音録画補償金問題に関する本格的な議論が再開された。

SARVHが解散

2015 (平成27) 年3月31日、SARVHが解散した。解散公告が4月1日付官報に掲載された。

【早期見直しに関する要望書を提出

2018 (平成30) 年12月21日、いで会長、野村萬芸団協会長、重村博文日本レコード協会会長が文部科学省 を訪問し、3団体連名による「私的録音録画補償金制度の早期見直しに関する要望書」を提出した。要望書では、 制度が機能していない現状を訴えるとともに、1992(平成4)年の法律制定時に無かったポータブルオーディ オプレイヤーなどについて、一刻も早く政令指定するよう求めた。

【CISAC東京総会で補償金制度に関する決議

2019 (平成31) 年5月30日、千代田区のホテルニューオータニで35年ぶりにCISAC総会が開かれ、日本にお ける私的複製補償金制度に関する決議が採択された。内容は、日本における形骸化した制度の機能回復に向けて、 JASRACの主張・活動等をCISACが全面的に支持し、日本政府に対して、機能的で公平な私的複製補償金制度 を構築することを求めるもの。翌日に開かれたCISAC·JASRAC合同記者会見では、この決議の内容が報告され、 ジャン・ミシェル・ジャールCISAC会長、ガディ・オロンCISAC事務局長らが迅速な解決の必要性を訴えた。

2016 (平成28) 年

広告目的で行う複製、ゲームに供する目的で行う複製の規定を新設

1月13日、理事会で、使用料が指し値となる利用 形態(広告目的で行う複製、ゲームに供する目的で 行う複製)の規定の新設を含む使用料規程の一部変 更を決議した。実施は4月1日から。

これは、前年6月の定時社員総会で著作権信託契 約約款の変更が決議され、使用料が指し値となる利

用形態に「広告目的で行う複製 | (約款15条2項3号) と「業務用ゲームに供する機器等への録音 | (同5号) が追加されたことに伴うもの。

使用料規程の変更実施に合わせ、約款の上記規定 も4月1日から適用を開始した。

管理手数料規程に

「広告目的で行う複製 」、「ゲームに供する目的で行う複製 | の2区分を新設

2月3日、理事会で、管理手数料規程の変更を決議 した。実施は9月1日から。

この変更は、管理手数料規程の別表に「広告目的 で行う複製」と「ゲームに供する目的で行う複製」 の2区分を新設し、それぞれ料率(届出料率)を定 めるもの。

これは、4月から実施する使用料規程の変更(第 15節「広告目的で行う複製」、第16節「ゲームに供 する目的で行う複製 の新設) に伴う措置。

届出料率は、新設する2区分に係る利用形態のう ち最も処理件数が多く、かつ届出料率が低廉な「ビ デオグラム にあわせて13%とした。

収支差額金分配規程の一部変更を理事会が決議

分配委員会は、2月3日、理事会に第2次答申を提 出した。このうち、収支差額金の分配方法の変更に 関しては、答申を踏まえた収支差額金分配規程の一 部変更が3月理事会で決議された。答申の概要は次 のとおり。

1. 演奏会と社交場の包括使用料の分配補償資金の 設定

演奏会、社交場年契約の包括使用料に係る委託 者からの分配補償請求に備え、各分配期の分配対 象使用料の中から一定割合(0.3%相当)を分配補 償資金として設定する。

演奏会と社交場年契約の使用料分配にあたり、 利用楽曲の報告漏れなどにより分配対象とならな かった著作物の分配補償については、委託者から の請求に基づいて、各分配期の分配対象使用料か ら支出している。

しかし、仮に分配補償が多額になる場合には、分 配対象著作物全体に影響が及ぶ可能性もあるため、 放送等などの取り扱いと同様に、分配補償資金の 設定が適当とされた。

なお同資金は、残余の額が生じた場合は、次期 の分配対象使用料に繰り入れられることとなる。

2. 収支差額金の分配方法の変更

収支差額金について、放送分配基金(NHK、民 放ラジオ地上波、民放テレビ地上波) と貸レコー ド分配基金に合算して分配する現行の方法を、放 送分配基金(同前)とカラオケ分配基金(カラオ ケ社交場、カラオケ歌唱室) に合算して分配する 方法に変更する。

現行の収支差額金分配規程は、使用料徴収額が 多い包括使用料の利用形態で、委託者に広く分配 できることなどを踏まえて、規程制定当時に主要 な利用形態であった放送と貸レコードの分配基 金に収支差額金を合算して分配することを定め ている。

このうち、貸レコードは市場が縮小し、使用料 徴収額も減少しており、主要な利用形態でなく なっていることから、分配方法の変更が適当とさ れた。

BGMの使用料規定を一部変更

3月2日、理事会でBGMの使用料規定の一部変更 を決議した。実施は5月1日から。

この変更は、使用料規程第12節BGMの「1施設に おける使用料」の規定を、著作物を常時継続的に利 用する分野の他の規定と同様の構成とし、年間の包 括的利用許諾契約を結ぶ場合と結ばない場合の料金 を規定するもの。変更点の概要は次のとおり。

- (1) 年額使用料を、年間の包括的利用許諾契約を 結ぶ場合の使用料として規定し直した。
- (2) 年間の包括的利用許諾契約を結ばない場合の 使用料として、「1か月の使用料」と「1曲1回 の使用料」を定めた。

歌謡教室での演奏等の管理を開始

4月1日から歌謡教室(カラオケ教室、ボーカルス クールなど、専ら客に歌唱を教授することを目的と する事業) での演奏等について管理を開始した。

歌謡教室での演奏等のうち、カルチャーセンター での音楽利用については2012 (平成24) 年4月に管 理を始めており、こうした既管理分野との公平性の 観点などを踏まえ使用料徴収の開始に至った。

管理対象は、愛好家などを対象とする歌謡教室で、 プロ志望者を対象とした職能訓練施設や特定少数に よる同好会などは対象外となる。

使用料は、使用料規程第1節演奏等の「4カラオケ 施設における演奏等 | の規定の範囲内で定めた運用 基準に基づいて算出する。

いではくが会長に選仟、浅石道夫が理事長に就仟

3月執行の会長選挙、正会員理事候補者選挙の立候 補の届出が2月18日に締め切られた。

投票は行われず、4月1日付で第16代会長に就任した。 この後の6月29日、港区の第一ホテル東京で開催

した定時社員総会において、理事・監事の選任が行 われ、臨時理事会で理事長に浅石道夫常務理事が選 会長選挙では立候補者が、いではくのみだったため、任された。浅石理事長は、「激動のデジタル・ネット ワーク時代においても、会員・信託者の権利を守る JASRACの姿勢は変わらない」と抱負を述べた。

都倉前会長がJASRAC特別顧問に就任

4月6日の理事会で、都倉前会長に対しJASRAC特 別顧問の称号を付与することが出席理事から発議さ れ、全員一致で可決した。

都倉特別顧問は、会長就任前から、CISAC総会で のスピーチや、政府への働きかけなどを通して、戦 時加算問題の解消と著作権保護期間の延長を訴えて

きた。

都倉特別顧問は2015 (平成27) 年10月からアジ ア・太平洋地域から初となる国際音楽創作者評議会 (CIAM) 執行委員を務めている。また2016年11月 に設立された、アジア・太平洋音楽創作者連盟 (APMA) の会長に就任した。

ビデオグラムの使用料規定を変更

利用者団体である日本映像ソフト協会(IVA)お よび日本レコード協会(RIAI)との間で行ってきた 協議が合意に至り、この合意を踏まえた使用料規程 の変更を、6月1日、理事会で決議した。実施は10月 1日から。

DVDなどのビデオグラムについては、製品の低価 格化が進むとともに、大容量化に伴い利用曲数も増 加し、製品の小売価格に占める使用料の割合が高く なっていた。また、それまでの規定ではコンテンツ の多様化に対応するのが困難な部分があった。この ため、IASRACは両団体との間で、2008 (平成20) 年以降、使用料規定の変更に向けた協議を続けてい た。変更点の概要は次のとおり。

- ①ビデオグラムの内容の種類ごとに使用料率・額 を設定
- ② 「音楽のビデオグラム | の使用料率の引き上げ
- ③ 「音楽のビデオグラム | および「その他のビデ オグラム | の最低使用料の引き下げ
- ④「ドラマ・アニメのビデオグラム」の使用料算 定方法の変更など

放送等使用料の分配点数の取扱いを変更

6月1日、理事会で、放送等使用料の分配点数の取 扱いに関して、分配規程の一部変更を決議した。こ れは、分配委員会が5月11日、理事会に提出した答 申を踏まえたもので、実施は12月分配期から。

■変更概要

放送等使用料の分配方法に関し、NHK(テレビ・ ラジオ)および民放テレビ地上波については、2016 (平成28) 年4月放送分(同年12月分配)から「利用 時間に基づく評価点数」の計算単位を1分単位から1 秒単位に変更する。

また、時間評価を分単位とすることで講じていた 措置(①メイン(著作物の視聴を主とする形態使用) の10分を超えるときに付与する累進加算点数②背景 音楽の20秒ごとの時間区分)を、NHKおよび民放テめに変更したもの。

レビ地上波に対しては廃止する。

分配点数の取扱いについては、過去の分配委員会 において、秒単位の全量報告が実現された場合には 秒単位への変更が適当との答申が示されていた。

こうした中、前年9月、放送事業者(NHK、民放 連)と著作権管理事業者3者(JASRAC、㈱ジャパ ン・ライツ・クリアランス、(株)イーライセンス)と の協議(5者協議)において、秒単位の放送利用時間 により算出した管理楽曲の利用割合を使用料に反映 することに合意し、また、NHK (テレビ・ラジオ) および全ての民放テレビ地上波については、秒単位 での全量データが整備されることとなった。

そのため、より使用実態を反映した分配を行うた

著作権信託契約約款の変更

6月29日、2016年度定時社員総会において、著作 権信託契約約款の変更を決議した。主な変更点は次 のとおり。

- ①指し値ができる区分と管理委託範囲の選択区分 との関係を整理し、両区分の該当範囲を一致さ せる。
- ②支分権の2区分(「演奏権等」および「録音権 等 |) を管理委託範囲から除外した場合に、複合

的な利用形態の3区分(「放送・有線放送 | 「イ ンタラクティブ配信」および「業務用通信カラ オケ!)が連動して除外されることとしている規 定を廃止。

③施設でのBGM利用の管理の実態との整合性を 確保するため、複数の区分に分散している伝達 権を「演奏権等」の区分に集約。

公正取引委員会に対する審判請求を取り下げ

9月7日の理事会で、公正取引委員会からの排除措 置命令の取消しを求めた審判請求を取り下げること

を決議した。

「子ども霞が関見学デー」にブース出展

文部科学省をはじめとした26府省庁などが連携し て開催する「子ども霞が関見学デー」が7月27、28 日の両日、各府省庁で行われた。この催しは、各府 省庁の業務説明や、省内見学などを通じて子どもた ちが社会を知る機会とするとともに、府省庁の施策 に対する理解を深めてもらうことを目的として実施 しているもので、およそ36.500人(主催者発表)が 来場した。

JASRACは文化庁著作権課からの依頼で、千代田 区の文化庁講堂内に音楽著作権の大切さをアピール するブースを初出展した。ブースでは、来場した子 どもたちに著作権に関するクイズを実施し、正解者 にグッズやパンフレットを配布したほか、JASRAC キャラクター「ジャスラ」の着ぐるみと写真撮影が できるコーナーを設け、多くの来場者で賑わった。

文化庁移転についての声明を発表

8月に文化庁移転協議会が文化庁の京都移転に向 けた概要を発表したことを受け、9月5日、JASRAC など権利者6団体(日本音楽作家団体協議会 (FCA)、MPA、日本楽譜出版協会(JAMP)、日本 芸能実演家団体協議会実演家著作隣接権センター (芸団協CPRA)、日本レコード協会(RIAI)) は、著 作権行政機能を中央から分離すれば情報へのアクセ

ス、省庁連携などの負荷が増大し、著作権行政の停 滞を招くおそれがあるとして、著作権行政に関する 機能は中央に置くべきとする声明を発表した。

演奏会、社交場年契約の包括使用料の分配補償資金を設定

9月7日、理事会で、著作物使用料分配規程の一部 変更を決議し、同14日、文化庁長官に届け出た。実 施は翌年3月分配期から。概要は次のとおり。

①演奏会、社交場年契約の包括使用料について、利 用楽曲の報告漏れ等により分配とならなかった

ときの委託者からの請求に備え、放送種目と同 様に分配補償資金を設定。

②各分配期の分配対象使用料の中から0.3%をそ の資金に充て、残余の額が生じた場合は、次期 の分配対象使用料に繰り入れて分配。

パチンコ・パチスロ店における遊技機での上映等の管理を開始

パチンコ店等において、客がパチンコ機やパチス 口機などの遊技機を利用する際に行われる音楽の上 映・演奏の取扱いについて、遊技機メーカーが加盟 する利用者団体(日本遊技機工業組合、日本電動式 遊技機工業協同組合、コンピュータソフトウェア著 作権協会 (ACCS)) との間で行ってきた協議が合意 に至った。翌年1月1日から管理開始。合意の概要は 次のとおり。

- ①パチンコ店等の経営者に代わって、遊技機メー カーに対して包括的に許諾して使用料徴収する 方法 (元栓処理) を採用。
- ②遊技機設置期間の上映等の使用料を、複製され る遊技機および管理著作物の数に応じて設定。
- ③管理開始後3年間は使用料を減じる経過措置を

読売新聞に全面広告を掲載

音楽著作権の保護により創作者を支え、音楽文化 11月27日付読売新聞朝刊に掲載した。

戦時加算義務の解消など、著作権の保護や制度の 整備に関する取り組みについての広告をそれまで掲

載してきたが、この広告では、船村名誉会長の平成 振興に貢献していることをアピールする全面広告を、 28年度文化勲章受章をきっかけとして、長年にわた り著作権保護の側面から創作者の活動を支えてきた IASRACの存在を伝える内容とした。

アジア・太平洋音楽創作者連盟(APMA)が11月に設立

国際音楽創作者評議会(CIAM)の地域アライア ンス(連合組織)として、アジア・太平洋音楽創作 者連盟(APMA)が、11月28日に中国・北京で設立 された。会長には、JASRACの都倉特別顧問が就任 した。

CIAMはCISACの諮問委員会として1966(昭和 41) 年に設置され、著作権の保護と文化の発展、産

業への貢献を世界規模でアピールする活動を行って

CIAMの地域アライアンスは、欧州、アフリカ、北 米、南米では既に設置され活発な活動を行っていた が、アジア・太平洋地域には、それまで設置されて いなかった。

審判請求の取下げ

2015 (平成27) 年4月28日の最高裁判決により審決が取り消されたため、6月12日、公取委は審判手 続の再開を決定し、排除措置命令の適法性について引き続き審理を行った。

審判は、JASRACが2016(平成28)年9月9日に審判請求を取り下げたことにより終了した。

審判請求の取下げは、次の三つの大きな環境変化を受け、排除措置命令の取消しを求めて争いをこれ以上 続けるのではなく、審判請求を取り下げて本来の業務に全力を尽くすことが権利者・利用者その他の関係者 を含む音楽著作権管理事業分野全体にとって有益であるという判断によるものである。

- 1 2008 (平成20) 年当時と比べ、多くの放送局が全曲報告を行うようになり、利用割合の算出が可能と なった。
- 2 NHK、民放連、㈱イーライセンス、㈱ジャパン・ライツ・クリアランス (JRC) およびJASRACの5 者による協議に基づき、2015(平成27)年度分以降の放送使用料に利用割合を反映しており、排除措 置命令の内容を既に事実上ほぼ実現していた。
- 3 ㈱NexToneがJASRACに対して提起していた損害賠償等請求訴訟を取り下げ、審判への参加について も取り下げたことにより、同社との係争事案は全て解決した。

審判請求を取り下げた後、JASRACは、排除措置命令に基づく次の一連の手続きに取り組み、翌年8月、 すべてを完了した。

- 1 2017年5月23日 放送等利用割合を反映した徴収方法について公取委から承認を受ける。
- 2 同年6月7日理事会で次の2点を決議 ①利用割合を反映させずに放送等使用料を算定する行為の取りやめ ②今後、①と同様の行為をしない
- 3 同年7月10日 関係者先への通知方法について公取 委から承認を受ける。
- 4 同年7月24日 放送事業者、他の管理事業者および 当協会の委託者に通知文書を発送
- 5 同年8月10日 実施した措置の内容を報告する「措 置報告書」を公取委へ提出



9月16日、記者会見に臨んだ浅石理事長ら

2017(平成29)年

JASRAC Creator's Path vol.1を開催

若手創作者のJASRACや著作権制度に対する理 解と新規入会促進を目的としたトークイベント 「JASRAC Creator's Path」(クリエイターズパス)を 2月23日、千代田区の「cafe 104.5」で開催した。

作曲家の和田薫さんが著作権制度を解説した後、 創作活動で関わりの深い作曲家の下村陽子さんと 中橋愛生さんを交え、ゲーム音楽や吹奏楽作品の制 作現場での著作権の問題などをテーマに、トーク セッションを行った。また、会務部職員が著作権信 託契約と入会手続きについて説明した。



音楽教室問題が過熱

この年の2月2日、JASRACは、翌年1月から音楽教室における演奏等の管理を開始することを発表した。 音楽教室を経営する楽器メーカーや楽器店との協議は、2003(平成15)年から協議を重ねていた。この 間、並行して協議を続けていた次の種目については、利用者団体と合意することができ、順次、管理を開始 してきた。

- ・2011年4月からフィットネスクラブ
- ・2012年4月からカルチャーセンター
- ・2015年4月から社交ダンス以外のダンス教授所(社交ダンス教授所は1971(昭和46)年から)
- ・2016年4月からカラオケ教室、ボーカルレッスンを含む歌謡教室

JASRACの申入れを拒絶してきた、ヤマハ音楽振興会ら7企業・団体は、JASRACの記者発表が行われ た2月2日、「音楽教育を守る会」(以下、守る会)を結成し、「音楽教室での練習や指導のための演奏は、公 の演奏に当たらない | などと持論を展開。6月20日には、守る会に加盟する音楽教室247事業者と演奏指導 者団体2団体の計249事業者・団体(後に演奏指導者2団体は訴えを取り下げ、7月に音楽教室4事業者が追 加で訴訟を提起し、計251事業者となった)が、JASRACを被告として、音楽教室における著作物使用に かかわる請求権不存在確認訴訟を東京地方裁判所に提起、JASRACは応訴した。

また、当初、守る会は、自らは使用料規程について協議することを前提とした団体ではないと主張し、 JASRACとの協議に応じなかったが、6月7日、JASRACが文化庁長官に使用料規程の届出を行うと、自ら は著作権等管理事業法(管理事業法)に基づく利用者代表であると主張を変え、使用料規程の撤回と不実施を JASRACに申し入れてきた。その後の協議が不成立に終わると、12月21日、守る会は文化庁長官に対し管 理事業法に基づく「裁定の申請 | を行った。その内容は、JASRACを被告として東京地裁に係属している請 求権不存在確認訴訟の判決が確定するまで、使用料規程の実施の保留を求めるものだった。この裁定申請によ り、JASRACは管理事業法の定めに従って、1月に予定していた管理開始を一時保留することとした。

2018 (平成30) 年3月7日、文化庁長官は、守る会が求める使用料規程の実施の保留は行わず、同日を 実施日とする裁定をした。この裁定に基づき、JASRACは4月1日から管理を開始することとしたが、裁定 書と併せて受け取った通知を踏まえて、音楽教室事業に演奏権が及ぶことを争う音楽教室事業者に対しては、 請求権不存在確認訴訟の手続きが終了するまでの間、JASRACから個別の督促を行わないなど、同通知に よって求められた、使用料規程の実施に当たっての適切な措置に留意することとなった。

ホームページコンテンツを新設・改訂

知的財産権への関心の高まりを受け、JASRACを容とした。 紹介する動画をホームページ内で新たに公開した。

この動画は、イメージ・図表・数字などを組み合 わせ、情報や関係性を視覚的に表現する「インフォ グラフィックムービー」という手法を用い、 IASRACの存在意義や事業が簡単に理解できる内

また、ホームページ上で利用形態ごとの使用料請 求から分配計算までの流れを掲載している 「JASRACの分配のしくみ」の内容を改訂。正確で透 明性の高い分配を伝えるため、分配計算の概略、利 用曲目報告の方法などを詳細に解説した。

定款および著作権信託契約約款を変更

6月28日、2017年度定時社員総会において定款お 1 定款 よび著作権信託契約約款の変更を決議した。主な変 更点は次のとおり。

入会後経過期間基準(入会してから(=準会員に なってから) 一定の期間が経過しなければ正会員に

なることができないという基準)における基準年数 を3年から1年に短縮。

2 約款

①外国地域のみの管理委託を可能にする規定の 整備

日本国内における利用についての管理は委託せずに、外国地域における利用についてのみ委託 することを可能にする。

②著作者の自己使用の範囲の拡大

委託者である著作者が自らの作品を自ら使用する場合に、通常の利用許諾手続きをとらなくて よい範囲を拡大。

③管理委託範囲選択サイクルの短縮 管理委託範囲の選択をしてから次に選択をする ことができるまでの期間(間隔)を3年から1年 に短縮。

このほか、反社会的勢力の排除に関する規定を新設した。

定款変更に伴い定款細則「会員資格に関する規程」を変更

定時社員総会で定款変更を決議したことを受け、7 月5日開催の理事会で、定款細則「会員資格に関する 規程」の変更を決議した。変更点は次の3点。

① 入会後経過期間基準の緩和への対応(基準年数

3年→1年)

- ② 著作者の分配実績額基準の緩和(3年連続30万円→2年以内合計40万円)
- ③ 入会申込時の提出書類の見直し

使用料規程の一部を変更し「音楽教室における演奏等」を新設

6月7日、理事会で、使用料規程の一部を変更し、 「音楽教室における演奏等」を新設することを決議 し、同日、文化庁長官に届け出た。変更点の概要は 次のとおり。

①音楽教室を、「楽器教室、歌謡教室その他受講者 に楽器演奏・歌唱を教授する事業を行う施設」 と定義し、年間の包括的利用許諾契約を結ぶ場合の1施設あたりの年額使用料のほか、1施設あたりの月額使用料と、1曲1回の使用料を設定

②歌謡教室に適用している現行の運用基準を、新 設する規定の備考に取り込み規定化

文化芸術推進フォーラムが記者会見を開催

JASRACなど17団体で構成される文化芸術推進フォーラムは文化芸術基本法制定の動きを受け、6月13日、東京プリンスホテルで緊急記者会見を開催した。

同法は、2001 (平成13) 年に制定された文化芸術 振興基本法を文化芸術基本法に改め、文化施策推進 や文化庁の機能拡充のために、政府が必要な措置を 講ずることを盛り込む内容となっており、5月30日、 衆議院を通過、6月16日、法案が成立した。

会見で、いで会長は「我々、文化芸術の創作者の 生活基盤は著作権制度にある。昨今のデジタル化・ ネットワーク化により世界がボーダーレスとなった 今、国際的な調和が必要不可欠だ」と述べ、著作権 保護期間の70年への延長と、戦時加算問題の早期解 決を訴えた。

文化芸術推進フォーラムの野村萬議長は「法改正

の審議で、文化芸術の果たす役割と、その重要性が確認されたことは大きな成果だ。文化芸術は、多くの人が力強く生きていくための心のよりどころ。日本が文化芸術立国となるためにも文化省の創設を粘り強く求めていきたい」と述べ報道関係者に理解を求めた。



BGMの適法利用推進を目的としたテレビCMを制作

店舗などでBGMを流す際の著作権手続きを周知 するテレビCMを制作した。

CMでは、市販のCDなどを美容院・飲食店・服飾店・エステサロン等の施設でBGMとして利用する場合には、著作権の手続きが必要となることを案内しているほか、JASRACが窓口になることで、利用者が適正な使用料で音楽を利用できることについてアピールした。



CMの一コマ

インタラクティブ配信、分配明細データ詳細版の提供を開始

9月分配期から、インタラクティブ配信の分配明細について、分配期ごとに、分配対象となった楽曲が利用されたサービスの名称、リクエスト回数および分配額等の詳細な情報を、「明細データ提供システム」を利用して提供を開始した。

この分配明細データ詳細版については、2018(平成30)年9月分配期からは「演奏会等」、2019(令和元)年9月分配期からは「放送等」と、提供する対象を順次拡大している。

映画上映使用料の内外格差解消に関する記者会見を実施

映画上映使用料の内外格差解消に関する記者会見 を11月8日、新宿区のヒルトン東京で行った。

日本は、米国・中国に次いで世界3位の映画興行 収入を誇るが、音楽の使用料はあまりにも低いうえ、 外国映画と日本映画とで格差がある。

利用者団体である、全国興行生活衛生同業組合連合会(全興連)との間では、1964(昭和39)年、使用料規定について合意して以降、その規定に定められた、外国映画の上映使用料に係る映画1本当たりの一律の定額使用料のみ更新が重ねられ、1985(昭和60)年以降は、その部分の協議も膠着していた。

会見では、欧州諸国の管理団体の徴収額と比較して著しく低廉である映画上映使用料の現状と問題点を解説。この状況を改善するため、興行規模に応じた使用料とするよう、規定の変更に向けて利用者団体と協議を行っていることを説明した。

会見には、浅石理事長、都倉特別顧問のほか、 APMA・CIAMの執行委員会・総会で来日していた、 ガディ・オロンCISAC事務局長、エドワード・シュ ワルツCIAM会長らが出席した。 全興連との協議は、その後、膠着状態を脱し、翌年8月、映画1本当たり一律18万円というそれまでの外国映画の上映使用料から、2021(令和3)年3月までに封切りとなる同使用料について、スクリーン数に応じた6区分の使用料額表に基づく使用料に変更するなど、一定の合意に達した。

同年4月以降に封切りされる外国映画の使用料の 算出方法については、曲別算定方式に準じた、楽曲 別の利用規模を反映した使用料算定方式の採用に向 けて、協議を継続することになった。



問題点を指摘する浅石理事長ら

158 ┃第1部 年史

2018 (平成30) 年

「音楽権利情報検索ナビ | 開設

JASRACなどの音楽関係団体等で構成する権利 情報集約化等協議会は、2月1日、文化庁が推進する 権利情報を集約したプラットフォーム構築に向けた 実証事業として、音楽権利情報検索ナビを開設した。 2月28日まで公開され、ニーズの把握や使い勝手な どを検証した。

音楽権利情報検索ナビでは、CDで発売されている

楽曲に的を絞り、各団体・事業者が保有するデータ を統合して基本データベースを構築した。

IASRACなどの著作権管理事業者が提供する作 品データ、RIAIが提供する製品および収録曲デー タ、芸団協CPRAが提供する実演家データに加え、こ れまでデータベース化されていなかったインディー ズ系レーベルなどの楽曲データも検索できる。

分配規程の一部変更、同細則を制定

3月7日、理事会で、インタラクティブ配信(動画 配信) 使用料に係る分配規程の一部変更と、遊技機 上映・演奏使用料に係る分配規程細則の制定を決議 した。文化庁へ届出を行った上で、分配規程につい ては12月分配期から、分配規程細則については9月 分配期からそれぞれ実施した。

■インタラクティブ配信(動画配信)使用料に係る 分配規程の一部変更

映画、ビデオグラムなどの映像コンテンツを配 信する場合の包括使用料の分配について、ビデオ グラムや放送など他の利用形態との取扱いの違い を解消し、より利用の実態に即した分配とするた め、時間評価を導入する。

インタラクティブ配信(動画配信)使用料は、分 配の評価としてサービスメニューごとの請求額に

当該著作物のリクエスト回数に応じた割合を乗じ た値を評価点数として算出し、分配しているが、今 回、これに加えてキューシートや使用物情報、放 送番組情報などに記載された使用時間を評価点数 とする。なお、使用時間が不明な場合の取扱いに ついては、これまでどおり均等に配分する。

■游技機上映・演奏使用料に係る分配規程細則の制定 遊技機を用いた上映・演奏使用料に係る曲別使 用料については、それまでビデオグラムの上映の 分配規程に基づいて暫定分配してきたが、分配期 および権利確定基準日が遊技機への複製使用料と 異なることから、新たに分配規程細則を定め対応 する。

年4回の分配とし、権利確定基準日は、遊技機 への複製使用料の分配に合わせ、請求時とする。

貸与(CDレンタル)の使用料規定を一部変更

3月7日、理事会で、貸与(CDレンタル)の使用 料規定の一部変更を決議し、同27日、文化庁長官に 届け出た。実施は5月1日。

これは、利用者代表である日本コンパクトディスク・ ビデオレンタル商業組合(CDVI) との協議が合意に 至ったことを受けてのもので、変更の概要は次の2点。

- ①月額使用料について、従来の方式(基本使用料 90.000円+営業収入の2.5%) の基本使用料を廃 止し、営業収入の7.7%に変更。
- ②貸与による営業収入が報告できない場合は、従 来通り月間貸与回数に36円を乗じた額とし、最 低使用料90.000円は廃止。

著作権信託契約約款を変更

6月27日、定時社員総会で著作権信託契約約款の 変更を決議した。変更点は次のとおり。

- (1) 管理の空白部分の解消に関する規定の整備(外 国地域における権利のうち一律に管理対象外と している部分を管理対象とする)。
- ①著作者と音楽出版者との間で著作権契約のない 作品については、全面的に空白を解消。
- ②同契約のある作品については、出版権と映画録 音権(シンクロ権)に該当する部分を除いて、限 定的に空白を解消。

- ③外国地域における管理を IASRACが自ら行う場 合は、現在の業務体制で対応可能な範囲で行う。
- ④相互管理契約団体が存在しない国についても、 管理委託範囲の選択の対象とする。
- ⑤著作権契約のない作品の外国地域における利用 について、出版権と映画録音権に該当する場合 は、委託者による指し値ができるようにする。
- (2) 広告のタイアップを行いやすくするための変更
- ①タイアップに伴う使用料免除の対象範囲につい ての制限を廃止。
- ②タイアップの対象作品に劇場用映画のための書 き下ろし作品を含める。
- ③タイアップの件数の制限を廃止。

音楽出版者向けCWR提供サービスの申込み受付を開始

いる音楽出版者を対象に、CISAC標準作品届フォー

8月1日から、海外にサブパブリッシャーを持ってマットであるCWR形式で作品データを提供する申 し込みの受付を開始した。

外国映画上映使用料の変更について合意

9月6日、記者会見を行い、外国映画上映使用料に ついて、利用者団体である全国興行生活衛生同業組 合連合会(全興連)との間で合意した内容と、合意 に基づく変更後の使用料等について発表した。

映画上映の使用料については、映画音楽の創作者 への対価環元が十分ではないとして、2011(平成23) 年10月から全興連と協議を行っていた。合意内容は 次の通り。

①2018年11月から2021年3月までに封切りとなる

外国映画の使用料の算出方法について、封切時 のスクリーン数に応じた6区分の使用料額表を 適用。

- ②2021年4月以降に封切りとなる外国映画の使用 料の算出方法について、曲別算定方式に準じた、 楽曲別の利用規模を反映した使用料算定方式の 採用に向けて、協議を行う。
- ③映画上映規定の在り方について、引き続き協議 を行い、可及的速やかな合意の形成に努める。

「永年正会員表彰 | 「長期ご契約者、感謝状贈呈 | など各式典を同時開催

11月16日、千代田区のホテルニューオータニで、 IASRACの正会員としてこの年4月1日現在、50年在 籍されている方々に、長年にわたり協会の事業に貢献 いただいたことに感謝の意を表し、表彰式を行った。

また、この表彰にあわせて、2018年度上半期事業 報告の記者会見を実施したほか、「こころ音プロジェ クト の新たな支援先の発表、さらに30年以上にわ たりJASRACと利用許諾契約を締結していただい ている「長期ご契約者」の方々の発表および代表者 の方への感謝状の贈呈式、「第5回 JASRAC音楽文化 賞」の発表・贈呈式を、同時に開催した。



著作権保護期間 70年への延長が叶う

■長年の努力が報われた法改正

2018 (平成30) 年12月30日、著作権の保護期間が著作者の死後50年から70年に延長された。

日本では、1970(昭和45)年の著作権法全面改正によって、保護期間が死後50年となっていたが、1990 年代に欧米で70年までに延長される法改正が相次いだことなどを受け、1999(平成11)年7月、著作権審議 会第1小委員会で、延長に関する本格的な審議が開始された。

JASRACなど文化芸術に関わる団体で構成された文化芸術推進フォーラム(「文化芸術振興基本法推進フォー ラム|が改称)は、2002(平成14)年発足以降、超党派・文化芸術振興議員連盟の協力を得て、延長の実現を 求める活動を進めたほか、2006(平成18)年2月には、船村会長が同連盟に要望書を提出するなど、さまざま な活動を展開。都倉会長はNHK教育テレビの解説番組、一般紙・スポーツ紙の記事広告に出演するなどして、延 長の必要性を訴え続けた。

一方で、延長に反対する有識者がさまざまな分野に存在し、合意形成は難航していた。

ところが、この保護期間延長の問題が、経済の自由化を図るための政策項目の一つとして環太平洋パートナー シップ協定(TPP協定)に採り上げられたことから事態が進展した。日本はこの協定を締結するために、2016 年12月、70年延長を盛り込んだ著作権法改正を含む、環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の 整備に関する法律(TPP整備法)を制定。施行日を協定発効日として公布されるに至った。

翌年1月、米国がTPP協定を離脱したことにより、協定発効の要件が整わず、施行の見通しが立たなくなった が、米国を除く11か国間で、経済の自由化促進に向けた連携が加速。2018(平成30)年3月、環太平洋パー トナーシップに関する包括的及び先進的な協定(TPP11協定)の署名に到達し、同年6月、日本は、環太平洋 バートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の一部を改正する法律(「TPP11整備法」)を 成立させた。同法はTPP整備法の施行日をTPP11協定の発効日とするものであり、12月30日、TPP11協定 が発効したため、予定されていた著作権法の改正が、同日施行された。

遠藤会長時代の1996(平成8)年6月、文化庁に意見書を提出して以来、5代にわたる会長、日本の著作者、 関係諸団体の悲願が遂に叶った。

長期ご契約者に対する感謝制度を創設

長年にわたり社交場生演奏やカラオケの分野で IASRACと年間の包括的利用許諾契約を締結し、適 正に契約を履行されている契約者の方々に対して感 謝状を贈呈する感謝制度を、いで会長の発案により 創設した。

長期契約者の方々が、誰もが安心して適法に生演 奏やカラオケを楽しめる場所を提供することで、音 楽の創造のサイクルの一翼を担い、音楽文化の発展

に大きな貢献をされてきたことに対し、感謝の意を 表するもの。

対象は、社交場生演奏、社交場カラオケ、カラオ ケ施設の分野において、年間の包括的利用許諾契約 を30年以上締結し、使用料を滞りなくお支払いいた だいている契約者の方々。感謝状(楯)を、管轄の IASRAC支部から直接訪問して贈呈した。

TPP11署名

TPP11署名式がチリのサンティアゴで現地時間 型のルールを構築する経済連携協定のこと。参加国 の3月8日に開催され、TPP11協定(環太平洋パー 署名された。TPP11協定とは、幅広い分野で21世紀 シンガポール、ベトナム。

は日本、オーストラリア、ブルネイ、カナダ、チリ、 トナーシップに関する包括的及び先進的な協定)がマレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、

▋「創団協」による保護期間延長運動

TPP協定に採り上げられる以前、JASRACは、2006(平成18)年7月に発足した「著作権問題を考える創 作者団体協議会」(創団協/著作権に関係する16団体で構成。翌年17団体に増加)の活動にも参画していた。

創団協は同年9月22日、同協議会の総会で決議した、保護期間延長を求める共同声明を、千代田区の東海大学 校友会館で記者発表し、同日、協議会の議長を務める三田誠広日本文藝家協会副理事長らが要望書を関係省庁に 提出した。

2007(平成19)年1月25日、創団協はJASRAC本部事務所で、JASRACとの合同記者会見を開き、コン テンツ産業に係る統計などをもとに、延長の必要性に理解を求めた。5月16日には、渋谷区のけやきホールで開 いた会見で、『デジタル・コンテンツ流通論は文化論を主軸に・・・多彩な文化芸術の継承・創造こそがデジタル・ コンテンツの発展をもたらす…』と題する提言を発表した。同24日、文京区の東京医科歯科大学で開いたシン

ポジウムでは、延長に反対する経済界に異論を唱える趣旨の講演、パネル ディスカッションを展開した。

創団協は、保護期間延長の問題に関連する「戦時加算義務の解消」への 取り組みにも参加し、同年6月25日には、同1日にCISAC総会で採択され た日本における戦時加算に関する決議案を尊重するよう求める「要望書」 と、戦時加算についての「声明文 | を関係省庁に提出した。

著作権保護期間延長を巡る議論は、約20年にわたって展開されてきた。 この中で、創団協による記者会見、シンポジウムなどでの果敢な発言、提 言は、有識者間での論点の整理を推し進め、この問題における権利保護と 利用促進の均衡を検証する有益な手がかりを残した。

保護期間が延長した場合に、権利の所在が不明な著作物が増加するとい う問題については、当初から創団協が積極的に対応策を提言しており、そ の一つとして、創団協の構成メンバー等の9団体により、オーファンワーク ス実証事業実行委員会が2016(平成28)年以降、文化庁の委託事業とし て、裁定制度の利用円滑化に向けた、実証的な検証を行っている。





文部科学省に要望書を提出

管理手数料規程の変更および管理手数料実施料率を決議

2月6日の理事会で、管理手数料の規定の変更およ 今回の変更は、著作物使用料の徴収・分配の構造変 化等を踏まえ、より実態に即した実施料率とするこ

とを目的とし、複数の使用料区分について見直しを び9月分配期からの管理手数料実施料率を決議した。 行った。実施料率には、新たに「大規模演奏会等」 の区分を設け、一定の条件を満たすコンサート等に ついては、従来の25%から15%に引き下げた。

著作権に関するEU新指令について CISAC、JASRACが共同記者会見を開催

4月2日、CISACと JASRACは、欧州連合(EU) の欧州議会が前年9月に可決した、著作権に関する 新たな指令(EU新指令)案を3月に正式承認したこ とを受け、共同記者会見を開催した。

EU新指令は、動画投稿サイト等におけるサイト運ガディ・オロンCISAC事務局長は、著作物利用で

営者が、コンテンツの利用主体であることを明確化 し、著作権侵害の事前予防と事後削除の措置を取る ことや、権利者への公平な支払いを義務付けるなど、 サイト運営者の責任を強化している。

162 第1部 年史

本来創作者に還元されるべき対価がサイト運営者に 移転しているトランスファー・オブ・バリュー問題 の解決が見込めることを強調した。

ベンジャミン・グーCISACアジア太平洋地域代表は、APMA(アジア・太平洋音楽創作者連盟)と共同で取り組んでいるバイアウト問題(著作者が著作権を買い取られること)の解消への好影響を期待した。

渡辺聡CISACアジア太平洋委員会委員長は、一定の条件を満たせばサイト運営者の責任が回避される

セーフハーバー法制がサイト運営者との交渉の支障にならないよう留意し、今回のEU新指令を参考に創作者への報酬還元が実現するよう、アジア各国政府に働きかけていきたいと語った。

浅石理事長は、JASRACはユーザーがリスクなく音楽を楽しむにはどうしたらいいかという観点からYouTubeやニコニコ動画などのサイト運営者と個別に契約を結んでおり、Win-Winの関係にあると説明した。

「平成 | 期における著作物使用料分配額TOP100を発表

4月17日、平成元年から31年までの「平成期」に、 JASRACが作詞者、作曲者、音楽出版者などの権利 者へ分配した著作物使用料の合計額上位100曲をま とめた「著作物使用料分配額TOP100」を発表した。 CD、配信、コンサート、カラオケ、放送などあらゆ る利用が反映されている。上位10作品は次のとおり。

順位	作品名	作詞者	作曲者	音楽出版者
1	世界に一つだけの花	槇原敬之	槇原敬之	㈱ジャニーズ出版
2	居酒屋	阿久悠	大野克夫	㈱テレビ朝日ミュージック
3	エヴァンゲリオンBGM	_	鷺巣詩郎	㈱セブンシーズミュージック
4	川の流れのように	秋元康	見岳章	スカイラーク音楽出版㈱
5	残酷な天使のテーゼ	及川眠子	佐藤英敏	㈱テレビ東京ミュージック
6	ふたりの大阪	吉岡治	市川昭介	㈱プロデュースハウス都
7	I LOVE YOU	尾崎豊	尾崎豊	㈱グランドマザー・ミュージックビジョン
8	酒よ	吉幾三	吉幾三	(有幾三音楽出版
9	乾杯	長渕剛	長渕剛	㈱ヤマハミュージックエンタテインメントホールディングス
10	涙そうそう	森山良子	BEGIN	㈱アミューズ

分配規程を一部変更 演奏会型ライブハウスを追加しセンサス分配へ

5月8日の理事会で、演奏使用料に係る分配規程の一部変更と、社交場使用料および演奏会型ライブハウス使用料に係る分配規程細則の制定・変更を決議した。

分配規程の演奏使用料の類別に、演奏会型ライブ ハウス(演奏者が日替わりで出演し、多種多様な著 作物を演奏利用するライブハウス)を追加し、社交 場使用料から独立させた。サンプリング分配からセ

ンサス分配となる。

また、サンプリング分配の標本抽出の際に、業種区分(キャバレー、バー・スナック、宴会場など)で偏りが生じないよう、契約月額に基づく標本抽出から、業種区分ごとの契約件数に基づく標本抽出に変更したうえで、当該標本に係る施設の月額使用料を格差点数とするように分配規程細則を変更した。

CISAC総会が東京で35年ぶりに開催 安倍総理が出席し挨拶

5月30日、CISAC総会が千代田区のホテルニューオータニで開催され、102の著作権管理団体から約250人が出席した。この総会はJASRACが創立80周年を記念して招致したもので、東京での開催は35年ぶり。

総会の冒頭では、安倍晋三内閣総理大臣が出席した。安倍総理はCISACを「我が国にとっての懸案で

ある戦時加算に関し現実的な問題解消に向けてご協力いただいている」と評価し、世界各国の著作権管理団体のネットワークとして、国際的な著作権保護の向上と諸課題の解消に大きな役割を果たしていることに敬意を表した。

総会では、CISACとして優先的な取り組みが必要とされる諸問題について議論し、決議された。この

うち、次の三つが、日本政府に求める決議として採 択された。

- ①新しい私的複製補償金制度(日本における私的 録音・録画補償金制度)の構築
- ②美術創作者の追及権の導入
- ③日本映画監督協会への支援



CISAC総会 モーニング セッション

CISAC・JASRAC合同記者会見を開催 文化庁へCISAC総会における決議書を提出

5月31日、ホテルニューオータニでCISACと JASRACが合同記者会見を開催。一般紙や専門誌な ど23社26人の報道関係者らが参加した。

前日30日のCISAC総会の理事選挙で、JASRACが 最高投票数でCISACの理事団体として引き続き承 認を受けたこと、CISAC理事会において浅石理事長 がCISAC理事会の副議長として再任されたことな どが報告された。

また、CISAC総会における決議のうち、新しい私 的複製補償金制度の構築など、日本政府に求める三 つの決議について説明した。

この後、6月25日、CISAC理事会の副議長の立場から、浅石理事長が、日本映画監督協会(DGJ:崔 洋一理事長)、日本脚本家連盟(WGJ:鎌田敏夫理事 長)、日本美術家連盟(JAA:山本貞理事長)、日本 美術著作権協会(JASPAR: 吉澤昭博理事長)の代表とともに文化庁を訪問。CISAC総会で採択された、日本に関係する三つの決議書を内藤敏也審議官に手渡し、日本政府の対応を求めた。



記者の質問に答えるジャン・ミシェル・ジャールCISAC会長

著作権信託契約約款を変更

6月26日、定時社員総会で著作権信託契約約款および定款の変更を決議した。著作権信託契約約款はその名称を「管理委託契約約款」と変更することになり、2001 (平成13) 年以来の大幅な変更となった。変更の概要は次のとおり。

【著作権信託契約約款】

- 1 民法の改正 (平成29年法律第44号による改正) に 対応するための変更
- ①新民法に約款変更に関する規定が設けられることから、JASRACの約款にも新民法に基づいて変更できる規定を新設した。
- ②これまで10本の規程の集合体を著作権等管理事業法の「管理委託契約約款」として文化庁長官に届出をしていたが、これらを整理し、全50か条から成る「管理委託契約約款」1本にまとめ

た。これにより、著作権信託契約約款は、位置 付けおよび名称が変更された。

- 2信託の在り方をより合理的なものにするための 変更
- ①著作物資料が提出されないために分配保留となっている使用料のうち、保留の開始から10年以上が経過した部分を、毎年度、全委託者に共通する目的にかなう事業のために支出するための規定を整備した。ただし、この規定の運用は、著作物資料提出促進の取り組みの拡充、著作物資料が10年を経過した後に提出された場合でも分配できる運用体制の整備、支出の内容を検討する委員会における検討状況などを見て、理事会で別途決定することとした。
- ②業務効率の維持や適切な情報管理の観点から、

164 第1部 年史

情報の提供に関する規定を整備した。

- 3規定の完成度を高めるための変更
- ①「管理の留保又は制限」等に関する規定につい 著作権 て、新規の適用事例がなくなった規定を削除す 更した。 るなどして規定を整理した。

②用語の整理などを行った。

【定款】

著作権信託契約約款の名称変更に伴い、用語を変 更した。

改元

皇太子さまが新天皇として即位された5月1日0時から、元号が「平成」から「令和」に改められた。

著作権管理と技術の活用

蓄音機、レコード、エレキギター、マルチトラック、CD、MP3、iTunes Music Store、初音ミク、YouTube、ストリーミングなど、技術の進展に伴い、音楽の制作方法、流通経路はその様相を変えてきた。音楽と技術との関わりは深く、現在も音楽を取り巻く環境は進化し続けている。

一方、技術の進展は著作権侵害の歴史でもある。特に、デジタル化・ネットワーク化の進展に伴い著作権 者は違法配信等による大規模な被害を受けており、著作権者は技術を活用してそれらに対処してきた。

近年、著作権管理の正確性の向上および効率化のために著作権管理団体等が積極的に技術を活用する事例が多く見られ、著作権管理の分野においては、技術が果たす役割は違法対策のためだけではなくなっている。 JASRACは、デジタル・ネットワーク環境の黎明期に、1999(平成11)年にシステムプラン「DAWN2001」を発表し、この構想のもと、違法サイトの監視から、利用申請の受付、許諾、請求、分配までの情報をより正確に、迅速、低コストで処理する「NETWORCHESTRA SYSTEM(ネットワーケストラシステム)」など、各種システムを開発、EDI化を進めるなど、積極的に技術を用いた著作権管理を行ってきた。

創立80周年記念事業においては、「技術の進歩」にスポットを当てた国際シンポジウムを主催した。シンポジウムにおいては、ジャン・ミシェル・ジャールCISAC会長がVR(バーチャル・リアリティ、仮想現実)、AI(人工知能)などの技術と創作者との関係の在り方について講演を行い、その後のパネルディスカッションにおいて、SOCAN、ASCAP、CISAC、JASRACのCEO等により、著作権管理団体の著作権管理におけるブロックチェーン*の活用などに関する議論が行われた。

さまざまな著作権管理団体がブロックチェーンを活用した実証実験を行っているが、2017(平成29)年にASCAP、SACEM、PRSが行ったものが大きく報道された。この実証実験は、ISWC(国際標準音楽作品コード)とISRC(国際標準レコーディングコード)をリンクさせ、権利者を正確に把握し、競合状態を解消させようという取り組みであった。

JASRACも昨年10、11月にブロックチェーンを使った実証実験を行っており、今後も導入に向け実証実験を行う予定である。

※改ざんが困難な共有型のデータベースを実現する技術。仮想通貨の分野のみならず、さまざまな分野において活用されている。



JASRACは日本の文化レベルを



第10代JASRAC理事長

加戸 守行 氏

著作権は文化尊重のバロメーター

1966 (昭和41) 年4月、文部省著作権課に着任したばかりの私に、突然「著作権審議会の答申を基に、新たな著作権法案を1か月で起草してくれ」との命が下されました。これが私と著作権との長い付き合いのはじまりです。著作権について何も知らなかったので、旧法制定当時の解説書や学説を調べ、原文で各国の著作権法にあたり、国際条約を学び、寝る間も惜しみ作業に没頭しま

した。今振り返ると、私の生涯であれほど精魂込めて仕事に打ち込んだ1か月間はありませんでした。

著作権について調べる中で、私は先進諸国の文化水準の高さを知ることになります。私が好きな言葉に「一国の文化水準は、著作権尊重の度合いによって計られる。著作権というのは文化尊重のバロメーターだ」という一節があります。これは世界の著作権界で良く使われる言葉ですが、その根底に流れているのは人間尊重の理念です。

1948 (昭和23) 年に国連総会で採択された『世界人権宣言』の第1条には「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」との記載があり、さらに27条2項に「すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する」と宣言されています。著作権の保護は人間尊重の精神に則っていると、まさにここに規定されているのです。

日本は「いただきます」「ごちそうさま」に象徴されるように、人に敬意を表す文化レベルは高いのですが、 著作者への敬意と権利に関する文化レベルは、世界に後れを取っていたと言わざるを得ません。

日本の著作権レベルを高めるために

1970 (昭和45) 年の改正著作権法の制定に携わった私の心残りは、附則14条でした。これは旧著作権法30条8号の「レコードの演奏には著作権が及ばない」という内容の条文を受け継いだもので、国際条約違反だからこのような条項は削除すべきと考えていましたが、社交場関係団体の猛反発を受けて附則14条として残ってしまったのです。

文化庁次長として著作権課に戻った私は、JASRAC によるカラオケの使用料徴収を突破口に附則14条を骨抜きにしようと考えました。しかし、ここでも社交場関係団体の猛反発に遭います。

私は、国会議員の先生方に働きかけるなど、状況打開 に務めました。しかし、自民党内も一枚岩ではないため 議論が停滞していたとき、予想外のハプニングが起きま

高める存在になってほしい

す。当時の芥川也寸志JASRAC理事長と社交場関係団体トップが、適正なカラオケ利用の実現に向けて意気投合し、トントン拍子でカラオケの使用料規定が1986(昭和61)年に認可されたのです。その結果、JASRACによる社交場でのカラオケ利用に対する許諾が、翌年の1987(昭和62)年4月1日から全国的に始まりました。結果として附則14条が廃止されたのは1999(平成11)年ですから、私の心残りが解消されるまでには約30年かかったことになります。

一方、私が文化庁次長に就いていた 1986 (昭和61) 年に、当時、ニューメディア登場などと呼ばれた「キャプテンシステム」などのリクエスト型による情報伝達手段の発達に対応して著作権法上の概念整理をし、「有線送信権」を制定しました。現在の「公衆送信権」に相当する権利であり、日本が世界をリードすることになった重要な規定です。当時、私はインタラクティブな形態の送信利用が普及する前に権利を定めておかなければ、権利者による利用の許諾は難しくなると考え、先回りして法制度を整備したのです。今、音楽のダウンロードやストリーミング配信が当たり前になっていますが、そこに関わる権利を世界に先駆けて制定したことは大きい功績といえます。各国が日本を見習い、WIPO新条約に同様の規定を採択したのは10年後の1996(平成8)年のことでした。

著作権は保護と利用のバランスが大事

著作権は人間尊重の精神から派生していますから、利用時に必ず了解を取らなければなりません。しかし、理論上はそうでも、了解の取りようがない、また使用料を支払いようがない状況は存在します。その問題を解消する役割を担うのがJASRACのような集中的権利処理機構です。著作権の保護は大事ですが、厳密すぎて利用が進まなくなることは好ましくありません。集中的権利処理機構には、保護だけではなく利用のバランスを考えた著作権管理が求められます。

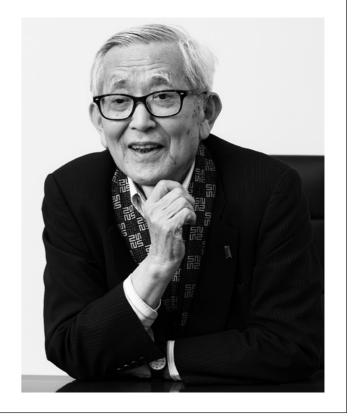
その文脈で言いますと、2018 (平成30) 年の改正 著作権法で35条2項等の新設により、教育機関の授業 利用における補償金制度が規定されたことは、新たな適 正利用の道を拓く可能性があります。他分野もこれを見習えば、もっと著作物の適切な利用が広がるのではないでしょうか。

JASRAC80周年に当たって

80周年を迎えたJASRACには、音楽に限らず、日本のあらゆる文化が振興するよう、著作権分野における旗振り役になることを期待しています。

私がJASRAC理事長当時、「公益団体の役割とは何か」を自問しました。公益とは国家への貢献です。ユーザーから著作物使用料を徴収して権利者に分配する業務は公益なのだろうかと真剣に悩んだものです。本来JASRACは、著作権の管理事業を通じて日本の文化や社会に貢献をする役割を担わされているはずです。

これからのJASRACは、音楽のみならずさまざまな 分野の著作権を通じて、より一層、文化全体のレベル向 上に貢献するべきではないでしょうか。JASRACの職 員には、ぜひそのような志を持っていただきたいと思い ます。



168 ┃第1部 年史

適法利用向上に向けたJASRAC との協業を振り返って



一般社団法人全国カラオケ事業者協会 専務理事

片岡 史朗 氏

「12月書簡」から協定締結までの道のり

全国カラオケ事業者協会(JKA)が設立されたのは、1994(平成6)年10月17日のことです。設立総会には、JASRACの理事も来賓として列席いただくなど、お互い良好な関係にありました。しかし、その2か月後、突然全国のカラオケ事業者に我々が「12月書簡」と呼ぶ利用許諾手続きの案内状が送付されてきたことで状況が一変します。

その書簡には、カラオケ店の著作権侵害については、カラオケ事業者にも責任が生じるという主旨の内容が書かれていました。これが両者の確執を生む原因となったのです。JKAには全国のカラオケ事業者の方々から「JKAを設立したからこうなったのではないか」といったクレームが寄せられました。それ以来、JASRACと何度も協議を試みましたが、お互いの主張は平行線のま

ま2年半にわたり膠着状態が続きました。

JASRACは、当時使用料を免除されていた5坪以下のカラオケ店からも徴収すると通告してきたのですが、我々としては管理体制が整わないまま徴収をはじめると大量に訴訟が起き業界が混乱する可能性があると危惧し、「意見具申書」を文化庁へ提出しました。

その後、文化庁の方が仲介役として入ってくださった ことで、ようやく建設的な議論ができるようになりまし た。こうして始まったのが協定締結に向けた「予備交渉 会議」です。

JKAから3人、JASRACから3人、文化庁から2人が参加し、2か月間に8回ほど会議を開催しました。昼間は仕事があるため、いつも会議の開催が遅くなり、終電がなくなったこともしばしばありました。

予備交渉会議を経て、1997 (平成9) 年10月28日 に「カラオケ利用の適正化事業に関する協定書」が締結されます。この協定締結は、毛塚昇之助初代会長の存在抜きには語れません。JASRACとの議論の場では、机を叩き持論を展開する一方、著作権擁護に関しては業界の繁栄につながることと位置付け、「著作権侵害はいずれ社会問題となり、JKA会員であるカラオケ事業者の方々や、その顧客先であるカラオケ店の経営者が犯罪者にされてしまう。文化と呼ばれるカラオケ市場にもめごとや裁判沙汰があってはならない」と理事の方々を説得し、協定締結に尽力されました。

協定締結後も全国24会場を約1か月で回るハードな日程の説明会にすべて帯同してくださり、会長の立場から直接、カラオケ事業者の方々に適正利用の必要性を説明してくださいました。あの説明会がなかったら業界の混乱はもっと長引いたと思います。

適法利用率向上に向けた取り組み

協定締結当時40%台だった適法利用率は、その後、 急速に高まり5年後に85%を超えました。これほど短 期間で適法利用率を高められたのは、我々だけではなく JASRACの努力が大きかったと思います。

また、2002 (平成14) 年、カラオケ機器をお店に設置するための契約書に、著作権(演奏権)の利用許諾契

約申込書を綴じ込んだ「一体型契約申込書」を作成した ことも利用率の定着に貢献する取り組みだったと思い ます。JASRACは侵害の解消、我々は侵害の発生防止が それぞれの役目ですから、発生防止を効率的に実現する 有効な策だと考え、一体型契約申込書を導入しました。

我々は、協定締結や一体型契約申込書の導入など、適 法利用に向けた多くの取り組みをしてきましたが、その すべてはJKA会員の協力の上に成り立っています。さ らに会員は顧客である店舗のことを思い、犯罪者にして はならないと適法利用を促しているわけです。よって、 その促しが顧客店舗にとって最良の選択肢であること が不可欠です。そのために適法利用率100%を目指す というのが、我々のスタンスです。

JASRACには、これからも不公平のないような著作権管理に取り組んでいただきたいと思っています。世の中にはJKAに加盟していない事業者もあり、そこの顧客となるお店が"払わない得"になっている状況があれば由々しき事態と考えます。そこは、今後もJASRACのモットーである不公平是正を徹底していただくことを期待します。

著作権講習会の意味合いが変わってきた

JKAの会員の方々を対象に開催している「著作権講習会」は、当初はJASRACとの交渉内容を説明するための場でした。協定締結後は、協定の説明と浸透を目的にしてきましたが、近年、その意味合いが変わってきました。そのきっかけは、2010(平成22)年7期の協定で職場に著作権管理のリーダーを育てる「音楽著作物利用許諾契約申込書取扱管理者」という制度が導入されたからです。これは講習会に一定以上参加して著作権の重要性を理解し、テストに合格された方を「取扱管理者」として認証する制度です。

今は講習会を2年に1度開催しており、3回受講された方は「優秀管理者」、10年間で5回以上受講された方を「管理指導者」に認定。登録カードを発行し、社内で指導する立場になっていただいています。こうした取り組みが現在の適法利用率90%以上をキープすることに貢献していると考えています。



人をつなぎ健康を増進する"カラオケは文化"

我々は、JKAの設立記念日である10月17日を「カラオケ文化の日」と定め、毎年、カラオケを通した文化活動の支援や、カラオケを媒介とした国際文化交流、東日本大震災の復興支援などの行事を開催してきました。2018 (平成30) 年からは、かつてカラオケの主役だったスナック市場を活性化するべく、若者への認知度を高め、来店を促す「スナック deカラオケ navi」(スナカラ)というサイト運営にも注力しています。

人口減少の影響もあり、近年、スナック(酒場)の市場規模は縮小傾向にあります。JKAとしては今後もカラオケ市場が成長できるよう取り組みを続けていきますが、その方向性として2軸を考えています。

一つは、カラオケを利用できる場所を増やすことです。昔は、カラオケといえばスナックでしたが、その後カラオケボックスができて若者の利用が増えました。今後はどこにでもカラオケがあり、誰もが好きなときにカラオケができる、そういう環境を整えていきたいと思っています。

もう一つは、我々がエルダー市場と呼ぶ高齢世代へのアプローチです。リタイアされた方々が、地域コミュニティに参加するきっかけとしてカラオケを利用していただきたいと考えています。カラオケは、ストレス解消や口腔機能の向上、認知症予防にも有効とされ、高齢者の健康増進効果があるといわれています。JKAとして、そのような効果を積極的にアピールし、エルダー市場の拡大につなげていきたいと考えています。

170 ┃第1部 年史

国際化を進めて存在感を高め



JASRAC特別顧問

都倉 俊一 氏

「戦時加算」解消に向けて

私は2010 (平成22) 年にJASRACの会長に就任しましたが、正直自分には向いていないと思っていました。ただ、昔から乗りかかった舟には乗らずにはいられないのと、多言語を学んでいたので言葉の壁もなく、著作権への問題意識があったことが、会長職を含めて40年以上、JASRACの役員を務めてきた理由です。著作権関連の仕事は、世界を相手に彼らの母国語でケンカできなければ務まりません。向いていたとすれば、そういう部分かもしれませんね。

JASRACの仕事で印象に残っているのは「戦時加算 義務」の解消への取り組みです。ことのはじまりは、 2002 (平成14) 年に「ナクソス島のアリアドネ」と いうリヒャルト・シュトラウスのオペラを日本のオペラ カンパニーが上演したことでした。そのオペラカンパ ニーは、作家の死後50年経っているから、PD(パブ

リックドメイン)により許諾なく上演できると理解していたのですが、イギリスの音楽出版社が「後10年間著作権がある」として無許諾利用に伴う損害賠償を求めてきたのです。この事件がJASRACの理事会に報告されたとき、誰も「戦時加算義務」についての知識を持っていませんでした。

サンフランシスコ平和条約に規定された「戦時加算 義務」を詳しく調べた結果、明らかに不平等な条項であ り撤廃されるべきだと考え、2007(平成19)年の CISAC総会にJASRAC代表で出席したとき、各国から 集まった著作権管理団体の代表者に理解を求めるス ピーチを行いました。スピーチが終わると代表者から賛 同の声があがり、その場で「戦時加算」に係る権利行使 の凍結を全会一致で決議してくれました。

「戦時加算義務」は、まだ完全な解消には至っていませんが、着実に解決へ向かっていると考えています。

日本の作家は自己管理意識が足りない

海外と比較すると、日本の若い作家は、自身の著作物の管理意識に欠けていると感じることが多くあります。日本ではJASRACの管理がしっかりしていることもあり、大半の作家が自分の著作権や契約のことについて考えていません。私も若い頃はそれが当たり前だと思っていましたけど、ロサンゼルスやニューヨーク、ロンドンに居を移し、腰を据えた仕事を経験すると、自己管理の重要性を再認識しました。

私は国際音楽創作者評議会(CIAM)の執行委員として国際会議に出席する機会が多いのですが、そこでは必ず自己管理の技術やシステムの売り込みに関するプレゼンテーションが開催されます。今はSNSで自由に著作物を発信できるので、自身の著作物の管理意識というものが大変重要になります。

もちろん、作家個人がすべての権利処理に関わることは物理的に不可能ですから、JASRACに集中管理してもらう方法がありますが、著作権をどう保護し、どう活用するかをまずは自分の頭で考え、JASRACに対しても、その問題意識を主張する姿勢を持ってほしいですね。

「もの言うJASRAC」へ

私的録音録画補償金問題と映画上映権

私的録音録画補償金問題への対応は、早急に対処すべき問題です。日本ではスマートフォンやパソコンが補償金の対象になっておらず完全に時代遅れです。また、2012(平成24)年に最高裁が私的録画補償金管理協会(SARVH)の上告を棄却した東芝訴訟の影響もあり、ピーク時に40億円を超えていた補償金が今は2,000万円以下になっています。この訴訟はある意味、知的財産権を遵守する文化が商業主義に屈した由々しき出来事です。1日も早く私的録音録画補償金制度の見直し、あるいは新たな仕組みが導入されることを望みます。

もう一つの課題は、映画や演劇の興行時における権利です。日本は上映使用料を徴収していますが、その額が低いことが問題です。欧米が採用している興行収入の何%かを徴収する仕組みが実現できるよう、JASRAC主導で進めていくことが必要です。

アジアに蔓延する「バイアウト問題」

アジア・太平洋音楽創作者連盟(APMA)の会長として、最も懸念しているのが「バイアウト問題」です。 先進諸国にも同様の問題はありますが、特にアジアの「バイアウト」は深刻です。創作活動が労働使役的な扱いで、創作者という概念自体が存在しない国もあります。先日、タイで18歳のシンガーソングライターが、大ヒットした曲の対価が支払われていないと法廷闘争を起こしました。国内にムーブメントが起きたことはビッグニュースといえます。

こうした訴えがあると、私はAPMA会長、CIAM執行委員として同国の文化行政を司る機関へ抗議の手紙を送ります。どの程度の実効性があるかわかりませんが、それをやることで、我々もインターナショナルコミュニティーに属しているという意識をその国の作家に芽生えさせることが重要です。それが民意になっていくことが、問題解決の第一歩につながるのです。

国際組織で「もの言うJASRAC」へ

JASRACの執行部に求めるのは「国際化」です。そ



れは「組織」と「使命」という両面からのアプローチが 必要です。

「組織」に関して、世界が求めているのは男女共同参画です。私が会長をしていた当時は、執行部に女性が1人もおらず恥ずかしい思いをしたので、本気で改革してほしいですね。また、国際部だけではなくJASRAC職員のすべてが、一人ひとりの担務を「国際化」するという発想を持たなければなりません。

もう一つの「使命」とは、国際社会におけるJASRAC の地位を高めることです。2018 (平成30) 年に浅石 理事長がCISACの理事会副議長になったことは大変意 義あることですから、後継者もそれを踏襲しなければな りません。そして、国際組織の中で地位を得て「もの言う JASRAC」となることを目指してほしいですね。

SNS時代のプラットフォームに対抗できるコンテンツは、ライブエンターテインメントしかないと考えています。ブロードウェイやラスベガスのように、そこに行かなければ絶対に観られない本物のライブエンターテインメントを日本から発信する、これは私のライフワークです。

黎明期の音楽業界やテレビ業界のプロデューサーや ディレクターは、みんな猛者ばかりでした。初期の JASRACを支えた評議員や理事たちも、みんなパイオ ニアでした。ライブエンターテインメントを通して、そ ういう新しい時代のプロデューサー的な人材を育てて いくことが、日本の未来にとって急務だと考えています。

172 ▮第1部 年史

法制面からみた著作権の重要性



東海大学総合社会科学研究所知財部門長、弁護士、JASRAC理事

角田 政芳 氏

知的財産は、基本的人権であり、私権である

著作権が基本的人権であることについては、すでに 1948 (昭和23) 年の「世界人権宣言」が明確にしています。その27条1項では、「すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する」と述べ、続けて同条2項において「すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的、及び物質的利益を保護される権利を有する」と述べています。創作した発明等の科学的作品とともに、創作した文学的または美術的作品に対する著作者人格権と著作権をすべての創作者が有すると宣言しているのです。

また、この世界人権宣言を受けた、1966 (昭和41) 年の「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規 約」15条1項も、「この規約の締約国は、すべての者の 次の権利を認める」と述べ、同条同項(C)において 「自己の科学的、文学的又は芸術的作品により生ずる精神的及び物質的利益が保護されることを享受する権利」 を明らかにしています。

さらに、著作権などの知的財産権が人権であることに ついて言及した国連の最近の宣言としては、2007年9 月13日に、国連総会が20年以上にわたって議論を尽く して採択した「先住民の権利宣言」があります(正式名 称は、「先住民族の権利に関する国際連合宣言 | United Nations Declaration on the Rights of Indigenous Peoples A/RES/61/295)。この「先住民の権利宣言 | は、その31条において、「先住民族は、その文化遺産、 伝統的知識及び伝統的な文化の表現並びに科学、技術及 び文化の表現(人的資源、遺伝資源、種子、薬、動植物 の特性に関する知識、口承による伝統、文学、意匠、ス ポーツ、伝統的競技、視覚的芸術及び舞台芸術を含む) を維持し、管理し、保護し、及び発展させる権利を有す る。また、先住民族は、このような文化遺産、伝統的知 識及び伝統的な文化の表現に係る自己の知的財産を維 持し、管理し、保護し、及び発展させる権利を有する と規定しています。この宣言には、先に示した世界人権 宣言の内容を踏まえていることが規定されています。

これら著作権などの知的財産権を基本的人権であるとする国際的な宣言の基となるのは、1789年のフランス人権宣言であることはいうまでもありません。その前文では、基本的人権を「人の譲りわたすことのできない神聖な自然的権利」と規定されています。

こうした国際的な合意内容を踏まえると、著作権は "author's right"の一つとして解することが重要です。これはフランス語の "droit d'auteur"(著作者の権利)が語源であり、ドイツ語の "Urheberrecht"も同様です("Urheber"は著作者、"recht"は権利を意味します。)。ドイツでは、著作権について、著作者の人格的な権利と財産的な権利を分離できないとする「一元論」の考え方が採られています。

著作者の権利 "author's right"

一方、日本の著作権法では、著作者の権利を「著作者 人格権 | と「財産権 | に分ける二元論が採られています。 1886年の「ベルヌ条約」(正式名称:「1886年9月9日の文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約」)が二元論を採用していることに合わせたものです。ときどき、著作権に関する公の説明文書にさえ、著作権を著作者人格権と財産権に分けて説明する不正確なものがあります。公表権、氏名表示権、同一性保持権などの著作者人格権と、複製権、上演権、演奏権、公衆送信権、展示権、頒布権などの著作権を含む権利が「著作者の権利」です。つまり、著作者人格権と著作権を含む「著作者の権利」は"copyright"ではなく"author's right"です。

著作権が基本的人権・自然権であるという見解に対しては、なぜ著作権には存続期間が定められているのか、なぜ国ごとに認められる権利なのか(属知性)などの疑問も呈されていますが、国際的な条約の中で自然権として位置づけられていることは確かであり、この流れは否定できるものではありません。

また、著作権は政策的に認められる権利にすぎないとする見解(インセンティブ論)に立つと、著作者人格権がなぜ存在するかということについての説明ができません。このようなことから、著作権は自然権であると説明するべきといえるでしょう。

日本の著作権法に求められる今後の課題

政府は、2002 (平成14) 年に「知的財産立国」を 宣言し、その実現のためさまざまな施策を実施していま す。知的財産がどんどん産み出され国が豊かになるに は、クリエイターの権利をきちんと守ることが重要です。

一方で、ユーザーの使い勝手のよい法制度にしていこうという議論がありますが、クリエイターの権利よりもユーザーの利便性に主体を置いた知的財産立国はあり得ません。

著作権制度に求められることはクリエイターのクリエイティブな活動をサポートすることです。著作権者の利益を十分に実現しながら、文化の発展という著作権法の目的を達成する必要があると考えています。しかしながら、多くのクリエイターの一人ひとりがその著作権を管理をすることは困難です。

そのため、JASRACをはじめとする権利者団体は、 なぜJASRACのような組織が必要なのかということな どのPRを強化し、さらに国民の理解を得る必要がある のではないでしょうか。

近年の著作権制度に関する問題として、インターネッ

トサービスプロバイダ (ISP) がユーザーの海賊版サイト等へのアクセスを遮断する「サイトブロッキング」の 実施、海賊版サイト等の著作権侵害コンテンツへ誘導するための「リーチサイト」の規制があります。これらは 未だ法制化されていません。

サイトブロッキングについては、憲法上の通信の秘密や検閲禁止に違反するという理由で否定論が先行していますが、憲法上の問題を論ずる前に、そもそも著作権法上、海賊版サイトにアクセスするユーザー側のISPに公衆送信権の直接侵害または間接侵害責任が成立するかどうかという議論がほとんどされていないことを残念に思っています。私見では、そのようなISPに直接侵害または間接侵害が成立し得るし、自己のユーザーとの関係では複製権の間接侵害、海賊版サイトとの関係では公衆送信権の間接侵害があることは少なくとも明らかだろうと考えています。

この点、諸外国では40を超える国々で、立法または判例上サイトブロッキングが認められています。たとえばドイツでは、2017年9月28日制定の「テレメディア法(Telemediengesetz)」がサイトブロッキングを認めていますし、その前の2015年にはドイツ連邦最高裁(BGH)が、ドイツ民法1004条に基づく間接侵害(Störerhaftung)の概念を適用して、侵害サイトへのアクセスを無効とする救済措置の有効性を認容し、憲法上の問題はないと明言していました。その後、地方裁判所レベルでの認容判決例が複数出ています。

リーチサイトについても侵害責任は明らかです。

今後、著しい技術の発展に伴って、世界中の著作権法が新しい課題に直面することになりますが、わが国の著作権法も不断の検討が必要です。今の著作権法は1970(昭和45)年に作られたものですから、もはやつぎはぎだらけになっており、デジタル化とネットワーク社会に対応していくためには、根本的に手を入れなければいけない状況であることに間違いはありません。

昨年、米国で成立した音楽近代化法 (MMA) については批判も多いところですが、2019年3月26日に欧州議会が承認したEUの著作権新指令は、YouTubeなどの動画投稿サイト運営者が、著作権者の認可を得ていないコンテンツについて、責任を負うことに言及しており、クリエイターの適切な保護が図られています。今後、わが国の著作権法制度においても、このようにクリエイターの適切な保護が図られていくことが望まれます。

第6章 挑戦 ◀ 175

音楽家の拓いた道 近代日本の音楽

洋楽文化史研究会会長、第5回JASRAC音楽文化賞受賞者

戸ノ下 達也 氏

はじめに ~西洋音楽160年の歩み~

現在、私たちが日常に親しんでいる「音楽」。そのジャンルは、J-POP、演歌、ロック、ジャズ、タンゴ、ラップ、クラシック、唱歌、童謡等々、多岐にわたりますが、これら西洋音階に基づく音楽は、1860年代になって、ドラムや喇叭(らっぱ)による軍隊や国民の「規律化」「統合」のために本格的に導入されました。この音楽の源泉は、軍楽隊、賛美歌、学校教育としての唱歌、音楽取調掛(1879(明治12)年に東京音楽学校となり、現在の東京藝術大学音楽学部に継続)などのいくつかの水脈で普及・拡大していきました。そして1920年代になると、都市化や娯楽の多様化、メディアの発達などの要因と連動し、音楽も「規律化」「統合」だけでなく「娯楽」や「教養」といった役割を担うことになります。

しかしその一方で、日清・日露戦争から第一次世界大戦、シベリア出兵、満洲事変から日中戦争を経てアジア・太平洋戦争に至る十五年戦争と敗戦を経て、戦後占領期に至る社会状況が如実に反映されていきます。もっとも戦時期の音楽文化は、内務省・府県警察や情報局など、政府による「取り締まり」や「指導」に基づく教化動員や宣伝という役割を担いながらも、創作や演奏での音楽家や関係者の取り組みは人々の日常生活の中で育まれ、戦後にさまざまな形で継続し開花することになります。

このような音楽文化の歴史を振り返ってみると、新しい作品を生み出す作・編曲家や詩人、作品を演奏する演奏家、録音や出版などの創作や普及の担い手の存在無くして音楽文化を考えることはできません。このコラムでは、前例のない手探りの中で音楽文化を支える基礎を築き上げた担い手たちの切り拓いた道を概観し、その役割と意義を考えてみたいと思います。

音楽の多様化 1920年代以降の変遷

1920年代になって、重化学工業や繊維産業の興隆な

どの産業構造の変化と都市化の進展、蓄音器レコードやラジオなどのメディアの発達は、映画・演劇・文学・音楽・演芸などの娯楽の普及拡大を促すこととなります。音楽でも、1911~1914年にかけて学年ごとに発行された教科書である『尋常小学唱歌』による唱歌教育、1925(大正14)年に開始された同報性・即時性・広域性が特徴のラジオ放送での音楽の利用、反復性・継続性が特徴のレコード、劇音楽や映画音楽など他の領域との協業、宝塚や松竹などのレビュー、オーケストラの発足や海外演奏家の来日、本格化した学生サークルなどが、人々の日常と結びつき、慰安や娯楽といった側面が見られるようになります。

この音楽の創作や演奏の最前線で活動していた音楽家 も、いかにその活動を円滑に進めることができるのか、 また自身の仕事の権利をどのように主張し、守っていく のかといった事柄にも目覚め、行動していきます。

最初に誕生したのが、1925 (大正14) 年設立の作曲 家組合で、その後1928 (昭和3) 年12月に「国民情操 陶冶ノ為二作曲ノ振興並二音楽芸術ノ普及発達ヲ計ル」 目的で社団法人大日本作曲家協会(会長・水野錬太郎) に改組されます。

また1925 (大正14) 年に作歌者の著作権擁護と作歌 に関する調査を目的とした社団法人日本作歌者協会(理事長・小林愛雄)のような詩人の組織も発足しています。

組織化の動きは1930年代に継続し、1936(昭和11)年5月には演奏家の「会員の親睦的、互助的、教養的機関」であり「全演奏家の利益を代弁し、職能的機関として十分の活躍」(日本演奏家連盟「声明書」)を目的とした日本演奏家連盟、1932(昭和7)年設立の東京音楽協会が改組し、音楽・舞踊の振興を図る職域を越えた横断的組織として1936(昭和11)年4月に社団法人大日本音楽協会(会長・大倉喜七郎)が発足しました。これらの組織化のひとつの柱は権利擁護であり、特に、大日本作曲家協会や日本作歌者協会のように、著作権擁護をその活動の根幹に位置付けていた団体もありました。

もっとも、1930年代に至っても、ラジオ番組嗜好調査結果(日本放送協会による、1932(昭和7)年の「全国ラジオ調査」と、1937(昭和12)年の「ラジオ全国調査」)を見る限り、圧倒的な支持を得ていたのは、落語・講談、浪曲、漫談であり、西洋音楽の支持は決して高くありませんでした。それでもなお、音楽界や日本放送協会などは、地道に音楽の普及拡大施策に取り組んでいました。そのような意識が、前述したように、職域を通じた組織化や音楽舞踊界が糾合していく過程で、様々な取り組みとなって次代に継続していくことになります。1939(昭和14)年11月の社団法人大日本音楽著作権協会(理事長・増沢健美/現在のJASRAC)設立も、著作権法の改正に連動する側面と同時に、このような音楽界の動向にも関連していたと考えられます。

音楽家の意識

このように、前例のない手探りの状況の中で、作曲家 のみならず、自らの音楽活動の一つに相互扶助や権利擁 護を意識し、行動した音楽家や音楽評論家がいました。 日本演奏連盟は、「照井瀴三、奥田良三、平間文壽等主唱 となり、幾許もなく、鈴木鎭一、鯨井孝、小森宗太郎等 も加わり | 設立されました (日本演奏家連盟「御挨拶 |)。 設立メンバーだった声楽家の鯨井は、演奏家の相互扶助 について「演奏家共同の利害に対しての代表交渉」とし て演奏会割引や冠婚葬祭支援、著作権交渉、営利企業へ の会員の利益擁護を担うべきと解説し、声楽家の照井は、 邦人作品演奏の著作権についても言及しています(「日 本演奏家連盟に其の抱負を訊く」座談会「月刊楽譜」 1936年6月号)。もっとも、音楽評論家の吉本明光のよ うに「演奏家連盟というものが強力な本当の演奏家の利 益擁護団体にならないのじゃないか | とした上で、「各団 体が自分達の代表者を選出して作り、そうして音楽協会 (引用者注:大日本音楽協会) に対しても余り多くを期待 しない。(中略) 何か事が起きた場合には、音楽協会とい う団体で音楽家の利益を擁護するよう行動しするべきと いう主張も見られました(「音楽協会批判座談会」「音楽 世界 | 1940年5月号)。

1930年代の組織化の広がりは、音楽家が音楽活動を 行う上で、相互扶助や権利擁護が喫緊の課題と受け止め、 曲がりなりにも行動した証しと言えるでしょう。しかし、 吉本が主張しているように、その団体や音楽家の意識が なかなか理想通りに動きまた収斂できないもどかしさも 伺い知ることができます。まさに生みの苦しみともいえ るのではないでしょうか。

このような組織化の営みは、しかしながら時代の荒波 と無縁でいることはできませんでした。既に、1937(昭 和12) 年7月の盧溝橋事件を契機に日中全面戦争に突入 していたこの時期は、政府が音楽を始めとする文化領域 を教化動員や啓発宣伝の手段として本格的に活用してい ましたが、1940(昭和15)年になると、紀元二千六百 年奉祝の一方で、新体制運動が展開し、政治体としての 大政翼賛会が発足するとともに、文化領域でも例外なく 再編一元化が進みます。その結果、音楽界では、同年11 月に大日本作曲家協会、日本演奏家連盟、大日本音楽協 会は解散し、翌年11月に情報局と文部省所轄で発足した 社団法人日本音楽文化協会に一元化されます。また 1940 (昭和15) 年2月には興行取締規則 (警視庁令第 2号)により技芸者制度(舞台に出演する技芸者に鑑札 としての技芸者之証の携帯義務を課す)が規定されたほ か、警視庁が同年10月31日を持ってダンスホールを閉 鎖するなどの娯楽取締りが展開します。

さらに同年12月には内閣情報部が改組され、インテリジェンスと文化統制を担う情報局が発足し、アジア・太平洋戦争期へと継続します。

おわりに

1930年代に動き始めた音楽家の相互扶助や権利擁護への取り組みは、1940(昭和15)年以降、アジア・太平洋戦争期に至る過程で、後景に追いやられ、音楽を国民教化動員や啓発宣伝、国威発揚に活用する施策や取り組みに特化され、敗戦を迎えます。

しかし、戦時期に中断を余儀なくされた音楽家の相互 扶助や権利擁護の取り組みは、戦後に再開されます。例 えば、職能別団体の連合体として1945(昭和20)年 12月に発足した日本音楽連盟は、日本音楽文化協会から の継続性が明白ではあるものの、敗戦後早々に戦後の音 楽界のあり様も視野に入れた作曲、演奏、音楽教育等の 組織化の一つと位置付けられるでしょう。

その後の音楽文化の変遷には、日本国憲法施行や戦後 民主主義の広がりという社会状況があることは言うまで もありませんが、根底には1930年代の音楽団体の取り 組みが序奏として存在しています。今日に至る音楽や音 楽著作権の営みは、このコラムで言及したような歴史の 中で、先達の取り組みなくして考えることはできません。

176 ■ 第1部 年史

第 2 部 PART 2

法的措置の歴史

は治問でで

1 はじめに

1847年、パリのシャンゼリゼ通りのカフェ・コンセール「アンバサドール」で作曲家・作詞家ブールジェ とパリゾの二人(文献によってはアンリヨンが加わる)が創作した作品が、本人に断りなく演奏されていた。 彼らは演奏禁止と損害賠償の支払いを求めて裁判所に訴え、裁判所がこれを認めた。この訴訟を機にフラン スの音楽著作権管理団体SACEMが設立された。

ヨーロッパ5か国の音楽著作権管理団体等から委任を受けたドイツ人、ウィルヘルム・プラーゲは、日本 国内で、彼らが著作権を持つ作品の管理を始める。1931(昭和6)年頃のことである。著作権制度が根付い ていない異国の地で、プラーゲが採り得る現実的な施策は法的措置しかなかった。

このような状況下、JASRACは1939(昭和14)年に設立される。

1959 (昭和34) 年に来日したSACEM会長の作曲家ジョルジュ・オーリックらは「音楽著作権は音楽家の 正当な権利。必要な場合は、あくまで主張し、追及し続けなければならない、訴訟も辞さない勇気が大切」 と助言した。その半年後、「中部観光事件」の係争が始まり、同事件の判決がIASRACの演奏権管理の礎と なった。

2 法的措置の概要と特徴

(1) 第1段階(生演奏の管理と利用主体論)

JASRAC設立前、1916 (大正5) 年の「千葉公会堂浄瑠璃事件」千葉地裁判決では侵害の主体は「出演芸 人」となっている。この判決が足かせとなり、その後の事件に大きく影響を与えたが、戦後間もない1954 (昭和29) 年には「池袋東映劇場事件」(佐々木興業事件)において東京地裁が、興行主と出演者が共同責任 者(共同侵害者)であるとして、演奏禁止の仮処分を認めた。1960(昭和35)年の「中部観光事件」名古屋 高裁判決では、経営者が侵害の主体と認定された。演奏を管理・支配し、音楽の利用によって多大な営業効 果と収益を得ていることが理由とされた。

1969 (昭和44) 年の「東海観光事件」最高裁決定においても社交場の経営者に著作物利用の責任があると 認められた。音楽を管理・支配して利益を得ている事業者を音楽の利用主体として認めた判決は、JASRAC の演奏権管理の実務を、法的に支えることになった。

(2) 第2段階(カラオケ管理とカラオケ事業者の責任)

その後登場したカラオケについては、1984(昭和59)年の「クラブキャッツアイ事件 福岡高裁判決で、 オーディオカラオケによる歌唱に演奏権が及ぶとされ、1986(昭和61)年の「くらぶ明日香事件」広島地裁 福山支部判決では初めて、ビデオカラオケによる歌唱に演奏権と上映権が及ぶと判示された。

1988 (昭和63) 年の「クラブキャッツアイ事件 | 最高裁判決は高裁判決を支持し、同年の「メンバーズ バーざくろ事件」和解成立では、カラオケを設置した事業者も、店側(経営者)と共同責任を負うことに合 意した。ここで初めて音楽の利用主体にカラオケ事業者が登場することとなった。

1994 (平成6) 年の「魅留来事件 | 大阪地裁判決では、カラオケ事業者の共同不法行為責任を認め、1997 (平成9) 年の控訴審で確定する。

新たな利用形態であるカラオケボックス、カラオケルームなどのカラオケ歌喝室については、客室での歌 唱が「公の演奏」に当たるか否かが争点となった。保谷市のカラオケ歌唱室に対して仮処分を申し立てた事 件では、1996(平成8)年、無許諾利用が著作権侵害に当たると判示され、「ビッグエコー上尾店事件」でも 著作権侵害に当たるとの判断が、2000(平成12)年、最高裁上告棄却により確定した。

2001 (平成13) 年には「ビデオメイツ事件」で最高裁が、カラオケ事業者の共同不法行為責任を認めた。 2003 (平成15) 年の「ヒットワン事件 | 大阪地裁判決ではリース事業者に対する差止請求が認められた。

(3) 第3段階(デジタル・ネットワーク時代の著作権管理)

デジタル・ネットワーク化が進展し、インターネットを利用した新たな利用形態が出現する。パソコンを 利用して音源をデジタルデータ化(複製)した上で、サーバーにアップロード(自動公衆送信、送信可能化) し、他の者にダウンロードさせるという形態が瞬く間に一般化した。

インターネット上での著作物利用が具体化される前から、世界知的所有権機関(WIPO)ではこのような著 作物利用と侵害防止の議論を進め、新たに公衆送信権(送信可能化)、著作隣接権者のための送信可能化権を 条約に盛り込み、日本は1997(平成9)年の法改正で世界に先駆けて制度化した。やがてインターネット上で の違法利用が急増する中、「MP3違法サイト告訴事件」「ファイルローグ(日本MMO)事件」「オンラインス トレージサービス事件」「インターネットオークションによる海賊版CD告訴事件」「携帯電話の着信メロディ 用のデータのアップロード事件 | などが起こった。「ファイルローグ(日本 MMO)事件 | では、IASRACが 過去の裁判で勝ち得てきた管理・支配と利益の帰属を要件とする法理が援用され、広告収入を得ていれば利 益要件が満たされると判示している。

「MYUTA(ミュータ)事件」は、IASRACが被告となる債務不存在確認訴訟であり、原告は自らの行為 が著作権侵害に当たらないと主張したが、2007 (平成19) 年の東京地裁判決では複製権と公衆送信権が及ぶ として、音楽専用ストレージサービス提供者の責任を認めた。

2010 (平成22) 年の「TVブレイク動画投稿(共有)サイト事件」知財高裁判決では、動画投稿(共有)サ イトでの音楽の利用主体はユーザーでなく、サイト運営事業者であるとしてIASRACの主張を認めた。

音楽の利用主体を、音楽の管理・支配と利益の帰属の要件で捉える方法は、元々、民法の不法行為や共同 不法行為を適用する事件に用いられている法理だが、今般では多くの研究者に注目され、議論が交わされて いる。

3 法的措置の背景と目的

フランスSACEMの設立から、JASRACは88年遅れて設立された。この隔たりは、著作権遵守に対する日 本国民の意識の低さを露呈している。

元来の国情を鑑みて、旧法時代から録音物の再生演奏を無償とした例外措置は、ベルヌ条約違反であると の誹りを海外から受け、ようやく法改正(附則14条廃止)へと辿り着いたが、この例外措置が原則であるか のように定着した社会通念や、その状況から敷衍した誤解・風評を覆さなければならない苦難を、著作権者 や管理事業者はさまざまな局面で負い続けている。

「すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的、及び物質的利益を保護され る権利を有する | (世界人権宣言・27条2項)

この人間尊重の崇高な理念は、何らの法的拘束力を持たないにもかかわらず、未だかつてこれを否定する国 家はないという。しかしながら個々の社会、日常という現実の下、さまざまな要請、欲求、価値の相違、あ るいは不識等から生起する著作権侵害を避ける術は十分になく、創作活動を生業とする著作者一人ひとりの 多くは、管理事業者に依存することなく現実的な抑止策、解決策を持ち得ない。

JASRACが著作者に代わって、権利主張の正当性を司法判断に委ねる意図の根本には、内外の著作権者の 負託に応えるべく著作権管理の実効性を高めることによって、将来にわたって人々の暮らしに寄り添う音楽 作品、音楽愛好家の期待する作品が絶え間なく生まれ続ける社会の維持・発展を求めることにある。

音楽利用者への許諾手続きの案内、手続き方法の一層の利便性の確保、受け取った使用料の適正な分配に努める一方、著作権に係る啓発活動、さらには公益的な文化事業に取り組むこともJASRACに課せられた使命である。この中で法的措置はJASRACの管理事業の一部に過ぎず、目的ではないが、その遂行は常に、著作者一人ひとりが創作活動に専念できるための、またそこで生み出された作品が、さまざまな分野で音楽を必要とする人々に適法に行き渡るための不可欠な施策の一つであり、それは80年前のJASRAC設立以来、ひいては170年前のパリのカフェでの出来事以来、一貫して今日も変わらない。

 判決・決定日等
 事件名(略称)等

 裁判所等
 事件番号

事件/判決内容等

●千葉公会堂浄瑠璃事件等

1916 (大正5) 年1月27日

興行権確認・損害賠償請求控訴事件

千葉地裁(判決)

大正3年(れ)第118号

浄瑠璃等の楽譜脚本の興行権を譲り受けたとする男性が、興行主に、興行権を有することの確認および無断興行による損害賠償を求めた事件。

判決では、この楽譜脚本が「所謂楽譜として認むるに足らず」とし、その人物の主張する興行権および損害賠償を「全く不当」と判示。また判決にある「如何なる楽譜を使用するや否やの如きは各芸人の随意にして通常興行者の関知する所にあらざればなり」という部分が、JASRAC設立以降、興行主の利用主体たる責任を逃れる抗弁に利用され、JASRACの演奏権管理に大きな支障を来した。

1953 (昭和28) 年12月22日

著作権法違反事件

横浜地検(告訴)

横浜市で無断演奏を続けるキャバレーを著作権侵害の疑いで告訴した事件。経営者は、千葉公会堂浄瑠璃事件の判決をもとに反論。

地検は同判決を踏まえ、起訴処分に踏み切らず、示談勧告により和解した。

●池袋東映劇場事件

1954 (昭和29) 年4月28日

演奏等禁止仮処分申立事件

東京地裁(決定)

昭和29年(ヨ)第3557号

無断で歌謡ショーを統ける興行主(佐々木興業㈱)と、出演歌手、楽団に対し、演奏禁止の仮処分を申し立てた事件。歌手等を債務者に加えたのは、千葉公会堂浄瑠璃事件の判決影響によるもの。

東京地裁はJASRACの主張を認め、演奏禁止の仮処分を決定。興行主が使用料を支払うことで和解した。

●ミュージック・サプライ事件

1957 (昭和32) 年4月10日

レコード使用禁止等仮処分申立事件

札幌地裁(判決)

昭和31年(ヨ)第308号

レコード会社9社が、有線放送事業者である北海道ミュージック・サプライに対し、自社レコードの有線放送禁止等の仮処分を申し立てた事件(レコード会社は、旧著作権法下では、22条の7に基づき著作者とみなされていた)。 判決では、レコードを有線放送する場合に著作権が及ぶことを認めるも、仮処分の必要性については、「有線放送を禁止するのでなければ回復することのできない損害を受ける虞があることを認めるに足りず」と、申立てを却下した。

1957 (昭和32) 年11月29日

レコード使用禁止等請求事件

札幌地裁(判決)

昭和32年(ワ)第104号

上記9社が北海道ミュージック・サプライに対し、自社レコードの有線放送禁止と仮執行を求めた本案訴訟。 判決では、レコードの有線放送は、「その本質は興行であると解すべき」とし、「出所の明示を行う限り、たとえ原告らの 許諾がなくともその著作権を侵害することにはならない」とし、旧法下における著作権の制限規定「30条8号」が適用 された。ただし同社が出所を明示しておらず、「原告らはおのおの被告に対し (中略) 出所の明示をすることなく有線放 送に使用することの禁止を請求し得る」とするも、仮執行については必要性がないと棄却された。

事件/判決内容等

■ミュージック・サプライ事件

1959 (昭和34) 年5月29日

レコード使用禁止等請求控訴事件

札幌高裁(判決)

昭和32年(ネ)第349号、第351号

原告、被告が、ともに札幌地裁の判決を不服として控訴した事件。

判決では、一審判決を認めた上で、「レコードを有線放送に使用する場合 | の出所明示の範囲が、具体的に列挙された。

1963 (昭和38) 年12月25日

同上告、同附带上告事件

最高裁大法廷:小法廷(判決)

昭和34年(才)第780号、第781号

当時者双方が敗訴部分の破棄を求めて上告するとともに、レコード会社9社が、旧著作権法に定められた制限規定「30 条8号」は違憲であると附帯上告した事件。

附帯上告に対して、最高裁大法廷は「30条8号」は合憲と判断。各敗訴部分の破棄を求めた上告については、最高裁小 法廷が一審、二審判決の内容を支持した。出所の明示の範囲については、「当該レコードがレコード会社等の写調(録 音)にかかる」ことを明示すれば足りると判示した。

●中部観光事件

1959 (昭和34) 年6月25日

証拠保全申立事件

名古屋地裁(決定)

昭和34年(モ)第1347号

名古屋市内で5軒のキャバレーを経営し、同店で無断演奏を続ける中部観光㈱に対し、本案訴訟に備えて、楽団員等に 演奏状況、演奏曲目などの尋問を求める「証拠保全」を申し立てた事件。

名古屋地裁はJASRACの主張を認め、証拠保全を命じた。決定後、演奏曲目等が検証された。

著作権侵害の事件で証拠保全が認められたのは初めて。

1959 (昭和34) 年12月11日

演奏禁止等仮処分申請事件

名古屋地裁(決定)

昭和34年(ヨ)第1018号

証拠保全申立ての決定後も、同社が利用許諾手続きを拒み続けたため、演奏禁止等の仮処分を申し立てた事件。 名古屋地裁はJASRACの主張を認め、演奏禁止の仮処分とともに、演奏に用いる楽器と譜面の執行吏保管を命じた。

1959 (昭和34) 年12月24日

間接強制申立事件

名古屋地裁(決定)

昭和34年(モ)第2848号

同社か仮処分決定後も無断演泰を続けたため、「間接強制」(決定の告知を受けた日から一定期間内に決定の内容を履 行しなければ、一定の賠償を負わせる強制執行)を申し立てた事件。

名古屋地裁はJASRACの主張を認め、5日以内に演奏を停止すること、その内容を履行しない場合、6日目から1日につ き7万円の支払いを命じた。著作権侵害の事件で「間接強制」が認められたのは初めて。

1960 (昭和35) 年4月27日

同抗告事件

名古屋高裁(決定)

昭和34年(ラ)第220号

間接強制を命じる名古屋地裁の決定に対し、同社が即時抗告を申し立てた事件。

名古屋高裁は、次のように判断し、同社の抗告を棄却した。社交飲食店での無断演奏に対し、侵害の主体(音楽の利用 主体)が経営者にあるとの司法判断は初めて。

1960 (昭和35) 年5月18日 再抗告事件

名古屋高裁(決定) 昭和35年 (ラク) 第28号

名古屋高裁による抗告棄却の決定に対し、同社が最高裁に再抗告を申し立てた事件。 この再抗告については同高裁が、同社の再抗告が不適法と判断し、却下した。

●ナニワ観光事件

1967 (昭和42) 年8月21日

使用料・違約金等請求事件

大阪地裁(判決)

昭和41年(ワ)第3829号

大阪のキャバレー「ゴールデンミカド」を経営していたナニワ観光事業㈱が、JASRACと利用許諾契約を結びながら使 用料を滞納し続けたため、同社に対し、使用料と違約金の支払い、演奏禁止を求めた事件。

判決ではJASRACの主張どおり、延滞した使用料とその2倍の違約金の支払い、契約違反を理由とする契約解除の正 当性、演奏禁止が認められた。音楽著作権の仲介業務で、違約金の支払いが命じられたのは初めて。

1970 (昭和45) 年4月30日

同控訴、同附带控訴事件

大阪高裁(判決)

昭和42年(ネ)第1342号 · 昭和43年(ネ)第812号

ナニワ観光事業㈱が、大阪地裁の判決を不服として控訴した事件。一方JASRACは、同判決で認められた損害額算定 期間以降の無断演奏期間の損害額加算を求めて附帯控訴した。

判決では、JASRACの附帯控訴が認められ、同社の控訴が棄却された。

裁判所は、使用料規定の合理性、違約金の請求正当性を認め、音楽の利用主体は控訴会社であり、不法行為責任を免れ 得ないと判示し、損害額については、JASRACの請求を全額認めた。

JASRACは同判決について「わが国における演奏権保護の判例が確立された(1970.7.15JASRAC会報「特報」)」と 評価した。

●処女林事件

1967 (昭和42) 年12月23日

使用料等請求事件

神戸地裁(判決)

昭和41年(ワ)第781号

神戸のキャバレー「処女林」を経営していた衝処女林と、カフェー「赤い靴」の経営者が、JASRACと利用許諾契約を 結びながら使用料を滞納し続けたため、2者に対し、延滞した使用料と違約金の支払い、演奏禁止を求めた事件。 判決ではJASRACの主張どおり、延滞した使用料とその2倍の違約金の支払い、契約違反を理由とする契約解除の正 当性、演奏禁止が認められた。

1969 (昭和44) 年1月16日

同控訴事件

大阪高裁(判決)

昭和43年(ネ)第81号

(旬処女林が、神戸地裁の判決を不服とし控訴した事件。

同社の代表者は、大阪高裁の呼び出しに一度も応じず、控訴が棄却された。

●東海観光事件

1968 (昭和43) 年11月29日

演奏禁止等仮処分申立事件

神戸地裁(決定)

昭和43年(ヨ)第1132号

(前処女林の代表者が、東海観光㈱)の名義により経営する「ナイトタウン・白い森」 「シャルマンクラブ・白い森」 での生 演奏、「洋酒天国・白い森」でのレコード演奏(出所明示義務の違反)に対し、著作権侵害に基づく演奏禁止の仮処分を 申し立てた事件。

神戸地裁はJASRACの主張を認め、演奏禁止のほか、「楽団ステージ、ピアノ、ジュークボックス、レコード演奏機、拡 声機及びレコード盤」の執行官保管を命じた。楽器と楽譜以外にも差し押さえが命じられたのは初めて。

事件/判決内容等

●東海観光事件

1969 (昭和44) 年1月22日

間接強制申立事件

神戸地裁(決定)

昭和43年(ヨ)第1132号事件に基づく。昭和44年(モ)第59号

同社が仮処分決定後も、無断演奏を続けたため、「間接強制」を申し立てた事件。

神戸地裁はJASRACの主張を認め、3日以内に楽団演奏およびレコード演奏を停止すること、その内容を履行しない場合は、4日目から1日につき2万円支払うことを命じた。レコード演奏について賠償金の支払いが命じられたのは初めて。

1969 (昭和44) 年3月14日

同即時抗告事件

大阪高裁(決定)

昭和44年(モ)第59号に基づく昭和44年(ラ)第50号

間接強制を命じる神戸地裁の決定に対し、同社が即時抗告を申し立てた事件。

大阪高裁は、間接強制の賠償額をJASRACの主張どおり認め、同社の抗告を棄却した。

1969 (昭和44) 年5月21日

同特別抗告事件

最高裁(決定)

昭和44年(ク)第165号

抗告棄却の決定を不服として、最高裁に特別抗告を申し立てた事件。同社は、大阪高裁の決定は、営業の自由を保障した憲法に違反しているなどと主張。

最高裁は、「本件抗告理由は、原決定の違憲をいうが、その実質は(中略)賠償額の算定が不当であるというに過ぎない」ものとし、本件抗告を不適当と却下した。

楽団演奏だけでなくレコード演奏(出所明示義務の違反)についても演奏禁止を命じた初の判決が確定した。演奏権侵害に関して最高裁が決定を下したのは初めて。

1970 (昭和45) 年7月18日

著作権法違反事件

神戸地裁 (判決)

昭和44年(わ)第350号、第440号

東海観光㈱の経営者と、同社の監査役兼支配人の2人を著作権侵害の疑いで告訴した事件。

神戸地裁は、披告人にそれぞれ懲役6か月、5か月(ともに執行猶予3年)の有罪判決を言い渡した。演奏権侵害に関して刑事罰が適用されたのは初めて。

判決では、使用料規程は営業権を侵害しないこと、使用許諾の申込みは「正当な事由がない限りその使用の申込を拒絶することができない」と解すべきであることなどが示された。

1971 (昭和46) 年3月22日

同控訴事件

大阪高裁(判決)

昭和45年(う)第1242号

本件被告人らが、神戸地裁による有罪判決を不服として控訴した事件。

判決では、何処女林(「処女林」)と東海観光㈱(「白い森」等)が法的に別人格であっても、実態は被告人の経営であるとし、JASRACによる許諾申込みの拒否には正当な理由があると判示、控訴を棄却した。

1972 (昭和47) 年2月4日

同上告事件

最高裁 (決定)

昭和46年(あ)第882号

本件被告人らが、大阪高裁による控訴棄却の判決を不服として、最高裁に上告した事件。判決では、被告人らの上告理由は適法でないとし、棄却した。

●JASRACシール偽造事件

1972 (昭和47) 年5月24日

私文書偽造事件

東京地裁(判決)

昭和47年刑(わ)第688号

JASRACの利用許諾を得た複製物であるかのように見せかける目的で、JASRACの名称を図案化したシールを作成していた事業者を、私文書偽造の疑いで警視庁に告訴した事件。

東京地裁は被告人に対し、懲役1年6か月(執行猶予4年)の有罪判決を言い渡した。録音物に関する判決は初めて。

●キャバレー「ゴールデン東京」(寿商事)事件

1972 (昭和47) 年7月31日

著作権法違反事件

川口簡裁(略式命令)

昭和47年(い)第947号

埼玉県川口市のキャバレー「ゴールデン東京」を経営していた寿商事㈱と、同社の社長および取締役の2人を、同店内での無断演奏に伴う著作権侵害の疑いで浦和地検に告訴した事件。

前年に施行されたばかりの新著作権法に定められた「両罰規定」(124条)の適用を求めた。

川口簡裁は略式命令により、同社と社長に罰金を科した。取締役については、社長に指揮命令を受けていた事情が考慮され、不起訴処分(起訴猶予)となった。

●籠の鳥事件

1976 (昭和51) 年12月1日

損害賠償等請求事件

和歌山地裁(判決)

昭和48年(ワ)第299号

流行歌「籠の鳥」を作詞、作曲したのは自分であると主張する男性が、同作品の作曲者として知られていた鳥取春陽氏の 承継者らとJASRACを被告として、著作権および著作人格権の侵害、名誉毀損による損害賠償、謝罪広告を求めた事件。 判決では、原告の主張が失当であるとし、すべての請求を棄却した。

1980 (昭和55) 年2月6日

同控訴事件

大阪高裁(判決)

昭和51年(ネ)第2319号

原告が、和歌山地裁の判決を不服として控訴した事件。

判決では、控訴人の請求が失当であるとし、一審判決同様、全ての請求を棄却した。

●カセットテープ無断複製事件

1977 (昭和52) 年11月22日

著作権法違反事件

横浜地裁川崎支部 (判決)

昭和51年(わ)第224号

海賊版カセットテープを13万本余り複製した会社社長を、著作権侵害の疑いで告訴した事件。 横浜地裁川崎支部は、被告人を懲役1年6か月に処する実刑判決を言い渡した。

1978 (昭和53) 年9月7日

東京高裁(判決)

昭和53年(う)第505号

横浜地裁川崎支部の判決を不服として控訴した事件。

東京高裁は、被告人が一審判決後に損害賠償額の一部として300万円を支払い、残額についても分割清算を約すなど 反省の情が認められるとし、懲役1年に減刑した

事件/判決内容等

●パロディ問題

1981 (昭和56) 年 パロディ問題 (同一性保持権等)

アルファ・レコード㈱が発売した「タモリ3一戦後日本歌謡史」が、「リンゴの唄」「憧れのハワイ航路」など34曲を、無断改変(替歌)しているとし、著作者人格権と複製権の侵害を理由に、同レコードの製造・販売の中止を同社に要請した問題(提訴には至らず)。

同社は当初、本件レコードはパロディとしての新作であると主張してJASRACの要請を無視し、製造・販売を強行したが、1983 (昭和58) 年1月、販売中止に応じ、同社が使用料相当額の解決金を支払って解決した。

●にほんの館事件

1980 (昭和55) 年3月18日

著作権法違反事件

福岡簡裁(略式命令)

昭和55年(い)第1162号

福岡市のスナック「にほんの館」の経営者を、無断演奏に伴う著作権侵害の疑いで福岡地検に告訴した事件。 福岡簡裁は略式命令により、同人に罰金を科した。

1980 (昭和55) 年5月23日

著作権侵害差止等請求事件

福岡地裁(判決)

昭和53年(い)第410号

同経営者に対し、同店での演奏禁止と損害賠償を求めた事件。

判決ではJASRACの主張どおり、演奏禁止、開業から提訴時までの5年にわたる無断利用期間の損害賠償の支払いを命じた。客席数が40前後の同店のような小規模店を対象とする事件の判決は初めて。

1982 (昭和57) 年1月27日

同控訴、同附帯控訴事件

福岡高裁(判決)

昭和55年(ネ)第353号、昭和56年(ネ)第283号

同経営者が、福岡地裁の判決を不服として控訴した事件。控訴人の請求は棄却された。

1982 (昭和57) 年11月19日

同上告事件

最高裁(判決)

同経営者が、福岡高裁の判決を不服として上告した事件。

判決では、上告人の主張について「原審の専権に属する証拠の取捨判断、事実の認定を非難するものにすぎず、採用することができない」とし、棄却した。

●アラン・フレビカ事件

1982 (昭和57) 年3月29日

損害賠償請求事件

東京地裁(判決)

昭和54年(ワ)第1879号、昭和55年(ワ)第2662号

JASRACに著作権の管理を委託していない、「アラン・フレビカ」という筆名を持つ著作者が、本来徴収し得る使用料をJASRACが横領しているなどとして、JASRACに損害賠償を求めた事件。請求の原因は、JASRACが「ほとんどすべての音楽を管理している」と広報していることにより、事実上、同人が自ら自作曲を演奏した社交飲食店から使用料を徴収できないなど、著作権の自己管理が妨害されたというもの。

判決では、「ほとんどすべての音楽」という表現は、「管理する音楽著作物の数を概括的に示すためにされているので(中略)業務案内用広告文等の文言として妥当」とし、同人の請求を棄却した。

1982 (昭和57) 年12月24日

東京高裁(判決) 昭和57年(ネ)第966号

同人が、東京地裁の判決を不服として控訴した事件。

判決では、「控訴人自身が前記の請求、徴収を行うことがいかに困難であったとしても、その責を被控訴人の前記表示を含む業務活動に帰することは許されない」とし、同人の請求を棄却した。

1983 (昭和58) 年4月13日

同上告事件

同控訴事件

東京高裁(決定)

昭和58年 (ネオ) 第10号

同人が、東京高裁の判決を不服として上告したが、上告理由の記載がなく、手統きの不備により、同高裁に却下された。

●レコード会社VS貸レ事業者事件

1984 (昭和59) 年5月30日

著作権侵害差止請求事件

東京地裁(和解)

大手レコード事業者4社に対し、レコード製作者の複製権を侵害しているとして、1981年 (昭和56) 年10月30日、日本レコード協会加盟13社が自社レコードの貸与の差止めを求めて提訴した事件。当時の著作権法にはまだ「貸与権」が創設されていなかった。

貸与権が創設された同日、和解が成立した。

●黎紅堂貸レコード事件

1984 (昭和59) 年5月30日

著作権侵害差止請求事件

東京地裁(和解)

昭和57年(ワ)第8152号

大手のレコード店「黎紅堂」に対し、1982 (昭和57) 年7月1日、レコードの貸出しの差止め等を求めた事件。著作権者等に新たな権利を認める「貸しレコード業特例法案(当時の呼称)」を議員立法により国会に提出する方針が立てられていた。

貸与権が創設された同日、次の条件により和解した。

①前年11月に成立した「貸レ暫定措置法」に基づいて正常な関係を持つ。②利害関係人として日本レコードレンタル商業組合の参加を得て、同組合が加盟事業者に対し、本件和解の趣旨の周知、遵守をはたらきかける。③JASRACと加盟事業者との間の利用許諾契約の条項について誠意をもって協議する。

●クリスタル貸音楽テープ事件

1984 (昭和59) 年6月25日

著作権侵害差止等請求事件

東京地裁(和解)

昭和59年(ワ)第3600号

貸音楽テープ店を経営する機クリスタルと経営者に対し、同年4月4日、複製権侵害による損害賠償を求めた事件。同社は全国に35のチェーン店を持ち、客に音楽テープと高速録音機を貸し出して店内で無断複製をさせていた。当時の著作権法にはまだ30条1項1号(公衆の使用に供することを目的として設置されている自動複製機器を用いた複製を「私的使用のための複製」から除外する条項)が設けられていなかった。

JASRACは、無断複製を被告会社の録音行為とみなすべきであると判断し、提訴に踏み切った。

東京地裁により4月6日、レコード会社20社による仮処分申立て(同社の店舗内での複製行為の禁止と複製機器の執行官保管を求めるもの)を認める決定が言い渡されたこともあり、被告からの和解の申入れを受け、次の条件により和解した。①同店でのダビング行為が複製権を侵害していることを認め、営業を廃止し、将来についても再開しない。②使用料相当額の和解金を支払う。③JASRACおよび会員に陳謝する。

事件/判決内容等

●クラブキャッツアイ事件

1982 (昭和57) 年1月14日

著作権法違反事件

小倉簡裁(略式命令)

昭和56年(い)第4255号

北九州市の社交飲食店「クラブキャッツアイ」「ミニクラブ水晶」で無断演奏を継続していた経営者を、著作権侵害の疑いで告訴した事件。

小倉簡裁は略式命令により、同人に罰金を科した。

1982 (昭和57) 年8月31日

著作権侵害差止等請求事件

福岡地裁小倉支部 (判決)

昭和55年(ワ)第847号

両店で無断演奏を継続していた同人および共同経営者に対し、演奏禁止および閉店した3店での無断演奏に伴う損害金を加えた5店分の損害賠償を求めた事件。

福岡地裁小倉支部は、両店での演奏禁止およびJASRACが求めた損害賠償額全額の支払いを言い渡した。

1983 (昭和58) 年2月17日

著作権法違反事件

小倉簡裁(略式命令)

昭和58年第337号

「クラブキャッツアイ」の経営者が、小倉簡裁から略式命令 (罰金刑) を言い渡されたにもかかわらず、無断演奏を継続していたため、再び著作権侵害の疑いで告訴した事件 (「ミニクラブ水晶」は1980 (昭和55) 年11月以降、生演奏を廃止し、カラオケに切り替えていた)。

同簡裁は略式命令により、同人に再び罰金を科した。

1984 (昭和59) 年7月5日

著作権侵害差止等請求控訴、同附帯控訴事件

福岡高裁(判決)

昭和57年(ネ)第595号(差止等請求控訴事件)、昭和58年(ネ)第329号(同附帯控訴事件)

「クラブキャッツアイ」「ミニクラブ水晶」の経営者および共同経営者が、福岡地裁小倉支部の民事事件の判決を不服として控訴した事件。一方JASRACは、同判決で認められた損害額算定期間以降の、両店および新規店1店での無断演奏期間の損害賠償額の加算を求めて附帯控訴した。この加算額には、「ミニクラブ水晶」および新規店でのカラオケ無断利用に伴う損害金を含めており、カラオケの無断利用に伴う損害賠償を求めた事件は初めて。

1988 (昭和63) 年3月15日

同上告事件

最高裁(判決)

昭和59年(才)第1204号

経営者らが、損害賠償請求の破棄を求めて上告した事件。

最高裁は、「客による歌唱も、著作権法上の規律の観点からは上告人らによる歌唱と同視しうる」と高裁判決を支持し、 上告を棄却した。

●音楽文化倶楽部貸テープ事件

1985 (昭和60) 年6月25日

貸与禁止等仮処分申立事件

東京地裁(決定)

昭和60年(ヨ)第2536号

武蔵野市の音楽テープ店とダビング店の経営者らに対し、4月17日、貸与および複製行為の禁止と複製機器の執行官保管を求める仮処分を申し立てた事件(音楽テープ店が店名、経営名義を変更したため、5月21日、新経営者に対して別途申立を行った)。

東京地裁はJASRACの申立てを認める仮処分の決定を言い渡し、同店の音楽テープ75本が差し押さえられた。

貸与権が新たな支分権として著作権法に創設されて以降、初の決定となった。音楽テープが差し押さえられたのも初めて。

1986 (昭和61) 年3月19日 著作権侵害差止等事件

東京地裁(判決) 昭和60年(ワ)第8862号

「音楽文化倶楽部」の経営者に対し、同店での貸与行為の禁止および貸与権侵害による損害賠償の支払いおよび音楽 テープの廃棄を求めた本案訴訟。

仮処分申立ての際と同様、経営者は出頭せず、JASRACの申立てのすべてを認める判決が言い渡された。

●くらぶ明日香事件

1986 (昭和61) 年8月27日

著作権侵害差止等請求事件

広島地裁福山支部 (判決)

昭和56年(ワ)第215号

福山市の「くらぶ明日香」の経営者2人に対し、同店での演奏、自動ピアノの再生、ビデオカラオケの利用(歌唱、伴奏音楽の再生、上映)の禁止と、これら無断演奏による損害賠償を求めた事件。

同地裁福山支部は、JASRACの主張をすべて認める判決を言い渡した。

ビデオカラオケの利用については、演奏権とともに上映権についても侵害していることを初めて判示した。自動ピアノについては、「著作権法施行令附則3条1号にいう客に音楽を鑑させるための特別の設備を設けているものに該るのは明らか」とし、カラオケと同様、演奏権の侵害であることを認めた。

経営者2人は即日、広島高裁に控訴し、JASRACもカラオケの撤去等を求める附帯控訴を申し立てた(「メンバーズバー ざくろ事件」参照)。

●メンバーズバーざくろ事件

1988 (昭和63) 年1月18日

演奏禁止等仮処分申立事件

広島地裁福山支部 (和解)

昭和62年(ヨ)第192号

飲食店「メンバーズバーざくろ」(上記「くらぶ明日香」の経営者の一人が代表を務める法人が経営)の店内で、上記判決が言い渡された後も、カラオケの無断利用を継続していたため、同店にカラオケ機器をリースしていた事業者を債務者に加えて、カラオケによる演奏禁止および同機器の執行官保管を求める仮処分を申し立てた事件。

本事件は、債務者から和解の申入れがあり和解した。社交飲食店でのカラオケ利用に関し、リース事業者がリース契約を締結する際の義務および同事業者が共同して使用料支払いの責任を負う裁判上の和解が成立したのは初めて。

●会員制倶楽部あぽろン事件

1987 (昭和62) 年10月26日

著作権侵害差止等請求事件

東京地裁(判決)

昭和59年(ワ)第6181号

10数年以上にわたり無断で生演奏を継続していた銀座の「会制倶楽部あぽろン」に対し、演奏禁止および損害賠償を求めた事件。

東京地裁は同店に対し、演奏禁止および損害額全額の支払いを言い渡した。判決では、使用料規定および同細則に基づく損害額の算定は「原告が通常受けるべき金銭の額に相当する」と認めるとともに、利用許諾契約を締結する場合には契約保証金の納付を条件に減額しているとし、無断利用者に減額した使用料を適用する理由はない、と被告の主張を退けた。

同判決で認められた損害額の算定期間は、これまでの事件の中で最も長期に及んだ。

●ビデオテープ無断複製事件

1988 (昭和63) 年3月24日

著作権法違反事件

名古屋地裁 (判決)

昭和63年(わ)第2020号

名古屋市でビデオテープを無断複製していた「むうびいはうすuncle」の経営者に対し、複製権および頒布権の侵害の 疑いで愛知県警西枇杷警察署に告訴した事件。

名古屋地裁は懲役1年6か月(執行猶予3年)の有罪判決を言い渡した。ビデオテープの複製権、頒布権侵害に関する刑事事件の判決は初めて。

事件/判決内容等

●祇園クラブカラオケ差止仮処分事件

1990 (平成2) 年1月16日

カラオケ利用禁止等仮処分申立事件

京都地裁(決定)

平成元年(ヨ)第866号

京都市内の社交飲食店2店でカラオケを無断利用していた経営者に対し、カラオケの利用禁止と同機器の執行官保管を求める仮処分を申し立てた事件。

京都地裁はJASRACの申立てを認める仮処分を決定し、1月23日、両店からカラオケ機器が撤去された。カラオケの無断利用に伴う著作権侵害について、仮処分の決定と執行が行われたのは、カラオケ管理を開始してから初めて。

1990 (平成2) 年7月31日 間接強制申立事件

京都地裁(和解)

平成2年(ヲ)第200号

上記経営者が、仮処分の執行が行われたにもかかわらず、両店に新しいカラオケ機器を設置して無断演奏を継続したため、4月20日、カラオケの利用禁止と、「間接強制」を申し立てた事件。

間接強制の申立ては東海観光事件以来で、カラオケの無断利用に対する同申立ては初めて。

同経営者とは7月31日に和解した。

●チューリップ著作権確認事件

1989 (平成元) 年2月10日

著作権確認請求事件

千葉地裁(判決)

昭和58年(ワ)第1102号

日本教育音楽協会および同協会の会長を務めた作曲家・井上武士氏がそれぞれJASRACに著作権を信託していた「チューリップ」(作詞:日本教育音楽協会、作曲:井上武士/1932(昭和7)年公表当時は無名の著作物)について、井上氏同様に日本教育音楽協会の会長を務めた作曲家・小出浩平氏の遺族らが、この作品を作詞、作曲したのは小出であると主張し、井上氏の著作権を承継していた遺族らを相手に、同作品の著作権の帰属について確認を求めた事件。判決では、「このように長期間多数の出版物に井上の作曲であることが公にされているのにもかかわらず、小出はこれに対してチューリップ曲の創作者が自己であることを明らかにするような確固たる措置を講じた形跡がない」などとし、原告らの請求をすべて棄却した。

1990 (平成2) 年12月18日

同控訴事件

東京高裁(判決)

平成元年(ネ)第607号

小出氏の遺族らが、千葉地裁の判決を不服として控訴した事件。

東京高裁は、同地裁の判決を支持し、控訴を棄却した。

1992 (平成4) 年1月16日

同上告事件

最高裁(判決)

平成3年(才)第526号

同遺族らが、東京高裁の判決を不服として上告した事件。

最高裁は、上告を棄却した。

●コヒノボリ等著作権確認事件

1989 (平成元) 年8月16日

コヒノボリ等著作権確認請求事件

東京地裁(判決)

昭和58年(ワ)第12198号

上記の「チューリップ」に関する事件で勝訴した井上氏の遺族らは、同事件の弁論で「チューリップ」の作詞者は近藤宮子氏であると主張していたが、その本人が、小出氏の遺族らとJASRACを相手に、「コヒノボリ」「チューリップ」を含む六つの唱歌の歌詞について著作者人格権を有することの確認、また六つの唱歌のうち「チューリップ」「カミナリサマ」「オウマ」については著作権を有することの確認、さらに氏名表示権の侵害に伴う精神的損害および本来受け取るべき使用料を受領できなかったことで被った損害の賠償を求めた事件。

判決では、六つの唱歌の作詞の著作者が近藤氏であることを認め、著作者人格権を有するとしたが、著作権については、同作品を公表した日本教育音楽協会に(本件唱歌の投稿を公募した際の広告の解釈により)譲渡されていると判示した。氏名表示権の侵害については一部を認め、小出氏の遺族らとJASRACに対し、原告が被った精神的損害に対する慰謝料の支払いを命じた。

1993 (平成5) 年3月16日

同控訴事件

東京高裁(判決)

平成元年(ネ)第2886号

小出氏の遺族らとJASRACが、東京地裁の判決を不服として控訴した事件。近藤宮子氏は、三つの唱歌について著作権を有することの確認などを求めて附帯控訴した。

東京高裁は、慰謝料について減額した他は、控訴、附帯控訴ともに棄却した。

■「チューリップ」「コヒノボリ」等使用料返還請求事件

1998 (平成10) 年9月28日

著作権確認・使用料請求事件

東京地裁(判決)

平成9年(ワ)第1400号

上記の「コヒノボリ」等に関する事件で、近藤宮子氏を支援していた女性が、①「チューリップ」「コヒノボリ」の著作権を、日本教育音楽協会が近藤宮子氏に「もどした」ことを証明する確認書を持っている、②日本教育音楽協会が不当に利得した使用料についての返還請求権を近藤氏から譲り受けている、として、日本教育音楽協会に使用料の返還を、また同協会とJASRACに対して、同作品の著作権の帰属の確認を求めた事件。東京地裁は、確認書なる書面の効力を否定し、原告の請求を棄却した。

●歌舞伎町・カラオケー網打尽事件

1992 (平成4) 年6月24日 · 25日

演奏禁止等仮処分申立事件

東京地裁 (決定)

平成4年(ヨ)第2506号

ピアノやカラオケによる無断演奏を継統していた新宿区歌舞伎町の社交飲食店5店に対し、演奏禁止および楽器、カラオケの執行官保管を求める仮処分を申し立てた事件。

東京地裁はJASRACの申立てを認める仮処分を決定し、5店の楽器やカラオケに網をかける方式で利用の差止めが執行された。

楽器やカラオケの仮処分執行は、首都圏では初めて。メディアで「一網打尽」と報じられた。

5店とは執行後、和解した。

●有線カラオケ伝達権侵害事件

1993 (平成5) 年11月25日

カラオケ利用禁止等仮処分申立事件

大阪地裁 (決定)

平成5年(ヨ)3796号

店外の施設からリクエストに応じて伴奏音楽と映像が有線送信されるカラオケシステムを利用していた大阪の無許諾店に対し、客の歌唱に伴う演奏権の侵害だけでなく、同システムの利用で伝達権も侵害されているとして仮処分を申し立てた事件。

大阪地裁はJASRACの申立てを認める仮処分を決定した。

事件/判決内容等

●魅留来事件

1994 (平成6) 年3月17日

著作権侵害差止等請求事件

大阪地裁(判決)

昭和63年(ワ)第6200号

大阪の社交飲食店「魅留来(みるく)」でカラオケを無断利用していた経営者夫婦と、同店にカラオケ機器をリースして いた事業者を相手に、損害賠償を求めた事件。

大阪地裁は、JASRACの求めた損害額全額を連帯して支払うよう言い渡した。

判決では、「モニターテレビに管理著作物の歌詞の文字表示が映し出されることはその管理著作物の上映に該当する」 とし、カラオケソフトの映像に収録された伴奏音楽の再生についても、上映に当たるとした。

リース事業者の責任については、「業務用カラオケ装置のリース行為は(中略)、管理著作権侵害発生の危険を創出し、そ の危険を継続させ、またはその危険の支配・管理に従事する行為であると同時に、それによって被告会社は対価として の利得を得ているのであるから、右行為に伴い、当該危険の防止措置を講じる義務、危険の存在を指示警告する義務を 生じさせると解するのが条理に適う」とし、「二重取り」には当たらないとした。カラオケのリース事業者に対して、共同 不法行為責任が判決で認められたのは初めて。提訴以来5年8か月、30回に及ぶ口頭弁論を経ての判決だった。

1994 (平成6) 年4月12日

著作権法違反事件

大阪地裁(判決)

平成2年(わ)第1831号

同店の経営者の1人を著作権侵害の疑いで大阪地検に告訴した事件。

同人は、JASRACの使用料規程は、著作権法の罰則規定の部分的内容をなす補充規範の機能を持っており、「白地刑罰法 規」と類似の問題を持つこと、客を装った実態調査は被告人を罠に陥れる「おとり捜査」であること、調査員が客を歌唱に 駆り立てた点で、JASRACは著作物の利用を承諾している(「被害者の承諾」)こと、秘密裡に録音されたテープは違法に 収集された証拠であることなどを主張したが、大阪地裁は、これら主張をすべて退け、罰金を科す有罪判決を言い渡した。 カラオケの無断利用者に対する告訴のほとんどが略式命令で解決していた中、カラオケの著作権侵害罪が法廷で審理 され、判決が言い渡されたのは初めて。起訴以来4年、公判は30回に及んだ。

1997 (平成9) 年2月27日

著作権侵害差止等請求控訴事件

大阪高裁(判決)

平成6年(え) 第841号

同店の経営者の2人とリース事業者が、大阪地裁の判決を不服として控訴した事件。

大阪高裁は、リース事業者の共同不法行為責任について、「被告人会社は(中略)著作権侵害行為を幇助した者として、民 法719条2項に基づき共同不法行為責任を免れない」とし、リース事業者は一審判決で言い渡された「注義義務」を負 うと判示した。また、控訴人らの代理人弁護士が賠償額全額を裁判外に送金したことから、損害賠償についての「被控 訴人の請求を棄却する」との一文が主文に加えられた。

JASRACの実質的な全面勝訴となった本判決は、控訴人が上告しなかったことにより確定した。

■カラオケ施設(レッツゴーカラオケ)仮処分事件

1996 (平成8) 年12月6日

カラオケ利用禁止等仮処分申立事件

東京地裁(決定)

平成8年(ヨ)第22041号

カラオケを無断利用していた保谷市のカラオケ施設「レッツゴーカラオケ」に対し、カラオケ利用の禁止、同機器の執行 官保管などを求める仮処分を申し立てた事件。同施設は、JASRACがカラオケボックスなどのカラオケ施設に法的措 置を初めて講じた3施設のうちの1施設だった。

東京地裁は、6回にわたる審尋を経て、JASRACの申立てを認める仮処分を決定した。

主文では「顧客に歌唱させる目的で、カラオケ装置を操作して又は顧客に操作させて伴奏音楽を演奏する方法により使用 してはならない」「カラオケ用ビデオディスクに収録されている伴奏音楽及び歌詞の文字表示を上映する方法により使用し てはならない」と、カラオケ施設での音楽著作物の無断利用は著作権侵害に当たるという司法判断が初めて下された。 決定後、同施設は、JASRACが求めた損害額および遅延損害金を一括で清算し、許諾契約を結ぶための契約保証金を 納付する条件で和解した。

■つくば市カラオケ社交飲食店告訴事件

1998 (平成10) 年2月20日

著作権法違反事件

最高裁(決定)

平成8年(ろ)第14号

1995 (平成7) 年11月、カラオケを無断利用していたつくば市の杜交飲食店「らりるれろ」の経営者を著作権侵害の疑 いでつくば中央警察署に告訴した事件。被告人は他国籍であることを理由に、日本語の理解力が乏しく、カラオケの無 断利用が著作権侵害になるとは知らなかったなどと主張していた。

一審、二審ともに、被告人の主張を退ける有罪判決が言い渡され、二審の東京高裁は「スナック等の飲食業を営む者に とって、同協会の許諾を得ずにカラオケ演奏を伴奏として従業員や客に歌唱させることが著作権法に違反にすること は、いわば常識に属すること」と判示した。

被告人は最高裁に上告したが、棄却され、有罪が確定した。

●ビッグエコー上尾店事件

1998 (平成10) 年8月27日

著作権侵害差止等請求事件

東京地裁(判決)

成9年(ワ)第19839号

「全日本音楽著作権料値下交渉聯盟」を組織し、同調者を募って著作物使用料の不払い運動を続けていたカラオケ施設 「ビッグエコー上尾店」の経営者ら3者に対し、カラオケ利用の禁止および損害賠償等を求めた事件。

東京地裁は被告らに対し、①カラオケによる伴奏音楽の再生の禁止、②カラオケ用のビデオディスクに収録されている 伴奏音楽および歌詞の文字表示の再生の禁止、③カラオケによる歌唱の禁止、④カラオケ装置の撤去、⑤損害の賠償、 を言い渡した。

判決では、侵害の主体(音楽の利用主体)について「顧客は被告らの管理の下で歌唱し、被告らは顧客に歌唱させるこ とによって営業上の利益を得ていることからすれば、各部屋における顧客の歌唱による管理著作物の演奏についても、 その主体は本件店舗の経営者である被告らであるというべき」と判示した。

また被告らの本件店舗における営業は、著作権法施行令附則3条1号の事業に該当するから、著作権法附則14条は適用 されない」とした。

1999 (平成11) 年7月13日

同控訴事件、同附带控訴事件

京京高裁(判決)

平成10年(ネ)第4264号他

上記被告らが、東京地裁の判決を不服として控訴した事件。JASRACは、不当利得の返還(消滅時効10年)を求める 附帯控訴を申し立てた。

東京高裁は、不当利得の返還を認め、結果として相手方に一審と同額の支払いを命じた。不当利得返還請求について、 JASRACが初めて明確に獲得した司法判断となった。

2000 (平成12) 年7月14日

同上告事件·上告受理申立事件

最高裁(決定)

平成11年(才)第1581号他

経営者ら3者が、東京高裁の判決を不服として、最高裁に上告および上告受理を申し立てた事件。 最高裁は上告を棄却、また上告審として受理しないと決定し、高裁判決が確定した。

■カラオケボックス29事業者(78店舗)債務不存在確認・反訴事件

2000 (平成12) 年12月26日

債務不存在確認、反訴請求事件

東京地裁(判決)

平成9年(ワ)第25151号他

前記「ビッグエコー上尾店事件」に関連して、「全日本音楽著作権料値下交渉聯盟」に加盟するカラオケ施設の経営者26人が、 JASRACの求める許諾手続きおよび使用料の支払いには根拠がないとし、「使用料相当額の不法行為に基づく損害賠償債 務ないし不当利得返還債務の不存在」について確認を求めた事件。一方のJASRACは、この26人を含む経営者29人に対し、 カラオケ利用の禁止および同機器の撤去とともに、使用料規定相当額の損害賠償又は不当利得返還を求めて反訴した。 判決では、「ビッグエコー上尾店事件」と同様に、カラオケ利用の禁止、同機器の撤去、損害賠償等の支払いが命じられ た。この判決を不服とした2事業者が、東京高裁に控訴したが、同高裁は東京地裁の判決を支持し、棄却した(東京高 裁平成13年(ネ)787号)。

事件/判決内容等

●CD-R 知情頒布事件

1998 (平成10) 年

著作権法違反事件

静岡県警、新居警察署(告訴)

無断複製されていたCD-Rを販売・頒布していた愛知県豊橋市の男性を告訴した事件で、10月28日、静岡県警察本部と 新居警察署が、同人を著作権法違反の疑いで逮捕した。 CD-Rを利用した無断複製物の、いわゆる知情頒布に基づく 逮捕は、本事件が初めて。逮捕当日に行われた家宅捜索、またその後の捜査により、この男性自身が無断複製も行った ことが判明したため、11月16日、JASRACは複製権侵害に基づく追加告訴を行った。翌年2月10日、有罪判決(懲役 1年、執行猶予4年)が言い渡された。

●カラオケ機器封印破棄事件

1998 (平成10) 年12月22日

封印破棄事件

大津地裁(略式命令)

平成10年(検)第2769号

滋賀県草津市の社交飲食店の経営者が、同県警生活安全課と草津警察署に、著作権法違反と封印等破棄の疑いで逮捕された事件。同人は、経営する店でカラオケの無断利用を継続していたため、JASRACが前年3月、カラオケの利用禁止と同機器の執行官保管を求める仮処分を大津地裁に申し立て、同年6月に仮処分が決定・執行されたが、その経営者が、カラオケ機器にかけられた漁網の封印を破棄し、カラオケ利用を再開したため、同地裁執行官に点検執行を申し立て、この5月、再執行された。ところが同人が再び封印を破棄、カラオケの無断利用を継続したため、大津地裁にカラオケの利用禁止と損害賠償等を求める本案訴訟を提起、さらに草津署に著作権法違反で告訴、また2度の封印破棄を確認したJASRAC京都支部長と大津地裁執行官が同署に封印等破棄罪(刑法96条)で告発した。12月22日、略式命令により罰金が科された。

■パチンコ店生演奏事件

1999 (平成11) 年2月2日

演奏禁止等仮処分申立事件

大阪地裁(和解)

平成10年(ヨ)第3386号

大阪市のパチンコ店内に電子ピアノを設置し、専属の奏者を雇って無断演奏を継続していたため、演奏禁止と同楽器の 執行官保管を求める仮処分を申し立てた事件。2月2日に和解した。

パチンコ店など遊技施設での生演奏に対して法的措置を講じたのは初めて。

●ビデオメイツ事件

1995 (平成7) 年5月29日

カラオケ利用禁止等仮処分申立事件

水戸地裁(決定·執行)

平成6年(ヨ)第215号 平成6年(ヨ)第216号

茨城県水戸市と筑波郡の社交飲食店で、カラオケの無断利用を継続していた経営者夫婦および同夫婦に経営を引き継いだとする人物の計3人に対し、カラオケ利用の禁止、同機器の執行官保管を求める仮処分を申し立てた事件。水戸地裁は5月29日、JASRACの申立てを認める仮処分を決定し、6月9日、執行された。

1999 (平成11) 年4月14日

著作権侵害差止等請求事件

水戸地裁(判決)

平成9年(ワ)第106号

同経営者夫婦が、仮処分執行後も、カラオケの無断利用を継続していたため、経営者夫婦の2人および両店にカラオケ機器をリースしていた(有)ビデオメイツを相手に、カラオケの利用禁止と同機器の撤去、また損害賠償を求めた事件。水戸地裁は、カラオケ利用の禁止と同機器の撤去、損害賠償の支払いを命じたが、リース事業者の責任に関しては、「魅留来」民事事件の大阪高裁判決より後退する内容となった。判決では、相応の説明等をしたとするリース事業者の主張にはリース事業者の一般的な注意義務の必要性を示しつつも、本件リース事業者が、「仮処分命令の執行を受けたことを知る」までは、リースの相手方がJASRACと利用許諾契約を締結していない可能性を疑わせるような「特段の事情」等がなく、仮処分の執行以前には注意義務違反がないとして、損害賠償の連帯責任については、同執行以降に新たなカラオケ装置をリースした期間しか認めなかった。

1999 (平成11) 年11月29日

同控訴事件

東京高裁(判決)

平成11年(ネ)第2788号

水戸地裁の判決を不服とする原告、被告がともに控訴した事件。東京高裁は、同地裁の判決を支持し、どちらの控訴も棄却した。判決では、リース事業者の責任について、「カラオケ装置の引渡し前に、当該経営者が、一審原告との間で著作物使用許諾契約の締結又はその申込みをしたことを確認すべき注意義務であるとか、カラオケ装置を引き渡した後においても、随時、著作物使用許諾契約の有無を確認すべき注意義務などを、一般的に負うものと解することはできない」と判示した。

2001 (平成13) 年3月2日

同上告事件

最高裁(判決)

平成12年(受)第222号

JASRACが東京高裁の判決を不服として、リース事業者の本件行為は、同経営者夫婦の著作権侵害行為と共同不法行為を構成するとし、リース事業者に使用料相当額の損害賠償を求めるべく、上告と上告受理を申し立てた事件。最高裁はJASRACの主張を全面的に認め、リース事業者の責任について限定的にしか認めていなかった一審、二審の判決を覆し、リース事業者に全リース期間の損害賠償を命じる判決を言い渡した。カラオケ装置のリース事業者が果たすべき注意義務を最高裁が判示したのは初めて。

●インターネット/MP3違法サイト告訴事件

1999 (平成11) 年7月9日

著作権法違反事件

愛知県警 (告訴)

音声圧縮技術「MP3」を使って、市販CD等を音源とする音楽データを無断でインターネット上にアップロードしていた 札幌市の少年を、7月9日、愛知県警に告訴した事件。

愛知県警生活経済課と愛知署は7月16日、同少年を複製権と公衆送信権侵害の疑いで名古屋地検に書類送検した。 MP3技術を使った違法音楽サイト開設者に対する告訴は初めて。

少年は8月10日、家裁送致された。

●自動複製機器販売等告訴事件

1999 (平成11) 年10月20日

著作権法違反事件

徳島県警(告訴)

店内に音楽CDの自動複製機器を置き、客の持ち込んだCDやパソコンソフトをCD-Rに複製・販売していた徳島市の書店3店の経営者3人を、10月20日、徳島東署に告訴した事件。

徳島県警察本部生活保安課と徳島東署は11月30日、経営者3人を著作権侵害の疑いで書類送検した。

12月22日には、この自動複製機器を販売した事業者を徳島東署に告訴し、翌年1月22日、徳島県警察本部生活保安課と徳島東署が同事業者の代表者を、複製権侵害の幇助 (刑法62条) および複製権侵害の疑いで逮捕した。

経営者3人に対しては、略式命令により罰金が科せられた。

事件/判決内容等

●法人格否認の法理事件

2000 (平成12) 年5月18日

損害賠償請求事件

福島地裁郡山支部(判決)

平成5年(ワ)第292号

生演奏を無断で継続していた福島県郡山市の社交飲食店に対し、JASRACが1992 (平成4) 年7月、仮処分命令を申し立てた直後、同店の経営法人が、新しく設立した法人に経営を移転させ、仮処分と損害賠償を免れようとした事件。裁判所は、JASRACの主張を認め、新法人は、法人格の濫用により設立された法人であるから、法人格否認の法理により、両法人は連帯して不法行為責任および不当利得返還義務を負うとする判決を言い渡した。

●日本映像事件

2000 (平成12) 年6月30日

損害賠償請求事件

東京地裁(判決)

平成11年(ワ)第3101号

無断でJASRAC会員の作品を背景音楽とするビデオを制作・複製した日本映像㈱に対し、複製権侵害による損害賠償を求めた事件。同社は、ビデオの背景音楽に利用した作品は、同会が書き下ろした委嘱作品であり、「複製許諾を含む本件楽曲提供の対価」(本件支払金)を支払っていると主張したほか、JASRACは、同会員から著作権の移転を受けたことについて、著作権法77条で定める著作権登録原簿への登録を行っておらず、著作権者であることを主張できないと抗弁した。

東京地裁は、この主張を認め、JASRACの請求を棄却した。

2001 (平成13) 年7月12日

同控訴事件

東京高裁(判決)

平成12年(ネ)第3758号

JASRACが、東京地裁の判決を不服として控訴した事件。

東京高裁は原判決を取り消し、「本件支払金」は「いわゆる委嘱料であるとみることが十分可能であり、複製許諾料を含むものであると認めるには足りない」「本件支払金以外の対価を支払うことなく本件楽曲を複製することを許諾した、と積極的に認めることはできない」とし、「被控訴人は、本件楽曲につき、控訴人の複製許諾を得るべきであったのに、少なくとも過失により許諾を得ないまま複製行為をしたことになり、控訴人に対し、著作権侵害の不法行為に基づく損害賠償の責任を負う」と、JASRACの請求を全面的に認める判決を言い渡した。

日本映像㈱は、この判決を不服として、最高裁に上告および上告受理を申し立てたが、最高裁は翌年1月22日、この申立てを棄却した。

●インターネット/海賊版CD販売告訴事件

2002 (平成14) 年1月7 日

著作権法違反事件

東京地裁(略式命令)

インターネットのホームページを利用して顧客を募り、リクエストに応じて海賊版CDを販売していた男性を、頒布による著作権侵害で原宿警察署に告訴した事件。この男性が販売していた海賊版は、インターネット上に違法にアップロードされていたMP3ファイルを音源にしており、JASRACから警告を受けた後も、URLを変更して同販売を継続していた。同人は、11月28日、著作権法違反の疑いで書類送検され、翌年1月7日、略式命令により罰金が科せられた。

●無断歌謡ショー差止等請求事件

2002 (平成14) 年6月28日

著作権侵害差止等請求事件

東京地裁(判決)

東京地裁(ワ)第15881号

長期間にわたって、無断で歌謡ショーを行っていた静岡の演奏会事業者(旬ダイサンプロモーション、旬オカモト)に対し、今後の演奏会での著作物の利用禁止と過去の無断利用等に対する損害賠償を求めた事件。過去に著作物利用の許諾を受けながら使用料を長期にわたり滞納したり、無断興行を継続したりする演奏会事業者に本案訴訟を提起したのは初めて。東京地裁は、演奏会を運営・管理し、経済的利益を得る地位にある演奏会事業者が、演奏会における演奏の主体であると認め、本件事業者に対し、管理著作物の利用禁止と損害賠償(不当利得返還を含む)の支払いを命じる判決を言い渡したが、JASRACが本事件で対象とした168件の催しのうち、2件については同事業者の責任と認めず、当該演奏会に関する損害額を、賠償額から減じた。

2003 (平成15) 年1月16日

同控訴事件

東京高裁(判決)

平成14年(ネ)第4053号

JASRACが、原判決中の敗訴部分の取消しを求めて、控訴した事件。

東京高裁は、被告法人が訴外演奏会事業者に名義を貸したに過ぎないとして、JASRACの請求を棄却した2件の催しについて、被控訴人オカモトには、確定的な故意はなかったとしても、未必的な故意又は重大な過失があったと、一審判決を覆し、JASRACの請求を認めた。また元代表取締役の連帯責任についても、民法709条に基づく不法行為責任を負うとし、JASRACの主張を認めた。

本事件では、JASRACがこれまで、演奏会等の主催者に対して主張してきた「利用主体」および「名義主催者の責任」が、法的に明確に裏付けられた。

■CATV事件

2004 (平成16) 年5月21日

著作権侵害差止請求事件

東京地裁(判決)

平成13年(ワ)第20747号、同第20745号

JASRACと許諾契約を結ばないで、CSやラジオ放送の同時再送信および自主制作番組の放送で音楽を利用している CATV事業者3社、また契約を結んだものの使用料を滞納している2社に対して、2001 (平成13) 年10月1日、有線放 送の禁止と損害賠償を求めた事件。JASRACがCATV事業者に対して法的措置を講じたのは初めて。

一方で、本事件提訴と同年の4月26日、日本脚本家連盟が、テレビ放送(地上波、BS)の同時再送信による映画、テレビドラマ等の著作物の利用に関して「5団体契約」(5団体:同連盟、日本シナリオ作家協会、日本文芸著作権保護同盟、日本芸能実演家団体協議会(芸団協)、JASRAC)を結んでいながら、使用料を滞納しているCATV事業者6社に対し、損害賠償を求めた事件にも、JASRACは他の4団体とともに原告として加わった。

東京地裁は5月21日、上記2件の判決を言い渡し、①CSやラジオ放送の同時再送信等の利用に関しては、5団体契約の許諾の範囲に含まれるため、CATV事業者は別途にJASRACの許諾を受ける必要はない、②5団体契約のうち、芸団協に関する部分は錯誤により無効、などとCATV事業者側の主張を認め、JASRACの請求を全面的に棄却した。

2005 (平成17) 年8月30日

同控訴事件

知財高裁(判決)

平成17年(ネ)第10012号(旧表示: 平成16年(ネ)第3428号)

JASRACが控訴した事件(被控訴人:許諾契約を結ばないで有線放送しているCATV事業者2社、契約を結んだものの使用料を滞納している1社)。

裁判所は、「CS放送の同時再送信は、5団体契約の対象外とされていたものと認められる」「被控訴人らは、いずれもFM東京、NHKFMなどのラジオ放送の同時再送信を行い、(中略) これが5団体契約による使用許諾の対象となっていたものと認めることもできない」などとして、原判決を取り消し、JASRACの求める損害賠償の全額の支払いを命じた。

2006 (平成18) 年10月10日

同上告事件

最高裁 (決定)

平成17年(受)第2201号

上記3社が高裁判決を不服として、上告受理を申し立てた事件。

最高裁は、上告審として受理しないことを決定し、JASRACおよび5団体の主張を全面的に認めた上記二つの高裁判決が確定した。

198 第2部 法的措置の歴史

199

 判決·決定日等
 事件名(略称)等

 裁判所等
 事件番号

事件/判決内容等

●CATV事件

2007 (平成19) 年3月22日

間接強制申立事件

東京地裁(決定)

平成19年(ヲ)第80017号

最高裁の上記決定を無視し、高裁判決確定後もJASRACと許諾契約を結ばず、同判決で禁止された音楽利用を継続しているCATV事業者2社に対し、間接強制(管理著作物の利用禁止、管理著作物の利用に対する制裁金の支払い)を申し立てた事件。同社は、判決で確定した2001(平成13)年度分までの損害金を支払ったものの、その翌年度以降の支払いおよび許諾契約の締結を拒否していた。

東京地裁は、JASRACの申立てを認める間接強制を決定した。制裁金の額についても、「合理的根拠に基づいた相当なもの」と認めた。

●無断演奏会差止等請求事件

2003 (平成15) 年1月28日

東京地裁(判決)

平成13年(ワ)第21902号

「ハートフルチャリティコンサート」等と名づけられた演奏会を、JASRACに無断で長期にわたり(個人名で131件、法人名で222件) 開催していた富山県の演奏会事業者および同社役員2人に対し、管理著作物の利用禁止と損害賠償を求めた事件。

東京地裁は、管理著作物の利用禁止と、同事業者および同社役員2人に連帯して、損害賠償請求および不当利得返還請求に基づく損害金等の支払いを命じる判決を言い渡した。

●ファイルローグ (日本MMO) 事件

2002 (平成14) 年4月11日

ファイル交換サービス禁止仮処分申立事件

東京地裁(決定)

平成14年(ヨ)第22010号

インターネット上のファイル交換サービス「ファイルローグ」を運営する衛日本エム・エム・オー(日本MMO)に対して、音楽ファイル交換サービスの停止を求める仮処分命令を申し立てた事件。同社は、MP3ファイルを複製しているのは、同サービスの利用者であるなどとして、著作権(複製権、自動公衆送信権、送信可能化権)の侵害には当たらない、などと主張していた。

東京地裁は、次の理由から、MP3形式で複製された管理著作物の検索に必要なファイル情報(作品タイトル、アーティスト名)を利用者に送信しないよう命じた。

①同社のサーバーを介するなどして、他の利用者からの求めに応じて自動的に管理著作物を送信し得る状態にする行為は、著作権の侵害にあたる。②これらの行為は債務者の管理の下に行われているというべきである。③これらの行為は債務者の営業上の利益を増大させる行為と評価することができる。

2003 (平成15) 年1月29日

著作権侵害差止等請求事件

東京地裁(中間判決)

平成14年(ワ)第4237号

上記仮処分命令が決定される2か月前の2月28日にJASRACが日本MMOおよび同社の代表取締役に対して、同社が運営する「ファイルローグ」の音楽ファイル交換サービスの停止および損害賠償を求める本案訴訟を提起した事件。東京地裁は、この事件の争点のうち、同社および同人が本件著作権侵害の主体といえるかどうかについて、「中間判決」を言い渡し、「同被告がその著作権侵害行為の主体である」「被告らは(中略)連帯して損害賠償金を支払う義務を負う」、とJASRACの主張を全面的に認めた。

この中間判決では、仮処分命令決定の理由に示された判断基準をもとに、上記同様の判断を下した。

2003 (平成15) 年12月17日

著作権侵害差止等請求事件

東京地裁(終局判決)

平成14年(ワ)第4237号、(平成14年(ワ)第4249号)

上記中間判決を踏まえ、差止請求の範囲および侵害の額などを示した「終局判決」が言い渡され、東京地裁は、本件サービスにおいて、管理著作物の検索に必要なファイル情報(作品タイトル、アーティスト名)に係るMP3形式で複製された音楽ファイルを送受信の対象としないよう、また同社と同社の代表取締役に連帯して損害賠償を支払うよう命じた。 差止請求の範囲については、「当該ファイル情報に係るMP3ファイルの送受信行為」として特定することが、執行手続き

における差止めの対象として最も実効性があるとした。

損害額については、「特段の事情のない限り、本件使用料規程の定める額を参酌して算定するのが合理的」と認めた上で、当時のインターネット回線の種類や通信速度をもとに現実にダウンロードすることができた音楽ファイル数などが勘案され、JASRACが求めた損害額の概ね10分の1が認められた。

日本レコード協会加盟のレコード会社19社が提起した本案訴訟についても、JASRAC同様に勝訴の終局判決が言い渡された。

2005 (平成17) 年3月31日 同控訴事件

東京高裁(控訴棄却)

平成16年(ネ)第405号、(平成16年(ネ)第4465号)

日本MMOと同社の代表取締役が、東京地裁の判決を不服として控訴した事件。

東京高裁は、東京地裁の判決を支持し、控訴を棄却した。

判決では、「控訴人会社はまさに自らコントロール可能な行為により侵害の結果を招いている者として、その責任を問われるべきことは当然であり、控訴人会社を侵害の主体と認めることができる」「控訴人会社としては、MP3ファイルに限っては、著作権を侵害するものを除去するよう監視し、必要な措置を講ずべき立場にあるというべきである」などとし、「著作権法の解釈上、著作権の侵害主体は現実に著作物等の利用それ自体の物理的行為を行っている者に限定されるべきであるとはいえない」とされた。

同社と同人は、上告期限までに最高裁に上告等を申し立てなかったため、控訴審判決が確定した。

■ファイル交換ソフト告訴事件

2002 (平成14) 年3月26日

著作権法違反事件

京都簡裁 (略式命令)

ファイル交換ソフト「winMX」を使って、市販CD等からMP3形式に変換した音楽ファイルをインターネットに接続し、不特定のユーザーに送信可能な状態に置いた専門学校生に対し、JASRACがレコード会社2社とともに、著作権侵害の疑いで京都府警山科警察署に告訴した事件。

同学生は、パソコン用のビジネスソフトを権利者に無断で送信可能にしていたことから、前年11月28日、同警察本部に 逮捕されており、家宅按索の結果、音楽ファイルも送信可能にしていたことが判明していた。

この学生は、3月26日、略式命令により罰金が科せられた。ファイル交換ソフトの利用者の逮捕、刑事処分は初めて。

●ダンス教授所事件

2003 (平成15) 年2月7日

著作権侵害差止等請求事件

名古屋地裁(判決)

平成14年(ワ)第2148号

長期間にわたり、管理著作物を無断でBGM利用していた愛知県の社交ダンス教授所7事業者に対し、管理著作物の利用禁止、BGMの再生に使っていたCDプレーヤーなどの関連機器の撤去および損害賠償を求めた事件。JASRACがダンス教授所を相手に本案訴訟を提起したのは初めて。

判決では、「受講生である客は不特定多数の者」であり公衆に対する演奏に該当すること、「社交ダンス教授所は、著作権法施行令附則3条2号の〈フロアにおいて客にダンスをさせる営業〉に当たる」として同法附則14条の適用はないことなどから、被告らの不法行為責任を認め、管理著作物の利用禁止を命じた。

ところが、BGMの再生に使っていたCDプレーヤーなどの関連機器については「〈専ら侵害の行為に供された機械若しくは器具〉に当たると認めることは相当でない」とし、JASRACが求めた関連機器の撤去を認めなかったほか、過去10年分の支払いを求めた損害賠償については、不法行為に基づく損害賠償をなし得る期間(消滅時効〈3年〉)に基づき、本件については3年6か月分のみを認めるに留まり、不当利得返還請求権に基づく請求は、利得額を立証する証拠がないとして棄却された。

 判決·決定日等
 事件名(略称)等

 裁判所等
 事件番号

事件/判決内容等

●ダンス教授所事件

2004 (平成16) 年3月4日

同控訴事件

名古屋高裁(判決)

平成15年(ネ)第233号

一審原告、被告双方が名古屋地裁の判決を不服として控訴した事件。

名古屋高裁は、原判決を変更し、JASRACの主張をほぼ認める判決を言い渡した。

判決では、名古屋地裁の判決が支持された。関連機器の撤去は認めなかったものの、JASRACの不当利得返還請求権を認めた。

2004 (平成16) 年9月28日

同上告事件

最高裁(決定)

平成16年(受)第1000号

当該事業者が、名古屋高裁の判決を不服として上告受理を申し立てた事件。最高裁は、上告審として受理しないことを決定し、同高裁の判決が確定した。

●ヒットワン事件

2002 (平成14) 年4月11日

証拠保全申立事件

大阪地裁(決定)

平成14年(モ)第1976号

大阪ミナミ地区の社交飲食店を中心に通信カラオケ機器をリース・販売した上で、カラオケ用楽曲データを配信していた㈱ヒットワンが、JASRACに無断でカラオケを利用する店舗に同機器のリースおよび楽曲データの配信を継続していたため、著作権侵害の停止の実効性を確保する観点から、同データの使用禁止措置を講じる目的および損害賠償を請求する目的により、同事業者の保有する通信カラオケ機器のリース契約等を対象とした証拠保全を申し立てた事件。大阪地裁は、JASRACの申立てを相当と認め、JASRACが提出した「著作権侵害店舗一覧」記載の店舗のうち、相手方と同機器のリース契約、カラオケ用楽曲ソフトの情報サービス提供契約を結んでいる店舗の各契約書等を、検証期日に提示するよう命じる決定が下された。

2003 (平成15) 年2月13日

著作権侵害差止請求事件

大阪地裁(判決)

平成14年(ワ)第9435号

上記検証により同社とリース契約を結んでいることなどが確認できた店舗のうち、JASRACと許諾契約を結んでいない93店舗におけるカラオケ用楽曲データの使用禁止措置を同社に求めた事件。

大阪地裁は、JASRACの主張を認める判決を言い渡し、同事業者に対し、当該使用禁止措置(通信回線を経由して一定の信号を送信することによってカラオケ用楽曲データの再生を不可能にする措置)を命じた。カラオケリース事業者に対する法的措置において、「魅留来」事件、ビデオメイツ事件では、ともに共同不法行為(幇助)による損害賠償責任が認められていたが、差止請求が認められたのは初めて。

判決では、同社が、リース事業者の有する注意義務を怠っていることなどから、「著作権侵害行為を故意により幇助している」とし、幇助する者も著作権法112条(差止請求権)1項の「著作権を侵害する者又は侵害するおそれがある者」と判断して、「原告は被告に対し楽曲データの使用禁止措置をとることを求め得る」と判示した。

注意義務に関しては、経営者が著作物の使用許諾を得ていないことを知った場合には、リース事業者は、カラオケ装置利用店の経営者に対し、直ちに著作物使用許諾契約の締結を促し、著作権侵害の事態を除去すべきであるとともに、それでもカラオケ装置利用店の経営者が許諾を得ようとしない場合には、リース契約を解除し、本件のような通信カラオケ装置にあってはその使用の停止措置をとり、カラオケ装置を引き揚げるべき条理上の注意義務がある」と判示された。

2004 (平成16) 年2月19日

損害賠償請求事件

大阪地裁(和解)

平成15年(ワ)第4412号

(㈱ヒットワンとリース契約等を結んでいる店舗のうち、上記判決以降もJASRACと許諾契約を結ばない79店舗の使用料相当額の損害賠償を、同社と同社の代表取締役に求めた事件。

同社は和解を申し出たため、300店舗を超える同社のリース先無許諾店舗についての損害金の支払いと、同店舗についての許諾契約の取りまとめを行うことなどを条件に、大阪地裁において、JASRACと同社との間で裁判上の和解が成立した。また、同社が和解の申し出と同時に、一審判決を不服として大阪高裁に行っていた控訴を取り下げたため、カラオケ用楽曲データの使用禁止措置を認めた大阪地裁の判決が確定した。

●海賊版CD-Rオークション告訴事件

2003 (平成15) 年1月15日

著作権法違反事件

奈良県警生駒署(告訴)

インターネットオークションを使って、アニメのBGM、テーマ曲を無断で収録したCD-Rを販売した埼玉県の男性を、著作権侵害の疑いで告訴した事件。この海賊版CD-Rの盤面には、JASRACのBGM契約店用の許諾ステッカーに類似するマークが印刷表示されていたため、JASRACは商標権侵害の疑いでも、告訴した。奈良県警生駒署は2月4日、この男性を逮捕。同人には5月2日、懲役10か月(執行猶予3年)の有罪判決が言い渡された。

●無断CDレンタル損害賠償請求事件

2003 (平成15) 年1月29日

損害賠償請求事件

東京地裁八王子支部 (判決)

平成14年(ワ)第927号

東京都町田市で無許諾のままCDレンタル店を営業していた経営者に、損害賠償を求めた事件。

同店はJASRACと許諾契約を結んでいたが、契約内容について納得することができないと一方的に支払額を漸減させ、 その後一切使用料を支払わなくなったことから、JASRACは許諾契約を更新していなかった。

東京地裁八王子支部は、JASRACの主張を認め、同人に損害賠償を命じる判決を言い渡した。

被告は、本事件では、同店において侵害されたとする著作物が特定されていないと主張したが、判決では「少なくとも本訴で原告が賠償を求める損害の発生に応ずる期間については、原告が管理することになった音楽著作物のは膨大であり、レコードに化体されて商業的に流通する音楽であって原告の管理に属しないものは比較的少数と考えて差し支えなく、(中略)原告が賠償を求める損害は使用料相当額であって、(中略)被告の貸与行為により著作権を侵害された音楽の著作物を逐一特定することははなはだ、意味の乏しいことである」と判示した。

●記念樹事件

2002 (平成14) 年9月6日

損害賠償請求、著作権確認請求反訴控訴事件

東京高裁(判決)

平成12年(ネ)第1516号、原審:東京地裁平成10年(ワ)第17119号、 同年(ワ)第21184号、同年(ワ)第21285号

「どこまでもいこう」の作曲者と、その作品の著作権者である音楽出版者が、「記念樹」の作曲者を相手に、「記念樹」は「どこまでもいこう」を編曲したものであると主張して、「どこまでもいこう」の作曲者が著作者人格権侵害による損害賠償を、また音楽出版者が著作権(編曲権)侵害による損害賠償をそれぞれ求めた控訴事件。一審(音楽出版者は「複製権」の侵害を主張)では、同一性があるとは認められないとして、原告の請求をすべて棄却する判決が言い渡されていた。東京高裁は、「表現上の本質的な特徴の同一性」を判断基準として、「記念樹」は「どこまでもいこう」を編曲した二次的著作物であると判断、一審判決を変更して、損害賠償を命じる判決を言い渡した。

一方「記念樹」の作曲者は、「記念樹」について著作者人格権を有することについての確認を求めて反訴していたが、同高裁は、当該編曲が適法かどうかにかかわらず、「記念樹」についての著作者人格権は当該作曲者が有するとして、一審同様、反訴請求を認めた。

202 \parallel 第 $_2$ 部 $_3$ 法的措置の歴史 203

事件/判決内容等

●記念樹事件

2003 (平成15) 年3月11日

同上告事件

最高裁(決定)

「記念樹」の作曲者が、東京高裁の判決を不服として上告した事件。

最高裁は、上告審として受理しないことを決定し、同高裁の判決が確定した。

2003 (平成15) 年12月26日

損害賠償請求事件(記念樹②事件)

東京地裁(判決)

平成15年(ワ)第8356号

上記判決が確定した後の2003 (平成15) 年4月、同音楽出版者が、「どこまでもいこう」と「記念樹」の著作権の管理について委託を受けているJASRACに対して、「どこまでもいこう」を無断で編曲した「記念樹」の利用について、利用者に許諾したのは不法行為にあたるとし、損害賠償を求めた事件。

東京地裁は、音楽出版者の主張を認め、JASRACに損害賠償を命じる判決を言い渡した。

判決では、JASRACの利用許諾行為が、音楽出版者の有する編曲権を侵害するとの原告の主張については退けたものの、JASRACの信託契約約款には、「二次的著作物の利用に関する原著作者の権利」(28条の権利)が譲渡の目的として特掲されていないとして、27条の編曲権と同様に28条の権利も音楽出版者が有する(「記念樹」について利用する権利を専有する)との判断から、「記念樹」についてのJASRACの利用許諾行為は、原著作者が持つ28条の権利の侵害を惹起したとされた。

また、JASRACは遅くとも、上記事件提訴以降については「著作権侵害の結果を回避すべき義務があった」にもかかわらず、上記控訴審判決前に、利用者に対して、格別に注意喚起すら行っておらず、控訴審判決後漫然と「記念樹」の利用許諾をし続けた点について過失が認められるとし、損害を賠償する責任があると判示した。

2005 (平成17) 年2月17日

同控訴事件

東京高裁(判決)

平成16年(ネ)第806号

JASRACが東京地裁の判決を不服として控訴した事件。同音楽出版者は、損害賠償の請求額を拡張して附帯控訴した。 東京高裁は、「損害賠償責任は存しない」と一審判決のJASRAC敗訴部分を取り消し、音楽出版者の請求を棄却する判 決を言い渡した。

判決では、JASRACが「記念樹」についての使用料の分配保留措置をとりつつ同作品の利用許諾をし続けたことについて、「控訴人の措置としてやむを得ないものと評価し得るのであり、控訴人に不法行為責任又は著作権信託契約上の債務不履行責任があるとはいえない」とされた。

同音楽出版者が最高裁に上告等を申し立てなかったため、JASRAC勝訴の判決が確定した。

■結婚会館差止等仮処分事件

2003 (平成15) 年11月18日

カラオケ利用禁止等仮処分申立事件

高知地裁(和解)

平成15年(ヨ)第25号

高知市、松山市、西条市の結婚会館で無断でカラオケ等を利用していた高知市の経営法人に対し、カラオケ等の利用禁止および関連する機器等の執行官保管を求める仮処分命令を申し立てた事件。結婚会館に法的措置を講じたのは初めて。相手方から和解の申入れがあり、損害金の支払いと今後の許諾契約の締結を条件に和解した。

●オンラインストレージサービス事件

2003 (平成15) 年4月10日

著作権法違反事件

京都府警ハイテク犯罪対策室、堀川署(逮捕)

オンラインストレージサービス (インターネット上でのデータの保管・公開サービス) を悪用して、市販CDを音源とした MP3形式の音楽ファイルを無断でサーバーに複製し、インターネット利用者に送信可能な状態にしていた新宿区の少年を、京都府警ハイテク犯罪対策室と堀川署が著作権法違反の疑いで逮捕した事件。JASRACがレコード会社2社と ともに告訴していた。

オンラインストレージサービスはもともと、個人ユーザーが保有するデジタルデータを、インターネットを介してサーバーに保管させるだけのサービスだったが、保管データを特定のグループで共有したり、一般に公開したりできる機能が加わるなど多機能化した。この少年は、数十のタイトルの市販CD音源をサーバーに蔵置させ、不特定多数のインターネット利用者を募ってグループを作り、グループの参加者に送信可能な状態にしていた。少年は5月1日、家裁送致された。

●カラオケ教室講師告訴事件

2004 (平成16) 年2月25日

著作権法違反事件

那覇簡裁(略式命令)

那覇市でカラオケ教室を開講し、同教室で講師を務める傍ら、市販CDを音源とする海賊版カセットテープ、無断複製された歌詞カードや楽譜を受講生に販売していた男性を、著作権侵害(頒布および頒布目的所持)の疑いで告訴した事件。不法録音物対策委員会(JASRAC、日本レコード協会など9団体で構成)の5年以上にわたる調査により、侵害の事実が判明した。

カラオケ教室の講師を告訴したのは初めて。

沖縄県警察本部と那覇警察署生活安全課が同人を書類送検。同人には、略式命令により罰金が科せられた。

●通信カラオケ不正配信事件

2005 (平成17) 年5月16日 7月28日

著作権法等違反事件

名古屋地裁(判決)

平成16年(わ)第3336号

(㈱セガ・ミュージック・ネットワークスの業務用通信カラオケ楽曲データを不正に入手し、カラオケを利用する三重県の 社交飲食店に無断配信していた法人の代表取締役と同社の男性アルバイトを、前年12月27日、著作権侵害の疑いで愛 知県警中警察署に告訴した事件。

名古屋地検が起訴(公判請求)し、名古屋地裁はアルバイト員に懲役1年6か月(執行猶予3年)、代表取締役に懲役2年 (執行猶予4年)の有罪判決を言い渡した。

同社はカラオケ機器のリース・販売を行う鈴鹿市の会社で、本件2人は前年、電子計算機損壊等業務妨害などの疑いで、 愛知県警生活経済課に逮捕されていた。

■R.シュトラウス作品事件(戦時加算特例法事件)

2006 (平成18) 年3月22日

不当利得返還請求事件

東京地裁(判決)

平成17年(ワ)第2782号

音楽出版者の日本ショット(株)に対し、(同社からの届出に基づいて) R.シュトラウス作品のうち戦時加算の対象として管理していた作品の分配使用料の返還を求めた事件。

同社は、シュトラウス作品のうち223作品については、同社と下請出版契約を結んでいる原音楽出版者のブージー・アンド・ホークス社が著作権を有しているとJASRACに届け出ていたため、JASRACはシュトラウスの没後50年を経過した2000(平成12)年1月以降も、当該作品を戦時加算特例法の対象として管理していた。

ところが、シュトラウスのオペラ作品「ナクソス島のアリアドネ」の日本での上演に関するブージー社と利用者との損害 賠償請求訴訟において、これまで戦時加算の対象とされていた同作品の著作権の存続期間が消滅しているものと判断 されたため(2003(平成15)年12月19日最高裁上告不受理により確定)、日本ショット㈱からの届出に疑義が生じ、 223作品について戦時加算対象であることを立証する資料を同社に求めたが、提出されなかった。

東京地裁は日本ショット㈱に対し、JASRACが返還を求めた、2000 (平成12)年1月以降の利用分に係る分配使用料の支払いを命じる判決を言い渡した。同社は控訴せず、JASRAC勝訴の判決が確定した。

 判決・決定日等
 事件名(略称)等

 裁判所等
 事件番号

事件/判決内容等

●ダイヤモンド事件

2008 (平成20) 年2月13日

損害賠償等請求事件

東京地裁(判決)

平成17年(ワ)第23626号

(㈱ダイヤモンド社が発行した「週刊ダイヤモンド」(2005年9月17日特大号) に、JASRACの社会的信用を失墜させ、業務を妨害しようとする意図が明らかな記事が掲載されたとして、同社および記事を執筆した記者1人を被告として、不法行為(名誉殿損)に基づく損害賠償等を求めた事件。

本事件では主に、JASRACの管理業務について次のように表現した記事が名誉毀損にあたるかどうかが争われた。① 飲食店経営者に対するJASRACの使用料徴収業務は「横暴な取り立て」、②JASRACの使用料徴収・分配の基準や実態は「不透明」「曖昧」、③JASRACの組織運営は「非民主的」「まともなガバナンスも働かない」。

東京地裁は、内容について真実であることの証明がなく、また、本件記事は調査不足や誤解、更には悪意に基づいて構成されているのではないかと疑念を持たれてもやむを得ないようなものであるなどとして、JASRACの主張を全面的に認め、本件記事は、原告の名誉を毀損してその社会的評価を低下させるものであるとして、被告らに550万円の損害賠償を命じる判決を言い渡した。

2008 (平成20) 年8月7日

同控訴事件

東京高裁(判決)

平成20年(ネ)第1460号

㈱ダイヤモンド社らが、東京地裁の判決を不服として控訴した事件。

東京高裁は、同社らに対し、320万円の損害賠償を命じる判決を言い渡した。

判決では、記事の記述の多くがJASRACの社会的評価を低下させるもので、記事全体としてJASRACの名誉・信用を 殿損しており、同社らは名誉顕損によって生じた損害について不法行為の責任を負うとJASRACの主張を大筋で認め たが、記事の一部については違法性が認められないとして、原判決の賠償額を変更した。

JASRACおよび同社らは、ともにこの判決を不服として、最高裁に上告受理を申し立てたが、最高裁は同年12月19日、 上告審として受理しないことを決定、JASRACの名誉殿損を認めた東京高裁の判決が確定した。

●無断演奏告訴事件

2007 (平成19) 年1月22日

著作権法違反事件

東京地裁(判決)

平成18年特(わ)第4270号

東京都練馬区の飲食店「ビストロ・ド・シティ」で、1981 (昭和56) 年に開店して以来、専門のピアノ奏者による無断 演奏を続けていた経営者を著作権侵害の疑いで告訴した事件。この男性は2001 (平成13) 年5月29日、演奏禁止の 仮処分命令の決定を受けたにもかかわらず、無断演奏を継続していた。

同人は石神井署に逮捕され、東京地検が起訴(公判請求)。東京地裁は、「仮処分決定後も著作権侵害を認識していながら演奏を継続したことは、範囲は堅固で常習的犯行であり、然るべき処分は免れない」として、懲役10か月(執行猶予3年)の有罪判決を言い渡した。

●デサフィナード事件

2005 (平成17) 年4月6日

演奏禁止等仮処分申立事件

大阪地裁 (決定)

平成16年(ヨ)第20036号

和歌山市のレストラン「デサフィナード」で、無断でピアノ演奏等を続けていた経営者に対し、演奏禁止およびピアノ等の執行官保管を求める仮処分命令を申し立てた事件。

大阪地裁は、貸切営業での演奏の利用主体性についての判断を除いて、JASRACの主張を認める仮処分命令を決定した。演奏主体については、「ピアノ演奏は、債務者が管理し、かつこれにより利益を上げることを意図している」としたものの、「営業については、そこにおける演奏形態の詳細が不明であり、本件店舗の経営者たる債務者が演奏の主体であると認めるに足りる疎明はない」とされた。

2005 (平成17) 年4月25日 保全異議事件

大阪地裁(決定) 平成17年(モ)第59015号

「デサフィナード」の経営者が、上記の決定を不服として保全異議を申し立てた事件。

大阪地裁は、演奏禁止および楽器類の執行官保管を命じる仮処分を決定したものの、上記決定と同様、貸切営業については同店が演奏の主体であると認めるに足りる疎明がないとして、経営者が日時を特定した同店での3件の結婚披露宴等の開催・準備時間の最中に限っては、演奏等を認めた。

2005 (平成17) 年9月1日 保全抗告事件

大阪高裁 (決定)

同経営者が、上記の保全異議決定を不服として、保全抗告を申し立てた事件。経営者は保全の必要性を排斥するため、2月23日の審尋期日で、本案訴訟で解決されるまでの間は演奏しないことを表明して以降、必要な措置を論じてきたとし、これを担保するため「本件店舗に映像と音声がとれるカメラ (音声付監視カメラ)を24時間設置し、いつでも、債権者がこれを通じて監視できる態勢をとっている」などと主張した。

大阪高裁は、「営利目的で管理著作物の演奏を一切しない意思を有していることは認めることができる」「債務者の現時点での、意思 (中略) が客観的に担保される措置が論じられている」などとして、上記仮処分命令の決定を取り消し、JASRACの申立てを却下した。

演奏の利用主体性については、大阪地裁と同様の判断であった。

2007 (平成19) 年1月30日

著作権侵害差止等請求事件(大阪事件)

大阪地裁(判決)

平成17年(ワ)第10324号

平成17年 (ラ) 第559号

JASRACが、2005 (平成17) 年10月20日、同経営者に対し、演奏禁止、ピアノ等の執行官保管および損害賠償を求めた事件。経営者は、保全抗告事件等で、管理著作物の演奏中止を表明していたにもかかわらず、その後も無断演奏を続けていた。

大阪地裁は、「現にライブ演奏による著作権侵害行為は継続しており、ピアノ演奏も暫定的に中止しているにすぎないから、上記差止めの必要性は優に認められる」などとし、演奏禁止、ピアノの撤去、楽器類の搬入禁止、および損害賠償の支払いを命じる判決を言い渡した。

ただし、貸切営業における演奏の利用主体性については、これまでと判断は変わらず、演奏禁止の請求が棄却され、損害額から結婚披露宴の二次会など、貸切営業時の演奏による請求額が減じられたほか、一部の期間につき1日当たりの演奏曲数について経営者の主張が認められたため、賠償額が減じられた。

なお、経営者が、JASRACの実態調査に基づく調査報告書の信用性を否定し、捏造などと主張したが、大阪地裁はこの 主張を退けた。

2008 (平成20) 年9月17日

同控訴事件(大阪事件)

大阪高裁(判決)

平成19年(ネ)第735号 原審: 大阪地裁平成17年(ワ)第10324号

上記の大阪地裁判決でJASRACの請求が一部認められなかったことから控訴した事件。同経営者も同判決を不服として控訴した。

大阪高裁は、演奏禁止、ピアノの撤去、楽器類の搬入禁止、および損害賠償の支払いを命じる判決を言い渡したが、貸切営業のみならず「第三者が主催するライブ」についても、「演奏を支配・管理し、演奏による営業上の利益の帰属主体であるとまではいうことができず、管理楽曲の演奏権を侵害したとは認められない」とし、演奏禁止の請求が棄却され、大阪地裁で認められた損害額から、当該ライブの演奏における請求額が減じられた。

JASRACは、経営者の責任の範囲について、同判決の内容が一審判決より後退したため、10月1日、最高裁に上告受理を申し立てたが、最高裁は翌年3月17日、経営者の上告を棄却するとともに、双方の上告受理の申立てを不受理とする決定を下し、本事件が終結した。

2007 (平成19) 年8月22日

損害賠償請求応訴事件(和歌山事件)

和歌山地裁(判決)

平成17年(ワ)第330号

同経営者が、JASRACの実態調査が違法であるなどとして、JASRACとJASRAC大阪支部長およびJASRACが調査を委託した調査会社を相手に、損害賠償を求めた事件。

和歌山地裁は経営者の請求をすべて棄却する判決を言い渡した。

事件/判決内容等

●デサフィナード事件

2008 (平成20) 年9月17日

同控訴事件(和歌山事件)

大阪高裁(判決)

平成19年(ネ)第2557号 原審: 和歌山地裁平成17年(ワ)第330号

同経営者が、和歌山地裁の判決を不服として控訴した事件。

大阪高裁は、一審判決同様に、経営者の請求をすべて棄却した。

経営者は、判決を不服として上告および上告受理を申し立てたが、最高裁は翌年2月5日、上告を棄却するとともに上告受理の申立てを不受理とする決定を下し、本事件が終結した。

●着メロアップロード告訴事件

2007 (平成19) 年2月22日

著作権法違反事件

長崎地裁佐世保支部 (判決)

平成18年(わ)第250号

管理著作物を着信メロディ用のデータに置き換え、携帯電話向けのホームページで不特定多数に無断でダウンロードさせていた長崎県佐世保市の男性を、著作権侵害の疑いで告訴した事件。JASRACは2003(平成15)年2月、「プロバイダ責任制限法」に基づいて、このホームページの削除をプロバイダに要請したが、同人はURLを変更しながら無断配信を継続していた。

この男性は2006(平成18)年11月27日、長崎県警早岐警察署生活安全課に逮捕され、長崎地検佐世保支部が同年 12月15日に起訴(公判請求)した。

長崎地裁佐世保支部は、懲役2年(執行猶予3年)の有罪判決を言い渡した。携帯電話を使った無断配信者の逮捕は初めて。

■MYUTA事件

2007 (平成19) 年5月25日

著作権侵害差止請求権不存在確認請求事件

東京地裁(判決)

平成18年(ワ)第10166号

「MYUTA」の名称で携帯電話向けストレージサービスを運営するイメージシティ㈱が、JASRACを相手に、同サービスで管理著作物が無断で利用されても、著作権(複製権および公衆送信権)に基づく差止請求権が及ばないことの確認を求めた事件。

このストレージサービスは、利用者が同社から貸与を受けた専用のソフトを用いて、楽曲の音源データを自己のパソコンや携帯電話で再生できるファイルに圧縮し、インターネットを経由して同社の「MYUTAサーバー」にアップロードして、任意の時期に自己の携帯電話にダウンロードして、自由に再生することができるもの。イメージシティ㈱は、本件複製行為の主体は利用者であり、同サービスは自動公衆送信に当たらないなどと主張した。

東京地裁は、次の理由を判示し、複製および自動公衆送信ともに「行為主体は原告」として、同社の請求を棄却する判決を言い渡した。①「本件サーバーにおける音源データの蔵置に不可欠な本件ユーザーソフトの仕様や、ストレージでの保存に必要な条件は、原告によって予めシステム設計で決定され、その複製行為は、専ら、原告の管理下にある本件サーバーにおいて行われる」、②「当該送信行為の相手方(直接受信者)が不特定又は特定多数の者であれば、公衆に対する送信に当たる」、③「本件サーバーによる音源データの送信に係る仕様や条件は、原告によって予めシステム設計で決定され、その送信行為は、専ら、原告の管理下にある本件サーバーにおいて行われる」、④「以上によれば、(中略)音楽著作物の複製は、原告が行い、(中略)自動公衆送信も、原告が行っているから、それらの行為は、被告の許諾を受けない限り、管理著作物の著作権を侵害するものである。そうすると(中略)音楽著作物の蔵置及びユーザーの携帯電話に向けた送信につき、被告は差止請求権を有する」。

■TVブレイク動画投稿(共有)サイト事件

2008 (平成20) 年8月6日

著作権侵害差止等請求事件

東京地裁(提訴)

平成20年(ワ)第21902号

管理著作物を含む動画を無断配信していた動画投稿(共有)サイト「TVブレイク」の運営法人㈱パンドラTV(現:ジャストオンライン㈱)に対して、管理著作物の利用禁止と損害賠償を求めた事件。JASRACが動画投稿(共有)サイトを提訴するのは初めて。

このサイトは2006 (平成18) 年2月にサービスを開始。JASRACの調査では、無断配信されている管理著作物を含む動画数は、2008年4月時点で2万件以上、視聴回数は381万件以上であることが確認された。

東京地裁はJASRACの主張を認め、管理楽曲を含む動画ファイルの送信差止めと、同社および代表者に対し連帯して著作権侵害による損害賠償金9,000万円余の支払いを命じる判決を言い渡し、動画投稿サービスの運営事業者に利用主体としての責任が及ぶことが明確に示された。

同社はこの判決を不服とし、11月27日に控訴した。

2010 (平成22) 年9月8日

同控訴事件

知財高裁(判決)

平成21年(ネ)第10078号

JASRACの主張を認めた一審判決を支持し、控訴を棄却する判決を言い渡した。

このサイトにおける著作物の利用について、運営者である同社が著作物の利用主体であること、同社がサーバーに情報を記録・入力した者としてプロバイダ責任制限法第2条4号の「発信者」にあたることが、より明確に示された。

同社及び代表者は今回の判決も不服として、9月22日、最高裁判所に上告受理の申立てを行った。

2012 (平成24) 年3月29日

同上訴事件

最高裁(決定)

平成22年(受)第2463号

同社の上告不受理を決定。

これにより知的財産高等裁判所の判決が確定した。

●携帯違法サイト「第③世界事件」

2009 (平成21) 年2月13日 2月23日

著作権法違反事件

京都地裁(判決)

平成20年(ワ)第1589号、平成20年(ワ)第1705号

携帯電話向けの違法音楽配信サイト「第③世界」(利用登録者数が推定100万人以上)の運営者と、同サイトに管理著作物を無断でアップロードしていた男性を、京都府警生活経済課ハイテク犯罪対策室、京都八幡署および京都下鴨署が、JASRACの告訴等に基づき、著作権侵害(公衆送信権および送信可能化権)の疑いで逮捕した事件。いわゆる「着うたフル」の無断配信者の逮捕は初めて。

11月11日には、これらの行為を違法と知りながら「送信可能化を助けた」として、レンタルサーバー管理会社の役員が著作権侵害幇助の疑いで逮捕された。携帯電話向けの違法音楽配信サイトに関連した著作権侵害幇助の疑いによる逮捕は初めて。また「第③世界」の運営者と上記男性は、JASRACの別の管理著作物の配信に関する著作権侵害の疑いで、同日、再逮捕された。

この男性と運営者は起訴(公判請求)され、京都地裁は翌年2月13日、同男性に対して、懲役1年6カ月(執行猶予3年)の処分を、また2月23日、運営者には懲役3年(執行猶予5年)、罰金500万円を科す有罪判決を言い渡した。この運営者は同サイトの運営により多額の広告収入を得ていたことから、著作権侵害の刑事裁判では類例のない厳しい判決となった。

事件/判決内容等

●携帯違法サイト「第③世界事件|

2011 (平成23) 年11月29日

著作権侵害損害賠償事件

東京地裁

平成23年(ワ)第16905号

携帯電話向け音楽配信サイト「第③世界」の元運営者、およびレンタルサーバーを提供することによりサイト運営者らの著作権法違反を幇助していた法人と同法人の元役員に対し、著作権侵害の損害金1億7千万円余の支払いを求めた事件。同サイトの運営者に1億7千万円余の支払いを命ずる判決が言い渡された(2012年8月1日和解)。この運営者らは、2008年に著作権法違反の疑いで京都府警に摘発され、京都地裁において有罪判決が確定していた。

「第③世界」は、約2万曲ものJASRAC管理楽曲を無断で不特定多数の者にダウンロードさせ、利用者数も100万人を超える国内最大規模の携帯電話専用の音楽配信サイトだった(訴訟提起当時は既に閉鎖されていた。)。

和解にあたり同事業者は、著作権侵害を幇助した責任を認めるとともに、同事業者が運営する携帯電話向け無料ホームページ提供サービスにおいて著作権侵害サイトの存在を確認した際、JASRACからの通知によらず、同サイトへのサービス提供を直ちに停止するなど自主的に著作権侵害防止のための措置をとることを約束した。

●海外オンラインストレージ事件

2010 (平成22) 年5月10日

著作権法違反事件

札幌地裁

平成22年(わ)第263号

北海道警察本部生活安全部生活経済課と北海道札幌方面中央警察署は、3月1日、米国のストレージサイト「MediaFire」にJASRAC管理楽曲のMP3 ファイルを無断でアップロードし、日本国内の自動リンク集サイトにおいて、不特定多数の者にJASRAC管理楽曲のファイルをダウンロードさせていた男性を著作権法違反(公衆送信権の侵害)容疑で逮捕した。海外のストレージサイトを悪用した音楽の違法配信で逮捕者が出たのは全国で初めて。

■カラオケ機器封印破棄事件

2010 (平成22) 年5月17日

封印破棄事件

大阪地裁

平成22年(検)第22253号

管理楽曲をカラオケ伴奏による歌唱により無断で利用し、著作権侵害を長期間継続していた大阪市の飲食店経営者に対して、大阪地方裁判所は5月17日、懲役1年6か月(執行猶予3年)の有罪判決を言い渡した。カラオケ伴奏による歌唱での無許諾利用者に対して懲役刑の有罪判決が下されたのは今回が初めて。

この経営者は、管理楽曲の演奏禁止とカラオケ機器の執行官保管を内容とする仮処分の決定後も、度に渡りカラオケ機器の封印を破棄して無断利用を継続していた。

●インターネットラジオ事件

2010 (平成22) 年6月1日

著作権法違反事件

群馬県警察本部生活安全部生活環境課と前橋警察署は、5月12日、インターネットラジオサービスを利用して、JASRAC 管理楽曲を無断でライブストリーム配信していた男性を著作権法違反(公衆送信権の侵害)の容疑で逮捕した。 インターネットラジオのようなストリーム型配信での違法な音楽利用について、著作権法違反の容疑で逮捕者が出たのは今回が初めて。

●にこさうんど事件

2014 (平成26) 年7月16日

著作権法違反事

札幌地裁

平成26年(わ)第426号

自身が運営していたサイト「にこ☆さうんど#」においてJASRACの管理楽曲を不特定多数の者にダウンロード等させていた男性に対し、懲役3年(執行猶予4年)、罰金500万円の有罪判決を言い渡された。 この男性は、㈱ドワンゴが運営する動画投稿サービス「ニコニコ動画」で公開されている動画をMP3ファイルに変換し

てダウンロードやストリーム配信できるようにし、大手広告サービスを通じて、約1億3,000万円もの収益を得ていた。

●ブライダルコンテンツ制作事業者事件

2017 (平成29) 年3月9日

著作権法違反事件

東京地裁

JASRACの許諾を得る必要があることを認識していたにもかかわらず、長期にわたり結婚式の披露宴で上映するプロフィールビデオやエンドロール、当日の模様を記録したビデオ等のブライダルコンテンツ製作していた事業者とその代表者に対し、管理楽曲の使用禁止と損害賠償を求めた事件。ブライダルコンテンツ製作事業者を被告とした訴訟は今回が初めて。

同社がJASRACに対し一定の金員を支払い、円満に和解が成立した。

●ライブハウス著作権侵害差止等請求事件

2016 (平成28) 年3月25日

著作権侵害差止等請求事件

東京地裁(判決)

平成25年(ワ)第28704号

著作権利用許諾契約を締結しないまま管理楽曲を演奏していてライブハウス「Live Bar X.Y.Z.→A」の経営者に対し、管理楽曲の演奏禁止と著作権侵害によって生じた損害賠償の支払を求めた事件で、著作権侵害行為の差止めと損害賠償請求の一部を認める判決が言い渡された。本事件の主要な争点であった、本件店舗における演奏利用の主体については、「被告らは、いずれも、本件店舗における原告管理著作物の演奏を管理・支配し、演奏の実現における枢要な行為を行い、それによって利益を得ていると認められるから、原告管理著作物の演奏主体(著作権侵害主体)に当たる」と判断された。

2016 (平成28) 年10月19日

同控訴事件

知財高裁(判決)

平成25年(ネ)第10041号

JASRAC及びライブハウスの経営者の双方が知財高裁へ控訴した事件。損害賠償請求の金額について、1審判決を根本的に見直し、合理的な金額とした。

2017 (平成29) 年7月11日

同上告事件

最高裁(決定)

平成29年(才)第83号

ライブハウスの経営者が知財高裁判決を不服として上告及び上告受理申立てを行ったが、最高裁は、上告棄却及び上告 受理申立て不受理の各決定を下した。これにより知財高裁判決が確定した。

事件/判決内容等

●理容店BGM演奏事件

2018 (平成30) 年3月19日

著作権侵害差止等請求事件

札幌地裁

平成29年(ワ)第1272号

著作物利用許諾契約を締結しないまま管理楽曲をBGMとして利用していた札幌市の理容店経営者と管理著作物の使用禁止と損害賠償を求めた事件で、JASRACの請求内容を全面的に認める判決が言い渡された。BGMの無許諾利用に係る訴訟で判決が下されたのは全国初。

また、高松市の飲食店経営者に対しても同様の訴訟を提起していたが、2017年11月に和解していた。 いずれの経営者もJASRACが申し立てた民事調停が不成立となり、その後もBGMの無断利用を続けていた。

●ダンスクラブ事件

2018 (平成30) 年4月13日

著作権侵害差止等請求事件

広島地裁

利用許諾契約を締結しないまま著作権侵害を継続していたクラブ「LEOPARD」(レオパード)に対し、店内のDJコントローラー、ターンテーブル等の機器を執行官保管とする仮処分執行が実施された事件(その後和解)。DJらが音楽を流し客にダンス等をさせるクラブでの著作権侵害に対する仮処分執行は全国初。

第3部

PART 3







歴代会長





第2代 国塩耕一郎



第3代 中山晋平



第4代 西条八十



第5代 堀内敬三



第6代 サトウハチロー



第7代 古賀政男



第8代 勝 承夫



第9代 服部良一



第10代 吉田 正



第11代 黛 敏郎





第15代 都倉俊一



第12代 遠藤 実

歴代理事長



初代·第3代 增沢健美



第2代 中山晋平



第4代 春日由三



第5代 酒井三郎



第6代 国塩耕一郎



第7代 芥川也寸志



第8代 石本美由紀

第12代 吉田 茂



第9代 なかにし礼



第10代 加戸守行



第11代 小野清子



第13代 星野哲郎



第14代 船村 徹





第16代 いではく



第13代 加藤 衛



第14代 菅原瑞夫



第15代 浅石道夫

歴代役員

■1939(昭和14)年

会長 水野 錬太郎 (1940.4.25就任)

理事長增沢 健美常務理事今井 二郎

理事 渥美 清太郎、久保田 宵二、小松 耕輔、林 柳波、松方 正廣、諸井 三郎

監事 小林 愛雄、中山 晋平

■1943 (昭和18) 年

会長 水野 錬太郎

常務理事 今井 二郎、林 柳波、佐々木 すぐる

理事 渥美 清太郎、杵屋 佐吉、久保田 宵二、中能島 欣一、諸井 三郎

監事 葛原 しげる、弘田 龍太郎

■1946 (昭和21) 年

 会長
 国塩 耕一郎

 理事長
 中山 晋平

 常務理事
 今井 二郎

理事 渥美 清太郎、久保田 宵二、林 柳波、諸井 三郎、杵屋 佐吉、町田 嘉章、仁木 他喜雄、藤田 正人、

増沢 健美

監事 大村 主計、弘田 龍太郎

■1948 (昭和23) 年

 会長
 中山 晋平

 理事長
 増沢 健美

常務理事 杉山 長谷夫、藤田 正人

理事 大村 主計、大村 能章、佐々木 すぐる、高橋 掬太郎、堀内 敬三、町田 嘉章

監事 古賀 政男

■1951(昭和26)年

会長 中山 晋平 (1952.12.30逝去)、西条 八十 (1953.5.16就任)

理事長 増沢 健美

常務理事 大村 主計、杉山 長谷夫

理事 大村 能章、佐々木 すぐる、高橋 掬太郎、野村 俊夫、藤田 正人、堀内 敬三、町田 嘉章

監事 古賀 政男、小松 耕輔、弘田 龍太郎

■1954(昭和29)年

会長西条 八十理事長増沢 健美

理事 大村 能章、門田 ゆたか、佐々木 すぐる、高橋 掬太郎、野村 俊夫、服部 良一、堀内 敬三、町田 嘉章

監事 古賀 政男、小松 耕輔、藤田 正人

■1957(昭和32)年

会長 西条 八十

専務理事 菊池 豊三郎

常務理事 金川 義之、野村 俊夫

理事 奥野 椰子夫、門田 ゆたか、佐々木 すぐる、高橋 掬太郎、津川 主一、堀内 敬三、増沢 健美

監事 古賀 政男、小松 耕輔、藤田 正人

■1960(昭和35)年

会長 西条 八十

専務理事 菊池 豊三郎

常務理事 金川 義之、野村 俊夫

理事 門田 ゆたか、佐々木 すぐる、高橋 掬太郎、西沢 爽、堀内 敬三、吉川 静夫、服部 良一、大村 能章、

増沢 健美

監事 井上 武士、小松 耕輔、藤田 正人

■1963 (昭和38) 年

会長 西条 八十

専務理事 菊池 豊三郎

常務理事 金川 義之、野村 俊夫

理事 門田 ゆたか、堀内 敬三、吉川 静夫、古賀 政男、服部 正、服部 良一、宮城 衛、高橋 掬太郎、増沢 健美

監事 井上 武士、小松 耕輔、藤田 正人

■1965 (昭和40年)

会長 堀内 敬三

理事長 春日 由三

常務理事 吉田 信

サトウハチロー、佐伯 孝夫、西沢 爽、小林 純一、薮田 義雄、中田 喜直、長津 義司、清水 保雄、平井 康三郎、

高木 東六、藤田 正人、服部 良一、浅香 淳(音楽之友社)、草野 昌一(新興楽譜出版社)

監事(常勤) 押田 良久

監事 入野 義朗、藤間 哲郎

評議員会議長 勝 承夫 同副議長 井上 武士

■1968 (昭和43) 年

会長 堀内 敬三

理事長 春日 由三

常務理事 吉田 信

理事 サトウハチロー、佐伯 孝夫、西沢 爽、小林 純一、薮田 義雄、中田 喜直、長津 義司、清水 保雄、平井 康三郎、

高木 東六、石本 美由起、藤田 正人、服部 良一、浅香 淳 (音楽之友社)、藤井 肇 (渡辺音楽出版)

監事(常勤) 松原 清基

監事 海沼 実 (1971.6.13逝去)、藤間 哲郎

評議員会議長 勝 承夫 同副議長 井上 武士

216 $lacksymbol{1}$ 第3部 資料編 217

■1971(昭和46)年

会長 サトウハチロー (1973.11.13逝去)

 理事長
 酒井 三郎

 常務理事
 北岡 健二

理事 石本 美由起、勝 承夫、小林 純一、西沢 爽、藤田 正人、藤間 哲郎、古関 裕而、高木 東六、中田 喜直、

服部 良一、平井 康三郎、佐伯 孝夫、芥川 也寸志、長津 義司、浅香 淳 (音楽之友社)、

草野 昌一(新興楽譜出版社)、伊藤 毅一郎(ビクター出版。1972.5.8逝去)

常勤監事 松原 清基

監事 伊吹 とおる、入野 義朗

評議員会議長 大村 主計 同副議長 宮田 東峰

■1974(昭和49)年

会長古賀 政男理事長酒井 三郎

常務理事 森田 正典、青木 貞夫

理事 石本 美由起、勝 承夫、加藤 省吾、佐伯 孝夫、松坂 直美、吉川 静夫、古関 裕而、渡久地 政信、中田 喜直、

服部 良一、平井 康三郎、藤田 正人、吉田 正、浅香 淳(音楽之友社)、石坂 範一郎(東芝音楽芸能出版)、

草野 昌一(新興楽譜出版社)、高橋 啓(日音)

常勤監事 北岡 健二

監事 飯田 三郎、藤間 哲郎

評議員会議長 大村 主計 同副議長 宮田 東峰

■1977(昭和52)年

会長 勝 承夫

理事長 酒井 三郎 (1979.6.30辞任)、国塩 耕一郎 (1979.11.1就任)

常務理事 森田 正典、青木 貞夫、石本 美由起、吉里 邦夫

理事 加藤 省吾、小林 純一、西沢 爽、松坂 直美、吉川 静夫、芥川 也寸志、中田 喜直、服部 良一、平井 康三郎、 黛 敏郎、八州 秀章、浅香 淳 (音楽之友社)、草野 昌一 (新興楽譜出版社)、橋本 雅幸 (ビクター音楽出版)、

堀 威夫 (東京音楽出版)、茂木 高一 (セントラルミュージック)、渡邊 美佐 (渡辺音楽出版)、安田 頼三

常勤監事 石坂 範一郎

監事 飯田 三郎、夢 虹二

評議員会議長 大村 主計 同副議長 宮田 東峰

■1980(昭和55)年

会長 服部 良一

理事長 国塩 耕一郎 (1981.4.14辞任)、芥川 也寸志 (1981.11.1就任)

常務理事 小林 純一 (1982.3.5逝去)

理事 石本 美由起、関沢 新一、西沢 爽、宮沢 章二、吉川 静夫、飯田 三郎、遠藤 実、中田 喜直、平井 康三郎、

八州 秀章、草野 昌一(新興楽譜出版社)、永島 達司(大洋音楽)、堀 威夫(東京音楽出版)、

松岡 新平 (全音楽譜出版社)、村上 司 (日音)、渡邊 美佐 (渡辺音楽出版)、安田 頼三

常勤監事 吉里 邦夫

監事 伊藤 翁介、夢 虹二

評議員会議長 長津 義司 同副議長 井田 誠一

■1983 (昭和58) 年

会長 服部 良一

理事長 芥川 也寸志

常務理事 石井 春水、石本 美由起、舟本 貞男

理事 薩摩 忠、西沢 爽、星野 哲郎、松坂 直美、吉川 静夫、飯田三郎、小川 寛興、中田 喜直、平井 康三郎、吉田 正、

草野 昌一(シンコー・ミュージック)、永島 達司(大洋音楽)、堀 威夫(東京音楽出版)、松岡 新平(全音楽譜出版社)、

村上 司(日音)、渡邊 美佐(渡辺音楽出版)

常勤監事 内山 正

監事 門井 八郎、伊藤 翁介

評議員会議長 黛 敏郎 同副議長 渡辺 浦人

■1986(昭和61)年

会長 服部 良一

常務理事 舟本 貞男、松岡 新平

理事 なかにし 礼、西沢 爽、星野 哲郎、山上 路夫、吉川 静夫、飯田三郎、小川 寛興、中田 喜直、服部 克久、吉田 正、

朝妻 一郎 (フジパシフィック音楽出版)、草野 昌一 (シンコー・ミュージック)、永島 達司 (大洋音楽)、

堀 威夫 (ホリ・ミュージック)、村上 司 (日音)、渡邊 美佐 (渡辺音楽出版)、徳一 久

常勤監事 山中 昌裕

監事 夢 虹二 (1989.7.12逝去)、伊藤 翁介

評議員会議長 黛 敏郎 同副議長 渡辺 浦人

■1989 (平成元) 年

会長 吉田 正

理事長 石本 美由起

常務理事 舟本 貞男、松岡 新平、鈴木 初太郎、小川 寛興

理事 なかにし 礼、西沢 爽、星野 哲郎、山上 路夫、吉川 静夫、飯田 三郎、遠藤 実、小森 昭宏、中田 喜直、服部 克久、

朝妻 一郎 (フジパシフィック音楽出版)、草野 昌一 (シンコー・ミュージック)、永島 達司 (大洋音楽)、

堀 威夫 (ホリプロダクション)、村上 司 (日音)、渡邊 美佐 (渡辺音楽出版)、大淵 雄二

常勤監事 山中 昌裕

監事 松井 由利夫、伊藤 翁介

評議員会議長 黛 敏郎 同副議長 阿久 悠

名誉会長 服部 良一

■1992(平成4)年

会長 吉田 正

理事長 石本 美由起

常務理事 舟本 貞男、久保庭 信一、松岡 新平、鈴木 初太郎、小川 寛興、大淵 雄二

理事 なかにし 礼、西沢 爽、星野 哲郎、山上 路夫、吉川 静夫、飯田三郎、遠藤 実、小森 昭宏、中田 喜直、船村 徹、 神事、 郎(フジバシフィックチャル馬) 芦豚 見 ・(シンフ・シュ・ジック) 掲 成ま (ナリプロ) せん ヨ (日音)

朝妻 一郎 (フジパシフィック音楽出版)、草野 昌一 (シンコー・ミュージック)、堀 威夫 (ホリプロ)、村上 司 (日音)、

渡邊 美佐 (渡辺音楽出版)、竹内 祐之 (クラウン音楽出版)、加藤 英夫、中村 凱夫

常勤監事 臼井 泉

監事 松井 由利夫、伊藤 翁介

評議員会議長 黛 敏郎 同副議長 阿久 悠

■1994(平成6)年

会長黛 敏郎理事長なかにし 礼

常務理事 北田 敏夫、青木 重之、加藤 英夫、山上 路夫

理事 たか たかし、西沢 爽、吉岡 治、吉川 静夫、飯田 三郎、遠藤 実、小森 昭宏、中田 喜直、服部 克久、

朝妻 一郎 (フジパシフィック音楽出版)、岸部 清 (第一音楽出版)、草野 昌一 (シンコー・ミュージック)、 堀 威夫 (ホリプロ)、村上 司 (日音)、渡邊 美佐 (渡辺音楽出版)、中村 凱夫、押田 良信、遠藤 紀世志、

佐藤 君夫、黒川 靖司

 常勤監事
 臼井 泉、宮澤 溥明

 監事
 伊藤 翁介、中山 大三郎

評議員会議長 阿久 悠 同副議長 池辺 晋一郎

■1995(平成7)年

 会長
 遠藤 実

 理事長
 加戸 守行

常務理事 木村 豊、中村 凱夫、加藤 英夫

理事 荒木 とよひさ、石本 美由起、なかにし 礼、中山 大三郎、星野 哲郎、松井 由利夫、吉川 静夫、市川 昭介、鈴木 淳、

服部 克久、平尾 昌晃、船村 徹、三木 たかし、朝妻 一郎 (フジパシフィック音楽出版)、

草野 昌一(シンコー・ミュージック)、堀 威夫(ホリプロ)、本田 規(大洋音楽)、村上 司(日音)、

若松 宗雄 (ソニーミュージックアーティスツ)、渡邊 美佐 (渡辺音楽出版)、すぎやまこういち、押田 良信、

遠藤 紀世志、佐藤 君夫、黒川 靖司

常勤監事 宮澤 溥明、平山 忠夫、藤井 一孝

監事 田中 芳雄 (ステイゴールドミュージックパブリッシングインク)

評議員会議長 湯川 れい子 同副議長 三枝 成彰

■1998(平成10)年

会長 遠藤 実

理事長 小野 清子 (2000.3.31辞任)、吉田 茂 (2000.4.19就任)

常務理事 木村 豊、加藤 英夫、藤井 一孝、細川 英幸 **常任理事** 加藤 衛、河村 讓 (1999.11.18逝去)、竹内 治正

理事 荒木 とよひさ、岡田 冨美子、小黒 恵子、たか たかし、中山 大三郎、湯川 れい子、三枝 成彰、鈴木 淳、

服部 克久、平尾 昌晃、船村 徹、三木 たかし、朝妻 一郎 (フジパシフィック音楽出版)、

大久保 一清(ビクター音楽出版)、岸部 清(第一音楽出版)、木山 貢吉(日音)、草野 昌一(シンコー・ミュージック)、

本田 規(大洋音楽)、すぎやまこういち、矢内 廣

常勤監事 斉藤 満雄

監事 たなか ゆきを、脇 芳範 (コロムビア音楽出版)

評議員会議長 都倉 俊一 同副議長 湯山 昭

■2001(平成13)年

 会長
 星野 哲郎

 理事長
 吉田 茂

理事長 吉田 茂

常務理事 加藤 衛、細川 英幸 (2004.6.28逝去)、斉藤 満雄

常任理事 加藤 正彦、泉川 昇樹、野木 武壽

理事 いではく、岡田 冨美子、たかたかし、中山大三郎、山田孝雄、湯川れい子、三枝成彰、鈴木淳、都倉俊一、

服部 克久、船村 徹、三木 たかし、朝妻 一郎 (フジパシフィック音楽出版)、岸部 清 (第一音楽出版)、

木山 貢吉(日音)、谷口 元(プライム・ディレクション)、秀間 修一(シンコー・ミュージック)、堀 一貴(ホリプロ)、

すぎやまこういち、 矢内 廣

常勤監事 岩崎 敏宏

監事 鈴木 邦彦、もず 唱平

評議員会議長 湯山 昭 同副議長 たなかゆきを

■2004 (平成16) 年

 会長
 船村 徹

 理事長
 吉田 茂

常務理事 加藤 衛、斉藤 満雄、泉川 昇樹、野木 武壽

常任理事 角山 由美、菅原 瑞夫

荒木 とよひさ、岡田 冨美子、たか たかし、中山 大三郎 (2006.4.7逝去)、山田 孝雄、湯川 れい子、川口 真、 三枝 成彰、鈴木 淳、都倉 俊一、平尾 昌晃、三木 たかし、朝妻 一郎 (フジパシフィック音楽出版)、

大竹 健 (ソニー・ミュージックパブリッシング)、猿田 清 (日音)、竹内 一 (渡辺音楽出版)、堀 一貴 (ホリプロ)、

松井 高俊 (ユニバーサル・ミュージック・パブリッシング)、松下 直子、紋谷 暢男、矢内 廣

常勤監事 加藤 正彦

理事

監事 伊藤 幹翁、大森 昭男 (オン·アソシエイツ音楽出版)

評議員会議長 湯山 昭 同副議長 宮中 雲子

■2007(平成19)年

会長 船村 徹

理事長 加藤 衛

常務理事 野木 武壽、角山 由美、菅原 瑞夫

常任理事 川上 拓美、小原 正幸、近藤 正美、浅石 道夫

理事 荒木 とよひさ、いで はく、岡田 冨美子、たか たかし、もず 唱平、山田 孝雄、川口 真、小六 禮次郎、三枝 成彰、

都倉 俊一、平尾 昌晃、三木 たかし (2009.5.11逝去)、朝妻 一郎 (フジパシフィック音楽出版)、

大竹 健(ソニー・ミュージックパブリッシング)、竹内 一(渡辺音楽出版)、谷口 元(エイベックス・ライヴ・クリエイティブ)、

恒川 光昭 (日音)、堀 一貴 (ホリプロ)、松下 直子、紋谷 暢男、矢内 廣

常勤監事 梅津 裕 (2008.11.13逝去)、渡辺 誠

監事 さいとう 大三、四方 章人

評議員会議長 湯川 れい子 同副議長 本田 規(ミュージック・コピーライト・センター)

■2010(平成22)年

会長 都倉 俊一

理事長 菅原 瑞夫

常務理事 野木 武壽、近藤 正美、渡辺 誠

常任理事 小原 正幸、浅石 道夫、北田 暢也、大橋 健三

理事 秋元 康、荒木 とよひさ、いで はく、岡田 冨美子、喜多條 忠、水木 れいじ、岡 千秋、川口 真、弦 哲也、

三枝 成彰、千住 明、平尾 昌晃、上原 徹 (フジパシフィック音楽出版)、大竹 健 (ソニー・ミュージックパブリッシング)、 桑波田 景信 (日音)、竹内 一 (渡辺音楽出版)、谷口 元 (エイベックス・ミュージック・パブリッシング)、

堀 一貴 (大洋音楽)、苗村 憲司、宮武 久佳、松下 直子、紋谷 暢男

監事 宮脇 正弘 (常勤)、もず 唱平、四方 章人、大井 和人

名誉会長 船村 徹

■2012 (平成24) 年

会長 都倉 俊一

理事長 菅原 瑞夫

理事

常務理事 近藤 正美、渡辺 誠、小原 正幸、浅石 道夫

常任理事 北田 暢也、大橋 健三、冨本 和則

伊藤 アキラ、喜多條 忠、さいとう 大三、たきの えいじ、前田 たかひろ、水木 れいじ、岡 千秋、川口 真、弦 哲也、 小六 禮次郎、千住 明、平尾 昌晃、新井 健司 (セブンシーズミュージック)、上原 徹 (フジパシフィック音楽出版)、 大佐 健 (フェー・ミュージックパブリッシング) 桑迪田 暑信(口音) 佐内 一(渡辺音楽出版) 堀 一書(大洋音楽)

大竹 健 (ソニー・ミュージックパブリッシング)、桑波田 景信(日音)、竹内 一(渡辺音楽出版)、堀 一貴(大洋音楽)、 玉井 克哉、反畑 誠一、苗村 憲司、宮武 久佳

監事 宮脇 正弘 (常勤)、もず 唱平、四方 章人、大井 和人

名誉会長 船村 徹

■2014 (平成26) 年

会長都倉 俊一理事長菅原 瑞夫

常務理事 渡辺 誠、浅石 道夫、北田 暢也、大橋 健三

常任理事 富本 和則、世古 和博、齊藤 眞美

理事 伊藤 アキラ、喜多條 忠、さいとう 大三、たきの えいじ、前田 たかひろ、水木 れいじ、弦 哲也、小六 禮次郎、

千住 明、四方 章人、若草 恵、渡辺 俊幸、上原 徹 (フジパシフィック音楽出版)、

大山 健 (ユニバーサルミュージックパブリッシング)、久保田 匠 (エムシーキャビン音楽出版)、

桑波田 景信(日音)、竹内一(渡辺音楽出版)、堀一貴(大洋音楽)、玉井 克哉、苗村 憲司、宮武 久佳、

鈴木 寛

監事 宮脇 正弘 (常勤)、石原 信一、幸 耕平、大井 和人

名誉会長 船村 徹

■2016 (平成28) 年

会長いで はく理事長浅石 道夫

常務理事 北田 暢也、大橋 健三、宮脇 正弘

常任理事 世古 和博、齊藤 眞美、伊澤 一雅、中戸川 直史

理事 石原 信一、岡田 冨美子、喜多條 忠、たきの えいじ、前田 たかひろ、山田 孝雄、岡 千秋、小六 禮次郎、千住 明、

四方 章人、若草 恵、渡辺 俊幸、上原 徹 (フジパシフィックミュージック)、

大山 健(ユニバーサルミュージックパブリッシング)、久保田 匠(エムシーキャビン音楽出版)、桑波田 景信(日音)、

竹内 一 (渡辺音楽出版。2017.11.5逝去)、堀 一貴 (大洋音楽)、玉井 克哉、宮武 久佳、鈴木 寛、角田 政芳

監事 宮内隆(常勤)、聖川湧、峰崎林二郎、大井和人

 名誉会長
 船村 徹

 特別顧問
 都倉 俊一

■2018 (平成30) 年

会長 いで はく

理事長 浅石 道夫

常務理事 北田 暢也、宮脇 正弘、世古 和博

常任理事 齊藤 眞美、伊澤 一雅、中戸川 直史、増田 裕一

理事 石原 信一、岡田 冨美子、喜多條 忠、たきの えいじ、前田 たかひろ、山田 孝雄、岡 千秋、小六 禮次郎、

千住 明、徳久 広司、水森 英夫、渡辺 俊幸、稲葉 豊 (ユーズミュージック)、

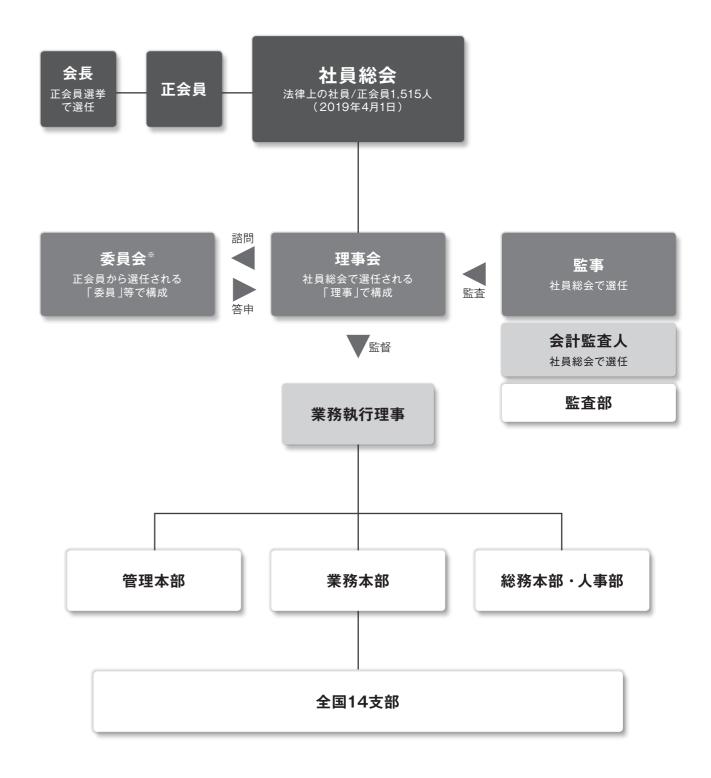
久保田 匠 (エムシーキャビン音楽出版)、桑波田 景信 (日音)、平野 達郎 (渡辺音楽出版)、堀 一貴 (大洋音楽)、

小池 英彦 (フジパシフィックミュージック。2019.6.26就任)、宮武 久佳、鈴木 寛、角田 政芳、上原 伸一

監事 宮内隆(常勤)、聖川湧、峰崎林二郎、大井和人

特別顧問 都倉 俊一

JASRACの機関と組織



※理事会からの諮問事項を調査・審議し、その結果を理事会に答申します。

2019年10月現在 定款改正委員会・信託契約約款改正委員会・分配委員会・放送等メディア委員会・編曲審査委員会・広報事業検討委員会・新約款22条の事業に関する正会員委員会

出張所・支部の変遷

■昭和15年11月1日関西出張所設置

1940 (昭和15) 年3月1日から、JASRACは音楽に関する著作権の仲介業務を開始。その8か月後の11月1日、全国で初めての出張所となる、関西出張所を大阪市北区堂島1丁目13番地に設置した。昭和15年度業務報告によると「會員並に信託者諸賢の熱心なる協力に依り、東京及び大阪方面は大體順調に業務が運用されつ>ある」と記されている。しかしながら「地方に於ける實演關係、未だ協會の陣容不十分」とし、「可及的速に全國に互って業務の運用を完全ならしむべく考慮してゐる」と結んでいる。

この方針により、翌年には、主に岐阜・名古屋方面の業務管理にあたる中部出張所を岐阜市柳川町32番地に設置、さらには北海道警察の協力を得て、小樽市稲穂町東8丁目に北海道出張所を設置すると同時に、札幌、旭川、函館、室蘭の4か所に出張所の下部組織として「支部」を置いた。

■終戦後、出張所の変遷

太平洋戦争末期の出張所は、音楽使用の減少や混乱のため自然消滅の状態にあった。

終戦後、1948(昭和23)年3月の旭川出張所設置を皮切りに、1950(昭和25)年に大阪、1951(昭和26)年に札幌、名古屋、翌年に九州、1954(昭和29)年に中四国と、全国における徴収網を着々と整備していった。

1955 (昭和30) 年9月1日発行の「日本音楽著作権協会会報 第1号」には、出張所として関西(大阪市)、 名古屋(名古屋市)、中四国(広島市)、北海道旭川(旭川市)、北海道札幌(札幌市)、北陸(富山市)、九州 (久留米市)、横浜(横浜市)の8出張所が記されている。

同年8月25日、初の出張所長会議が東京本部で開かれた。ただし当時の出張所は、関西、名古屋のみが本部直轄だった。

■委託から直轄の出張所へ

1957 (昭和32) 年に北海道の旭川、札幌出張所を統合した後、翌年には横浜出張所が委託先の都合により閉鎖された。

この一方、本部直轄の出張所として、1958(昭和33)年5月に静岡(浜松市)、6月に東北(仙台市)を設置、12月には、富山市で委託していた北陸出張所を、金沢市に直轄出張所として改設。そして翌1959(昭和34)年3月、北海道(札幌市)、中四国、九州(福岡市に移転)の3出張所を本部直轄に切り替え、関西、名古屋をあわせ全8出張所が、名実共に協会の出張所として命令系統を一貫し、強烈に業務を推進するための体制に整備された。

このほか、同年9月には静岡出張所が、業務の一層の進展をはかるため、浜松市から静岡市に移転。1961 (昭和36)年には、名古屋出張所を中部出張所に改称した。

■出張所から支部へ

1963 (昭和38) 年から翌年にかけての職制変更により、東京本部内に関東出張所を設置。1965 (昭和40) 年4月には、高松市に四国出張所を開設し、これに伴い中四国出張所を中国出張所と改称した。この結果、全国10出張所体制となった。

1963 (昭和38) 年7月の会報には業務部長名の「出張所に望む」と題した檄文があり、「著作物の使用者は多岐多様にわたり、又使用場所も全国津々浦々にまでわたるので一般演奏権の管理は著作権業務のうち最

も困難な仕事である」「しかしながら、演奏権管理の重大性を自覚し、著作権協会の業務方針をよく理解すると共に、課せられた責任と期待にこたえるべき出張所各人の努力と奮起を切望する次第である」と結んでいる。

そして、日本音楽著作権会館(共和ビル)が完成した1970(昭和45)年4月、出張所を現在の名称である「支部」に改めた。

■全国14支部体制の確立

1965 (昭和40) 年から20年間、全国10支部(出張所)体制が続いたが、1985 (昭和60) 年4月、支部再編成の第一段階として横浜支部、大宮支部を新設、関東支部を東京支部に改称した(12支部体制)。

翌年には、1月に東京支部が本部(共和ビル)内から銀座に移転、10月には京都支部を新設し、関西支部を大阪支部に改称した(13支部体制)。

さらに1987 (昭和62) 年10月、関東(東京) 支部が担当していた沖縄に、那覇出張所(1993) (平成5) 年4月から那覇支部に改称) を開設。現在の全国14支部体制が確立した。

■カラオケ管理体制の強化

1987 (昭和62) 年4月から、カラオケ社交場の管理を開始したことに伴い、よりきめ細かな演奏権の管理体制を築いていくことが急務となった。この結果、職員数の推移を見ても、1987年度末の364人から、10年後の1997年度末には532人と約1.5倍の人員を補強している。

1989 (平成元) 年7月に東京支部から西東京支部を新設したのを皮切りに、1994年(平成6) 年に立川、東京イベント・コンサート支部、翌年には上野支部をそれぞれ開設。大阪支部からは、1990 (平成2) 年に神戸支部、1993 (平成5) 年に大阪北支部が誕生した。

このほか、1991 (平成3) 年、盛岡支部を新設し、東北支部を仙台支部に改称。同年、九州支部から鹿児島支部、1995 (平成7) 年には大宮支部から長野支部をそれぞれ新設し、同年10月、過去最多の全国23 支部体制が整備された。

■音楽著作権への理解が広がって

カラオケ管理開始当初から、音楽著作権の重要性を全国津々浦々にわたり、利用者団体等との連携を図りながら、演奏権の手続きへの理解を求め、管理強化を図ってきた。その結果、90%を超える高い管理水準を維持することが可能となった。

2000 (平成12年) に、管理強化の結果、急激に管理水準が上昇した大阪北支部を大阪支部に統合した後、2007 (平成19) 年以降は、管理地域の市場の動向や交通機関、業務執行上の影響などを考慮して、長野、上野、神戸、盛岡、立川、鹿児島、西東京支部を順次統合し、2019 (平成31) 年4月、イベントやコンサートでの音楽利用の管理に特化した唯一無二の支部、東京イベント・コンサート支部を東京支部に統合。平成の時代を駆け抜けた全国23支部はその使命を終え、昭和の終わりに確立した14支部体制で、日本全国の音楽利用者に、これからも音楽著作権への理解を広げていく。

■全国14支部の歴史 (各出張所·支部の年表)

■大阪支部(大阪府、兵庫県、和歌山県) 1940(昭和15)年11月 関西出張所、開設(大阪市) 1950(昭和25)年7月 大阪(関西)出張所、開設(大阪市) 1954(昭和29)年 1月 本部直轄出張所に 1970(昭和45)年 4月 関西支部に改称 1986(昭和61)年10月 大阪支部に改称 1990(平成 2)年10月 神戸支部、開設 →2009(平成21)年 4月 統合 1993(平成5)年4月 大阪北支部、開設 →2000(平成12)年4月 統合 ■中国支部 (広島県、鳥取県、島根県、岡山県、山口県) 1954(昭和29)年 1月 中四国出張所、開設(岡山市) 1954(昭和29)年7月 移転(広島市) 1959(昭和34)年 3月 本部直轄出張所に 1965(昭和40)年 4月 中国出張所に改称 1970(昭和45)年 4月 中国支部に改称

■那覇支部(沖縄県)

1987(昭和62)年10月 那覇出張所、開設(那覇市)

1993(平成5)年4月 那覇支部に改称

1955(昭和30)年6月 北陸出張所、開設(富山市) 1958(昭和33)年2月 閉鎖 1958(昭和33)年12月 本部直轄として北陸出張所、開設(金沢市) 1970(昭和45)年 4月 北陸支部に改称 ■京都支部(京都府、滋賀県、奈良県) 1986(昭和61)年10月 京都支部、開設(京都府) ■九州支部 (福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県) 1952(昭和27)年11月 九州出張所、開設(福岡市) 1954(昭和29)年8月 移転(久留米市) 1959(昭和34)年2月 移転(福岡市) 1959(昭和34)年 3月 本部直轄出張所に 1970(昭和45)年 4月 九州支部に改称 1991(平成 3)年 6月 鹿児島支部、開設 →2012(平成24)年 4月 統合 ■四国支部(香川県、徳島県、愛媛県、高知県) 1954(昭和29)年 1月 中四国出張所、開設(岡山市)

■北陸支部(石川県、富山県、福井県)

1954(昭和29)年7月 移転(広島市)

1959(昭和34)年 3月 本部直轄出張所に

1970(昭和45)年 4月 四国支部に改称

1965(昭和40)年 4月 四国出張所を開設(高松市)

1958(昭和33)年6月 横浜出張所、閉鎖 (開設時期、不明)

■横浜支部(神奈川県)

1985(昭和60)年 4月 横浜支部、開設

■静岡支部(静岡県)

1958(昭和33)年5月 本部直轄として静岡出張所、開設(浜松市)

1959(昭和34)年9月 移転(静岡市) 1970(昭和45)年 4月 静岡支部に改称

■中部支部(愛知県、岐阜県、三重県)

1941(昭和16)年 4月 中部出張所、開設(岐阜市)

1951(昭和26)年5月 名古屋出張所、開設(名古屋市)

1954(昭和29)年 1月 本部直轄出張所に 1961(昭和36)年 4月 中部出張所に改称 1970(昭和45)年 4月 中部支部に改称

■北海道支部(北海道)

1941(昭和16)年8月 北海道出張所、開設(小樽市)

札.幌支部、設置(札.幌市)

旭川支部、設置(旭川市)

函館支部、設置(函館市) 室蘭支部、設置(室蘭市)

1948(昭和23)年3月 旭川出張所、開設(旭川市)

1957(昭和32)年 4月 札幌出張所、旭川出張所を統合

1951(昭和26)年4月 札幌出張所、開設(札幌市)

1959(昭和34)年3月 本部直轄出張所に 1970(昭和45)年 4月 北海道支部に改称

■仙台支部(宮城県、青森県、岩手県、秋田県、山形県、福島県)

1958(昭和33)年6月 本部直轄として東北出張所、開設(仙台市)

1970(昭和45)年 4月 東北支部に改称 1991(平成3)年7月 仙台支部に改称

盛岡支部、開設 →2009(平成21)年8月 統合

■大宮支部(埼玉県、栃木県、群馬県、新潟県、長野県)

1985(昭和60)年 4月 大宮支部、開設

1995(平成7)年9月 長野支部、開設 →2007(平成19)年10月 統合

■東京支部(東京都、茨城県、千葉県、山梨県)

1964(昭和39)年 4月 関東出張所として本部内に設置

1970(昭和45)年 4月 関東支部に改称

1985(昭和60)年 4月 東京支部に改称

1986(昭和61)年 1月 本部内から銀座に移転

1989(平成元)年7月 西東京支部、開設

→2017(平成29)年 4月 統合

1994(平成 6)年 7月 立川支部、開設

→2009(平成21)年10月 西東京支部に統合

1994(平成 6)年 7月 東京EC支部、開設

→2019(平成31)年 4月 統合

1995(平成7)年10月 上野支部、開設

→2008(平成20)年10月 統合

本外の著作権管理団体との契約状況 (2019年10月現在)

JASRACが日本国内において管理している外国団体レパートリー

AACIMH ホンジュラス AAS アゼルバイジャン ABRAMUS ブラジル ACAM コスタリカ ACDAM キューバ ACUM イスラエル ADDAF ブラジル AEI グアテマラ AGADU ウルグアイ AKKA/LAA ラトビア AKM オーストリア ALBAUTOR アルバニア AMAR ブラジル AMRA 米国 APA パラグアイ APPA オーストラリア APRS 米国 ARMAUTHOR アルメニア ARTISJUS ハンガリー ASCAP 米国 ASDAC モルドバ ASSIM ブラジル AUTODIA ギリシャ BBDA ブルキナファソ BELAT ベラルーシ BMI 米国 BSCAP ベリーズ BUMA オランダ CASH でMRRA COMPASS シンガボール COSCAP パリーズ EAU エストニア FILSCAP フィリビン GCA ジョージア	契約団体	所在国/地域
ABRAMUS ブラジル ACAM コスタリカ ACDAM キューバ ACUM イスラエル ADDAF ブラジル AEI グアテマラ AGADU ウルグアイ AKKA/LAA ラトビア ALBAUTOR アルバニア AMAR ブラジル AMRA 米国 APA パラグアイ APPAA パラグアイ APPAA オーストラリア APRS 米国 ARMAUTHOR アルメニア ARTISJUS ハンガリー ASCAP 米国 ASDAC モルドバ ASSIM ブラジル AUSTRO-MECHANA (AUME) オーストリア AUTODIA ギリシャ BBDA アルキナファソ BMI 米国 BSCAP ペリーズ BUMA オランダ CASH 香港 CMRRA カナダ COSCAP パルバドス COSCAP パルバドス COSCAP パルバドス COSCAP パルバドス COSCAP フィリビン	AACIMH	ホンジュラス
ACAM コスタリカ ACDAM キューバ ACUM イスラエル ADDAF ブラジル AEI グアテマラ AGADU ウルグアイ AKKA/LAA ラトビア AKM オーストリア ALBAUTOR アルバニア AMAR ブラジル AMRA 米国 APA バラグアイ APDAYC ベルー APRA オーストラリア APRS 米国 ARMAUTHOR アルメニア ARTISJUS ハンガリー ASCAP 米国 ASDAC モルドバ ASSIM ブラジル AUSTRO-MECHANA (AUME) オーストリア BBDA ブルキナファソ BBLAT ベラルーシ BMI 米国 BSCAP ベリーズ BUMA オランダ CASH 香港 CMRRA カナダ COMPASS シンガボール COSCAP バルバドス COSCAP バリニダード・トバゴ EAU エストニア FILSCAP	AAS	アゼルバイジャン
ACDAM イスラエル ACUM イスラエル ADDAF ブラジル AEI グアテマラ AGADU ウルグアイ AKKA/LAA ラトビア AKM オーストリア ALBAUTOR アルバニア AMAR ブラジル AMRA 米国 APA パラグアイ APDAYC ベルー APRA オーストラリア APRS 米国 ARMAUTHOR アルメニア ARTISJUS ハンガリー ASCAP 米国 ASDAC モルドバ ASSIM ブラジル AUSTRO-MECHANA (AUME) オーストリア BBDA フルキナファソ BBLAT ベラルーシ BMI 米国 BSCAP ベリーズ BUMA オランダ CASH 香港 CMRRA カナダ COSCAP バルバドス COSCAP バルバドス COSCAP バルバドス COSCAP アリニダード・トバゴ EAU エストニア FILSCAP	ABRAMUS	ブラジル
ACUM イスラエル ADDAF ブラジル AEI グアテマラ AGADU ウルグアイ AKKA/LAA ラトビア AKM オーストリア ALBAUTOR アルバニア AMAR ブラジル AMCOS オーストラリア AMRA 米国 APA パラグアイ APPA オーストラリア APRS 米国 ARMAUTHOR アルメニア ARTISJUS ハンガリー ASCAP 米国 ASDAC モルドバ ASSIM ブラジル AUSTRO-MECHANA (AUME) オーストリア BBDA ブルキナファソ BELAT ベラルーシ BMI 米国 BSCAP ベリーズ BUMA オランダ CASH 香港 CMRRA カナダ COMPASS シンガボール COSCAP バルバドス COTT トリニダード・トバゴ EAU エストニア FILSCAP	ACAM	コスタリカ
ADDAF AEI グアテマラ AGADU ウルグアイ AKKA/LAA ラトビア AKM オーストリア ALBAUTOR アルバニア AMAR ブラジル AMCOS オーストラリア AMRA 米国 APA パラグアイ APDAYC ベルー APRA オーストラリア ARTISJUS ハンガリー ASCAP 米国 ASDAC モルドバ ASSIM ブラジル AUSTRO-MECHANA (AUME) オーストリア BBDA ブルキナファソ BBLAT ベラルーズ BUMA オランダ CASH 香港 CMRRA カナダ COMPASS COSCAP バルバドス COTT トリニダード・トバゴ EAU エストニア FILSCAP	ACDAM	キューバ
AEI グアテマラ AGADU ウルグアイ AKKA/LAA ラトビア AKM オーストリア ALBAUTOR アルバニア AMAR ブラジル AMCOS オーストラリア AMRA 米国 APA パラグアイ APDAYC ペルー APRA オーストラリア ARTISJUS ハンガリー ASCAP 米国 ASDAC モルドバ ASSIM ブラジル AUSTRO-MECHANA (AUME) オーストリア BBDA ブルキナファソ BBLAT ペラルージ BMI 米国 BSCAP ペリーズ BUMA オランダ CASH 香港 CMRRA カナダ COMPASS シンガポール COSCAP バルバドス COTT トリニダード・トバゴ EAU エストニア FILSCAP	ACUM	イスラエル
AGADU ウルグアイ AKKA/LAA ラトピア AKM オーストリア ALBAUTOR アルバニア AMAR ブラジル AMCOS オーストラリア AMRA 米国 APA パラグアイ APDAYC ペルー APRA オーストラリア ARTISJUS ハンガリー ASCAP 米国 ASDAC モルドバ ASSIM ブラジル AUSTRO-MECHANA (AUME) オーストリア BBDA ブルキナファソ BBLAT ペラルーシ BMI BSCAP ベリーズ BUMA オランダ CASH 香港 CMRRA カナダ COMPASS シンガポール COSCAP バルバドス COTT トリニダード・トバゴ EAU エストニア FILSCAP	ADDAF	ブラジル
AKKA/LAA ラトビア AKM オーストリア ALBAUTOR アルバニア AMAR ブラジル AMCOS オーストラリア AMRA 米国 APA パラグアイ APDAYC ベルー APRA オーストラリア APRS 米国 ARMAUTHOR アルメニア ARTISJUS ハンガリー ASCAP 米国 ASDAC モルドバ ASSIM ブラジル AUSTRO-MECHANA (AUME) オーストリア BBDA ブルキナファソ BELAT ベラルーシ BMI 米国 BSCAP ベリーズ BUMA オランダ CASH 香港 CMRRA カナダ COMPASS シンガポール COSCAP バルバドス COTT トリニダード・トバゴ EAU エストニア FILSCAP	AEI	グアテマラ
AKM オーストリア ALBAUTOR アルバニア AMAR ブラジル AMCOS オーストラリア AMRA 米国 APA パラグアイ APDAYC ベルー APRA オーストラリア APRS 米国 ARMAUTHOR アルメニア ARTISJUS ハンガリー ASCAP 米国 ASDAC モルドバ ASSIM ブラジル AUSTRO-MECHANA (AUME) オーストリア BBDA ブルキナファソ BBLAT ベラルーシ BMI 米国 BSCAP ベリーズ BUMA オランダ CASH 香港 CMRRA カナダ COMPASS シンガボール COSCAP バルバドス COTT トリニダード・トバゴ EAU エストニア FILSCAP	AGADU	ウルグアイ
ALBAUTOR AMAR ブラジル AMCOS オーストラリア AMRA APA パラグアイ APDAYC APRA APRS APRS ARMAUTHOR ARTISJUS ASCAP ASSIM AUSTRO-MECHANA (AUME) BBDA BBDA BBCAP BBMI BSCAP BUMA CASH COMPASS COMPASS CONT EAU	AKKA/LAA	ラトビア
AMAR ブラジル AMCOS オーストラリア AMRA 米国 APA バラグアイ APDAYC ベルー APRA オーストラリア APRS 米国 ARMAUTHOR アルメニア ARTISJUS ハンガリー ASCAP 米国 ASDAC モルドバ ASSIM ブラジル AUSTRO-MECHANA (AUME) オーストリア BBDA ブルキナファソ BBLAT ベラルーシ BMI 米国 BSCAP ベリーズ BUMA オランダ CASH 香港 CMRRA カナダ COMPASS シンガポール COSCAP バルバドス COTT トリニダード・トバゴ EAU エストニア FILSCAP	AKM	オーストリア
AMCOS オーストラリア AMRA 米国 APA パラグアイ APDAYC ペルー APRA オーストラリア APRS 米国 ARMAUTHOR アルメニア ARTISJUS ハンガリー ASCAP 米国 ASDAC モルドバ ASSIM ブラジル AUSTRO-MECHANA (AUME) オーストリア AUTODIA ギリシャ BBDA ブルキナファソ BELAT ベラルーシ BMI 米国 BSCAP ベリーズ BUMA オランダ CASH 香港 CMRRA カナダ COMPASS シンガポール COSCAP パルバドス COSCAP パルバドス COTT トリニダード・トバゴ EAU エストニア FILSCAP	ALBAUTOR	アルバニア
AMRA 米国 APA パラグアイ APDAYC ベルー APRA オーストラリア APRS 米国 ARMAUTHOR アルメニア ARTISJUS ハンガリー ASCAP 米国 ASDAC モルドバ ASSIM ブラジル AUSTRO-MECHANA (AUME) オーストリア AUTODIA ギリシャ BBDA ブルキナファソ BELAT ベラルーシ BMI 米国 BSCAP ベリーズ BUMA オランダ CASH 香港 CMRRA カナダ COMPASS シンガポール COSCAP パルバドス COTT トリニダード・トバゴ EAU エストニア FILSCAP	AMAR	ブラジル
APA パラグアイ APDAYC ペルー APRA オーストラリア APRS 米国 ARMAUTHOR アルメニア ARTISJUS ハンガリー ASCAP 米国 ASDAC モルドバ ASSIM ブラジル AUSTRO-MECHANA (AUME) オーストリア AUTODIA ギリシャ BBDA ブルキナファソ BELAT ベラルーシ BMI 米国 BSCAP ベリーズ BUMA オランダ CASH 香港 CMRRA カナダ COMPASS シンガボール COSCAP バルバドス COTT トリニダード・トバゴ EAU エストニア FILSCAP	AMCOS	オーストラリア
APDAYC APRA オーストラリア APRS 米国 ARMAUTHOR アルメニア ARTISJUS ハンガリー ASCAP 米国 ASDAC モルドバ ASSIM ブラジル AUSTRO-MECHANA (AUME) オーストリア AUTODIA ギリシャ BBDA ブルキナファソ BELAT ベラルーシ BMI 米国 BSCAP ベリーズ BUMA オランダ CASH 香港 CMRRA カナダ COMPASS シンガポール COSCAP バルバドス COTT トリニダード・トバゴ EAU エストニア FILSCAP	AMRA	米国
APRA オーストラリア APRS 米国 ARMAUTHOR アルメニア ARTISJUS ハンガリー ASCAP 米国 ASDAC モルドバ ASSIM ブラジル AUSTRO-MECHANA (AUME) オーストリア AUTODIA ギリシャ BBDA ブルキナファソ BELAT ベラルーシ BMI 米国 BSCAP ベリーズ BUMA オランダ CASH 香港 CMRRA カナダ COMPASS シンガポール COSCAP バルバドス COTT トリニダード・トバゴ EAU エストニア FILSCAP	APA	パラグアイ
APRS 米国 ARMAUTHOR アルメニア ARTISJUS ハンガリー ASCAP 米国 ASDAC モルドバ ASSIM ブラジル AUSTRO-MECHANA (AUME) オーストリア AUTODIA ギリシャ BBDA ブルキナファソ BELAT ペラルーシ BMI 米国 BSCAP ベリーズ BUMA オランダ CASH 香港 CMRRA カナダ COMPASS シンガポール COSCAP バルバドス COTT トリニダード・トバゴ EAU エストニア FILSCAP	APDAYC	ペルー
ARMAUTHOR ARTISJUS ASCAP ASDAC ASSIM AUSTRO-MECHANA (AUME) BBDA BBDA BELAT BMI BSCAP BUMA CASH COMPASS COMPASS COTT EAU FILSCAP ARTISJUS ANDATIO ANDATIO	APRA	オーストラリア
ARTISJUS ハンガリー ASCAP 米国 ASDAC モルドバ ASSIM ブラジル AUSTRO-MECHANA (AUME) オーストリア AUTODIA ギリシャ BBDA ブルキナファソ BELAT ベラルーシ BMI 米国 BSCAP ベリーズ BUMA オランダ CASH 香港 CMRRA カナダ COMPASS シンガポール COSCAP バルバドス COTT トリニダード・トバゴ EAU エストニア FILSCAP	APRS	米国
ASCAP 米国 ASDAC モルドバ ASSIM ブラジル AUSTRO-MECHANA (AUME) オーストリア AUTODIA ギリシャ BBDA ブルキナファソ BELAT ベラルーシ BMI 米国 BSCAP ベリーズ BUMA オランダ CASH 香港 CMRRA カナダ COMPASS シンガポール COSCAP バルバドス COTT トリニダード・トバゴ EAU エストニア FILSCAP	ARMAUTHOR	アルメニア
ASDAC ASSIM Jラジル AUSTRO-MECHANA (AUME) AUTODIA BBDA BELAT BBMI BSCAP BUMA CASH CMRRA COMPASS COSCAP バルバドス COTT EAU ENDING ENDING TJN TATION TJN TJN TJN TJN TJN TJN TJN TJN TJN TJ	ARTISJUS	ハンガリー
ASSIM ブラジル AUSTRO-MECHANA (AUME) オーストリア AUTODIA ギリシャ BBDA ブルキナファソ BELAT ベラルーシ BMI 米国 BSCAP ベリーズ BUMA オランダ CASH 香港 CMRRA カナダ COMPASS シンガポール COSCAP バルバドス COTT トリニダード・トバゴ EAU エストニア FILSCAP	ASCAP	米国
AUSTRO-MECHANA (AUME) オーストリア AUTODIA ギリシャ BBDA ブルキナファソ BELAT ベラルーシ BMI 米国 BSCAP ベリーズ BUMA オランダ CASH 香港 CMRRA カナダ COMPASS シンガポール COSCAP バルバドス COTT トリニダード・トバゴ EAU エストニア FILSCAP	ASDAC	モルドバ
AUTODIA ギリシャ BBDA ブルキナファソ BELAT ベラルーシ BMI 米国 BSCAP ベリーズ BUMA オランダ CASH 香港 CMRRA カナダ COMPASS シンガポール COSCAP バルバドス COTT トリニダード・トバゴ EAU エストニア FILSCAP フィリピン	ASSIM	ブラジル
BBDA ブルキナファソ BELAT ベラルーシ BMI 米国 BSCAP ベリーズ BUMA オランダ CASH 香港 CMRRA カナダ COMPASS シンガポール COSCAP バルバドス COTT トリニダード・トバゴ EAU エストニア FILSCAP フィリピン	AUSTRO-MECHANA (AUME)	オーストリア
BELAT ベラルーシ BMI 米国 BSCAP ベリーズ BUMA オランダ CASH 香港 CMRRA カナダ COMPASS シンガポール COSCAP バルバドス COTT トリニダード・トバゴ EAU エストニア FILSCAP フィリピン	AUTODIA	ギリシャ
BMI 米国 BSCAP ベリーズ BUMA オランダ CASH 香港 CMRRA カナダ COMPASS シンガポール COSCAP バルバドス COTT トリニダード・トバゴ EAU エストニア FILSCAP フィリピン	BBDA	ブルキナファソ
BSCAP ベリーズ BUMA オランダ CASH 香港 CMRRA カナダ COMPASS シンガポール COSCAP バルバドス COTT トリニダード・トバゴ EAU エストニア FILSCAP フィリピン	BELAT	ベラルーシ
BUMA オランダ CASH 香港 CMRRA カナダ COMPASS シンガポール COSCAP バルバドス COTT トリニダード・トバゴ EAU エストニア FILSCAP フィリピン	BMI	米国
CASH 香港 CMRRA カナダ COMPASS シンガポール COSCAP バルバドス COTT トリニダード・トバゴ EAU エストニア FILSCAP フィリピン	BSCAP	ベリーズ
CMRRA カナダ COMPASS シンガポール COSCAP バルバドス COTT トリニダード・トバゴ EAU エストニア FILSCAP フィリピン	BUMA	オランダ
COMPASS シンガポール COSCAP バルバドス COTT トリニダード・トバゴ EAU エストニア FILSCAP フィリピン	CASH	香港
COSCAP バルバドス COTT トリニダード・トバゴ EAU エストニア FILSCAP フィリピン	CMRRA	カナダ
COTTトリニダード・トバゴEAUエストニアFILSCAPフィリピン	COMPASS	シンガポール
EAU エストニア FILSCAP フィリピン	COSCAP	バルバドス
FILSCAP フィリピン	COTT	トリニダード・トバゴ
	EAU	エストニア
GCA ジョージア	FILSCAP	フィリピン
	GCA	ジョージア

GEMA ドイツ WORT *GEMAとの間接契約 ドイツ HARRY FOX AGENCY 米国 HDS-ZAMP クロアチア IMRO アイルランド JACAP ジャマイカ KAZAK カザフスタン KODA デンマーク KOMCA 韓国 LATGA-A リトアニア LITERAR-MECHANA オーストリア MACA マカオ MACP マレーシア MASA モーリシャス MCSC 中国 MCT タイ MESAM トルコ MOSCAP モンゴル MRCSN ネパール MUSICAUTOR ブルガリア MUST 台湾 NASCAM ナミビア NCB アンマーク EAU **NCBとの間接契約 エストニア LATGA-A **NCBとの間接契約 アトビア NGO UACRR ウクライナ OSA チェコ PRS for Musicとの間接契約 ア・ブ・マーク COSOM **PRS for Musicとの間接契約 マラウイ COSOM **PRS for Musicとの間接契約 オージェリア ECCO **PRS for Musicとの間接契約 オージ・アーア RAO ロシア ANA **CRA **PRS for Musicとの間接契約 オージ・アーア RAO ロシア ANA **CRA **PRS for Musicとの間接契約 オージ・アーア RAO ロシア ANA **CRA **C	契約団体	所在国/地域
HARRY FOX AGENCY HDS-ZAMP IMRO アイルランド JACAP ジャマイカ KAZAK カザフスタン KODA デンマーク KOMCA 韓国 LATGA-A LATGA-A LITERAR-MECHANA MACP MACA MACP MACA MACP MASA ボール MCPS MCSC MCT MCSAM MCSN MCSC MRCSN MUSICAUTOR MUST NASCAM 大ミビア NCB EAU *NCBとの間接契約 アンマーク KKA / LAA *NCBとの間接契約 アクライナ のSA PRS for Musicとの間接契約 アンド アカンド アルジア アカカオ アストリア アクカーインド アクライナ アクカーインド アクライナ アクライナ アクライナ アクライナ アクライナ アクライナ アクライナ アクカーイナ アクライナ アクライ アクライナ アクライナ アクライ アクライ アクライ アクライト アクライ アクタのの アクライ アクライ アクライ アクライ アクライ アクライ アクライ アクライ	GEMA	ドイツ
HDS-ZAMP	WORT ※GEMAとの間接契約	ドイツ
MRO	HARRY FOX AGENCY	米国
以ACAP KAZAK カザフスタン KODA デンマーク KOMCA LATGA-A LITERAR-MECHANA MACP MACP MACP MACP MACSC MCSC	HDS-ZAMP	クロアチア
KAZAK KODA デンマーク KOMCA 韓国 LATGA-A LITERAR-MECHANA オーストリア MACA WACP WACP WASA WCPS MCSC WEI MCSC WEI MCSC WESAM WOSCAP WINJUT MOSCAP WINJUT MUSICAUTOR WIST NASCAM サミビア NCB デンマーク EAU *NCBとの間接契約 エストニア LATGA-A *NCBとの間接契約 アウライナ OSA PRS for Musicとの間接契約 アラウイ COSON *PRS for Musicとの間接契約 アンド ZIMURA *PRS for Musicとの間接契約 アンド ZIMURA *PRS for Musicとの間接契約 アンド ZIMURA *PRS for Musicとの間接契約 アンプ TATP LATGA *PRS for Musicとの間接契約 アンプ TATP LOSA アンプ TATP TATP TATP TATP TATP TATP TATP TAT	IMRO	アイルランド
KODA デンマーク KOMCA 韓国 LATGA-A リトアニア LITERAR-MECHANA オーストリア MACA マカオ MACP マレーシア MASA モーリシャス MCPS 英国 MCSC 中国 MCT タイ MESAM トルコ MOSCAP モンゴル MRCSN ネパール MUSICAUTOR ブルガリア MUST 台湾 NASCAM ナミビア NCB デンマーク EAU **NCBとの間接契約 エストニア LATGA-A **NCBとの間接契約 リトアニア AKKA/LAA **NCBとの間接契約 ウガンダ COSOMA **PRS for Musicとの間接契約 ヤイジェリア ECCO **PRS for Musicとの間接契約 インド ZIMURA **PRS for Musicとの間接契約 インド ZIMURA **PRS for Musicとの間接契約 インド ZIMURA **PRS for Musicとの間接契約 ケニア RAO	JACAP	ジャマイカ
は NOMCA LATGA-A LATGA-A LITERAR-MECHANA MACP MACP MACP MACP MACP MASA モーリシャス 英国 MCPS MCSC 中国 MCT MESAM MUSICAUTOR MUSICAUTOR NASCAM NUST NASCAM NCB EAU *NCBとの間接契約 LATGA-A *NCBとの間接契約 COSOMA *PRS for Musicとの間接契約 LOSOM *PRS for Musicとの間接列 LOSOM *PRS for Musicとの	KAZAK	カザフスタン
LATGA-A リトアニア LITERAR-MECHANA オーストリア MACA マカオ MACP マレーシア MASA モーリシャス MCPS 英国 MCSC 中国 MCT タイ MESAM トルコ MOSCAP モンゴル MRCSN ネパール MUSICAUTOR ブルガリア MUST 台湾 NASCAM ナミビア NCB デンマーク EAU **NCBとの間接契約 エストニア LATGA-A **NCBとの間接契約 リトアニア AKKA/LAA **NCBとの間接契約 ワクライナ OSA チェコ PRS for Music 英国 UPRS **PRS for Musicとの間接契約 マラウイ COSON **PRS for Musicとの間接契約 オンド ZIMURA **PRS for Musicとの間接契約 インド ZIMURA **PRS for Musicとの間接契約 インド ZIMURA **PRS for Musicとの間接契約 インド ZIMURA **PRS for Musicとの間接契約 ケニア RAO ロシア	KODA	デンマーク
LITERAR-MECHANA オーストリア MACA マカオ MACP マレーシア MASA モーリシャス MCPS 英国 MCSC 中国 MCT タイ MESAM トルコ MOSCAP モンゴル MRCSN ネパール MUSICAUTOR ブルガリア MUST 台湾 NASCAM ナミビア NCB デンマーク EAU **NCBとの間接契約 リトアニア AKKA/LAA **NCBとの間接契約 ワクライナ OSA チェコ PRS for Musicとの間接契約 マラウイ COSON **PRS for Musicとの間接契約 オンド JIMURA **PRS for Musicとの間接契約 インド ZIMURA **PRS for Musicとの間接契約 インド ZIMURA **PRS for Musicとの間接契約 インド ZIMURA **PRS for Musicとの間接契約 ケニア MCSK **PRS for Musicとの間接契約 ケニア RAO	KOMCA	韓国
MACA マカオ MACP マレーシア MASA モーリシャス MCPS 英国 MCSC 中国 MCT タイ MESAM トルコ MOSCAP モンゴル MRCSN ネパール MUSICAUTOR ブルガリア MUST 台湾 NASCAM ナミビア NCB デンマーク EAU **NCBとの間接契約 エストニア LATGA-A **NCBとの間接契約 リトアニア AKKA/LAA **NCBとの間接契約 プラービア NGO UACRR ウクライナ OSA チェコ PRS for Music 英国 UPRS **PRS for Musicとの間接契約 マラウイ COSON **PRS for Musicとの間接契約 オンド IPRS **PRS for Musicとの間接契約 インド ZIMURA **PRS for Musicとの間接契約 インド ZIMURA **PRS for Musicとの間接契約 ゲニア MCSK **PRS for Musicとの間接契約 ゲニア MCSK **PRS for Musicとの間接契約 ゲニア RAO	LATGA-A	リトアニア
MACP マレーシア MASA モーリシャス MCPS 英国 MCSC 中国 MCT タイ MESAM トルコ MOSCAP モンゴル MRCSN ネパール MUSICAUTOR ブルガリア MUST 台湾 NASCAM ナミビア NCB デンマーク EAU **NCBとの間接契約 エストニア LATGA-A **NCBとの間接契約 リトアニア AKKA/LAA **NCBとの間接契約 ラトビア NGO UACRR ウクライナ OSA チェコ PRS for Music UPRS **PRS for Musicとの間接契約 マラウイ COSON **PRS for Musicとの間接契約 オンド IPRS **PRS for Musicとの間接契約 インド ZIMURA **PRS for Musicとの間接契約 インド ZIMURA **PRS for Musicとの間接契約 ゲニア RAO	LITERAR-MECHANA	オーストリア
MASA	MACA	マカオ
MCPS 英国 MCSC 中国 MCT タイ MESAM トルコ MOSCAP モンゴル MOSCAP モンゴル MRCSN ネパール MUSICAUTOR ブルガリア MUST 台湾 NASCAM ナミビア NCB デンマーク EAU *NCBとの間接契約 エストニア LATGA-A *NCBとの間接契約 リトアニア AKKA/LAA *NCBとの間接契約 ラトビア NGO UACRR ウクライナ OSA チェコ PRS for Music 英国 UPRS **PRS for Musicとの間接契約 マラウイ COSOMA **PRS for Musicとの間接契約 セントルシア IPRS **PRS for Musicとの間接契約 インド ZIMURA **PRS for Musicとの間接契約 ゲニア MCSK **PRS for Musicとの間接契約 ゲニア IPRS **PRS for Musicとの間接契約 インド ZIMURA **PRS for Musicとの間接契約 ゲニア RAO ロシア	MACP	マレーシア
MCSC 中国 MCT タイ MESAM トルコ MOSCAP モンゴル MRCSN ネパール MUSICAUTOR ブルガリア MUST 台湾 NASCAM ナミビア NCB デンマーク EAU **NCBとの間接契約 エストニア LATGA-A **NCBとの間接契約 リトアニア AKKA/LAA **NCBとの間接契約 ウガライナ OSA チェコ PRS for Music 英国 UPRS **PRS for Musicとの間接契約 マラウイ COSON **PRS for Musicとの間接契約 オイジェリア ECCO **PRS for Musicとの間接契約 インド ZIMURA **PRS for Musicとの間接契約 インド ZIMURA **PRS for Musicとの間接契約 ケニア RAO ロシア	MASA	モーリシャス
MCT MESAM トルコ MOSCAP モンゴル MRCSN ネパール MUSICAUTOR ブルガリア MUST 台湾 NASCAM ナミビア NCB デンマーク EAU *NCBとの間接契約 エストニア LATGA-A *NCBとの間接契約	MCPS	英国
MESAM トルコ MOSCAP モンゴル MRCSN ネパール MUSICAUTOR ブルガリア MUST 台湾 NASCAM ナミビア NCB デンマーク EAU **NCBとの間接契約 エストニア LATGA-A **NCBとの間接契約 リトアニア AKKA/LAA **NCBとの間接契約 ラトビア NGO UACRR ウクライナ OSA チェコ PRS for Music 英国 UPRS **PRS for Musicとの間接契約 マラウイ COSOMA **PRS for Musicとの間接契約 ナイジェリア ECCO **PRS for Musicとの間接契約 インド ZIMURA **PRS for Musicとの間接契約 インド ZIMURA **PRS for Musicとの間接契約 ケニア RAO ロシア	MCSC	中国
MOSCAP MRCSN ネパール MUSICAUTOR グルガリア MUST MUST NASCAM トミビア NCB デンマーク EAU **NCBとの間接契約 エストニア LATGA-A **NCBとの間接契約 Jトアニア AKKA/LAA **NCBとの間接契約 PRS for Music UPRS **PRS for Musicとの間接契約 COSOMA **PRS for Musicとの間接契約 TOSOM PRS for Musicとの間接契約 COSON **PRS for Musicとの間接契約 TOSOM TOSOM **PRS for Musicとの間接契約 TOSOM **PRS for Musicとの間接対 TOSOM **PRS for Musicとの間接	MCT	タイ
MRCSN ネパール MUSICAUTOR ブルガリア MUST 台湾 NASCAM ナミビア NCB デンマーク EAU **NCBとの間接契約 エストニア LATGA-A **NCBとの間接契約 リトアニア AKKA/LAA **NCBとの間接契約 ラトビア NGO UACRR ウクライナ OSA チェコ PRS for Music 英国 UPRS **PRS for Musicとの間接契約 マラウイ COSOMA **PRS for Musicとの間接契約 オイジェリア ECCO **PRS for Musicとの間接契約 インド ZIMURA **PRS for Musicとの間接契約 ゲンバブエ MCSK **PRS for Musicとの間接契約 ケニア RAO ロシア	MESAM	トルコ
MUSICAUTOR MUST MUST HOSCAM HOSCA	MOSCAP	モンゴル
MUST NASCAM カミビア NCB アンマーク EAU **NCBとの間接契約 エストニア LATGA-A **NCBとの間接契約 リトアニア AKKA/LAA **NCBとの間接契約 ウライナ OSA PRS for Music UPRS **PRS for Musicとの間接契約 COSOMA **PRS for Musicとの間接契約 アラウイ COSON **PRS for Musicとの間接契約 アラウイ アンド ZIMURA **PRS for Musicとの間接契約 アニア RAO	MRCSN	ネパール
NASCAM ハCB デンマーク EAU *NCBとの間接契約 エストニア LATGA-A *NCBとの間接契約 Jトアニア AKKA/LAA *NCBとの間接契約 PRS OUACRR OSA PRS for Music UPRS *PRS for Musicとの間接契約 COSOMA *PRS for Musicとの間接契約 でOSON *PRS for Musicとの間接契約 ECCO *PRS for Musicとの間接契約 Tンド ZIMURA **PRS for Musicとの間接契約 アニア RAO ロシア	MUSICAUTOR	ブルガリア
ROB デンマーク EAU *NCBとの間接契約 エストニア LATGA-A *NCBとの間接契約 リトアニア AKKA/LAA *NCBとの間接契約 ラトビア NGO UACRR ウクライナ OSA チェコ PRS for Music 英国 UPRS **PRS for Musicとの間接契約 ウガンダ COSOMA **PRS for Musicとの間接契約 マラウイ COSON **PRS for Musicとの間接契約 オイジェリア ECCO **PRS for Musicとの間接契約 セントルシア IPRS **PRS for Musicとの間接契約 インド ZIMURA **PRS for Musicとの間接契約 ゲニア RAO ロシア	MUST	台湾
EAU **NCBとの間接契約 エストニア LATGA-A **NCBとの間接契約 リトアニア AKKA/LAA **NCBとの間接契約 ラトビア NGO UACRR ウクライナ OSA チェコ PRS for Music 英国 UPRS **PRS for Musicとの間接契約 ウガンダ COSOMA **PRS for Musicとの間接契約 マラウイ COSON **PRS for Musicとの間接契約 ナイジェリア ECCO **PRS for Musicとの間接契約 セントルシア IPRS **PRS for Musicとの間接契約 インド ZIMURA **PRS for Musicとの間接契約 ゲンバブエ MCSK **PRS for Musicとの間接契約 ケニア RAO ロシア	NASCAM	ナミビア
LATGA-A **NCBとの間接契約 リトアニア AKKA/LAA **NCBとの間接契約 ラトビア NGO UACRR ウクライナ OSA チェコ PRS for Music 英国 UPRS **PRS for Musicとの間接契約 ウガンダ COSOMA **PRS for Musicとの間接契約 マラウイ COSON **PRS for Musicとの間接契約 ナイジェリア ECCO **PRS for Musicとの間接契約 セントルシア IPRS **PRS for Musicとの間接契約 インド ZIMURA **PRS for Musicとの間接契約 ゲンバブエ MCSK **PRS for Musicとの間接契約 ケニア RAO ロシア	NCB	デンマーク
AKKA/LAA *NCBとの間接契約 ラトビア NGO UACRR ウクライナ OSA チェコ PRS for Music 英国 UPRS *PRS for Musicとの間接契約 ウガンダ COSOMA *PRS for Musicとの間接契約 マラウイ COSON *PRS for Musicとの間接契約 ナイジェリア ECCO **PRS for Musicとの間接契約 セントルシア IPRS **PRS for Musicとの間接契約 インド ZIMURA **PRS for Musicとの間接契約 ジンバブエ MCSK **PRS for Musicとの間接契約 ケニア RAO ロシア	EAU ※NCBとの間接契約	エストニア
NGO UACRR OSA PRS for Music UPRS **PRS for Musicとの間接契約 COSOMA **PRS for Musicとの間接契約 COSOM **PRS for Musicとの間接契約 COSON **PRS for Musicとの間接契約 ECCO **PRS for Musicとの間接契約 IPRS **PRS for Musicとの間接契約 ZIMURA **PRS for Musicとの間接契約 ZIMURA **PRS for Musicとの間接契約 がンバブエ MCSK **PRS for Musicとの間接契約 ケニア RAO	LATGA-A ※NCBとの間接契約	リトアニア
PRS for Music 英国 UPRS **PRS for Musicとの間接契約 ウガンダ COSOMA **PRS for Musicとの間接契約 マラウイ COSON **PRS for Musicとの間接契約 ナイジェリア ECCO **PRS for Musicとの間接契約 セントルシア IPRS **PRS for Musicとの間接契約 インド ZIMURA **PRS for Musicとの間接契約 ジンバブエ MCSK **PRS for Musicとの間接契約 ケニア RAO ロシア	AKKA/LAA ※NCBとの間接契約	ラトビア
PRS for Music 英国 UPRS **PRS for Musicとの間接契約 ウガンダ COSOMA **PRS for Musicとの間接契約 マラウイ COSON **PRS for Musicとの間接契約 ナイジェリア ECCO **PRS for Musicとの間接契約 セントルシア IPRS **PRS for Musicとの間接契約 インド ZIMURA **PRS for Musicとの間接契約 ジンバブエ MCSK **PRS for Musicとの間接契約 ケニア RAO ロシア	NGO UACRR	ウクライナ
UPRS **PRS for Musicとの間接契約 ウガンダ COSOMA **PRS for Musicとの間接契約 マラウイ COSON **PRS for Musicとの間接契約 ナイジェリア ECCO **PRS for Musicとの間接契約 セントルシア IPRS **PRS for Musicとの間接契約 インド ZIMURA **PRS for Musicとの間接契約 ジンバブエ MCSK **PRS for Musicとの間接契約 ケニア RAO ロシア	OSA	チェコ
COSOMA **PRS for Musicとの間接契約 マラウイ COSON **PRS for Musicとの間接契約 ナイジェリア ECCO **PRS for Musicとの間接契約 セントルシア IPRS **PRS for Musicとの間接契約 インド ZIMURA **PRS for Musicとの間接契約 ジンバブエ MCSK **PRS for Musicとの間接契約 ケニア RAO ロシア	PRS for Music	英国
COSON **PRS for Musicとの間接契約 ナイジェリア ECCO **PRS for Musicとの間接契約 セントルシア IPRS **PRS for Musicとの間接契約 インド ZIMURA **PRS for Musicとの間接契約 ジンバブエ MCSK **PRS for Musicとの間接契約 ケニア RAO ロシア	UPRS ※PRS for Musicとの間接契約	ウガンダ
ECCO **PRS for Musicとの間接契約 セントルシア IPRS **PRS for Musicとの間接契約 インド ZIMURA **PRS for Musicとの間接契約 ジンバブエ MCSK **PRS for Musicとの間接契約 ケニア RAO ロシア	COSOMA ※PRS for Musicとの間接契約	マラウイ
IPRS **PRS for Musicとの間接契約 インド ZIMURA **PRS for Musicとの間接契約 ジンバブエ MCSK **PRS for Musicとの間接契約 ケニア RAO ロシア	COSON ※PRS for Musicとの間接契約	ナイジェリア
ZIMURA **PRS for Musicとの間接契約 ジンバブエ MCSK **PRS for Musicとの間接契約 ケニア RAO ロシア	ECCO ※PRS for Musicとの間接契約	セントルシア
MCSK **PRS for Musicとの間接契約 ケニア RAO ロシア	IPRS ※PRS for Musicとの間接契約	インド
RAO ロシア	ZIMURA ※PRS for Musicとの間接契約	ジンバブエ
	MCSK ※PRS for Musicとの間接契約	ケニア
SABAM ベルギー	RAO	ロシア
	SABAM	ベルギー

契約団体	所在国/地域
SACEM	フランス
BUBEDRA ※SACEMとの間接契約	ベナン
SACENC ※SACEMとの間接契約	ニューカレドニア
SACEM LUXEMBOURG ※SACEMとの間接契約	ルクセンブルク
ONDA ※SACEMとの間接契約	アルジェリア
OMDA ※SACEMとの間接契約	マダガスカル
CMC ※SACEMとの間接契約	カメルーン
BUTODRA ※SACEMとの間接契約	トーゴ
BURIDA ※SACEMとの間接契約	コートジボワール
BUCADA ※SACEMとの間接契約	中央アフリカ
SACERAU ※SACEMとの間接契約	エジプト
BSDA ※SACEMとの間接契約	セネガル
BNDA ※SACEMとの間接契約	ニジェール
BMDA ※SACEMとの間接契約	モロッコ
BGDA ※SACEMとの間接契約	ギニア
BCDA ※SACEMとの間接契約	コンゴ共和国
BUMDA※SACEMとの間接契約	マリ
SACM	メキシコ
SACVEN	ベネズエラ
SADAIC	アルゼンチン
SADEMBRA	ブラジル
SAMRO	南アフリカ
SAYCO	コロンビア
SAZAS	スロベニア
SBACEM	ブラジル
SBAT	ブラジル
SCD	チリ
SCM-COOPERATIVA	カーボヴェルデ
SDRM	フランス
BURIDA ※SDRMとの間接契約	コートジボワール
SACERAU ※SDRMとの間接契約	エジプト
SACENC ※SDRMとの間接契約	ニューカレドニア
SACEM LUXEMBOURG ※SDRMとの間接契約	ルクセンブルク
OMDA ※SDRMとの間接契約	マダガスカル
CMC ※SDRMとの間接契約	カメルーン
BNDA ※SDRMとの間接契約	ニジェール
BUTODRA ※SDRMとの間接契約	トーゴ
BUCADA ※SDRMとの間接契約	中央アフリカ

契約団体	所在国/地域
BSDA ※SDRMとの間接契約	セネガル
BUBEDRA ※SDRMとの間接契約	ベナン
BMDA ※SDRMとの間接契約	モロッコ
BGDA ※SDRMとの間接契約	ギニア
BCDA ※SDRMとの間接契約	コンゴ共和国
BUMDA ※SDRMとの間接契約	マリ
SODRAC ※SDRMとの間接契約	カナダ
SESAC	米国
SGAE	スペイン
SIAE	イタリア
SICAM	ブラジル
SOBODAYCOM	ボリビア
SOCAN	カナダ
SOCINPRO	ブラジル
SOKOJ	セルビア
SOZA	スロバキア
SPA	ポルトガル
SPAC	パナマ
SQN	ボスニア・ヘルツェゴビナ
STEF	アイスランド
STEMRA	オランダ
STIM	スウェーデン
SUISA	スイス
TEOSTO	フィンランド
TONO	ノルウェー
UBC	ブラジル
UCMR-ADA	ルーマニア
VCPMC	ベトナム
WAMI	インドネシア
ZAIKS	ポーランド
ZAMP	マケドニア

JASRACレパートリーが管理されている国/地域

国/地域 ————————————		録音権管理団体
アイスランド	STEF	NCB
アイルランド	IMRO	MCPS
アゼルバイジャン	AAS	AAS
アルジェリア	ONDA	_
アルゼンチン	SADAIC	SADAIC
アルバニア	ALBAUTOR	ALBAUTOR
アルメニア	ARMAUTHOR ARMAUTHOR	ARMAUTHOR
アンティグア・バーブーダ	ECCO	ECCO
アンドラ	_	SDRM
イスラエル	ACUM	ACUM
イタリア	SIAE SIAE	_
インド	IPRS	MCPS
インドネシア	WAMI	WAMI
ウガンダ	UPRS	MCPS
ウクライナ	NGO UACRR	_
ウルグアイ	AGADU	AGADU
エクアドル	_	SGAE
エジプト	SACERAU	SACERAU
エストニア	EAU	EAU
エルサルバドル	_	SGAE
オーストラリア	APRA	AMCOS
オーストリア	AKM	AUSTRO- MECHANA (AUME)
	_	LITERAR- MECHANA
オランダ	BUMA	STEMRA
ガーナ	PRS for Music	MCPS
カーボヴェルデ	SCM- COOPERATIVA	SCM- COOPERATIVA
ガイアナ	_	MCPS
カザフスタン	KAZAK	KAZAK
カナダ	SOCAN	CMRRA
ガボン	SACEM	SDRM
カメルーン	СМС	СМС
ガンビア	SACEM	SDRM
ギニア	BGDA	BGDA
キプロス	PRS for Music	MCPS
	ACDAM	ACDAM
キューバ	1	
ギリシャ	AUTODIA	AUTODIA
	AUTODIA AEI	AUTODIA SGAE

	演奏権管理団体	録音権管理団体
グレナダ	ECCO	ECCO
グレナディーン諸島	ECCO	ECCO
クロアチア	HDS-ZAMP	HDS-ZAMP
ケニア	MCSK	MCPS
コートジボワール	BURIDA	BURIDA
コスタリカ	ACAM	SGAE
コロンビア	SAYCO	SAYCO
コンゴ共和国	BCDA	BCDA
サモア	APRA	AMCOS
ザンビア	PRS for Music	MCPS
サンマリノ	SIAE	SIAE
シエラレオネ	_	MCPS
ジブチ	SACEM	SDRM
ジャマイカ	JACAP	JACAP
ジョージア	GCA	GCA
シンガポール	COMPASS	COMPASS
ジンバブエ	ZIMURA	MCPS
スイス	SUISA	SUISA
スウェーデン	STIM	NCB
スペイン	SGAE	SGAE
スリナム	BUMA	STEMRA
スリランカ	_	MCPS
スロバキア	SOZA	SOZA
スロベニア	SAZAS	SAZAS
スワジランド	SAMRO	_
セーシェル	PRS for Music	MCPS
セネガル	BSDA	BSDA
セルビア	SOKOJ	SOKOJ
セントクリストファー・ ネーヴィス	ECCO	ECCO
セントビンセント	ECCO	ECCO
セントルシア	ECCO	ECCO
ソロモン諸島	APRA	AMCOS
タイ	MCT	MCT
タンザニア	PRS for Music	MCPS
チェコ	OSA	OSA
チャド	SACEM	SDRM
チュニジア	SACEM	SDRM
チリ	SCD	SCD
ツバル	APRA	_
デンマーク	KODA	NCB

国/地域	演奏権管理団体	録音権管理団体
ドイツ	GEMA	GEMA
トーゴ	BUTODRA	BUTODRA
ドミニカ共和国	_	SGAE
ドミニカ国	ECCO	ECCO
トリニダード・トバゴ	COTT	COTT
トルコ	MESAM	MESAM
トンガ	APRA	_
ナイジェリア	COSON	MCPS
ナウル	APRA	AMCOS
ナミビア	NASCAM	NASCAM
 ニカラグア	_	SGAE
ニジェール	BNDA	BNDA
ニュージーランド	APRA	AMCOS
ネパール	MRCSN	_
ノルウェー	TONO	NCB
ハイチ	_	SGAE
パキスタン	_	MCPS
バチカン	SIAE	SIAE
パナマ	SPAC	SGAE
バハマ	PRS for Music	MCPS
パプアニューギニア	APRA	AMCOS
パラグアイ	APA	APA
バルバドス	COSCAP	COSCAP
ハンガリー	ARTISJUS	ARTISJUS
バングラデシュ	_	MCPS
フィジー	APRA	AMCOS
フィリピン	FILSCAP	_
フィンランド	TEOSTO	NCB
ブラジル	UBC	ADDAF
フランス	SACEM	SDRM
ブルガリア	MUSICAUTOR	MUSICAUTOR
ブルキナファソ	BBDA	BBDA
ブルネイ	PRS for Music	MCPS
ベトナム	VCPMC	VCPMC
ベナン	BUBEDRA	BUBEDRA
ベネズエラ	SACVEN	SGAE
ベラルーシ	BELAT	BELAT
ベリーズ	BSCAP	MCPS
ペルー	APDAYC	-
	_	1
ベルギー	SABAM	SABAM

国/地域	演奏権管理団体	録音権管理団体
ボスニア・ヘルツェゴビナ		SQN
ボツワナ	SAMRO	_
ボリビア	SOBODAYCOM	SGAE
ポルトガル	SPA	SPA
ホンジュラス	AACIMH	SGAE
マカオ	MACA	_
マケドニア 旧ユーゴスラビア共和国	ZAMP	ZAMP
マダガスカル	OMDA	OMDA
マラウイ	COSOMA	MCPS
マリ	BUMDA	BUMDA
マルタ	PRS for Music	MCPS
マレーシア	MACP	MACP
メキシコ	SACM	SACM
モーリシャス	MASA	MASA
モーリタニア	SACEM	SDRM
モナコ	SACEM	SDRM
モルドバ	ASDAC	ASDAC
モロッコ	BMDA	BMDA
モンゴル	MOSCAP	_
ラトビア	AKKA/LAA	AKKA/LAA
リトアニア	LATGA-A	LATGA-A
リヒテンシュタイン	SUISA	SUISA
ルーマニア	UCMR-ADA	UCMR-ADA
ルクセンブルク	SACEM LUXEMBOURG	SACEM LUXEMBOURG
レソト	SAMRO	_
レバノン	SACEM	SDRM
ロシア	RAO	RAO
英国	PRS for Music	MCPS
韓国	KOMCA	KOMCA
香港	CASH	CASH
台湾	MUST	MUST
中央アフリカ	BUCADA	BUCADA
中国	MCSC	MCSC
南アフリカ	SAMRO	SAMRO
	ASCAP	HARRY FOX AGENCY
米国	ВМІ	_
	SESAC	_

JASRAC賞受賞作品一覧

受賞項目	国内使用	外国使用			
● 第1回 1982年(昭和57年)					
作品名	奥飛騨慕情	上を向いて歩こう			
作詞者	竜 鉄也	永六輔			
作曲者	竜 鉄也	中村 八大			
音楽出版者	(株)ベストフレンド	東芝イーエムアイ音楽出版㈱			
アーティスト	竜 鉄也				
● 第2回 1983年(昭和58	年)				
作品名	北酒場	UFOロボグレンダイザー			
作詞者	なかにし礼	保富 康午			
作曲者	中村 泰士	菊池 俊輔			
音楽出版者	㈱セントラル・ミュージック	㈱フジ音楽出版			
アーティスト	細川 たかし				
● 第3回 1985年 (昭和60)年)				
作品名	矢切の渡し	キャンディ・キャンディ			
作詞者	石本 美由起	名木田 恵子			
作曲者	船村 徹	渡辺 岳夫			
音楽出版者	コロムビア音楽出版㈱	㈱テレビ朝日ミュージック			
アーティスト	細川 たかし 他				
●第4回 1986年 (昭和61	年)				
作品名	浪花節だよ人生は	上を向いて歩こう			
作詞者	藤田 まさと	永六輔			
作曲者	四方 章人	中村 八大			
音楽出版者	㈱歌謡企画集団	東芝イーエムアイ音楽出版(株)			
アーティスト	細川 たかし 他				
● 第5回 1987年(昭和62	· 2年)				
作品名	恋におちて	上を向いて歩こう			
作詞者	湯川れい子	永六輔			
作曲者	小林 明子	中村 八大			
音楽出版者	㈱日音	東芝イーエムアイ音楽出版㈱			
アーティスト	小林 明子				

受賞項目	金賞	銀賞	銅賞	国際賞	外国作品賞
●第6回 1	988年 (昭和63年)				
作品名	命くれない	雪國	男と女のラブゲーム	宝島BGM	CHA CHA CHA (チャチャチャ)
作詞者	吉岡治	吉幾三	魚住 勉	_	G.BOIDO (訳詞) 今野 雄二
作曲者	北原 じゅん	吉幾三 (編曲)京建輔	馬飼野 康二	羽田 健太郎	B.REITANO/ B.ROSELLINI/ F.BALDONI/ F.REITANO
音楽出版者	クラウン音楽出版㈱	(前幾三音楽出版	(株)ミスターミュージック	日本テレビ音楽(株)	MANY EDIZIONI MUSICALI S.R.L (S.P.) (執日音
アーティスト	瀬川 瑛子	吉幾三	日野 美歌 / 葵 司朗		

受賞項目	金賞	銀賞	銅賞	国際賞	外国作品賞
● 第7回 19	989年(平成元年)				
作品名	命くれない	乾杯	無錫旅情	UFOロボグレンダイ ザー BGM	SHOW ME
作詞者	吉岡 治	長渕 剛	中山 大三郎	_	A.CABRERA/ B.KHOZOURI/ A.MORAN/
作曲者	北原 じゅん	長渕 剛	中山 大三郎	菊池 俊輔	A.MORAW A.TRIPOLI (訳詞) 森 浩美
音楽出版者	クラウン音楽出版㈱	(財)ヤマハ音楽振興会	(株)セントラル・ミュージッ ク	(㈱フジパシフィック音楽 出版	SALSKI MUSIC 他 (S.P.) ㈱ハイノートパブ リッシング
アーティスト	瀬川 瑛子	長渕 剛	尾形 大作		
● 第8回 19	990年 (平成2年)				

作品名	酒よ	乾杯	とんぼ	THE LAST EMPEROR BGM	TURN IT INTO LOVE(愛が止まらない)
作詞者	吉幾三	長渕 剛	長渕 剛	_	M.AITKEN/M.STOCK/
作曲者	吉幾三	長渕 剛	長渕 剛	坂本 龍一	P.A.WATERMAN
音楽出版者	(有)幾三音楽出版 (有)	(財)ヤマハ音楽振興会 (㈱ユイ音楽出版	(㈱日音 (財)ヤマハ音楽振興会	_	ALL BOYS MUSIC (S.P.) ㈱フジパシフィック 音楽出版
アーティスト	吉幾三	長渕 剛	長渕 剛		

● 第9回 1991年 (平成3年)

作品名	乾杯	ふたりの大阪	おとるポンポコリン	CAT'S EYE BGM	WHEN YOU WISH UPON A STAR (星に願いを)
作詞者	長渕 剛	吉岡 治	さくら ももこ	_	N.WASHINGTON (訳詞) 島村葉二
作曲者	長渕 剛	市川 昭介	織田 哲郎	大谷 和夫	L.HARLINE
音楽出版者	(財)ヤマハ音楽振興会 (㈱ユイ音楽出版	(㈱サンミュージック出版	日本アニメ音楽出版㈱	日本テレビ音楽㈱	BOURNE.CO. (S.P.) ㈱ハイノートパブ リッシング
アーティスト	長渕 剛	都 はるみ / 宮崎 雅	B.B.クィーンズ		

● 第10回 1992年 (平成4年)

作品名	ラブ・ストーリーは突 然に	愛は勝つ	乾杯	聖闘士星矢BGM	MOON RIVER (ムーンリバー)
作詞者	小田 和正	KAN	長渕 剛	_	J.MERCER
作曲者	小田 和正	KAN	長渕 剛	横山 菁児	H.MANCINI
音楽出版者	(㈱フジパシフィック音楽 出版 (㈱クラブ・ハウス・パブリッ シャーズ	(㈱テレビ朝日ミュージック (㈱ユニジャパンミュージック	(財)ヤマハ音楽振興会 (株)ユイ音楽出版	(㈱テレビ朝日ミュージック	FAMOUS MUSIC CORP. (S.P.) ㈱日音
アーティスト	小田 和正	KAN	長渕 剛		

● 第11回 1993年 (平成5年)

作品名	SAY YES	僕はこの瞳で嘘をつく	君がいるだけで	THE MIRACLE PLANET ON STRINGS (地球大紀行)	WHEN YOU WISH UPON A STAR (星に願いを)
作詞者	飛鳥 涼	飛鳥 涼	**CLUB	_	N.WASHINGTON (訳詞) 島村葉二
作曲者	飛鳥 涼	飛鳥 涼	米米CLUB	吉川 洋一郎	L.HARLINE
音楽出版者	(㈱フジパシフィック音楽 出版 (財)ヤマハ音楽振興会	(財)ヤマハ音楽振興会	(㈱ケー・デュー・シー・パ ブリッシャー (㈱フジパシフィック音楽 出版	㈱日本放送出版協会	BOURNE.CO. (S.P.) ㈱ハイノートパブ リッシング
アーティスト	CHAGE&ASKA	CHAGE&ASKA	米米CLUB		

受賞項目	金賞	銀賞	銅賞	国際賞	外国作品賞
● 第12回	1994年(平成6年)	'	'	•	
作品名	世界中の誰よりきっと	真夏の夜の夢	負けないで	魔法のプリンセス ミンキーモモ	ANDERLECHT CHAMPION (OLE OLE OLE) (WE ARE THE CHAMP)
作詞者	上杉 昇 / 中山 美穂	松任谷 由実	坂井 泉水	_	J.DEJA
作曲者	織田 哲郎	松任谷 由実	織田 哲郎	高田 弘	ARMATH
音楽出版者	(㈱フジパシフィック音楽 出版 (㈱バーニングパブリッ シャーズ	(㈱日音 (侑雲母音楽出版	(㈱フジパシフィック音楽 出版 (㈱ビーイング	_	HANS KUSTERS MUSIC NV (S.P.) ㈱フジパシフィッ 音楽出版
アーティスト	中山 美穂&WANDS	松任谷 由実	ZARD		
● 第13回	1995年(平成7年)				
作品名	survival dAnce	innocent world	BOY MEETS GIRL	キャプテン翼BGM	ANDERLECHT CHAMPION (OLE OLE OLE) (WE ARE THE CHAMP)
作詞者	小室 哲哉	桜井 和寿	小室 哲哉	_	J.DEJA
作曲者	小室 哲哉	桜井 和寿	小室 哲哉	飛澤 宏元	ARMATH
音楽出版者	(株)フジパシフィック音楽 出版 (株)プライム・ディレクショ	㈱おもちゃ工房音楽出版	(株)プライム・ディレクショ ン	(株)日音 (株)テレビ東京ミュージッ	HANS KUSTERS MUSIC NV (S.P.) ㈱フジパシフィッ
	\(\frac{1}{2}\)			ク	音楽出版
アーティスト	Σ ·	Mr.Children	trf	7	
	Σ ·	Mr.Children	trf	7	
	ン trf	Mr.Children CRAZY GONNA CRAZY	trf OVERNIGHT SENSATION	ク ジャングル・ブック少 年モーグリBGM	
● 第14回	trf 1996年 (平成8年) WOW WAR	CRAZY GONNA	OVERNIGHT	ジャングル・ブック少	音楽出版 WHEN YOU WISH UPON A STAR
● 第14回 作品名	trf 1996年(平成8年) WOW WAR TONIGHT	CRAZY GONNA CRAZY	OVERNIGHT SENSATION	ジャングル・ブック少	音楽出版 WHEN YOU WISH UPON A STAR (星に願いを) N.WASHINGTON
●第14回 作品名 作詞者	trf 1996年 (平成8年) WOW WAR TONIGHT	CRAZY GONNA CRAZY 小室 哲哉	OVERNIGHT SENSATION 小室 哲哉	ジャングル・ブック少 年モーグリBGM	音楽出版 WHEN YOU WISH UPON A STAR (星に願いを) N.WASHINGTON (訳詞) 島村葉二 L.HARLINE BOURNE.CO.
●第14回 作品名 作詞者 作曲者	ン trf 1996年 (平成8年) WOW WAR TONIGHT 小室 哲哉 小室 哲哉 (㈱フジパシフィック音楽 出版 (㈱吉本音楽出版	CRAZY GONNA CRAZY 小室 哲哉	OVERNIGHT SENSATION 小室 哲哉 小室 哲哉	ジャングル・ブック少 年モーグリBGM - 島津 秀雄	音楽出版 WHEN YOU WISH UPON A STAR (星に願いを) N.WASHINGTON (訳詞) 島村葉二 L.HARLINE BOURNE.CO. (S.P.) ㈱ハイノートバブ
●第14回 作品名 作詞者 作曲者 音楽出版者 アーティスト	ン trf 1996年 (平成8年) WOW WAR TONIGHT 小室 哲哉 (株)フジパシフィック音楽 出版 (株)古本音楽出版	CRAZY GONNA CRAZY 小室 哲哉 小室 哲哉 (株)メディアプルポ	OVERNIGHT SENSATION 小室 哲哉 小室 哲哉 ㈱プライム・ディレクショ	ジャングル・ブック少 年モーグリBGM - 島津 秀雄	音楽出版 WHEN YOU WISH UPON A STAR (星に願いを) N.WASHINGTON (訳詞) 島村葉二 L.HARLINE BOURNE.CO. (S.P.) ㈱ハイノートパブ リッシング
●第14回 作品名 作詞者 作曲者 音楽出版者 アーティスト	フ trf 1996年 (平成8年) WOW WAR TONIGHT 小室 哲哉 小室 哲哉 (㈱フジパシフィック音楽 出版 (㈱吉本音楽出版 H Jungle With t	CRAZY GONNA CRAZY 小室 哲哉 小室 哲哉 (株)メディアプルポ	OVERNIGHT SENSATION 小室 哲哉 小室 哲哉 ㈱プライム・ディレクショ	ジャングル・ブック少 年モーグリBGM - 島津 秀雄	音楽出版 WHEN YOU WISH UPON A STAR (星に願いを) N.WASHINGTON (訳詞) 島村葉二 L.HARLINE BOURNE.CO. (S.P.) ㈱ハイノートパブ リッシング
● 第14回 作品名 作詞者 作曲者 音楽出版者 アーティスト ● 第15回	フ trf 1996年 (平成8年) WOW WAR TONIGHT 小室 哲哉 (株)フジパシフィック音楽 出版 (株)オーラック音楽 出版 (株)オーラック音楽 出版 (株)オーラック音楽 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	CRAZY GONNA CRAZY 小室 哲哉 小室 哲哉 (株)メディアプルポ trf	OVERNIGHT SENSATION 小室 哲哉 小室 哲哉 ㈱プライム・ディレクショ ン trf	ジャングル・ブック少 年モーグリBGM - 島津 秀雄 日本アニメ音楽出版㈱	音楽出版 WHEN YOU WISH UPON A STAR (星に願いを) N.WASHINGTON (訳詞) 島村葉二 L.HARLINE BOURNE.CO. (S.P.) ㈱ハイノートパブ リッシング FLY ME TO THE MOON B.HOWARD
● 第14回 作品名 作詞者 作曲者 音楽出版者 アーティスト ● 第15回 作品名	フ trf 1996年(平成8年) WOW WAR TONIGHT 小室 哲哉 (株フジパシフィック音楽 出版 (株) フジパシフィック音楽 出版 (株) オーカリカリア・カー・カー・フィック音楽 はいまする。 はいまなる。 はなる。 はなる。 はなる。 はなる。 はなる。 はなる。 はなる。 はなる。 はなる。 はなる。 はなる。 はなる。 はなる。	CRAZY GONNA CRAZY 小室 哲哉 小室 哲哉 (㈱メディアブルポ trf	OVERNIGHT SENSATION 小室 哲哉 小室 哲哉 ㈱プライム・ディレクショ trf	ジャングル・ブック少 年モーグリBGM - 島津 秀雄 日本アニメ音楽出版㈱	音楽出版 WHEN YOU WISH UPON A STAR (星に願いを) N.WASHINGTON (訳詞) 島村葉二 L.HARLINE BOURNE.CO. (S.P.) ㈱ハイノートバブ リッシング FLY ME TO THE MOON
● 第14回 作品名 作詞者 作曲者 音楽出版者 アーティスト ● 第15回 作品名 作詞者	フ trf 1996年 (平成8年) WOW WAR TONIGHT 小室 哲哉 (株)フジパシフィック音楽 出版 (株)古本音楽出版 H Jungle With t 1997年 (平成9年) DEPARTURES 小室 哲哉	CRAZY GONNA CRAZY 小室 哲哉 小室 哲哉 (㈱メディアブルポ trf 名もなき詩 桜井 和寿	OVERNIGHT SENSATION 小室 哲哉 (株)プライム・ディレクション trf I'm proud 小室 哲哉	ジャングル・ブック少 年モーグリBGM - 島津 秀雄 日本アニメ音楽出版㈱ 新ルパン三世BGM	音楽出版 WHEN YOU WISH UPON A STAR (星に願いを) N.WASHINGTON (訳詞) 島村葉二 L.HARLINE BOURNE.CO. (S.P.) ㈱ハイノートパブ リッシング FLY ME TO THE MOON B.HOWARD
● 第14回 作品名 作詞者 作曲者 音 楽 出版者 アーティスト ● 第15回 作品名 作曲者	フ trf 1996年 (平成8年) WOW WAR TONIGHT 小室 哲哉 (株)フジバシフィック音楽 出版 (株)吉本音楽出版 H Jungle With t 1997年 (平成9年) DEPARTURES 小室 哲哉 小室 哲哉 (株)プライム・ディレクション	 CRAZY GONNA CRAZY 小室 哲哉 (株)メディアプルポ trf 名もなき詩 桜井 和寿 (株)フジパシフィック音楽 出版 	OVERNIGHT SENSATION 小室 哲哉 小室 哲哉 (株)プライム・ディレクション trf I'm proud 小室 哲哉 小室 哲哉 小室 哲哉	ジャングル・ブック少 年モーグリBGM - 島津 秀雄 日本アニメ音楽出版㈱ 新ルパン三世BGM - 大野 雄二	音楽出版 WHEN YOU WISH UPON A STAR (星に願いを) N.WASHINGTON (訳詞) 島村葉二 L.HARLINE BOURNE.CO. (S.P.) ㈱ハイノートパブ リッシング FLY ME TO THE MOON B.HOWARD (訳詞) 漣 健児 HAMPSHIRE HOUSE PUBLISHING CORP. (S.P.) ティー・アール・オー
● 第14回 作品名 作品名 作調者 作曲者 アーティスト ● 第15回 作品名 作曲者 作曲者 アーティスト	フ trf 1996年 (平成8年) WOW WAR TONIGHT 小室 哲哉 (株)フジバシフィック音楽 出版 (株)吉本音楽出版 H Jungle With t 1997年 (平成9年) DEPARTURES 小室 哲哉 小室 哲哉 (株)プライム・ディレクション	CRAZY GONNA CRAZY 小室 哲哉 小室 哲哉 (株)メディアプルポ trf 名もなき詩 桜井 和寿 桜井 和寿 (株)フジパシフィック音楽 出版 (株)鳥龍舎音楽出版 Mr.Children	OVERNIGHT SENSATION 小室 哲哉 (株)プライム・ディレクション trf I'm proud 小室 哲哉 (株)バーニングパブリッシャーズ バイオニア音楽出版(株)	ジャングル・ブック少 年モーグリBGM - 島津 秀雄 日本アニメ音楽出版㈱ 新ルパン三世BGM - 大野 雄二	音楽出版 WHEN YOU WISH UPON A STAR (星に願いを) N.WASHINGTON (訳詞) 島村葉二 L.HARLINE BOURNE.CO. (S.P.) ㈱ハイノートパフリッシング FLY ME TO THE MOON B.HOWARD (訳詞) 漣 健児 HAMPSHIRE HOUSE PUBLISHING CORP. (S.P.) ティー・アール・オ・
● 第14回 作品名 作品名 作調者 作曲者 アーティスト ● 第15回 作品名 作曲者 作曲者 アーティスト	フ trf 1996年 (平成8年) WOW WAR TONIGHT 小室 哲哉 (株)フジパシフィック音楽 出版 (株)オライン・アイレクション globe	CRAZY GONNA CRAZY 小室 哲哉 小室 哲哉 (株)メディアプルポ trf 名もなき詩 桜井 和寿 桜井 和寿 (株)フジパシフィック音楽 出版 (株)鳥龍舎音楽出版 Mr.Children	OVERNIGHT SENSATION 小室 哲哉 (株)プライム・ディレクション trf I'm proud 小室 哲哉 (株)バーニングパブリッシャーズ バイオニア音楽出版(株)	ジャングル・ブック少 年モーグリBGM - 島津 秀雄 日本アニメ音楽出版㈱ 新ルパン三世BGM - 大野 雄二	音楽出版 WHEN YOU WISH UPON A STAR (星に願いを) N.WASHINGTON (訳詞) 島村葉二 L.HARLINE BOURNE.CO. (S.P.) ㈱ハイノートパブ リッシング FLY ME TO THE MOON B.HOWARD (訳詞) 漣 健児 HAMPSHIRE HOUSE PUBLISHING CORP. (S.P.) ティー・アール・オー
● 第14回 作品名 作品名 作曲者 音 半 ポースト ● 第15回 作品名 作曲者 作曲者 アー第16回	フ trf 1996年 (平成8年) WOW WAR TONIGHT 小室 哲哉 (株)フジバシフィック音楽 出版 (株)オラグバシフィック音楽 出版 (株)オライム・ディレクション globe 1998年 (平成10年) (CAN YOU	CRAZY GONNA CRAZY 小室 哲哉 小室 哲哉 (株)メディアブルボ trf 名もなき詩 桜井 和寿 桜井 和寿 桜井 和寿 (株)フジパシフィック音楽 出版 (株) Mr.Children 1)	OVERNIGHT SENSATION 小室 哲哉 小室 哲哉 (株)プライム・ディレクション trf I'm proud 小室 哲哉 小室 哲哉 (株)バーニングパブリッシャーズ バイオニア音楽出版(株) 華原 朋美	ジャングル・ブック少年モーグリBGM 事業 島津 秀雄 日本アニメ音楽出版㈱ 新ルパン三世BGM 一大野 雄二 日本テレビ音楽㈱ 美少女戦士セーラー	音楽出版 WHEN YOU WISH UPON A STAR (星に願いを) N.WASHINGTON (訳詞) 島村葉二 L.HARLINE BOURNE.CO. (S.P.) ㈱ハイノートパラ リッシング FLY ME TO THE MOON B.HOWARD (訳詞) 漣 健児 HAMPSHIRE HOUSE PUBLISHING CORP. (S.P.) ティー・アール・オ・エセックス・ジャパン㈱ WHEN YOU WISH UPON A STAR

受賞項目	金賞	銀賞	銅賞	国際賞	外国作品賞
● 第16回	1998年 (平成10年)	2			
音楽出版者	(㈱フジパシフィック音楽 出版 (㈱ブライム・ディレクション (㈱ライジングパブリッシャーズ	(㈱バーニングパブリッ シャーズ (㈱プライム・ディレクション (㈱ソイツァーミュージック (㈱フジパシフィック音楽 出版	(株)バーニングパブリッシャーズ (株)エクスタシー音楽出版	(株)テレビ朝日ミュージック	BOURNE.CO. (S.P.) ㈱ハイノートパブ リッシング
アーティスト	安室 奈美恵	globe	GLAY		
● 第17回	 1999年(平成11年)	I	I	I.	Į.
作品名	Time goes by	White Love	もののけ姫BGM	アタックNo.1 BGM	WHEN YOU WISH UPON A STAR (星に願いを)
作詞者	五十嵐 充	伊秩 弘将	_	_	N.WASHINGTON (訳詞) 島村葉二
作曲者	五十嵐 充	伊秩 弘将	久石 譲	渡辺 岳夫	L.HARLINE
音楽出版者	(㈱フジバシフィック音楽 出版 (㈱プライム・ディレクショ ン (㈱バーニングパブリッ シャーズ	(㈱おもちゃ工房音楽出版 (㈱ライジングパブリッ シャーズ (㈱アワーソングス	(㈱徳間書店 (㈱ワンダーシティ		BOURNE.CO. (S.P.) ㈱ハイノートパブ リッシング
アーティスト	Every Little Thing	SPEED			
● 第18回			1	1	1
作品名	Automatic	Time Will Tell	だんご3兄弟	美少女戦士セーラー ムーンBGM	ALL YOU NEED IS LOVE
作詞者	Utada Hikaru	Utada Hikaru	佐藤 雅彦 / 内野 真澄	_	JOHN WINSTON LENNON
作曲者	Utada Hikaru	Utada Hikaru	内野 真澄 / 堀江 由朗	有澤 孝紀	PAUL JAMES MCCARTNEY
音楽出版者	(納グローバル・ライツ	(㈱グローバル・ライツ	㈱日本放送出版協会	(㈱テレビ朝日ミュージック	NORTHERN SONGS. LTD MACLEN MUSIC LTD (S.P.) (㈱グローバル・ライ ツ (S.P.) イーエムアイ音楽 出版㈱
アーティスト	宇多田 ヒカル	宇多田 ヒカル	速水 けんたろう・茂森 あゆみ		
●第19回	2001年(平成13年)				
作品名	TSUNAMI	SEASONS	LOVEマシーン	美少女戦士セーラー ムーンBGM	LIVIN' LA VIDA LOCA (副題: GOLD FINGER 99)
作詞者	桑田 佳祐	浜崎 あゆみ	つんく	_	D.CHILD/R.ROSA
作曲者	桑田 佳祐	D·A·I	つんく	有澤 孝紀	D.OI IILD/ N.NOOA
音楽出版者	(株)アミューズ (株)セブンノーツ	(㈱フジパシフィック音楽 出版 (㈱バーニングパブリッ シャーズ (㈱プライム・ディレクショ ン	(㈱アップフロント音楽出版 版 (㈱吉本音楽出版 (㈱テレビ東京ミュージック (㈱電通音楽出版	(㈱テレビ朝日ミュージック	UNIVERSAL POLYGRAM INT'L PUBLISHING INC A PHANTOM VOX PUBLISHING (S.P.) ㈱ユニバーサル・ ミュージック・パブリッシ ング (S.P.) ワーナー・チャベル 音楽出版㈱
マーティフト	サザンオールスターズ	浜崎 あゆみ	モーニング娘。		

受賞項目	金賞	銀賞	銅賞	国際賞	外国作品賞
第20回	2002年(平成14年)	T	T	I	
作品名	Everything	Can You Keep A Secret?	らいおんハート	ポケットモンスター BGM	STAND BY ME
作詞者	MISIA	宇多田 ヒカル	野島 伸司	_	BEN E KING/JERRY LEIBER/MIKE
作曲者	松本 俊明	宇多田 ヒカル	コモリタミノル	宮崎 慎二	STOLLER
音楽出版者	(株)フジパシフィック音楽 出版 (南)リズメディアミュージッ ク	(株)フジパシフィック音楽 出版 (有)ユースリー・ミュージック	日本テレビ音楽㈱ (㈱ジャニーズ出版	(株)テレビ東京ミュージック (株)小学館ミュージックアンドデジタルエンタテイメント (株)メディアファクトリー	JERRY LEIBER MUSIC, MIKE STOLLER MUSIC, MIKE AND JERRY MUSIC LLC (S.P.) (㈱フジパシフィッ・ 音楽出版 (S.P.) (財)ヤマハ音楽振 興会
アーティスト	MISIA	宇多田 ヒカル	SMAP		
● 第21回	2003年 (平成15年)				
作品名	千と千尋の神BGM	traveling	亜麻色の髪の乙女	ポケットモンスター BGM	HIKARI
作詞者	_	宇多田 ヒカル	橋本 淳	_	宇多田 ヒカル
作曲者	久石 譲	宇多田 ヒカル	すぎやま こういち	宮崎 慎二	宇多田 ヒカル
音楽出版者	(株)徳間書店 (株)ワンダーシティ	イーエムアイ音楽出版(株) (有ユースリー・ミュージック	(株)セブンシーズミュー ジック (株)ヴィーナストーン	(株)テレビ東京ミュージック (株)メディアファクトリー (株)小学館ミュージックア ンドデジタルエンタテイメ ント	WALT DISNEY MUSIC COMPANY (S.P.) (財)ヤマハ音楽振 興会
アーティスト		宇多田 ヒカル	ザ・ヴィレッジ・シンガー ズ/島谷 ひとみ		
第22回	2004年 (平成16年)		1		
作品名	世界に一つだけの花	ドラゴンボールZ BGM	亜麻色の髪の乙女	ポケットモンスター BGM	ZOOM ZOOM ZOOM
作詞者	槇原 敬之	_	橋本 淳	_	JOAO CARLOS
作曲者	槇原 敬之	菊池 俊輔	すぎやま こういち	宮崎 慎二	ROSMAN
音楽出版者	(㈱ジャニーズ出版	(㈱フジパシフィック音楽 出版	(株)セブンシーズミュー ジック (株)ヴィーナストーン	(株)テレビ東京ミュージック (株)メディアファクトリー (株)小学館ミュージックア ンドデジタルエンタテイメ ント	SERAPIS BEY MUSIC (S.P.) イーエムアイ音楽 出版㈱
アーティスト	SMAP		ザ・ヴィレッジ・シンガー ズ/島谷 ひとみ		
	,				
● 第23回	2005年(平成17年)				
●第23回 作品名	2005年 (平成17年) 世界に一つだけの花	涙そうそう	機動戦士ガンダム SEED BGM	ポケットモンスター BGM	ZOOM ZOOM ZOOM
		涙そうそう 森山 良子			ZOOM
作品名	世界に一つだけの花				
作品名作詞者	世界に一つだけの花 槇原 敬之	森山 良子	SEED BGM	BGM –	ZOOM JOAO CARLOS

受賞項目	金賞	銀賞	銅賞	国際賞	外国作品賞
第24回					•
作品名	花	さくら	世界に一つだけの花	ポケットモンスター BGM	ZOOM ZOOM ZOOM
作詞者	ORANGE RANGE	吉田 大蔵 / 田中 亮河野 健太 / 大塚 亮二	槇原 敬之	_	JOAO CARLOS
作曲者	ORANGE RANGE	吉田 大蔵 / 田中 亮河野 健太 / 大塚 亮二	槇原 敬之	宮崎 慎二	ROSMAN
音楽出版者	(株)スターダスト音楽出版 (株)日音 東宝ミュージック(株)	(株)テレビ朝日ミュージック (株)トイズファクトリー ミュージック	(株)ジャニーズ出版	(㈱テレビ東京ミュージック (㈱メディアファクトリー (㈱小学館ミュージックアンドデジタルエンタテイメント	SERAPIS BEY MUSI (S.P.) イーエムアイ音楽 出版(株)
アーティスト	ORANGE RANGE	ケツメイシ	SMAP		
● 第25回	2007年(平成19年)				
作品名	ハウルの動く城BGM	桜	粉雪	名探偵コナンBGM	ZOOM ZOOM ZOOM
作詞者	_	小渕 健太郎 / 黒田 俊介	藤巻 亮太	_	JOAO CARLOS
作曲者	久石 譲	小渕 健太郎 / 黒田 俊介	藤巻 亮太	大野 克夫	ROSMAN
音楽出版者	(株)スタジオジブリ (株)ワンダーシティ	(㈱ワーナーミュージック・ ジャパン (㈱ミノスケ (㈱エムシーキャビン音楽 出版 (㈱フジパシフィック音楽 出版	(㈱フジバシフィック音楽 出版 (㈱スターダスト音楽出版 (制烏龍舎音楽出版	(株)読売テレビエンタープライズ (株)トムス・エンタテインメント (株)ユニバーサル・ミュージック・パブリッシング	SERAPIS BEY MUSIC (S.P.) イーエムアイ音楽 出版(株)
アーティスト		コブクロ	レミオロメン		
● 第26回	2008年 (平成20年)				
作品名	Flavor Of Life	エヴァンゲリオン BGM	Lovers Again	ドラゴンボールZ BGM (TV)	ZOOM ZOOM ZOOM
作詞者	宇多田 ヒカル	_	松尾 潔	_	JOAO CARLOS
作曲者	宇多田 ヒカル	鷺巣 詩郎	Jin Nakamura	菊池 俊輔	ROSMAN
音楽出版者	(㈱日音 (侑ユースリー・ミュージック	(㈱テレビ東京ミュージック (㈱セブンシーズミュー ジック	エイベックス・エンタテイ ンメント(株)	(㈱フジバシフィック音楽 出版	SERAPIS BEY MUSIC (S.P.) イーエムアイ音楽 出版㈱
レコード会社等	製作・販売:㈱EMIミュー ジック・ジャパン	製作・販売: キングレコー ド	製作・販売: エイベックス・マーケティング(株)		
アーティスト	宇多田 ヒカル		EXILE		
● 第27回	2009年 (平成21年)				
作品名	そばにいるね	創聖のアクエリオン	キセキ	明日のナージャ BGM	ZOOM ZOOM ZOOM
作詞者	SoulJa	岩里 祐穂/菅野 よう子	GReeeeN	_	JOAO CARLOS
作曲者	SoulJa	菅野 よう子	GReeeeN	奥 慶一	ROSMAN
音楽出版者	(株)テレビ東京ミュージッ ク	(㈱テレビ東京ミュージッ ク	(株)日音	(㈱ライトソング音楽出版 東映アニメーション音楽 出版(㈱)	SERAPIS BEY MUSI((S.P.) イーエムアイ音楽 出版(株)
			I .	i .	

GReeeeN

アーティスト 青山 テルマ feat. SoulJa

AKINO

受賞項目	金賞	銀賞	銅賞	国際賞	外国作品賞
● 第28回	2010年 (平成22年)				
作品名	キセキ	Ti Amo	残酷な天使のテーゼ	ドラえもんBGM	ALL YOU NEED IS LOVE
作詞者	GReeeeN	松尾 潔	及川 眠子	_	JOHN WINSTON LENNON /
作曲者	GReeeeN	Jin Nakamura / 松尾潔	佐藤 英敏	菊池 俊輔	PAUL JAMES MCCARTNEY
音楽出版者	㈱日音	エイベックス・エンタテイ ンメント(株)	㈱テレビ東京ミュージッ ク	(㈱テレビ朝日ミュージック	NORTHERN SONGS LTD MACLEN MUSIC LTD (S.P.) ㈱ソニー・ミュー ジックパブリッシング (S.P.) イーエムアイ音楽 出版㈱
アーティスト	GReeeeN	EXILE	高橋 洋子		THE BEATLES
● 第29回	2011年(平成23年)				
作品名	残酷な天使のテーゼ	Butterfly	また君に恋してる	バーバパパ世界をま わる	ALL YOU NEED IS LOVE
作詞者	及川 眠子	木村 カエラ	松井 五郎	_	JOHN WINSTON LENNON /
作曲者	佐藤 英敏	末光 篤	森 正明	神尾 憲一	PAUL JAMES MCCARTNEY
音楽出版者	(株)テレビ東京ミュージック	(株)ソニー・ミュージック アーティスツ	㈱日音	(前ライトリンク・ミュー ジック	NORTHERN SONGS LTD MACLEN MUSIC LTD (S.P.) ㈱ソニー・ミュー ジックパブリッシング
アーティスト	高橋 洋子	木村 カエラ	ビリー・バンバン / 坂本冬美		THE BEATLES
● 第30回	2012年 (平成24年)				
作品名	ヘビーローテーショ ン	ポニーテールとシュ シュ	Beginner	ドラえもんBGM	SHALL WE DANCE
作詞者	秋元 康	秋元 康	秋元 康	_	OSCAR HAMMERSTEIN II
作曲者	山崎 燿	多田 慎也	井上 ヨシマサ	菊池 俊輔	RICHARD RODGERS
音楽出版者	㈱AKS	(株)AKS	(株)AKS	(株)テレビ朝日ミュージック	WILLIAMSON MUSIC COMPANY (S.P.) ㈱フジパシフィック 音楽出版 (S.P.) ㈱ヤマハミュー ジックパブリッシング
		I .		I .	

受賞項目	金賞	銀賞	銅賞	国際賞	外国作品賞
●第31回 2	2013年 (平成25年)				
作品名	ヘビーローテーショ ン	フライングゲット	Everyday、カチュー シャ	NARUTOーナルト 一疾風伝BGM	Rising Sun
作詞者	秋元 康	秋元 康	秋元 康	_	ATSUSHI
作曲者	山崎 燿	すみだ しんや	井上 ヨシマサ	高梨 康治	DIDRIK THOTT/ SEBASTIAN THOTT / JOHAN BECKER/ SHARON VAUGHN
音楽出版者	(株)AKS	(㈱AKS	(㈱AKS	(㈱テレビ東京ミュージック	エイベックス・エンタテイ ンメント(株) RAZOR BOY MUSIC PUBLISHING AB BMG RIGHTS MANAGEMENT GMBH YOGA MUSIC HBT GMBH BECKERVILLE SONGS SONY/ATV MUSIC PUBLISHING (UK) LIMITED (S.P.) (株) フジバシフィック 音楽出版 (S.P.) エイベックス・ミュー ジック・パブリッシング(株)
アーティスト	AKB48	AKB48	AKB48		EXILE
● 第32回 2	2014年(平成26年)				
作品名	女々しくて	ヘビーローテーショ ン	Time goes by	NARUTOーナルト 一疾風伝BGM	HEY JUDE
作詞者	鬼龍院 翔	秋元 康	五十嵐 充	_	JOHN WINSTON
作曲者	鬼龍院 翔	山崎 燿	五十嵐 充	高梨 康治	LENNON / PAUL JAMES MCCARTNEY
音楽出版者	(前ユークリッド・エージェ ンシー	(株)AKS	(㈱フジパシフィック音楽 出版	㈱テレビ東京ミュージッ ク	NORTHERN SONGS LTD MACLEN MUSIC LTD (S.P.) ㈱ソニー・ミュー ジックパブリッシング
アーティスト	ゴールデンボンバー	AKB48	Every Little Thing		THE BEATLES
● 第33回	2015年(平成27年)				
作品名	恋するフォーチュン クッキー	進撃の巨人BGM	ルパン三世のテーマ '78	ドラゴンボールZ BGM (TV)	"LET IT GO" from the DISNEY film "FROZEN"
作詞者	秋元 康	_	_	_	KRISTEN
作曲者	伊藤 心太郎	澤野 弘之	大野 雄二	菊池 俊輔	ANDERSON-LOPEZ / ROBERT LOPEZ
IFEE TE					WONDERLAND
音楽出版者	(株)AKS	(㈱ポニーキャニオン音楽) 出版	日本テレビ音楽㈱	(㈱フジパシフィックミュー ジック	MUSIC COMPANY INC (S.P.) ㈱日音 (S.P.) ㈱ヤマハミュー ジックパブリッシング

受賞項目	金賞	銀賞	銅賞	国際賞	外国作品賞
● 第34回	2016年 (平成28年)				
作品名	R.Y.U.S.E.I.	恋するフォーチュン クッキー	糸	キテレツ大百科BGM	"LET IT GO" from the DISNEY film "FROZEN"
作詞者	STY	秋元 康	中島 みゆき	_	KRISTEN ANDERSON-LOPEZ /
作曲者	STY / Maozon	伊藤 心太郎	中島 みゆき	菊池 俊輔	ROBERT LOPEZ
音楽出版者	エイベックス・ミュージッ ク・パブリッシング(株)	㈱AKS	(㈱ヤマハミュージックパブ リッシング	_	WONDERLAND MUSIC COMPANY INC (S.P.) ㈱日音 (S.P.) ㈱ヤマハミュー ジックパブリッシング
アーティスト	三代目 J Soul Brothers from EXILE TRIBE	AKB48	中島 みゆき		IDINA MENZEL

● 第35回 2017年 (平成29年)

作品名	糸	名探偵コナンBGM	ドラゴンクエスト序 曲	FAIRY TAIL BGM	DAYDREAM BELIEVER
作詞者	中島 みゆき	_	_	_	JOHN C. STEWART
作曲者	中島 みゆき	大野 克夫	すぎやま こういち	高梨 康治	JOHN C. STEWART
音楽出版者	(㈱ヤマハミュージックエン タテインメントホールディ ングス	(株)読売テレビエンタープ ライズ	スギヤマ工房(制)	(株)テレビ東京ミュージック	SCREEN GEMS EMI MUSIC INC (S.P.) イーエムアイ音楽 出版㈱フジパシフィック 事業部
アーティスト	中島 みゆき				THE MONKEES

● 第36回 2018年 (平成30年)

作品名	恋	ドラゴンクエスト序 曲	UFO	ドラゴンボールZ BGM (TV)	DAYDREAM BELIEVER
作詞者	星野 源	_	阿久 悠	_	JOHN C. STEWART
作曲者	星野 源	すぎやま こういち	都倉 俊一	菊池 俊輔	JOHN C. STEWART
音楽出版者	㈱日音	スギヤマ工房(制)	日本テレビ音楽㈱	㈱フジパシフィックミュー ジック	SCREEN GEMS EMI MUSIC INC (S.P.) イーエムアイ音楽 出版㈱フジパシフィック 事業部
アーティスト	星野 源				THE MONKEES

● 第37回 2019年 (令和元年)

作品名	Hero	UFO	糸	ドラゴンボールZ BGM (TV)	YMCA
作詞者	今井 了介 / SUNNY BOY	阿久 悠	中島 みゆき	_	HENRI BELOLO (英語訳詞) VICTOR EDWARD WILLIS (日本語訳詞) あまがい りゅうじ
作曲者	今井 了介 / SUNNY BOY	都倉 俊一	中島 みゆき	菊池 俊輔	JACQUES MORALI
音楽出版者	㈱NHK出版	日本テレビ音楽㈱	㈱ヤマハミュージックエン タテインメントホールディ ングス	(㈱フジパシフィックミュー ジック	SCORPIO MUSIC (S.P.) ㈱フジパシフィック ミュージック
アーティスト	安室 奈美恵	ピンク・レディー	中島 みゆき		VILLAGE PEOPLE / 西 城 秀樹

文化事業一覧

■音楽著作物の創作または普及活動に対する支援事業

「少年少女のための音楽鑑賞会 音楽職人が創るステージ~あの音、あの曲、その素顔~」 (1999年~2017年)

児童・生徒に生演奏のすばらしさを体験してもらうためのコンサート。 出演者が事前に開催地の学校を訪問し、中高生に演奏指導を行った。

開催日	会場	
1999年12月21日	篠ノ井市民会館	長野県
2000年11月4日	神津島村立神津中学校体育館	東京都
2001年6月30日	熊本県立劇場	熊本県
2001年7月1日	コスメイト行橋文化ホール	福岡県
2003年6月20日	長良川国際会議場	岐阜県
2003年6月21日	土岐市文化プラザ	岐阜県
2003年6月22日	大垣市民会館	岐阜県
2004年5月28日	周南市文化会館	山口県
2004年5月29日	シンフォニア岩国	山口県
2004年5月30日	サンビームやない	山口県
2005年6月11日	玉村町文化センター	群馬県
2005年6月12日	館林市文化会館	群馬県
2006年6月16日	盛岡市民文化ホール	岩手県
2006年6月17日	北上市文化交流センター	岩手県
2006年6月18日	胆沢文化創造センター	岩手県
2007年6月8日	徳島県郷土文化会館	徳島県
2007年6月9日	阿南市文化会館	徳島県
2007年6月10日	鳴門市文化会館	徳島県
2008年6月20日	福山市神辺文化会館	広島県
2008年6月21日	庄原市民会館	広島県
2008年6月22日	はつかいち文化ホール	広島県
2009年6月26日	真岡市民会館	栃木県

開催日	会場	
2009年6月27日	矢板市文化会館	栃木県
2009年6月28日	那須塩原市黒磯文化会館	栃木県
2011年1月14日	川南町文化ホール	宮崎県
2011年1月15日	清武町文化会館	宮崎県
2011年1月16日	都城市総合文化ホール	宮崎県
2011年12月4日	喜多方プラザ文化センター	福島県
2012年6月30日	仙台市民会館	宮城県
2012年7月1日	やくらい文化センター	宮城県
2013年6月29日	はまなすホール	宮城県
2013年6月30日	リアスホール	岩手県
2014年9月26日	郡山市民文化センター	福島県
2014年9月27日	名取市文化会館	宮城県
2014年9月28日	相馬市民会館	福島県
2015月10月9日	八戸市民会館	青森県
2015月10月10日	八戸市南郷文化ホール	青森県
2015月10月11日	三沢市公会堂	青森県
2016月9月30日	日立シビックセンター	茨城県
2016月10月1日	駿優教育会館	茨城県
2016月10月2日	いわき市勿来市民会館	福島県
2017月9月30日	宇土市民会館	熊本県
2017月10月1日	やつしろハーモニーホール	熊本県

「素晴らしき音楽仲間」(2000年~2006年)

幅広いジャンルの音楽を対象に、作品にまつわる話とゲストによる演奏を披露。

開催日		名称	会場
2000年3月16日	第1回	わたしが美空ひばりに出遇った日	けやきホール
2000年4月20日	第2回	私を変えた運命の歌	けやきホール
2000年5月9日	第3回	童謡はこころのふるさと	けやきホール
2000年6月22日	第4回	J-POPのルーツを探して	けやきホール
2000年7月18日	第5回	名詞・名曲・歌景色	けやきホール
2000年9月12日	第6回	音楽の魔術師たち	けやきホール
2000年10月12日	第7回	和楽器とギターで聞く古賀メロディの魅力	けやきホール
2000年11月9日	第8回	やすらぎの音楽を求めて	けやきホール
2000年12月21日	第9回	楽しきかな現代音楽	けやきホール
2001年1月18日	第10回	21世紀の歌謡曲未来考	けやきホール

240 lacksquare 第3部 資料編

開催日	名称	会場
2001年3月5日		けやきホール
2001年4月26日	第12回 歌謡曲の流れを変えた作家たち	けやきホール
2001年5月24日	第13回 スタンダードはいつまでも	けやきホール
2001年6月21日	第14回 こころに沁みる抒情歌の調べ	けやきホール
2001年7月5日	第15回 直訳・翻訳・超訳・・・訳詞の魔術	けやきホール
2001年9月13日	第16回 にっぽん!!魂の音楽とリズム	けやきホール
2001年10月11日	第17回 ヒットメーカー、自作オリジナルを歌う	けやきホール
2001年11月8日	第18回 声は楽器・声は言葉	けやきホール
2001年12月6日	第19回 歌を愛し、人を愛す	けやきホール
2002年1月17日	第20回 青春・歌・メッセージ	けやきホール
2002年3月12日	第21回 ポップな気分でクラシック	けやきホール
2002年4月11日	第22回 華麗なる言葉の世界	けやきホール
2002年5月23日	第23回 よみがえる名曲たち、カヴァーの魔術	けやきホール
2002年6月6日	第24回 歌唱・声色・詩歌 演歌のこころ	けやきホール
2002年7月4日	第25回 浪速・人情・美味な歌唱	けやきホール
2002年9月12日	第26回 歌でつづる幼い日の情景	けやきホール
2002年10月10日	第27回 ワインが似合うオシャレな歌たち	けやきホール
2002年11月7日	第28回 笑う歌には幸福来たる	けやきホール
2002年12月5日	第29回 ヒットメーカー自作オリジナルを歌うパートⅡ	けやきホール
2003年1月16日	第30回 日本その風土の響と唄	けやきホール
2003年2月20日	特別企画 流行歌100年!五木寛之・うたへの賛歌	めぐろパーシモンホール
2003年3月13日	第31回 青春のメロディは永遠に	けやきホール
2003年4月10日	第32回 心にしみる愛唱歌・童謡の魅力	けやきホール
2003年5月22日	第33回 デュオ! 最強のハーモニー	けやきホール
2003年6月5日		けやきホール
2003年7月3日	第35回 歌えば楽し!わが心のポピュラー・ソング	けやきホール
2003年9月11日	第36回 "アコースティック"のぬくもり	けやきホール
2003年10月9日	第37回 文芸作品名曲紀行	けやきホール
2003年11月6日	第38回 歌で幸せになるとき	けやきホール
2003年12月4日		けやきホール
2004年2月4日	第40回 青春の歌は永遠に!	大田区民ホールアプリコ
2004年5月20日	第41回 美しき日本の抒情を歌う	けやきホール
2004年7月1日		けやきホール
2004年9月9日	第43回 音楽はスポーツの応援団!!	けやきホール
2004年10月5日		調布グリーンホール
2004年11月11日		所沢市民文化センター
2005年1月13日		八王子市芸術文化会館
2005年6月17日		けやきホール
2005年10月6日		けやきホール
2005年12月1日		けやきホール
2006年2月16日	第50回記念スペシャル 作曲家から見た昭和歌謡曲	ゆうぽうと簡易保険ホール

「ミュージカル オブ モーツァルト "アマデウスがやってきた"」(2000年~2009年)

地元の少年少女合唱団を交えて、モーツァルトの生涯を題材にしたミュージカルを開催。プロのオーケストラ、役者がサポートした。

開催日	会場		開催日	会場	
2000年3月31日	東京都児童会館	東京都	2001年7月27日	日光総合会館	栃木県

開催日	会場	
2001年7月29日	那須野が原ハーモニーホール	栃木県
2003年3月23日	パストラルかぞ	埼玉県
2003年3月29日	新座市民会館	埼玉県
2004年3月31日	大分県立芸術会館	大分県
2004年4月2日	清武町文化会館	宮崎県
2004年4月4日	鹿児島市民文化ホール	鹿児島県
2005年4月3日	新居浜市市民文化センター	愛媛県

開催日	会場	
2005年4月5日	サンポートホール高松	香川県
2006年12月10日	小美玉市四季文化館みの~れ	茨城県
2006年12月24日	東海文化センター	茨城県
2007年12月2日	高根ふれあい交流ホール	山梨県
2007年12月16日	大月市民会館	山梨県
2009年3月21日	グリーンホール相模大野	神奈川県
2009年3月28日	藤沢市湘南台文化センター	神奈川県

「日本の音フェスティバル」(2001年~2010年)

インストラクターの指導のもと、各種の和楽器に触れられるコーナーをメインに、邦楽の歴史を学ぶ講演やライブを設けた総合イベント。

開催日	会場	
2001年8月29日 ~ 30日	国立オリンピック記念青少年 総合センター	東京都
2002年8月1日 ~ 3日	グランキューブ大阪(大阪国際会議場)	大阪府
2002年8月19日 ~ 21日	東京国際フォーラム	東京都
2003年 8月1日 ~ 2日	グランキューブ大阪(大阪国際 会議場)	大阪府
2003年 8月15日 ~ 16日	国立オリンピック記念青少年 総合センター	東京都
2004年7月31日 ~8月1日	金沢市民芸術村	石川県

開催日	会場	
2005年9月10日 ~ 11日	会津若松城(鶴ヶ城)ほか	福島県
2006年10月28日 ~ 29日	長野市生涯学習センター	長野県
2007年9月15日 ~ 16日	岡山市デジタルミュージアム	岡山県
2008年8月20日 ~ 21日	横浜市ZAIM	神奈川県
2010年3月6日 ~7日	沖縄県立博物館・美術館	沖縄県

「REAL LIVE」(2003年~2010年)

若年層を対象に、生の音楽を聴くことの感動、楽器を弾くことの素晴らしさをライブハウスで体験してもらうイベント。会場はSHIBUYA BOXX (2006年11月18日開催のSPECIAL公演のみSHIBUYA AX)で開催。

2003年6月28日 session 1 2003年9月20日 session 2 2003年12月20日 session 3 2004年3月20日 session 4 2004年6月19日 session 5 2004年9月25日 session 6 2004年12月18日 session 7 2005年3月19日 session 8	開催日	名称
2003年12月20日 session 3 2004年3月20日 session 4 2004年6月19日 session 5 2004年9月25日 session 6 2004年12月18日 session 7	2003年6月28日	session 1
2004年3月20日 session 4 2004年6月19日 session 5 2004年9月25日 session 6 2004年12月18日 session 7	2003年9月20日	session 2
2004年6月19日 session 5 2004年9月25日 session 6 2004年12月18日 session 7	2003年12月20日	session 3
2004年9月25日 session 6 2004年12月18日 session 7	2004年3月20日	session 4
2004年12月18日 session 7	2004年6月19日	session 5
	2004年9月25日	session 6
2005年3月19日 session 8	2004年12月18日	session 7
2000 0,,,,,,,,,	2005年3月19日	session 8

開催日	名称
2005年6月18日	session 9
2005年9月17日	session 10
2005年12月17日	session 11
2006年3月18日	session 12
2006年6月24日	session 13
2006年11月18日	SPECIAL
2007年3月3日	session 15
2007年6月16日	session 16

開催日	名称
2007年11月18日	session 17
2008年2月23日	session 18
2008年6月28日	session 19
2008年11月22日	session 20
2009年2月21日	session 21
2009年6月13日	session 22
2009年11月28日	session 23
2010年2月20日	session 24

トーク&コンサート「昭和の歌人たち」(2006年~2018年)

戦後の復興や高度経済成長を成し遂げた「昭和」という激動の時代を舞台に、日本の音楽史に足跡を残して亡くなった作家に 焦点をあて、その人物像を時代背景に触れながら紹介する事業。

開催日		名称	会場
2006年6月28日	第1回	古関 裕而	けやきホール
2006年9月28日	第2回	浜口 庫之助	けやきホール
2006年11月24日	第3回	サトウハチ	森のホール21

開催日		名称	会場
2007年2月1日	第4回	安井 かずみ	保谷こもれび ホール
2007年5月18日	第5回	中田 喜直	けやきホール
2007年9月5日	第6回	服部 良一	文京シビック ホール

242 \parallel 第3部 資料編 243

開催日		名称	会場
2007年11月16日	第7回	渡久地 政信	けやきホール
2008年2月6日	第8回	藤田 まさと 	けやきホール
2008年5月29日	第9回	中山 大三郎	けやきホール
2008年10月27日	第10回	告田 正	文京シビック ホール
2008年12月22日	第11回	いずみたく	けやきホール
2009年2月3日	第12回	猪俣 公章	けやきホール
2009年5月29日	第13回	市川 昭介	けやきホール
2009年9月1日	第14回	米山 正夫	けやきホール
2009年12月1日	第15回	水木 かおる	けやきホール
2010年2月18日	第16回	中村 八大	けやきホール
2010年7月5日	第17回	宮川 泰	けやきホール
2010年8月24日	第18回	佐伯 孝夫	けやきホール
2010年10月1日	第19回	三木 たかし	グリーンホール 相模大野
2011年2月9日	第20回	石本 美由起	渋谷区文化総合 センター大和田
2012年1月16日	第21回	阿久 悠	文京シビック ホール

四/出口		<i>友</i> 斩	△ +□
開催日		名称	会場
2012年2月13日	第22回	星野 哲郎	練馬文化セン ター
2012年7月31日	第23回	漣 健児	けやきホール
2012年11月19日	第24回	遠藤 実	府中の森芸術劇 場
2013年1月21日	第25回	吉岡 治	文京シビック ホール
2013年8月26日	第26回	中山 晋平	けやきホール
2013年10月22日	第27回	川内 康範	和光市民文化センター
2014年1月24日	第28回	西條 八十	オリンパスホー ル八王子
2014年10月30日	第29回	岩谷 時子	野田市文化会館
2015年2月18日	第30回	総集編	NHKホール
2015年11月6日	第31回 江口 浩司	江口 夜詩 · 引	相模原市民会館
2016年2月1日	第32回	山口 洋子	新宿文化セン ター
2016年9月2日	第33回	山田 耕筰	ひの煉瓦ホール
2017年3月1日	第34回	船村 徹	中野サンプラザ
2017年9月7日	第35回	永 六輔	森のホール21
2018年1月20日	第36回	古賀 政男	福生市民会館

トーク&コンサート「こころの歌人たち」(2018年~現在)

日本の音楽シーンを支えてきた作詞家・作曲家をクローズアップし、その作品の魅力と彼らに影響を与えた作家の作品をたどりながら、歌づくりの素晴らしさを伝えていく事業。

開催日	名称	会場
2018年9月3日	第1回 都倉俊一	釜石市民ホールTETTO
2019年3月1日	第2回 阿木燿子	武蔵野市民文化会館
2019年9月24日	第3回 80周年スペシャル	NHKホール

JASRAC音楽講座「楽しく学ぼう!アンサンブル」(2018年~現在)

将来の音楽文化の担い手の育成を図ることを目的とし、主に中学校・高等学校の吹奏楽部の生徒を対象とし、プロの演奏家による楽器の扱い方、調音・発声方法などを演奏指導する事業。併せて著作権に関する講座を実施。

開催日	内容	会場	
2018年9月29日	吹奏楽	練馬区立豊玉第二中学校	東京都
2018年12月20日	合唱	渋谷区立松濤中学校	東京都
2019年2月16日	吹奏楽	岡山県立岡山一宮高等学校	岡山県
2019年6月29日	吹奏楽	与那原町立与那原中学校	沖縄県
2019年6月30日	吹奏楽	沖縄県立宮古高等学校	沖縄県
2019年7月15日	合唱	札幌市立北辰中学校	北海道

■その他 コンサート・イベント

	,) — · · · · · > ·	
開催日	名称	会場
1997年12月6日	音楽村ジョイントコンサート	けやきホール
1998年2月16日	音楽創生 映像とのダイアローグ	東京オペラシティコンサート ホール
1998年3月7日	上原グリーンエコー 春のコンサート	けやきホール
1998年7月21日	夏休み音楽会~ゲーム・アニメーション音楽~	けやきホール
1998年11月28日	普段着の室内楽~木管アンサンブルの調べ~	けやきホール
1999年2月25日	音楽創生 舞台芸術フェア・フォークコンサート 人生は旅…探し物は見つかりましたか?	すみだトリフォニーホール
1999年7月10日	夏休み音楽会'99 ~ゲーム・アニメーション音楽~	けやきホール
1999年7月19日	音楽創生 21世紀へ〜歌い継ぐ日本の心〜	東京オペラシティコンサート ホール
1999年10月2日	民族音楽鑑賞会	成田市立加良部小学校
1999年12月16日	歌はこころのたからもの~音楽のこころ見えますか~	大阪メルパルクホール
2000年5月26日	音楽は平和のつむぎ糸	広島国際会議場
2000年7月21日	夏休み音楽会~ゲーム・アニメーション音楽~	けやきホール
2001年2月20日	音楽創生 日本の音・新世紀~次世代アーティストたちの挑戦~	オーチャードホール
2001年3月15日	JASRACコンサート in NAGOYA 〜ジャズ・オーケストラと素敵な仲間〜	愛知県芸術劇場
2001年3月24日	PDコンサート~ありがとう新たな出発の名曲たちへ~	日比谷公会堂
2001年6月29日	「唱歌」について考えるトーク&コンサート	こまばエミナース
2001年7月15日	夏休み音楽会2001	けやきホール
2001年11月19日	JASRACコンサート in SAPPORO ~ジャズ・オーケストラと素敵な仲間~	北海道厚生年金会館
2001年12月7日	「大正期の童謡」を考えるトーク&コンサート	こまばエミナース
2002年2月15日	PDコンサート in 神戸~ありがとう新たな出発の名曲たちへ~	神戸国際会館
2002年3月8日	JASRACカジュアルゼミナール~大正ロマンの夢と心~	日比谷公会堂
2002年3月29日	躍動!日本の音 in うえはら 第1回~今、芽吹く! 10代のひびき~	けやきホール
2002年5月24日	躍動!日本の音 in うえはら 第2回~光彩を放つ!十二面の筝糸~	けやきホール
2002年7月2日	躍動!日本の音 in うえはら 第3回~はじける!邦楽ポップス~	けやきホール
2002年7月29日	夏休み音楽会2002 ~ゲーム・アニメーション音楽~	けやきホール
2002年8月6日	夏休み音楽会2002 ~ゲーム・アニメーション音楽~	相模原市民会館
2002年9月13日	躍動!日本の音 in うえはら 第4回~ Gospelars.虚無~	けやきホール
2002年9月20日	「昭和前期の童謡」を考えるトーク&コンサート	こまばエミナース
2002年11月8日	躍動!日本の音 in うえはら 第5回~耳なし芳一~	けやきホール
2002年12月20日	時空を超えて~中国・日本・・・音楽 その文化的系譜~	オーチャードホール
2003年1月17日	躍動!日本の音 in うえはら 第6回〜絹絃ジャワメク津軽三味線、生音の "陰と陽"〜	けやきホール
2003年2月9日	JASRACコンサート in 浜松~歌曲・オペレッタと素敵な仲間~	アクトシティ浜松
2003年2月14日	JASRACカジュアルゼミナール in 横浜	横浜みなとみらいホール
2003年2月28日	「戦後のこどものうた」を考えるトーク&コンサート	こまばエミナース
2003年3月15日	PDコンサート2003 外国編	ゆうぽうと簡易保険ホール
2003年3月16日	PDコンサート2003 内国編	ゆうぽうと簡易保険ホール
2003年5月31日	JASRACコンサート in 新潟	新潟県民会館
2003年7月29日	夏休み音楽会2003 ~親子で楽しむアニメーション音楽~	アミューたちかわ
2003年10月25日	JASRACコンサート in 市川~オーケストラが待っている~	市川市文化会館
2004年2月15日	JASRACコンサート in 富山~オーケストラが待っている~	オーバード・ホール
2004年3月3日	JASRACカジュアルゼミナール~昭和モダニズムとその流れ~	ゆうぽうと簡易保険ホール
2004年12月11日	JASRACコンサート in 沖縄	名護市民会館

開催日	名称	会場
2004年12月12日	JASRACコンサート in 沖縄	沖縄市民会館
2004年12月13日	JASRACコンサート in 沖縄	那覇市民会館
2005年3月3日	JASRACカジュアルゼミナール in 千葉	千葉県文化会館
2005年7月27日	夏休み音楽会2005 ~みんな大好き!アニメ音楽~	調布市グリーンホール
2006年2月19日	JASRACコンサート in 松江~オーケストラが待っている~	島根県民会館
2006年3月10日	JASRACカジュアルゼミナール 昭和のメロディ〜復興と成長の流れのなかで〜	調布市グリーンホール
2006年8月1日	夏休み音楽会2006 ~みんな大好き!アニメ音楽~	八王子市芸術文化会館
2007年1月26日	JASRACコンサート 未来への潮流〜琉球と大和の伝統が奏でる新たなる鼓動〜	文京シビックホール
2007年3月1日	JASRACカジュアルゼミナール in 栃木 昭和のメロディ〜復興と成長の流れのなかで〜	栃木県総合文化センター
2007年3月17日	JASRACコンサート in 長崎~オーケストラが待っている~	長崎ブリックホール
2007年4月25日	JASRACコンサート オーケストラと日本のね・・・	ティアラこうとう
2008年7月31日	JASRACサマーコンサート2008	上尾市文化センター
2008年12月12日	JASRACカジュアルゼミナール~童謡・歌唱・叙情歌にみる日本人の心~	府中の森芸術劇場
2009年3月15日	JASRACコンサート in 高知 オーケストラが待っている	高知県立県民文化ホール
2009年7月31日	JASRACサマーコンサート2009	蕨市民会館
2009年11月17日	JASRAC70周年 日本人が愛した歌!~時代を創った作家たち~	NHKホール

■著作権思想の普及に関する事業

JASRACシンポジウム (1999年~現在)

音楽コンテンツ流通の問題点や課題を整理しながら、著作権の保護、流通の促進・拡大・円滑化の道を探るシンポジウム。

開催日	名称	会場
1999年1月25日	変革期を迎えた音楽産業と著作権	キャピトル東急ホテル
1999年11月19日	ニューテクノロジーと著作権~デジタル環境における集中管理団体の役割~	ホテルニューオータニ鳳凰の間
2001年10月26日	ネットワーク環境下における著作権制度	イイノホール
2002年12月3日	デジタルコンテンツのネットワーク流通の著作権問題	イイノホール
2003年11月28日	知的財産立国の実現に向けて	イイノホール
2004年11月26日	音楽コンテンツ流通の現状と未来	イイノホール
2005年11月21日	新たなコンテンツビジネスと権利情報のあり方	イイノホール
2006年11月28日	知的財産権の本質と今日における課題 ~創造のサイクルと著作権の役割・その原点に立って考える~	イイノホール
2008年3月25日	動画共有サイトに代表される新たな流通と著作権	有楽町朝日ホール
2008年12月9日	コンテンツの流通促進に本当に必要なものは何か	有楽町朝日ホール
2009年11月19日	ネット配信のビジネスモデルと権利処理システムの構築に向けて	東京国際フォーラム
2010年11月18日	独自進化は問題か?新たなデジタル市場の開拓に向けた日本型の取り組み	有楽町朝日ホール
2012年3月27日	大いなるガラパゴス第2弾 日本型の新たなデジタル市場の開拓に向けて ~コンテンツホルダーや権利者はプラットフォームとどう向き合うか~	イイノホール
2014年3月24日	著作権集中管理団体に求められる役割とは	東京コンベンションホール
2014年11月21日	創作者が語る、著作権集中管理団体に求められる役割~持続可能なモデルに向けて~	有楽町朝日ホール
2015年12月9日	それは「越えられない壁」なのか?~コンテンツ市場の活性化と権利者不明作品~	有楽町朝日ホール
2017年2月9日	カラオケ著作権管理30年	有楽町朝日ホール
2018年1月31日	著作権法上の"引用"を考える	有楽町朝日ホール

開催日	名称	会場
2019年1月23日	音楽コンテンツの海外展開と著作権ーアジア・太平洋地域を中心に一	有楽町朝日ホール
2019年5月31日	Music Link ~音楽創作を未来につなぐ~	イイノホール

公開講座・市民講座 (1999年~2009年)

教職員、学生、一般社会人を対象に、著作権の理解を深めてもらう講座。

開催日	名称	会場
1999年3月20日	星野哲郎の面白ゼミナール〜昭和の歌謡史と歌謡詩〜	けやきホール
1999年9月4日	音楽とカラオケと著作権	久留米大学
2000年1月29日	星野哲郎の歌謡面白ゼミナール〜昭和の歌謡史と歌謡詩〜	仙台市泉文化創造センター
2000年12月11日	文化講演会 音楽と著作権	東海大学
2001年2月9日	星野哲郎の歌謡面白ゼミナール〜昭和の歌謡史と歌謡詩〜	香川県県民ホール
2001年2月17日	文化講演会 音楽と著作権	岡山商科大学
2002年1月12日	公開講座 現代人の癒しの文化としての音楽と音楽療法	東京国際大学
2002年11月25日	JASRAC /東京学芸大学共催講演会	東京学芸大学
2003年10月19日	京都産業大学共催公開講座	キャンパスプラザ京都
2003年10月26日	立命館大学共催公開講座	キャンパスプラザ京都
2003年11月12日	岩手大学共催公開講座	岩手県民会館
2004年9月17日	JASARC文化講演会 河合隼雄 音と心	ヤマハホール
2004年12月4日	第1回JASRAC著作権ゼミナール	東横学園中学・高等学校
2005年11月11日	第2回JASRAC著作権ゼミナール	財団法人東京都私学財団
2005年11月12日	第2回JASRAC著作権ゼミナール	東京女子学院中学·高等学校
2006年1月27日	JASRACセミナー&シンポジウム~ミュージカルの昨日・今日・明日~	けやきホール
2006年12月2日	第3回JASRAC著作権ゼミナール	千代田女学園中学·高等学校
2007年11月9日	第4回JASRAC著作権ゼミナール	財団法人東京都私学財団
2008年11月12日	第5回JASRAC著作権ゼミナール	大阪国際交流センター
2009年11月24日	第6回JASRAC著作権ゼミナール	大阪国際交流センター

JASRAC寄附講座・寄附科目(1999年~現在)

大学生を対象に、大学の学部・学科への講座の設置または大学が定めた授業科目の運営や学術研究のための寄附事業。

設置期間	区分	寄附先	
1999年度~ 2003年度	寄附講座	成蹊大学 法学部	東京都
2002年度~ 2004年度	寄附講座	慶應義塾大学 文学部	東京都
2004年度~ 2008年度	寄附講座	明治大学 法科大学院 法務研究科	東京都
2004年度~ 2008年度	寄附講座	立命館大学 産業社会学部	京都府
2007年度~現在	寄附科目	放送大学	千葉県
2008年度~ 2010年度	寄附科目	愛媛大学 法文学部	愛媛県
2009年度~ 2011年度	寄附講座	関西大学 社会学部	大阪府
2009年度~2013年度	寄附講座	早稲田大学 大学院 法務研究科	東京都
2011年度	寄附科目	東北大学 大学院法学研究科	宮城県
2012年度~2013年度	寄附科目	東北大学	宮城県
2013年度~ 2015年度	寄附科目	宮崎大学	宮崎県
2014年度~2016年度	寄附講座	常磐大学	茨城県
2014年度~ 2017年度	寄附講座	横浜国立大学 経済学部	神奈川県
2014年度~ 2018年度	寄附講座	立教大学 社会学部	東京都
2016年度~ 2018年度	寄附科目	九州大学	福岡県
2017年度~現在	寄附講座	国立音楽大学	東京都
2019年度~現在	寄附講座	信州大学 経法学部	長野県

JASRAC奨学寄附金(2004年~現在)

主に大学教職員や法曹関係の研究者を対象に、著作権法に関する大学の学術研究や著作権教育の充実に資するための寄附事業。

設置期間	寄附先		
2004年度~現在	東京大学大学院	法学政治学研究科	東京都

「ミュージック・ジャンクション」(2001年~2004年)

大学生や一般社会人を対象に、音楽ビジネスや著作権をさまざまな角度から検証していく公開講座。

開催日	名称	会場
2001年9月27日	ネットワーク時代の音楽制作と表現	けやきホール
2001年10月23日	着信メロディはウォークマン以来の音楽の聴き方の革命	けやきホール
2001年11月22日	ネットワークでの音楽コンテンツビジネスの来た道、進む道	けやきホール
2001年12月20日	温故知新! デジタル技術は音楽文化を超えることができるのか	けやきホール
2002年1月30日	21世紀、リアル・ミュージシャンのサバイバル大作戦	けやきホール
2004年1月29日	テレビ時代の新たな"子どもうた"の出現	けやきホール
2004年2月23日	音楽著作権の誕生:二つの「著作権」と浪花節	けやきホール
2004年3月9日	ポピュラー音楽における異国情緒	けやきホール
2004年3月10日	技術発展と音楽のメディエーション	けやきホール

「ミュージック・ジャンクション」ワールドミュージックシリーズ (2005年~2014年)

世界各地のさまざまなジャンルの音楽や楽器にスポットをあて、演奏を交えて解説する公開講座。

開催日		名称	会場
2005年2月10日	第1回	アルジェリアにおけるライの現況	けやきホール
2005年2月21日	第2回	インド映画とポピュラー音楽	けやきホール
2005年3月9日	第3回	ポピュラー音楽を巻き込む地方伝統の力:ランガム・ジャワ	けやきホール
2005年3月10日	第4回	アメリカ合衆国のルーツ・ミュージック	けやきホール
2006年1月13日	第5回	バカラックから探るワールドミュージック	けやきホール
2006年2月8日	第6回	カリブ・アフリカ英語圏のワールドミュージックの本質	けやきホール
2006年2月22日	第7回	躍動する中近東音楽シーン	けやきホール
2006年7月13日	第8回	ケルト音楽の変遷と現在	けやきホール
2006年10月5日	第9回	ジプシー・ミュージックの謎	けやきホール
2007年2月8日	第10回	沖縄の唄と暮らし	けやきホール
2007年7月26日	第11回	ハワイ音楽の現状と魅力	けやきホール
2007年10月18日	第12回	ラテン系ニューヨーカーが生んだミクスチャー音楽「サルサ」	けやきホール
2008年2月21日	第13回	心に響く歌:ファドの本質と現在	けやきホール
2008年7月10日	第14回	ブラジリアン・ミュージックの現在	けやきホール
2008年10月16日	第15回	アラブ古典音楽の魅力	けやきホール
2009年2月5日	第16回	森の息吹と共に呼吸する北欧の伝統音楽	けやきホール
2009年7月9日	第17回	進化するアルゼンチン・フォルクローレ	けやきホール
2009年10月15日	第18回	文化の十字路・バルカン半島の音楽	けやきホール
2010年2月4日	第19回	西アフリカ〈グリオ〉の世界:伝統からポップスまで	けやきホール
2010年7月8日	第20回	インド古典音楽の現在: ビートルズからグローバルへ	けやきホール
2010年10月14日	第21回	伝統と革新に揺れ動くフラメンコのギターと歌	けやきホール
2011年2月17日	第22回	タンゴ・古くて新しいブエノスアイレスの鼓動	けやきホール
2011年10月12日	第23回	知られざる音楽王国、コロンビアの魅力	けやきホール
2011年12月7日	第24回	近代シャンソンの成立と発展	けやきホール
2012年2月15日	第25回	中国音楽と箏のあゆみ	けやきホール

開催日		名称	会場
2012年7月19日	第26回	英国民謡の伝統と現代	けやきホール
2012年10月11日	第27回	ボサノヴァ物語「太陽・汐・南」の詩人たち	けやきホール
2013年2月21日	第28回	親指ピアノ〜暇つぶし楽器の今昔	けやきホール
2013年9月5日	第29回	ポストモダン時代のジャズ	けやきホール
2014年2月15日	第30回	ワールドミュージック特別編~世界を旅する音楽~	イイノホール

「ミュージック・ジャンクション」世界を旅する音楽シリーズ(2015年~2017年)

海外での活動経験が豊富な演奏者などの視点を通じて、世界各地の音楽や文化などを紹介する公開講座。

開催日	名称	会場
2015年12月17日	第1回 ハワイの音楽と祈り	けやきホール
2016年2月27日	第2回 アラブの音楽と詩	けやきホール
2017年1月27日	第3回 吟遊詩人の旅 ウクライナの音楽と文学	けやきホール

■音楽の利用開発に関する研究に対する支援事業

音楽療法活動に対する支援(1998年~2006年)

音楽療法分野の紹介と、側面から活動を支援する事業。

開催日	名称	会場
1998年12月12日~13日	全日本音楽療法連盟 1998年度第2回研修会(助成)	浜松アクトシティ
1999年8月5日	全日本音楽療法連盟 1999年度第1回研修会(助成)	調布市文化会館たづくり
1999年8月28日~29日	全日本音楽療法連盟 1999年度第2回研修会(助成)	滋賀県立大学交流センター
2000年8月19日~20日	全日本音楽療法連盟 2000年度第1回研修会(助成)	長野メルパルクホール
2000年9月2日~3日	全日本音楽療法連盟 2000年度第2回研修会(助成)	盛岡市民文化ホール
2001年3月3日~4日	全日本音楽療法連盟 2000年度第3回研修会(助成)	大阪音楽大学
2001年9月21日	JASRAC音楽療法講座 第1回 入門編	こまばエミナース
2001年11月5日	JASRAC音楽療法講座 第2回 児童編	けやきホール
2002年1月19日~20日	第1回日本音楽療法学会学術大会(助成)	パシフィコ横浜
2002年2月1日	JASRAC音楽療法講座 第3回 高齢者編	けやきホール
2002年10月24日	JASRAC音楽療法講座 第1回 音楽と心	こまばエミナース
2002年12月17日	JASRAC音楽療法講座 第2回 自分の身体を知ろう~動きとリズム観~	こまばエミナース
2003年2月8日	音楽療法シンポジウム音楽療法の多様性と可能性	虎ノ門ホール
2003年12月17日	JASRAC音楽療法講座 第1回 健常者のための音楽療法	こまばエミナース
2004年1月15日	JASRAC音楽療法講座 第2回 音楽の力とはなにか	こまばエミナース
2004年2月20日	JASRAC音楽療法講座 第3回 日本の現代社会と音楽療法	こまばエミナース
2005年2月4日	JASRAC音楽療法講座 第1回 海外の音楽療法事情	ヤクルトホール
2005年2月23日	JASRAC音楽療法講座 第2回 音楽療法の考え方	ヤクルトホール
2005年3月17日	JASRAC音楽療法講座 第3回 健康に役立つ音楽	ヤクルトホール
2006年3月8日	JASRAC講座 音楽の力 第1回 音楽の不思議なカー音楽が酒類・食品の味を良くするー	けやきホール
2006年3月23日	JASRAC講座 音楽の力 第2回 空間や環境を活かす音楽	けやきホール
2006年3月25日	JASRAC音楽療法シンポジウム 音楽療法の今、そして未来	イイノホール

248 \parallel 第3部 資料編 249

JASRAC音楽文化賞

創立75周年を機に新たな顕彰制度として創設した「JASRAC音楽文化賞」は、売上や利用実績などの数字には表れない地道な活動により、音楽文化の普及発展に寄与している個人・団体・作品等に分野を問わず光を当て、その功績を称え顕彰することにより、今後の活動への励みとしていただき、わが国にゆたかな音楽風土を築くことを目的としています。

第1回JASRAC音楽文化賞

岩崎 花奈絵(いわさき かなえ) さん

顕彰理由

障害を超え、明るくひたむきにピアノに向き合い、人間を生かす音楽の力を広く世に知らしめてきた功績をたたえ、音楽の力を 生きる力に変えておられる方々に敬意を表する意味も込めて顕彰する。

プロフィール

1993年生まれ。極低出生体重児として生まれた後遺症で脳性麻痺となり、四肢体幹機能に障害がある。内田 (小澤) 陽子氏の指導で小学1年からピアノを始め、現在は母との連弾により、主に右手の人さし指1本で奏でるピアノの演奏活動を続けている。2013年11月にウィーンで開催された「第3回国際障害者ピアノフェスティバル」で特別聴衆賞を受賞。

木戸 敏郎(きど としろう) さん

開新理由

邦楽・洋楽、双方に対する広範な教養で、確かな考証と斬新な手法により、伝統の世界を現代人の感性に届ける企画を精力的に手掛けてきた功績をたたえ顕彰する。

プロフィール

1930年生まれ。音楽プロデューサー。元国立劇場演出室長。伝統を創造につなげるために雅楽や聲明の古典作品を再構造化して創造につなげる音楽運動を内外の作曲家と連携しながら展開。また、正倉院の楽器や遺跡出土の古代楽器を考証して楽器として復元するなどし、その成果を海外の学会や音楽祭などで発表して好評を博している。第6回中島健蔵音楽賞特別賞、98年クラウス・ワックスマン賞(アメリカエスノムジコロジーソサイエティ)受賞。

映画「アオギリにたくして」制作委員会

顕彰理由

本映画では、主題歌や挿入歌など、音楽が被爆者の方の想いを効果的に伝える役割を果たしている。平和の尊さや命の大切さを訴えかけていく取り組みとして、原爆投下から70年になろうとしている今、顕彰する。

映画紹介

被爆者が次々に亡くなっていく今、被爆体験のない世代がその方々の想いを伝えなければならない時代になったという強い意志のもと、映画での表現が最も多くの人に伝わるとの考えから制作された。平和の語り部として生きた沼田鈴子さんの日記から彼女の想いを知った女性ライターが、そのことを伝えていく決意をするまでの物語。

第2回JASRAC音楽文化賞

長田 暁二(おさだ ぎょうじ) さん

顕彰理由

歌謡曲、童謡、民謡、軍歌に至るまで、日本の大衆音楽史を独自の視点で30年以上にわたり系統的に研究し、その成果を積極的に著作にまとめあげてきた。戦後70年となる本年には、「歌」の視点から「戦争」と「平和」を問う大著「戦争が遺した歌~歌が明かす戦争の背景~」を出版するなど、数々の記録的価値の高い著書を世に送り出し、日本の歌の歴史を後世につないだ。

略歴・実績

1930年生まれ。大学卒業後、レコード会社で長年ディレクターを務め、企画、制作者として実績を残す。一方、1980年頃から音楽文化研究家として精力的に文筆活動に取り組み、「流行歌20世紀」「日本民謡事典」など、その著書は200冊以上に及ぶ。今年6月には、明治期以降の日本の歌をその時代背景とともに幅広く記録した800ページの労作「戦争が遺した歌~歌が明かす戦争の背景~」を出版した。

木曽音楽祭実行委員会

顕彰理由

生の音楽を体験する機会の少ない山間の地において、純粋に音楽を愛する多くの人々が力をあわせて演奏家を招き、40年以上の長きにわたり手作りの音楽祭を継続してきた。町、住民が一体となった地道な取り組みが、音楽を地域に深く根付かせている。地方で質の高い文化を育てるための、一つの有効なモデルケースを示した。

略歴・実績

木曽音楽祭は、1975年に地元のクラシック愛好家たちが自主的に始めた定期演奏会から発展し、山間の町・木曽でボランティアに支えられながら毎年開催されている。

財政難などを乗り越え、1986年には実行委員会が発足し、町・地元住民・演奏家からなる運営体制を確立した。当初は体育館を会場としていたが、1990年に木曽文化公園文化ホールが完成し、以降は同ホールで開催している。演奏される機会の稀な作品や初演作品がプログラムに盛り込まれることもあり、音楽的な評価も高い。また、音楽祭実施期間の演奏家と町民との交流も演奏家から好評を得ている。

長崎県オペラ協会、OMURA 室内合奏団(創作オペラ「いのち」)

題彰理由

オーケストラもオペラも、一朝一夕で根付かせられる文化ではなく、地方での活動の継続にはさらに大きな志が必要とされる。 両団体がさまざまな困難を乗り越え、活動を継続させてきたことが、地元長崎の被爆をテーマとする創作オペラ「いのち」の東京 初演に結実した。戦後70年の今年、長崎のこの2団体が、地方で文化を育てる意義を全国に発信したことの意味は大きい。

長崎県オペラ協会 略歴・実績

長崎県オペラ協会は、昭和を代表する歌手の一人、故柴田睦陸(むつむ)氏が1980年に創設。日本で最初にオペラが上演された長崎に上質の音楽文化を根付かせることをめざして活動してきた。地域貢献や教育現場へのアウトリーチも積極的に行っている。

OMURA 室内合奏団 略歴・実績

OMURA室内合奏団は、長崎県大村市を拠点とするプロの室内オーケストラ。同市出身の村嶋寿深子氏が長崎ゆかりの奏者を集め2004年に発足。今年5月には初の東京公演を成功させた。

250 $lacksymbol{1}$ 第3部 資料編

第3回JASRAC音楽文化賞

伊藤 京子(いとう きょうこ) さん

顕彰理由

別府アルゲリッチ音楽祭の総合プロデューサーとして、同音楽祭を日本有数のクラシック音楽祭に育て、復興支援や子ども支援などのメッセージも発信し、日本の地方都市と世界の音楽界をつなぐ懸け橋の役割を果たしてきた功績をたたえ顕彰する。

略歴・実績

福岡県北九州市出身。ピアニスト・企画プロデューサー。東京藝術大学、フランクフルト音楽大学を卒業後、海外での演奏活動を活発に行う。1994年、長年親交のあるアルゼンチン出身のピアニスト、マルタ・アルゲリッチ氏と室内楽フェスティバルを企画。各地で成功を収めたのを契機に、別府市の委嘱を受け、企画プロデューサーとして、1998年に第1回別府アルゲリッチ音楽祭を開催。以降、毎年開催を重ね、アルゲリッチ芸術振興財団と、しいきアルゲリッチハウスの実現に寄与した。また、「復興支援CD」や、音楽を通じた子どもの育成のための「ピノキオコンサート」などの企画やエッセーの執筆も行っている。

三澤 洋史(みさわ ひろふみ) さん

顕彰理由

合唱団の指導、育成に卓越した力を発揮し、新国立劇場合唱団の専属指揮者として同合唱団を世界有数といわれるレベルに引き上げた功績をたたえるとともに、オペラ指揮者の陰に隠れがちな合唱指揮者の重要性に光を当てる意味も込めて顕彰する。

略歴・実績

1955年、群馬県生まれ。国立音楽大学声楽科を卒業後、指揮に転向し、ベルリン芸術大学指揮科を首席で卒業。オペラ等の合唱指揮者として活躍し、2001年からは新国立劇場合唱団の指揮者を務める。合唱指揮者は、稽古を指導するとともに、本番中は劇場の後方から団員に合図を出してオペラ指揮者をサポートする裏方で、スポットライトを浴びることは少ないが、重要な役割を担っている。プロ合唱団や海外のオーケストラの信任も厚く、日本における合唱指揮者の第一人者として活躍している。2014年には著書「オペラ座のお仕事一世界最高の舞台をつくる」を上梓した。

気仙沼ジュニアジャズオーケストラ「スウィング ドルフィンズ |

顕彰理由

宮城県気仙沼市を拠点に活動する中、東日本大震災に伴う津波で練習場所や楽器、譜面などを失ったが、国内外の支援を得て活動を再開。被災地で演奏し、楽器の寄贈を受けた米国でも返礼の演奏をするなど、音楽の力を復興や交流に生かしてきた元気ある活動をたたえ顕彰する。

略歴・実績

1993年、宮城県気仙沼市の音楽家らが、子どもたちに音楽の素晴らしさを伝え、音楽活動を通じて協調性や主体性を養い、郷土を愛する頼もしい青少年を育てようと結成。現在は小学5年生から高校2年生で編成され、ジャズを中心にさまざまなジャンルの曲に挑戦している。2011年3月11日の東日本大震災に伴う津波により、多くの楽器と譜面が流出したが、国内外の支援を受けながら、被災後も各地のジャズ・フェスティバルに参加するなど、演奏を続けている。2013年には米国を訪問し、楽器の寄贈を受けたお礼の演奏を行った。

山木屋太鼓

顕彰理由

福島県川俣町で旗揚げし、和太鼓の伝統継承と地域に根ざした若者育成の活動を続けてきた。地元が福島第一原発の事故に伴う避難区域に指定された後も、避難所暮らしをしながら練習を重ねて国内外で公演し、復興に向けた力強い意志を表現してきた活動をたたえ顕彰する。

略歴・実績

福島県川俣町を拠点に活動している和太鼓団体。和太鼓の伝統継承と、地域に根差す若者の育成と発展を目的に2001年結成された。メンバーは、学業や仕事をしながら和太鼓に取り組み、「美しい自然、そしてここが故郷」をテーマに曲を創作、演奏活動をしている。2016年3月には、インターネットで資金を募る「クラウドファンディング」と、町民を含め多くの支援・寄付で渡航

費の一部を工面して、米国ミシガン州で公演やワークショップを行い、和太鼓の魅力や、復興に向けた自分たちの姿を海外に発信する活動を成功させた。

第4回JASRAC音楽文化賞

ロビン・トンプソン(Robin Thompson) さん

顕彰理由

30年以上にわたり琉球古典音楽の研究及び振興活動に努めた成果として、2016年9月、楽譜集「琉楽百控(りゅうがくひゃっこう)」を著した。100曲の琉球古典音楽の三線譜、歌唱部を精緻な五線譜で表し、楽曲の形式等の分析、歌詞の英訳、ローマ字表記など、18世紀以降、口頭伝承されてきた琉球古典音楽の構造を内外の実演家・愛好家や、研究者に解き明かした功績をたたえ顕彰する。

略歴・実績

1950年、英国ロンドン生まれ。ロンドン王立音楽アカデミー及びロンドン大学を卒業後、日本の伝統音楽研究のため来日。1981年、東京藝術大学大学院音楽研究科音楽学専攻修士課程修了。1982年、琉球古典音楽の研究・実演に着手。沖縄タイムス社主催の芸術選奨賞選考会の三線、胡弓部門のグランプリを受賞した後、ロンドン大学 東洋・アフリカ研究学院(SOAS)を拠点に、「ロンドン三線会」を結成、活動するなど、海外でも琉球古典音楽の普及振興に努めた。現在は那覇市首里に居を構え、琉球古典音楽野村流保存会、琉球古典音楽湛水流保存会の師範を務めており、雅楽、琉球古典音楽の新作など、和楽器のための曲を多数作曲している。

「團伊玖磨さんの音楽を楽しむ会」代表 中野 政則(なかの まさのり) さん

顕彰理由

團伊玖磨氏が作曲した、壮大なスケールを持つ作品をゆかりの地で、地域の人々らと歌い継ぐ活動を長年にわたり牽引した。日の目を見ることのなかった合唱組曲を発掘・出版し、初演した。創作の舞台となった郷土と、そこに住む人々と作家の想いを、音楽の持つ力で、深く豊かに結びつけた活動をたたえ顕彰する。

略歴・実績

福岡県久留米市を創業地とするブリヂストン社勤務時代、同社が進めた文化活動を通じ團伊玖磨氏との交流を深めた中野政則氏が中心になり、2000年に発足した団体。九州ゆかりの團作品の公演を企画・実施しており、團氏逝去の翌2002年から5年をかけて、混声合唱組曲「筑後川」全5楽章を楽章ごとに各年"歌い継ぐ"コンサートを筑後川流域で開催した。2007年には、200人を超える団員によって、團氏終焉の地・蘇州市で同曲の中国初演を実現させ、以降毎年、團作品の公演を関係の深い場所で開催している。他方2013年、團氏による幻の合唱組曲「唐津」の自筆譜を発掘・出版し、作曲から34年目の2015年に全曲を初演、2017年10月、在京の合唱団により東京初演。

「左手のアーカイブ」プロジェクト 主宰 智内 威雄(ちない たけお) さん

題彰理由

"左手のためのピアノ作品"という貴重な音楽作品群に光を当て、埋もれた作品の発掘・紹介、作編曲の委嘱等に努めた。片手演奏の認知向上・普及振興により、障害のある演奏家を勇気づけた。幼児から高齢者まで広い層に片手演奏を紹介・指導するなど、音楽の新たな魅力と可能性を広げた活動をたたえ顕彰する。

略歴・実績

局所性ジストニアにより右手に運動障害が発症した後、「左手のピアニスト」として再起した智内威雄氏が、2010年に発足したプロジェクト。左手だけで弾くことのできるレパートリーが内外に不足している状況を打破するため、18世紀以降、散逸等で埋もれた状態にある楽譜を、音楽史等を頼りに約300曲集め、楽譜の出版、演奏会の実施、CDへの収録等を重ねているほか、左手だけで弾くことのできる曲の作編曲の委嘱も進めている。2013年からは、公開レッスン、発表会、講義を含むワークショップ形式の交流イベント「ワンハンドピアノフェスタ!」を実施している。

第5回JASRAC音楽文化賞

戸ノ下 達也(とのした たつや) さん

顕彰理由

明治の唱歌教育から今日のJ-POPに至る150年の歴史の中で、大衆に根付いた音楽文化がどのように生まれ変遷していったか、また変遷した理由を、史実に基づいて客観的に検証した。空白だった近代の日本の音楽史、特に戦時体制下での音楽の役割、営みを自著・編著で克明に浮かび上がらせた。

略歴・実績

1963年、東京都生まれ。専攻は近・現代日本音楽史。著書に『「国民歌」を唱和した時代』(吉川弘文館)、『音楽を動員せよ』(青 弓社)、『戦時下音楽界の再編統合』(音楽の世界社)、編著に『日本の吹奏楽史』、共編著に『戦後の音楽文化』「日本の合唱史』「総 力戦と音楽文化』(いずれも青弓社)、『戦う音楽界』(金沢文圃閣)、資料復刻の編・解題として『音楽文化新聞』(金沢文圃閣)など。『ハンナ』『音楽現代』では公演レビューや論考を掲載。また、演奏会の企画・プロデュースにも注力している。

普久原 恒勇(ふくはら つねお) さん・備瀬 善勝(びせ よしかつ) さん

顕彰理由

両氏とも沖縄市を拠点に、島唄、沖縄歌謡の名作を生むに留まらず、後継の音楽家を育てたほか、地域と密着したレコード店経営、音楽プロデュースを続け、沖縄文化に根差した多彩なジャンルの作品を全国に発信してきた。沖縄市が「音楽のまち」として栄える礎を築いた。

略歴・実績

普久原恒勇さんは1932年生まれ。戦後の沖縄民謡のヒットメーカーと呼ばれる。名歌「芭蕉布」から、琉球古典音楽の壮大な組曲「尚円」まで、意欲的な創作活動が有名である一方、創立91年を誇るレコード会社「マルフクレコード」の音楽制作を担って、数多くの島唄、沖縄歌謡を送り出し、県内外の音楽家に影響を与えた。

備瀬善勝さんは1939年生まれ。作詞家として活動しつつ、沖縄市「キャンパスレコード」(レコード制作・レコード販売)を経営。数多くの島唄、沖縄歌謡をプロデュースし、沖縄文化に根差した幅広いジャンルの作品を送り出した。同市の音楽資料館「おんがく村」の館長も務めている。

認定特定非営利活動法人鳴門「第九」を歌う会

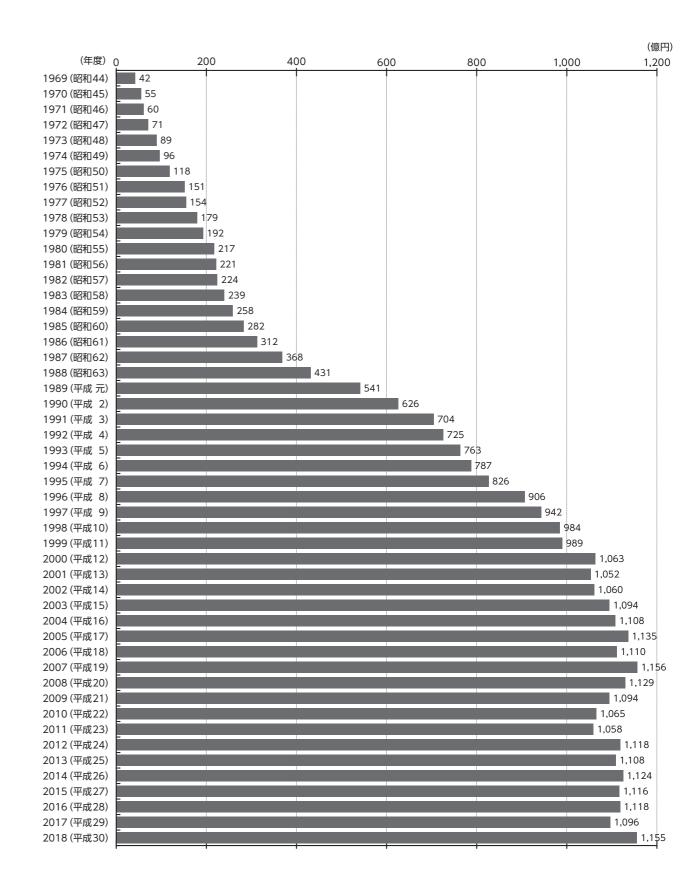
顕彰理由

1918年、戦時下にもかかわらずアジアでベートーヴェン「第九交響曲」が初演された鳴門市で、全国の第九愛好家とともに長年、同曲を歌い継いできた。 海外ゆかりの地での公演も重ね、 初演を務めたドイツ兵捕虜の遺族とも交流するなど、 史実として語られる100年前の奇跡的な公演の感動を、時代を越え、 国境を越えて蘇らせている。

略歴・実績

1981年に結成、2013年に法人化された合唱団 (大塚道子理事長)。鳴門市で毎年6月、全国から参加する愛好家と「第九交響曲」を歌い続けている。きっかけは第一次大戦中、同市に所在した収容所のドイツ兵捕虜たちが人権への配慮から文化活動等を認められ、1918年6月1日、アジアで初めて第九を全楽章演奏したという史実による。初演100周年を迎えた 2018年6月の演奏会では、2日間にわたって日・独・中・米4か国の合唱団員計1,200人が熱唱する記念事業が催され、ドイツ兵捕虜の遺族らも招待された。海外においても、ゆかりの地で現地の合唱団と合同演奏会を重ねている。

■著作物使用料等の徴収額の推移

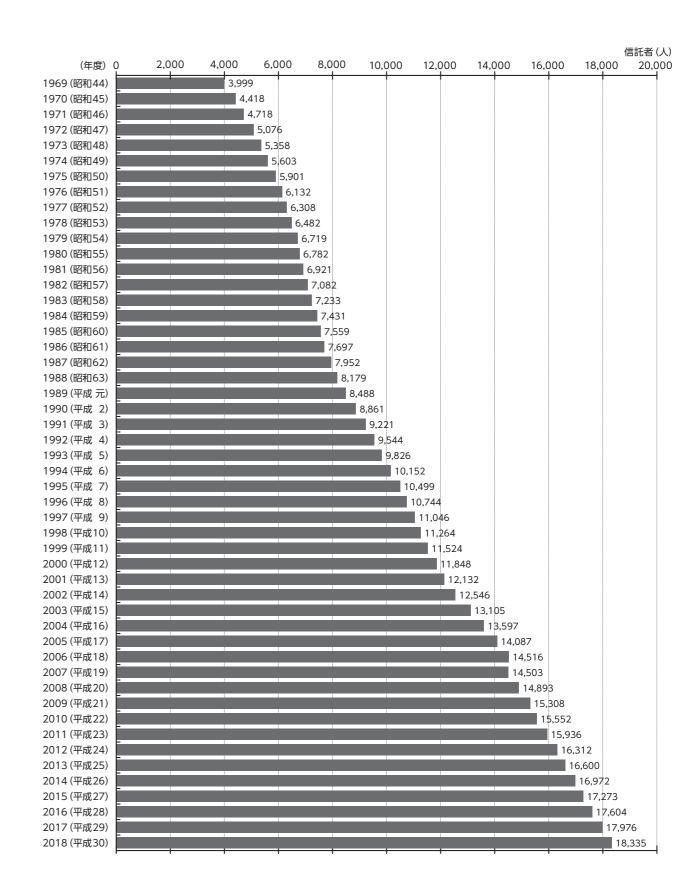


254 | \$\(\pi\) 3 & \(\pi\)4## \(\pi\)4## \(\pi\)4 | \$\(\pi\)5 | 255

著作物使用料等の分配額の推移

(億円) 600 800 1,000 1,200 1969 (昭和44) 1970 (昭和45) 1971 (昭和46) 1972 (昭和47) 1973 (昭和48) 1974 (昭和49) 1975 (昭和50) 1976 (昭和51) 1977 (昭和52) 1978 (昭和53) 1979 (昭和54) 1980 (昭和55) 1981 (昭和56) 1982 (昭和57) 1983 (昭和58) 1984 (昭和59) 1985 (昭和60) 1986 (昭和61) 1987 (昭和62) 1988 (昭和63) 1989 (平成 元) 1990 (平成 2) 1991 (平成 3) 1992 (平成 4) 1993 (平成 5) 1994 (平成 6) 1995 (平成 7) 1996 (平成 8) 1997 (平成 9) 1998 (平成10) 1999 (平成11) 2000 (平成12) 2001 (平成13) 2002 (平成14) 1,067 2003 (平成15) 2004 (平成16) 2005 (平成17) 2006 (平成18) 1,106 2007 (平成19) 1,120 2008 (平成20) 2009 (平成21) 1,088 2010 (平成22) 1.064 2011 (平成23) 2012 (平成24) 2013 (平成25) 2014 (平成26) 2015 (平成27) 1,115 2016 (平成28) 1,124 2017 (平成29) 1,108 2018 (平成30) 1,126

■信託者数の推移(各年度末時点)



索引

【英字】

ASCAP 4.24.25.30.32.33.36.37.41.44.60.128.166.228.231
BGM 11.51.57.113.143.145.146.153.154.159.164.201.203.212
BIEM 11.22.23.32.41.44.52.56.59.93.128.129.146

CATV 61,113,120,121,122,123,133,199,200

CCIF 128,130,132,136

CDレンタル ⇒ 貸与

CDC 127,130

CISAC 4,5,26,27,28,30,35,37,39,41,42,44,51,52,71,76,89,92,93,98,124,128,129,143,146,147,150,151,153,155,159,161,163,164,165,166,172,173

CULTURE FIRST 150,151

CWR 161

EDI (電子データ交換) 118

FCA 78,84,103,107,138,154

Fluzo 130

GEMA 27,32,41,42,56,228,231

Google 121,122

Harry Fox 23,28, 228, 231

JASRAC Creator's Path 156

JASRAC音楽文化賞 146,161,176,250,251,252,253,254

JASRAC賞 71,139,232

JKA 104,105,114,138,170,171

J-WID 108,110,118,119,146

KOMCA 125,228,231

MINC 108

MPA 60,84,88,91,103,112,154

NMRC 130,141,148

P2P ⇒ ファイル共有ソフト

SACEM 5,27,35,36,166,180,181,229,230,231

TPP 124,162,163

WIPO 39,93,105,107,169,181

WTO(世界貿易機関) 74,96

YouTube 121,122,164,166,175

【ア字】

意見書(各種意見書の提出、公表等) 42, 45, 69, 74, 92, 97, 100, 103, 149, 162

インターネット 2, 98, 100, 105, 108, 117, 118, 124, 127, 128, 130, 131, 132, 137, 139, 140, 141, 146, 175, 181, 197, 198, 200, 201, 203, 205, 208, 210, 252

インタラクティブ配信 118, 119, 120, 133, 137, 138, 141, 144, 148, 154, 159, 160

映画上映 42, 44, 46, 142, 159, 161, 173

音楽議員連盟(音議連) ⇨ 文化芸術振興議員連盟

音楽教室 157, 158

音楽出版社協会 ⇒ MPA

音楽配信 2,98,107,127,130,140,209,210

【カ行】

海賊版 64,66,69,79,80,83,127,175,181,187,198,203,205

貸レ暫定措置法 75,77,189

歌謡教室 153, 157, 158

カラオケ歌唱室 85,90,97,100,103,105,112,119,152,181

カラオケ社交場 152,225

カルチャーセンター 135, 147, 153

環衛(環境衛生同業組合) ⇒ 生活衛生同業組合

管理事業法 ⇨ 著作権等管理事業法

管理手数料(管理手数料実施料率) 15, 18, 32, 36, 38, 40, 41, 53, 55,

71, 73, 77, 83, 85, 86, 106, 111, 113, 116, 120, 152, 163

還流防止措置 ⇨ 海賊版

業務組織 ⇨ 組織変更

曲目報告 62, 65, 67, 108, 112, 118, 119, 130, 137, 146, 157

携帯電話 127, 181, 208, 209, 210

ケーブルテレビ ⇨ CATV

ゲーム 65, 78, 100, 133, 141, 143, 148, 152, 156

権利の集中管理小委員会 106,111

公益法人制度改革 102, 123, 129

広告目的 144, 145, 152

公正取引委員会 4,126,128,138,143,147,154

こころ音プロジェクト 134, 161

5坪まで店 103,105

【サ行】

作品DB検索システム ⇒ J-WID

作品届 99, 112, 119, 161

30条8号(30条1項8号/30条8号問題) 11, 32, 35, 40, 42, 55, 168, 183, 184

100,101

事業報告会 132

私的録音·録画補償金(私的録音·録画補償金制度) 76,77,80,81,92,

93, 94, 95, 118, 134, 142, 144, 149, 150, 151, 165, 173

社交ダンス教授所 ⇒ ダンス教授所

ジャスラ 140, 154

収支差額金 23,53,73,85,152

集中管理 56,89,106,111,143,172,246

出張所 15, 21, 34, 35, 38, 45, 46, 54, 224, 225, 226, 227

使用料規程(使用料規定) 14, 15, 17, 18, 20, 24, 28, 29, 30, 32, 35, 36, 40, 41, 42, 44, 45, 46, 49, 51, 55, 58, 59, 61, 62, 63, 65, 66, 67, 69, 70, 72, 74, 75, 77, 79, 82, 84, 88, 90, 98, 99, 100, 103, 108, 111, 113, 114, 115, 119, 121, 123, 125, 132, 135, 141, 142, 144, 148, 152, 153, 157, 158, 160, 169, 185, 186, 191, 194, 195, 201

使用料徴収額 4, 15, 46, 51, 53, 54, 61, 68, 69, 72, 80, 86, 90, 152

信託契約約款 14, 26, 38, 40, 53, 54, 66, 67, 68, 73, 77, 102, 103, 106, 108, 111, 113, 120, 122, 123, 127, 141, 143, 144, 147, 148, 152, 154,

157, 160, 165, 166, 204, 223

信託契約約款改正委員会 53,66,102,106,111,120,122,127,223

信託者 14, 15, 19, 21, 40, 41, 53, 54, 63, 64, 68, 103, 111, 119, 134,

144, 146, 224, 257 生活衛生同業組合 114, 159, 161

世界知的所有権機関 ⇒ WIPO

全国カラオケ事業者協会 ⇒ JKA

戦時加算 26, 39, 100, 121, 124, 134, 138, 144, 153, 155, 158, 163,

相互管理契約 4, 27, 44, 52, 62, 125, 161

創作者団体協議会(創団協) 163

組織変更 52,54,102

【タ行】

貸与(CDレンタル) 49, 71, 73, 75, 77, 78, 81, 86, 141, 160, 189, 190, 191, 203, 208

ダンス教授所 115, 120, 146, 147, 157, 201, 202

知的財産推進計画(知財戦略、知的財産戦略本部) 114,126

仲介業務法 10, 11, 12, 13, 14, 18, 24, 33, 40, 42, 45, 65, 66, 81, 110, 111

長期ご契約者 161,162

著作権協会国際連合 ⇨ CISAC

著作権情報集中処理機構 ⇒ CDC

著作権審議会 ⇨ 文化審議会

著作権等管理事業法 102, 111, 113, 157, 165

著作権法 10, 11, 12, 14, 24, 27, 28, 31, 32, 35, 40, 42, 45, 49, 52, 54, 55, 56, 57, 58, 62, 64, 66, 68, 70, 72, 73, 74, 75, 77, 80, 81, 83, 87, 88, 91, 92, 94, 95, 96, 97, 98, 100, 105, 107, 109, 110, 111, 114, 116, 118, 119, 120, 122, 123, 124, 127, 128, 138, 144, 151, 162, 168, 169, 174, 175, 177, 183, 184, 186, 187, 188, 189, 190, 191, 194, 195, 196, 197, 198, 201, 202, 203, 205, 206, 208, 209, 210, 211, 246, 248

著作権保護期間延長問題 144, 153, 158, 162, 163

通信カラオケ 57, 98, 99, 103, 110, 116, 117, 144, 154, 202, 205

定款 13, 15, 19, 20, 25, 33, 34, 40, 48, 57, 60, 63, 67, 69, 102, 103, 104, 111, 123, 128, 129, 132, 135, 136, 143, 147, 148, 157, 158, 165, 166

定款改正委員会 47,85,97,129,135,223

デジタル 71, 91, 93, 94, 95, 97, 98, 100, 105, 107, 117, 124, 126, 130, 149, 150, 151, 158, 163, 166, 175, 181, 205, 236, 237, 243, 246, 248

動画投稿(共有)サイト 128, 131, 136, 137, 181, 209

独占禁止法(独禁法) 126

電子透かし 98, 108, 127, 130

【ナ行】

二二二二動画(二二二二生放送) 136,139,164

日本音楽作家団体協議会 ⇒ FCA

日本音楽出版社協会 ⇨ MPA

日本民間放送連盟(民放連) 28, 33, 36, 40, 48, 56, 61, 62, 63, 65, 66, 67, 88, 90, 95, 98, 108, 112, 113, 154, 156

ネットワーク 39, 98, 100, 105, 107, 108, 158, 164, 166, 175, 181, 205, 246, 248

ネットワーク音楽著作権連絡協議会 ⇒ NMRC

【ハ行】

パチスロ *155*

パチンコ 155, 196

万国著作権条約 31,62,96

132, 136, 181, 200

ファイル共有ソフト(P2P/ファイルローグ) 110,117,127,128,130,

フィットネスクラブ 132

フィンガープリント ⇒ 電子透かし

フォルスター事務所 22,23

不正商品対策協議会(不正協) 79

附則14条廃止問題 74,91,100,102,107,181

不法録音物対策委員会 103, 110, 117, 205

プラーゲ旋風 11,81

ブライダルコンテンツ 145,211

プロバイダ責任制限法 115, 137, 140, 208

文化芸術振興議員連盟(音楽議員連盟/音議連) 77,107,134,136,

文化芸術推進フォーラム 134, 136, 138, 142, 144, 151, 158, 162

文化事業 93, 104, 107, 129, 182

138, 142, 144, 151, 162

文化審議会 149

文化庁 23, 34, 51, 52, 54, 55, 58, 59, 65, 66, 67, 72, 74, 77, 92, 94, 95, 97, 99, 100, 104, 106, 107, 108, 114, 115, 118, 120, 129, 132, 135, 137, 141, 142, 143, 144, 146, 147, 148, 154, 155, 157, 158, 160, 162, 165, 168, 169, 170

分配規程 44,67,73,77,81,85,104,113,114,133,137,141,142,143,147,152,154,155,160,164

平和条約 24, 26, 27, 31, 172

放送ブランケット 28, 29, 33, 49, 61, 62, 63, 65, 67, 69

法的措置 35, 58, 75, 88, 90, 96, 100, 129, 132, 180, 181, 182, 194,

196, 199, 202, 204

保護期間延長問題 ⇨ 著作権保護期間延長問題

本部事務所ビル移転問題 81,101

【マ行】

民放連 ⇨ 日本民間放送連盟

【ヤ行】

約款改正委員会 ⇨ 信託契約約款改正委員会

【ラ行】

ライブハウス 116, 121, 146, 164, 211, 243

258 259

JASRAC80年史

音楽でつながる未来へ

2019 (令和元) 年11月18日 発行

発行

一般社団法人日本音楽著作権協会

〒151-8540 東京都渋谷区上原3丁目6番12号 TEL 03-3481-2121(代) https://www.jasrac.or.jp

編集・制作

株式会社 日経BPコンサルティング

印刷・製本

大日本印刷株式会社

©2019 Printed in Japan